

平成17年度

特定化学物質の環境への排出量の把握  
等及び管理の改善の促進に関する法律  
に基づくMSDS制度と海外のMSDS関  
連制度との比較等に関する調査  
報告書

平成18年2月

独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター



## はじめに

独立行政法人製品評価技術基盤機構では、経済産業大臣の定めた中期目標に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）の施行支援及び情報の収集、解析を行っています。

上記事業の1つとして、化管法に基づくMSDS（Material Safety Data Sheet;化学物質等安全データシート）制度と海外のMSDS関連制度との比較等に関する調査を、株式会社三菱総合研究所へ委託して実施したものです。

平成18年2月



# 目 次

<b>第1章 調査の概要</b> .....	1
1.1 調査の背景と目的.....	1
1.2 調査内容及び方法.....	2
<b>第2章 各国のMSDS関連制度に関する状況</b> .....	3
2.1 米国.....	3
2.2 カナダ.....	49
2.3 EU.....	73
2.4 英国.....	93
2.5 ドイツ.....	108
2.6 オランダ.....	123
2.7 その他OECD加盟国におけるMSDS関連制度の概要.....	138
参考：第2章の図表作成に使用した出典について.....	151
<b>第3章 日本の化管法に基づくMSDS制度と、各国のMSDS関連制度との比較分析</b> ...	153
3.1 MSDS関連制度について.....	153
3.2 MSDSの普及状況について.....	156
3.3 MSDSに関わる営業秘密保護の状況について.....	159
3.4 MSDSの普及支援に向けた取組状況について.....	161
3.5 MSDSを取り巻く国際動向に対する取組状況について.....	164
<b>参考資料</b> .....	166
参考資料1 用語集.....	167
参考資料2 各国のMSDS関連法律一覧.....	174
参考資料3 各国のMSDS関連制度問い合わせ先一覧.....	176
参考資料4 海外インタビュー調査概要.....	179



# 第1章 調査の概要

## 1.1 調査の背景と目的

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）に基づく指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供（以下「MSDS 制度」という。）が平成13年1月より実施されている。

本調査は、化管法に基づく MSDS 制度と海外の MSDS 関連制度との比較及び海外における当該制度の産業界への普及状況を調査すること等により、当該 MSDS 制度の問題点を明確化し、制度の見直し及び更なる制度の普及を図るための参考とすることを目的として実施した。

調査対象国は、先進事例があると考えられる米国、カナダ、欧州（欧州連合、英国、ドイツ及びオランダ）及びその他の OECD 諸国である。

以下、具体的な調査目的を示す。

- 対象国における MSDS 制度の詳細を把握する。
- 対象国における産業界（業界団体及び民間企業）による MSDS 制度の普及に向けた具体的な取組について把握する。
- MSDS に含まれる営業秘密情報を保護するために、対象国がどのような法律及び規則を設けているのかを把握する。
- 対象国における MSDS 制度の普及状況を把握する。

## 1.2 調査内容及び方法

### (1) 国内文献調査

インターネット及び文献を使用し、米国、カナダ、欧州（欧州連合、英国、ドイツ及びオランダ）及びその他の OECD 諸国等の MSDS 関連法制度の概要を、根拠法、所管官庁、MSDS の記載項目や営業秘密保護の規定などの項目ごとに整理した。

### (2) 現地ヒアリング調査

米国及びカナダにおいては、所管官庁、業界団体、民間企業及び法律事務所、欧州（欧州連合、英国、ドイツ及びオランダ）においては、所管官庁及び法律事務所に対して現地ヒアリング調査を行い、国内文献調査での内容確認と MSDS 制度の運用状況や問題点、並びに今後の展望などについてのそれぞれの見解を把握した。

国内文献調査及び現地ヒアリング調査での主な調査項目は以下のとおりである。

- MSDS 関連制度の状況
- MSDS の普及状況
- MSDS に関わる営業秘密保護の状況
- MSDS の普及支援に向けた取組の状況
- MSDS を取り巻く国際動向に対する取組の状況
- その他の状況

### (3) 日本の化管法に基づく MSDS 制度と、各国の MSDS 関連制度との比較分析

(1) 国内文献調査及び(2) 現地ヒアリング調査での結果を踏まえ、日本の化管法に基づく MSDS 制度と、各国の MSDS 関連制度との相違点と論点を整理し、前述の調査項目に基づき分析を行った。

### (4) 我が国の化管法に基づく MSDS 制度の在り方に関する検討

(1)～(3)の結果、並びに「平成 16 年度特定化学物質の排出量の把握等管理の改善の促進に関する法律に基づく MSDS 制度の現状における問題点の把握等に関する調査報告書」の調査結果と比較分析した結果とあわせ、有識者へのヒアリング調査を通じて、我が国の化管法に基づく MSDS 制度の普及に向けた今後の取組に関する検討を行った。



## 第2章 各国のMSDS関連制度に関する状況

以下、各国MSDS関連制度の状況について示す。なお、本文中の主な英文略字の正式名称及び和文名については参考資料1に記載する。また、図表2.1.1-1から図表2.6.3-1については、出典がある場合、その概略を各図表の末尾に記したが、詳細は151～152ページの「参考：第2章の図表作成に使用した出典について」に記載する。

### 2.1 米国

#### 2.1.1 MSDS関連制度の状況

##### (1) 概要

米国の「化学物質の情報伝達」の仕組は、MSDS制度が連邦政府の規制により成立する以前の戦前・戦後から、労働安全衛生を主な目的として次第に発達してきた。そのため、米国では、1992年のアジェンダ21を契機とする「化学物質の適正管理のための情報伝達」の仕組を整備していこうとする国際的動向とはMSDS制度の位置付けが異なる。

米国のMSDS制度は、以下で規定されている。

- DOLのOSHAで制定されたOSHActに基づくHCS
- EPAで制定されたEPCRA/SARA Titleに基づくHazardous Chemical Storage Reporting Requirements(危険化学品保管報告要件)
- EPAで制定されたTSCAに基づくHCP
- MSDSという名称ではないが、DOTで制定されたHMTAに基づくMaterial Designation and Hazardous Communicationsで規定されている。

##### (2) 「化学物質の情報伝達」を取り巻く経緯

###### 「化学物質の情報伝達」に関する国際的経緯

先進国の化学物質の情報伝達による化学物質の自主的管理を促す動きは、1990年代の国際動向と関係している。1992年、ブラジルのリオデジャネイロで、地球環境サミットが開催された。そこでは、持続可能な開発のための行動計画「アジェンダ21」が採択された。アジェンダ21の第19章は、「有害化学物質の環境上適切な管理」を持続可能な開発へ向けての重要な課題としている。

アジェンダ21の第19章は、化学物質管理に関わる各ステークホルダー(政府、産業界、学会及びNGOなどの利害関係者)の取組むべき6つのプログラム領域を示している。A.化学的リスクの国際的評価の拡充と促進、B.化学物質の分類と表示の調和、C.有害化学物質及び化学的リスクに関する情報交換、D.リスク削減計画の策定、E.化学物質管理に関する国レベルでの対処能力の強化及びF.有害及び危険な製品の不法な国際取引の防止である。

このうち、「C.有害化学物質及び化学的リスクに関する情報交換」は、MSDS制度を含む化学物質の情報伝達制度の拡充を目的としている。先進国ではこれを受けた形で、化学物質

管理の情報伝達制度を拡充しようとする動きがある。例えば、我が国の経済産業省の化管法を紹介しているホームページ<sup>1</sup>では、本法がこうした国際的動向を踏まえて設立された制度であることが説明されている。

しかし、米国の化学物質の情報伝達制度としての MSDS 制度の成り立ちは、以下に示すように、こうした国際的動向よりも古い。そのため、米国連邦政府の規制レベルでは、労働安全衛生、地域社会の安全衛生管理という特徴を強く有していると考えられる。

#### 米国の MSDS 制度発展の歴史的背景

Kaplan, S.A. (1986)<sup>2</sup>によると、米国では、過去 150 年の間に、動物や人間に対する化学物質の毒性に関する包括的な文書を作成する動きが進展してきており、MSDS はその流れで位置付けることができるという。

米国の OSHA による MSDS で表示されるべきとされている項目は 12 項目（詳細は後述）であり、これらの個々のデータは、個別に整理されてきたが、それがひとつのデータシートへと集約していく過程が MSDS の発展であったと言い換えることができる。以下にその例を挙げる。

#### イ) 健康有害性

1910 年代～20 年代にかけて、米国の Public Health Laboratory やジョンズ・ホプキンス大学の附属医療機関などが化学物質の健康有害性に関する研究を行った。

#### ロ) TLV の算出

産業の発展していた州の産業衛生専門家、毒物研究者により限界許容濃度 (Maximum Allowable Concentrations) という名称で研究がなされていた。各州で基準が異なっていたが、1938 年に、NCGIH (現 ACGIH) によって、州の合意に基づいた限界許容濃度のリストを発表し始めた。1958～1959 年にかけて、TLV という用語に変わった。OSHA がこの基準を導入し、TWA となった。

#### ハ) 緊急対応・応急処置の発展

化学品の製造業者がその顧客によい印象を残すために、特定の化学品の緊急対応・応急処置についての情報を提供するという活動は、非常に歴史が古い。また、米国の化学品会社により、緊急対応の統一基準を設けるという動きがあった。製薬会社、保険会社、CMA、DOT によって基準が設けられており、現在使われている緊急対応の情報源で最も古いものは、CMA によって整備されたものである。

#### 二) 予防措置 (防護措置) の発達

<sup>1</sup> 経済産業省ホームページ：化学物質排出把握管理促進法の基本事項に関する Q&A  
[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/qa/1.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/1.html)

<sup>2</sup> “Development of Material Safety Data Sheets” Presented at the 191st ACS National Meeting <http://jrm.phys.ksu.edu/Safety/kaplan.html>

熱や鋭利なものに対応するグローブ、呼吸器を守るためのマスクは歴史上古くからある。第一次世界大戦後にガスマスクが開発される（直接の起因は戦中の毒ガス攻撃対策だったがすぐに有害な化学物質から身を守るために使われるようになる）。防眼装置、換気装置は最近の開発。

物質の混合による事故や性質の変化による事故を防ぐために、戦後、特に化学物質による被害の大きかった造船業、塗装業には DOL が対応してきた。

1946 年に、Manufacturers Chemical Association（現 SOCMA）が Chemical Safety Data Sheets を発行し始める。

1958 年の Longshoremans 法に基づき、DOL は海運業に特化した部局を設け、船内及び造船所の労働者の保護を試みた。60 年代末には、Industrial Safety and Occupational Health Support Office により最初の公的 MSDS が作成されたが、これも船舶の艤装、解体、修理のみを対象としていた。

1970 年には労働安全衛生を担当する政府部局として OSHA が設立された。化学物質に関わる労働安全衛生管理の適用を海運業から全産業へと拡大するようとの圧力を各方面から受けて、1983 年に MSDS を製造業者に義務付ける HCS が成立した。1987 年には、全業者に拡大された。

OSHA の HCS 制定後司法の判断により、営業秘密保護の定義に、「容易に化学物質のアイデンティティが解明されてしまうもの」は含まないように、より厳しいものに改定され（1987 年改定）さらに対象を全企業に拡大する（1987 年改定、1989 年実施）という 2 点で改革が見られた。1987 年改定直後に、OSHA が利害関係者に MSDS 義務化の実現可能性についてのデータや証拠を求めた結果 137 通が寄せられた（内 40 通は締め切り後に到着）が、多くは質問やデータに基づかない意見のみで、その後の改定には反映されなかった。

### （3）MSDS 制度の状況

以上のように米国の MSDS 制度は労働者の安全性保護を中心に発達してきた。その中心は、OSHAct の HCS の下での MSDS 制度であると考えられる。OSHAct の MSDS 制度は、有害化学物質全般を対象にし、また労働安全衛生を目的としたものである。企業間の化学物質の情報伝達に MSDS は活用されているが、作業場での有害性周知徹底を目的としている。所管部局である OSHA は、企業への立ち入り検査などを厳しく実施する機関として知られている。

これを、TSCA の MSDS 制度、EPCRA/SARA Title III の MSDS 制度及び HMTA の Material Designation and Hazardous Communications が補完するという形になっている。TSCA の MSDS 制度は新規登録化学物質、EPCRA/SARA Title III の MSDS 制度は OSHAct で規定されている化学物質の情報を地域社会の緊急対処計画の設定に活用することを目指したものである。また、直接 MSDS という名称は使われていないが、HMTA が有害化学物質の輸送に関わる危険有害性情報の添付を規定している。

言い換えれば、米国の MSDS 制度は、連邦行政の観点からは、化学物質に関わる（1）作業場での労働安全衛生（OSHAct、TSCA）（2）地域社会の緊急対処計画（EPCRA）（3）輸送時の安全性（HMTA）という観点から活用されているといえる。

このように、米国の MSDS 制度及び化学物質の情報伝達制度は、日本の化管法に基づく MSDS

制度及び化学物質の情報伝達制度とは、その性質がかなり異なっていると考えられる。日本の化管法に基づく MSDS 制度は、1992 年のリオデジャネイロの地球環境サミットで採択されたアジェンダ 21 の第 19 章との関連から成立した制度であるといえる。そのため、日本の化管法に基づく MSDS 制度は「有害化学物質・化学物質のリスクの情報交換」(アジェンダ 21 第 19 章 C) に主眼があり、「科学・技術・経済・法律に関する情報の交換を通じて化学物質の適正な管理」(アジェンダ 21 第 19 章 33 項) をすることを究極の目的<sup>3</sup>としたものである。これに対して、米国の化学物質の情報伝達制度の一環として MSDS 制度を見た場合、(少なくとも連邦政府の立場からは、)労働者の安全性、地域社会の安全性の保護という出発点から逸脱するものではないといえる。

#### 全体像

米国で、化学物質の安全性をデータシートとして作成することを義務づけている法律は、4 法ある。DOL 所管の OSHA 法、EPA 所管の TSCA と EPCRA/SARA Title III、DOT 所管の HMTA である。

OSHA 法の実施規則のうち HCS (29CFR1910.1200)、TSCA の実施規則のうち Hazard Communication Program (40CFR721.72)、EPCRA の実施規則のうち Hazardous Chemical Storage Reporting Requirements (40CFR370)、HMTA の実施規則のうち Material Designation and Hazardous Communications (49CFR171.172) が MSDS の作成を規定している。

図表 2.1.1-1 を見ると、各法における、目的、対象及び化学物質の安全性情報の流れは、それぞれ異なっている。また、それぞれの法が規定する化学物質や危険有害性の定義は、若干異なっている。

---

<sup>3</sup> 経済産業省ホームページ「化学物質排出把握管理促進法の基本事項に関する Q&A」  
[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/qa/1.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/1.html)

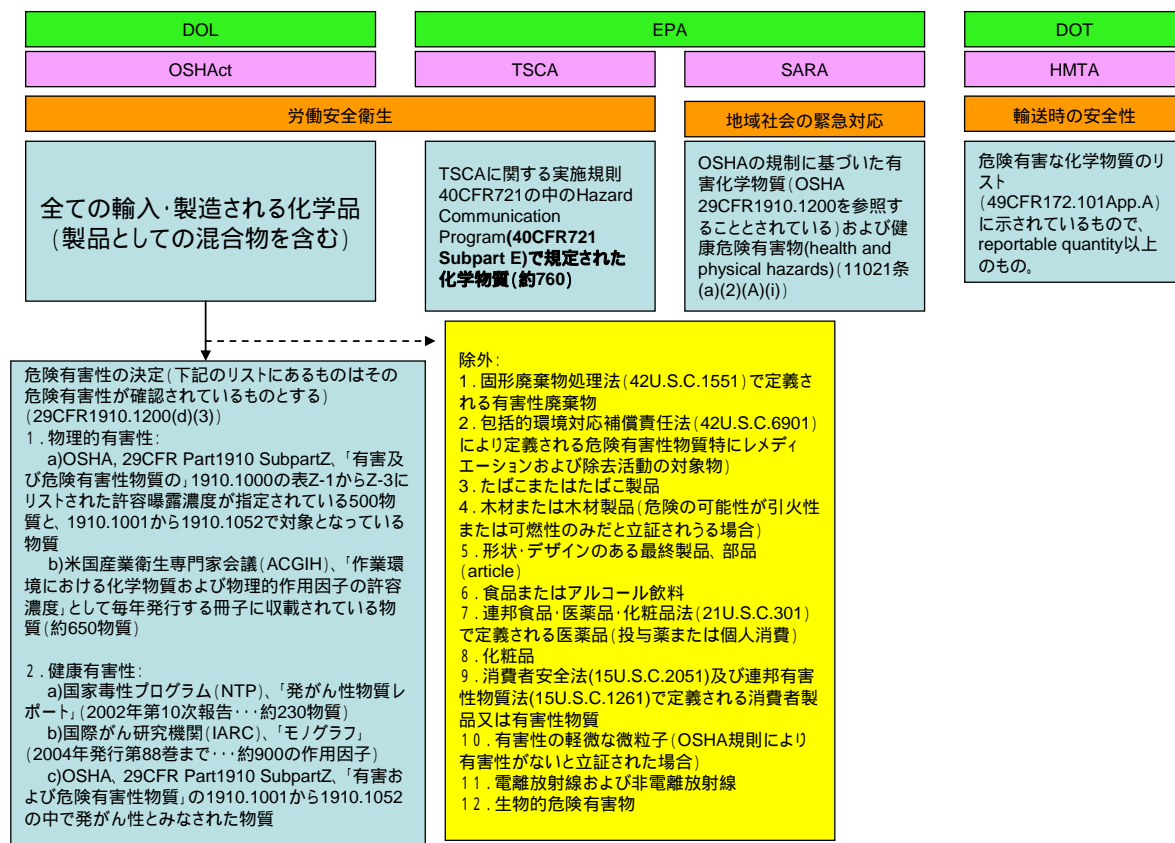
図表 2.1.1-1 米国のMSDS制度に関連する4制度

担当官庁	化学物質管理関連法名	MSDS制度名(もしくは規定している規則名)	目的	対象	情報の流れ
EPA	TSCA	Hazard Communication Program	製造・輸入される新規化学物質に関連して、作業場での安全を確保するための労働者および医療関係者への情報提供	企業が製造・輸入する新規登録化学物質	・企業間 ・企業から労働者
	SARA	Hazardous Chemical Storage Reporting Requirements	地域社会で化学物質を扱う施設で、化学物質による事故があった場合、地域社会が緊急対応をすることが可能なように、MSDSにより地域の有害物質の危険性を把握する。	OSHAに規定されている有害化学物質	・企業から地域社会(州の緊急対策委員会、地方の緊急対策委員会)、消防署
DOL	OSHA Act	Hazard Communication Standard	製造・輸入される化学物質に関連して、作業場での安全を確保するための労働者への危険有害性情報開示	企業の製造・輸入する化学物質全般	・企業間 ・企業から労働者
DOT	HMTA	Material Designation and Communications	輸送される化学物質に関連して、輸送上での安全性の確保のための情報	輸送される有害化学物質	・有害化学物質を送送する企業から、運搬業者

出典：米国関連官庁ホームページより作成

図表 2.1.1-2 では、4 法それぞれが対象とする化学物質リスト（OSHA Act については、除外される化学物質及び危険有害とされる化学物質のリストは存在するが、あくまで全化学品が対象）についてまとめた。

図表 2.1.1-2 米国のMSDS制度の対象となる化学物質



出典：各種資料より作成

## TSCA における MSDS 制度

TSCA における MSDS 制度の目的は、新規登録化学物質の危険有害性に関する情報について、MSDS を通じて企業が把握し労働安全衛生に活用することである。TSCA における MSDS 制度の概要は、次ページのとおりである。

図表 2 . 1 . 1 - 3 TSCA の下での MSDS 制度

	概要・該当条項
根拠となる法令	TSCA(有害物質規制法)
目的	1)化学物質(chemical substances)および混合物(mixtures)が健康・環境に及ぼす影響についての適切な情報伝達を、化学物質および混合物を製造・加工する者の責任とする。 2)化学物質を規制する権限をEPAに付与。 3)技術革新を不当に妨げず、不必要な経済的障害を生じないような方法で、化学物質の技術革新および商取引が健康・環境を損なうことのないようにする。 (TSCA第2条)  人の健康または環境を損なうリスクをもたらすすべての化学物質と混合物(医薬品や農薬、食品添加物、放射性物質などの特殊用途化学品を除く)の製造と輸入規制が目的。EPAに、米国で流通する化学物質を追跡し、必要に応じて製造・輸入を禁止する権限を与える。
所管官庁(担当部署)	EPA, Office of Pollution Prevention & Toxics
MSDS制度の位置づけ	TSCAでは化学物質の重要な新規使用に関連して、危険有害性周知を行うことを義務づけており、その一環としてMSDSを使用することを求めている。(40CFR721.72)
MSDS制度の目的	新規化学物質(significant new uses of chemical substances)に関連して、作業場での安全を確保するための労働者への情報開示(40CFR721.72(a)) そのため、Employerは、Subpart Eで新規(利用)化学物質と認定された物質のMSDSを作成もしくは入手しなければならない。(40CFR721.72(c)) 個々の物質のアイデンティティよりも、その工程内で起こりうるハザード(hazards)の情報を示すことが重要。(40CFR721.72(c)(8))
MSDSの記載項目・書式	1)コンテナラベルで示されている化学物質のアイデンティティ:もしも、秘密保持請求がなければ、物質の化学名と一般に知られた名称(common name)。秘密保持請求のある場合は、一般的名称を用いる。 2)物理的、化学的特性(physical and chemical characteristics) 3)物理的危険有害性(physical hazards) 4)人体・環境への危険有害性(human and environmental hazards) 5)曝露(exposure)の兆候・症状、曝露により悪化するであろう健康状態に関する情報 6)主な曝露(exposure)経路 7)労働者への曝露・環境への放出を防ぐための予防措置 8)安全な取扱い・使用のための一般に知られた注意 9)労働者の安全のための措置(必要な防護装置など) 10)応急処置に関する情報 11)MSDSの作成日時 12)MSDSを作成し、より詳しい情報を提供できる責任者もしくは組織の連絡先
対象業種	Subpart Eで同定された新規化学物質(new use of chemical substances)を製造・輸入・処理する。Employer(業者)(40CFR721.72)
対象化学物質	40CFR721のSubpart E "Significant New Use for Specific Chemical Substances"で同定された化学物質(約760)(この化学物質は、40CFR720で規定されるPMM(製造前届出制度)によりTSCAに登録された新規化学物質:40CFR721.1(c))
添付義務のある製品の要件	・Subpart Eで同定された新規化学物質を企業間で取引する場合は、MSDSを貼付すること(40CFR721.72(c)(6))
製品の適用除外	MSDSそのものに関する適用除外は明記されていない。ただし、新規化学物質関連の規制の適用除外については、40CFR721.45で規定されている。
企業秘密保護(定義、審査方法、根拠など)	TSCAの新規化学物質届出制度において、企業はMSDSに含まれる情報をEPAに提出する必要がある。この際に、企業は、提出した企業秘密情報を、EPAに公開しないよう求めることができる。(40CFR720.80) TSCAでは特に以下について規定している; 1)化学的アイデンティティ(製造または輸入の開始前の時期について適用され(40CFR720.85)、TSCAのインベントリーに追加されるときも秘密保持請求をする必要がある) 2)新規化学物質の用途または提案カテゴリー:EPAに化学物質の用途のカテゴリー、提案カテゴリーを提出。また、総称的な(complete)用途の記述を提供。 3)健康および安全性調査からのデータ(40CFR) Subpart Eでリストされている化学物質(化学式のないものもある)の秘密情報がEPAにより保護されており、化学物質を輸入・製造・処理する企業がそのアイデンティティが判別できない場合、EPAにSubpart Eのいずれが該当するかを問い合わせることが出来る(40CFR721.11)。EPAがこの申請が「Bona Fide(善意)」に基づくものかどうかを判断する。
輸入製品の取扱い	輸入製品も適用対象となる
裾切り要件	MSDS規定の対象は、Subpart Eに規定された化学物質なので、裾切り要件はない。なお、TSCAの新規化学物質の登録の免除要件は、年間10,000ポンド以下で製造・輸入される化学物質(40CFR723.50)、と低環境放出(low environmental releases)および低人曝露物質(low human exposures)(40CFR723.50)、ポリマー(polymers)(40CFR723.250)。健康・環境に重篤な影響があるとみなされる(serious acute or chronic effects, or significant environmental effects)物質は、裾切りされない(40CFR723.50(d))。
MSDS関連制度を厳格に実施するための措置	(MSDS制度に限らず、Hazard Communication Programを)順守しなかった場合、15U.S.C2614、2615の違反となる(40CFR721.35)。 15U.S2615によると、ペナルティとして Civil Penalties(意図しなかった場合でも):1日1件につき25000ドル以下の罰金 Criminal Penalties(意図した場合):1日1件につき25000ドル以下の罰金または、懲役1年以下
関連制度成立の経緯(成立年、改正年、改正のポイントなど)	Hazard Communication Programに関する規則は、1989年に成立。1990年、93年に改正されている。

出典:各種資料より作成

## EPCRA/SARA Title III における MSDS 制度

EPCRA/SARA Title III の目的は、環境中に放出される化学物質の規制にある。1986 年インド・ボパールでの事故、その後起きたウェストバージニア州での事故を契機に、「地域住民の知る権利」に基づいて、

- ・ 緊急時の事故の対処計画の策定のための枠組を策定。地方自治体が緊急対処計画を作成し、州・連邦政府が支援。
- ・ 個々の事業所 ( owner or operator of a facility ) の有害化学物質の移動・排出量を登録した上で地域住民に公開し、企業の自主努力を通じて化学物質の排出量の削減を目指す。

EPCRA/SARA Title III における MSDS 制度は、OSHA 法で労働安全衛生を目的として規定されている化学物質の情報を地域社会の緊急対処計画の設定に活用することを目指したものである。OSHA 法で規制されている危険有害性化学物質に関して、各事業所が作成・入手した MSDS のコピーを地域の緊急対応委員会、州の緊急対応委員会及び消防署に提出することを義務付けている。すなわち、化学物質による事故があった場合、地域社会が緊急対処することが可能なように、MSDS により地域の有害化学物質の危険性を把握することが目的である。



図表 2 . 1 . 1 - 4 EPCRA/SARA Title III の下での MSDS 制度

	概要・該当条項
根拠となる法令	EPCRA/SARA Title III
所管官庁(担当部署)	EPAのChemical Emergency Preparedness and Prevention Office
法の目的	危険有害化学物質(hazardous chemicals)について住民に重要な情報を提供し、地域社会の危険有害化学物質に関する意識を向上すると同時に、州と地方の緊急対応計画の策定(development of State and local emergency response plans)を促進する(40CFR370.1)。
MSDS制度の位置づけ	EPCRA/SARA TitleIIIにおけるMSDS制度は、OSHAで労働安全を目的として規定されている化学物質の情報を地域社会の緊急対処計画の設定に活用することを目的としたものである。
MSDS制度の目的	OSHAの規制により、MSDSを作成する義務のある施設のオーナー、運営者は、MSDSもしくは化学物質のリストいずれかを地方の緊急計画委員会(local emergency planning committee)、州の緊急対応委員会(state emergency response commission)、施設のある地域所管の消防署に、提出する必要がある。(40CFR370.21)
MSDSの記載項目・書式	MSDSを提出する場合: OSHAの規定に基づく。 リストを提出する場合: MSDS提出を要求される化学物質を、健康・物理的有害性(health and physical hazards)に基づいて分類。MSDSに記載されている化学物質の名称。MSDSに記載されているように、化学物質(chemical)の中の危険有害成分(hazardous component)。 (11021条(a)(2)(A)、40CFR370.21) 提出は一回限り。ただし、新事実を発見した場合には、再提出。(40CFR370.21)
対象業種	OSHAのMSDS提出義務のある施設
対象化学物質	OSHAの規制に基づいた有害化学物質 (OSHA 29CFR1910.1200を参照することとされている) および健康危険有害物(health and physical hazards)(11021条(a)(2)(A)(i))
添付義務のある製品の要件	該当なし(OSHA参照のこと、ただし長官はOSHAのカテゴリーと異なるカテゴリーを設定できる)(11021条(a)(2)(B))
製品の適用除外	該当なし(OSHA参照のこと、ただし長官はOSHAのカテゴリーと異なるカテゴリーを設定できる)
営業秘密保護(定義、審査方法、根拠など)	該当なし コメント: OSHAの規制によって、作成義務のあるMSDSを州、地方、消防局に提出することがEPCRAのMSDSに関する規定であるから、秘密保護規定(the regulation on the claim of confidentiality)もOSHAのものに順ずると考えられる。
輸入製品の取扱い	該当なし
裾切り要件	EPCRA/SARAでは、OSHAの規制に基づくこととされている(ただし、長官は、新たな裾切り要件を設定する権限を有する)。(11021条(b)) 実施規則では、 ・MSDSの提供は特に有害な化学物質(hazardous substances)(40CFR355に規定されている)は500ポンド以下もしくは40CFR355で規定されたTPQ(threshold planning quantity)のどちらか低いほうは免除。 ・その他の有害化学物質は、10,000ポンド以下 ・ただし、MSDSの提供を「州の緊急対策委員会(local emergency planning committee)」（もしくは住民が州の緊急対策委員会を通じて）に請求された場合は、裾切り要件は適用されない。(40CFR370.20)
MSDS関連制度を厳格に実施するための措置	罰則規定として、MSDSに関連する条項違反があった場合は、1項目1日につき10,000ドルの罰金。
関連制度成立の経緯(成立年、改正年、改正のポイントなど)	EPCRA/SARA Title IIIは、1986年成立。

出典：米国環境省実施規則 40CFR370、佐野弘・佐々木正和・岡尾正之『製品安全データシート(MSDS)作成実務必携 増補改訂版』2003年より作成

## OSHAAct における MSDS 制度

「労働者の知る権利」に基づき、米国内で危険あるいは有害な化学物質を取り扱う事業者に対して、その作業場における化学物質(化学製品)の危険有害性の情報公開を義務付ける。MSDS 制度は、その一環として位置付けられている。図表 2.1.1-5 では、OSHAAct の HCS で規定される MSDS 制度についてまとめた。ここで対象とされるのは、一部の例外(図表 2.1.1-2 及び図表 2.1.1-5 参照)を除いた全化学物質(化学製品)である。よって、「(HCS は)判断基準(criteria-based)に基づいた規制なので、特定の化学物質のリストに限定されない」<sup>4</sup>規制である。

また、ここで対象とされている化学物質とは、混合物(化学反応によらない(すなわち組成の変化しない)<sup>2</sup>種類以上の化学物質の混合物:29CFR1910.1200)を含むとされている。すなわち特定の製造業者が化学物質を混合して製造している特定の化学製品を含んでいる(例:プリンター用の黒インクなど)。

その有害性の決定については、

- 混合物が全体で評価された場合はその試験結果に従う。
- 混合物が全体で評価されていない場合は、(a)混合物の1%以上を構成する成分と同じ健康危険有害性物質であるとみなす。ただし、発がん性物質であるとみなされる成分を0.1%以上の濃度で含有する場合は、発がんの危険有害性をもたらすと推定される。また前記値内の成分であっても、ACGIHのTLVやOSHAAct PELの規定値を超えて放出され、労働者の健康に影響を及ぼすものは対象となる(29CFR1910.1200(d))。

なお、DOLの副長官の解釈<sup>5</sup>によると、MSDSに混合物の有害性を記載する場合、その製造業者は、

- 混合物を全体として、有害性の試験をして、その有害性を決定しMSDSに記載する。
- 混合物の一部の化学物質の有害性を試験して、その他の化学物質については、既存の研究に依存する。
- 混合物を全体として扱わなかった場合、その有害性は混合物を構成する個々の化学物質の有害性と同じとみなされる。その場合、危険有害性情報は、混合物を構成する物質を製造した上流の製造業者の提供する情報に依存することができる。

のいずれかの方法で、化学物質の有害性を示すことを選択できるとしている。

### イ) 輸入製品・輸入業者に対する規定について

輸入業者は輸入製品のMSDSを作成もしくは入手し、川下の業者にはそれを英語で提供する義務を負っている。(輸入業者はMSDSの作成義務があるが、輸出業者はMSDS

<sup>4</sup> 2004年3月に米上院の「健康・教育・労働・年金委員会」の小委員会で、OSHAのHazard Communication Standardについての労働省の副長官 John L. Henshaw の証言。

[http://www.osha.gov/pls/oshaweb/owadisp.show\\_document?p\\_table=TESTIMONIES&p\\_id=349](http://www.osha.gov/pls/oshaweb/owadisp.show_document?p_table=TESTIMONIES&p_id=349)

<sup>5</sup> 2004年3月に米上院の「健康・教育・労働・年金委員会」の小委員会で、OSHAのHazard Communication Standardについての労働省の副長官 John L. Henshaw の証言。

[http://www.osha.gov/pls/oshaweb/owadisp.show\\_document?p\\_table=TESTIMONIES&p\\_id=349](http://www.osha.gov/pls/oshaweb/owadisp.show_document?p_table=TESTIMONIES&p_id=349)

提供の義務はない)<sup>6</sup>

ロ) MSDS の入手・作成・提供の責任について

MSDS 制度の企業間の情報伝達の履行責任は、川上の製造業者及び輸入業者にある。すなわち、29CFR1910.1200(g)(6)には「化学品製造業者または輸入業者は、流通業者及び事業者が最初の積荷と共に、また MSDS が更新された後の最初の積荷と共に適切な MSDS を提供されることを保証するものとする」とある。また、「MSDS が危険有害化学品として表示された積荷と共に提供されない場合、流通業者又は事業者はできるだけ速やかに化学品製造業者又は輸入業者からそれを入手するものとする」とある。

---

<sup>6</sup> OSHA による 2000 年 1 月 19 日の解釈レター”Responsible party for MSDSs and labelling of imported chemicals”  
[http://www.osha.gov/pls/oshaweb/owadisp.show\\_document?p\\_table=INTERPRETATIONS&p\\_id=23720](http://www.osha.gov/pls/oshaweb/owadisp.show_document?p_table=INTERPRETATIONS&p_id=23720)

図表 2.1.1 - 5 OSHAct の下での MSDS 制度

	概要・該当条項
根拠となる法令	労働安全衛生法 (OSHAct) に基づく危険有害性周知基準 (The OSHA Hazard Communication Standard) (以下29CFR1910.1200)
目的	「労働者の知る権利」(employees' Right-to-Know)に基づいている。米国内で危険(hazardous)有害な(toxic)化学物質を取り扱う作業場において、その化学品に曝露される恐れのある労働者を保護することが目的
所管官庁(担当部署)	DOL(OSHA)
MSDS制度の位置づけ	文書による危険有害性の周知化の一方法(29CFR1910.1200(g))。他に、ラベル及び他の様式の警告、従業員の訓練の記述有。
MSDS制度の目的	化学品製造業者(chemical manufacturers)および輸入業者(importers)が、生産または輸入する危険有害性化学物質(hazardous chemicals)のそれぞれについてMSDSを入手・作成することを義務付ける。また、事業者は、その使用する危険有害化学品のそれぞれについてMSDSを作業場において保管する。(29CFR1910.1200(g))
MSDSの記載項目・書式	ラベルに用いられたアイデンティティ、当該物質を構成する化学名及び一般名(chemical and common names) 物理的及び化学的性質(蒸気圧、引火点など) 物理的危険有害性(physical hazards)の有無 健康危険有害性(health hazards)の有無 主要な流通経路 OSHA許容曝露限度など信頼できる筋の限度基準 潜在的発癌物質(potential carcinogen)かどうか 予防措置 応急処置 管理対策 MSDSの作成日付及び最終更新日 配布もとの連絡先(29CFR1910.1200(g))
対象業種	OSHActの対象となる一般産業、造船所、港湾、建築業者の内、有害化学物質(hazardous chemicals)にばく露される可能性のある化学物質製造業者、輸入業者、事業者及び労働者(29CFR1910.1200(b))。
対象化学物質	化学品製造業者および輸入業者が、製造または輸入する危険有害性化学物質(29CFR1910.1200(g))に対しMSDSを作成しなければならない。 「化学品(chemical)」とは何らかの元素、化合物、または元素および/または化合物の混合物をいう 「危険有害性化学物質(Hazardous Chemical)」とは、物理的危険有害物または健康危険有害物である何らかの化学物質をいう (29CFR1910.1200(c)) 物理的危険有害性の決定: OSHAの29CFR1910.SubpartZまたは米国産業衛生専門家会議(ACGIH)による「作業環境における化学物質および物理的作用因子の許容濃度」が参照される。 健康危険有害性の決定: 国家毒性プログラム(NTP)の「発がん性作用因子報告」、国際がん研究機関(IARC)の「モノグラフ」、29CFR1910.SubpartZのいずれかが参照される。 混合物については、混合物が全体で評価された場合はその試験結果に従う。混合物が全体で評価されていない場合は、(a)混合物の1%以上を校正する成分と同じ健康危険有害性物質であるとみなす。ただし、発がん性物質であるとみなされる成分を0.1%以上の濃度で含有する場合は、発がんの危険有害性をもたらすと推定される。また前記値内の成分であっても、American Conference of Governmental Industrial Hygienists(ACGIH)の許容濃度(TLV)やOSHA許容曝露限度(PEL)の規定値を超えて放出され、労働者の健康に影響を及ぼすものは対象となる(29CFR1910.1200(d))。 (参考):MSDS添付義務のある製品の成分表示の記載例については図表2.1.1-6を参照のこと。
添付義務のある製品の要件	添付義務のある製品の要件はない。化学物質自体にMSDS提供の義務がある。(29CFR1910.1200(g)) ただし、MSDSの不要な製品についての記述はある(下記参照)。
製品の適用除外	粉状(particle)、流体(fluid)以外で、物品(a manufactured item)と考えられるもの(形状・デザインのある最終製品、部品)、FFDCAで定める投与薬(drug)(労働者の個人消費向けのもの)、タバコ、木並びに木製品、労働者の消費のための食品、飲料、アルコール及び化粧品、放射線及び生物的危険有害物。 上記の適用除外理由は、元来工業用ではないもしくは、より特化した法律がすでに存在するため(29CFR1910.1200(b)(5)-(6))。
営業秘密保護(定義、審査方法、根拠など)	あり(29CFR1910.1200(i)(1))。 下記の条件で、化学名や識別情報をMSDS上に開示しなくてもよい。1)営業秘密である旨が裏づけられる。2)危険有害性化学物質の性質および影響に関する情報は開示。3)営業秘密であるがゆえに、具体的な化学的アイデンティティを開示しないことがMSDS上に書かれていること。4)衛生専門家、従業員および指定代理人には具体的な化学的アイデンティティが提示されること。 特に、4)については緊急時、非緊急時の開示手続き、秘密保持協定などについて詳細な規定がある。
輸入製品の取扱い	輸入業者も国内製造業者と同様の制約を受ける。
裾切り要件	a.混合物で1%以上含むもの、b.発がん性が認められているものは0.1%以上以下 (ただし、1)以下の割合であっても、通常の使用で健康に影響が出ると考えられるもの(TDI(トルエン・ジイソシアネート)、MDI(メチレンジフェニルジイソシアネート)等の基準が上回るもの)については、MSDSの作成義務がある。)
MSDS関連制度を厳格に実施するための措置	OSHA職員による立ち入り検査が行われており、その結果罰則が課される場合がある。 違反が「深刻」なものは最大で7,000ドル。「意図的」の場合は最大で70,000ドル。「意図的かつ災害が生じた場合(初犯)」は最大で25万~50万ドルが6ヶ月の禁錮、あるいは両方。「意図的かつ災害が生じた場合(再犯)」は最大で25万~50万ドルが1年間の禁錮、あるいは両方。このように各レベルに応じて詳細な罰則が規程されている。
関連制度成立の経緯(成立年、改正年、改正のポイントなど)	1983年の制定時には製造業者(the manufacturing sector of industry)のみを対象としていたが、1987年には全業者に対象が拡大される。1994年に改定され最終規則が交付され、1996年には小改定され現在に至る。

出典：各種資料より作成

図表 2 . 1 . 1 - 6 では、MSDS の添付義務のある化学製品における成分表示の記載例を示している。この例では、化学物質のアイデンティティ関連の情報が、営業秘密とされている。しかし、OSHA の規制によると、健康・安全性に関わる情報は、原則として営業秘密にはできない。これは、TSCA 及び EPCRA/SARA Title III の MSDS 制度の営業秘密に関する規定と共通している。

図表 2 . 1 . 1 - 6 MSDS 添付義務のある製品の成分表示の記載例

番号	物質名	重量%	CAS番号	化学式
A	*****	60-90	####-##=#	-----
B	*****	5-15	##-##-#	-----
C	*****	5-15	####-#-#	-----
D	一般的な名称	1-5	企業秘密	企業秘密

出典：『製品安全データシート（MSDS）作成実務必携-増補改訂版』 p.196

#### HMTA における MSDS 制度

DOT 省規則の HMTA の Material Designation and Hazard Communication (49CFR171.172) は必ずしも、MSDS 制度を規定してはいない。しかし、運送される有害性物質 (hazardous materials) の有害性 (hazards) の適切な表示のために Hazardous Material Shipping Papers の添付を義務付けている。米国の MSDS の多くが、この法律に言及しているためここで紹介する。

図表 2 . 1 . 1 - 7 HMTA の下での MSDS 制度

	概要・該当条項												
根拠となる法令	DOT規則 The Hazardous Materials Transportation Act												
法の目的	市場で流通する有害物質の輸送に関連して、生命・財産に対するリスクから国民を適切に保護すること												
所管官庁(担当部署)	DOT, Office of the Hazardous Material Safety												
MSDS制度の位置づけ	HMTAの中のMaterial Designation and Hazard Communication(49CFR171.172)に規定されている。												
MSDS制度の目的	必ずしもMSDS制度を規定はしていないが、運送される有害性物質(hazardous materials)の有害性(hazards)の適切な表示のためにHazardous Material Shipping Papersの貼付を義務付けている。												
MSDSの記載項目・書式	Hazardous Material Shipping Papersには、 1. 適切な発送元、発送先名 2. 有害性のクラス(49CFR172.101に規定されるHazardous Material Tableの該当部分) 3. IDナンバー(49CFR172.101に規定されるHazardous Material Tableの該当部分) 4. 梱包グループ(49CFR172.101に規定されるHazardous Material Tableの該当部分) 5. 有害性化学物質の総量(49CFR172 Subpart C)												
対象業種	危険有害性物質(hazardous materials)を発送する者 空路、高速道路、鉄道、水上で危険有害性物質を運搬する運搬者												
対象化学物質	List of hazardous substances and reportable quantities(49CFR172.101 Appendix A)に示されている有害性化学物質で、Reportable Quantity以上のもの												
添付義務のある製品の要件	49CFRの規定する有害化学物質(hazardous materials) 具体的には、 (1) 49CFR172.101に規定されるHazardous Material Tableで、第一列でAとされる化学物質のうち、空輸されないもの (2) 49CFR172.101に規定されるHazardous Material Tableで、第一列でWとされる化学物質のうち、空輸されないもの (3) 空輸されないORM-D(形や量、梱包により限られた危険を起こす可能性のある消費者物品などの物質)												
製品の適用除外	該当なし(上記を参考)												
営業秘密保護(定義、審査方法、根拠など)	該当なし												
輸入製品の取扱い	該当なし												
裾切り要件	List of hazardous substances and reportable quantities(49CFR172.101 Appendix A)に「報告することのできる量(RQ)」として各化学物質ごとに示されている。また、混合物については、各RQに対応した濃度に基づいて判断される(以下を参照)。よって、物質および混合物に対応したRQ以下は裾切りされる。  <table border="1"> <thead> <tr> <th>RQ</th> <th>濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5000ポンド</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>1000ポンド</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>100ポンド</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>10ポンド</td> <td>0.02%</td> </tr> <tr> <td>1ポンド</td> <td>0.002%</td> </tr> </tbody> </table>	RQ	濃度	5000ポンド	10%	1000ポンド	2%	100ポンド	0.2%	10ポンド	0.02%	1ポンド	0.002%
RQ	濃度												
5000ポンド	10%												
1000ポンド	2%												
100ポンド	0.2%												
10ポンド	0.02%												
1ポンド	0.002%												
MSDS関連制度を厳格に実施するための措置	Compliance Order(49 U.S.C1808(a)), Civil Penalties(49 U.S.C. 1810)、Injunctive Relief(49 U.S.C. 1810)												
関連制度成立の経緯(成立年、改正年、改正のポイントなど)	本法律は1975年に成立した。												

出典：各種資料より作成

また、日本における MSDS 制度は化管法の枠組の中で制定されていることから、PRTR 制度との制度上の関連があるが、米国において、MSDS 制度と PRTR 制度（米国では TRI という）には、制度上の関連はない。

#### (4) 関係者の見方

現地インタビューを通して得られた関係者の見方

米国の MSDS 制度として、業界団体と企業の間で最も一般的で重要視されているのは OSHA の HCS に基づく MSDS 制度である。また、MSDS 制度の運営に関して、他の法律に基づく複数の MSDS 制度はそれぞれ独立しており、他の政府機関と連携が取られていない。

ニュージャージー州及びカリフォルニア州など、「知る権利」において連邦法の OSHA の HCS よりも厳しい州があり、それらの州の「知る権利」に基づく開示要求を想定し、有害化学物質を含まない製品であっても MSDS を作成している企業や、これらの厳しい基準に合

わせることで、全国レベルでの遵守を維持させようとする企業もみられる。

図表 2 . 1 . 1 - 8 現地インタビューを通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
制度の目的	<p>&lt; 行政機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ HCSは、主に、労働者とダウンストリーム（川下側）を対象としたものであり、基本的なデータを提供しなければならないと定めていることから、HCSに基づくMSDS制度は、企業を通して雇用者がその有害性等に関する情報を知ることにより、化学物質から雇用者を保護する事になることを目的としている。（OSHA）</li> </ul> <p>&lt; 業界団体 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ OSHAActに基づくMSDSが、最も一般的である。</li> <li>・ 米国におけるMSDS制度は、ハザードコミュニケーションのためのものである。この製品が安全であるという、提供するものでなく、あくまで、ハザードに関する情報のみを提供するものである。MSDSは、リスクコミュニケーションのために用いられるのではない。</li> </ul> <p>&lt; 民間企業 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業にとってはOSHAActに基づくMSDS制度が最も重要視されている。OSHAActは労働者の保護と知る権利のために存在しているという位置付けがされている。</li> <li>・ 企業としては、OSHAActを第一に守ることが大切である。</li> <li>・ ニュージャージー州やカリフォルニア州などの「知る権利」は連邦法のOSHAActのHCSよりも厳しい。これらの州の「知る権利」に基づく化学物質の問い合わせに対応するために、有害化学物質を含まない製品であっても、MSDSを作成している企業も存在する。また、これらの州の基準に合わせることで、全国レベルで遵守しようとしている。</li> </ul>
法律と運営	<p>&lt; 行政機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国ではMSDS制度は複数の規制に基づいているが、運営にあたっては米国政府が一貫してMSDS制度に関する体系作りを行っている訳ではない。（つまり、OSHAActにおけるMSDS制度と、SARAに基づくMSDS制度は統一されたものではない。）（OSHA）</li> </ul>
MSDSに記載すべき項目	<p>&lt; 民間企業 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ OSHAActで規定されている12項目以上の、ANSIの16項目を使用している企業が主流である。</li> </ul>

文献調査から得られた関係者の見方

MSDS 関連制度の状況に関する関係者の見方は文献調査からは特になかった。

## 2.1.2 MSDS の普及状況

### (1) 概要

#### 米国における MSDS の位置付け

OSHA に基づく HCS では、労働者への化学物質の安全性に関する情報を伝達するためのツールとして、MSDS、ラベリング及びトレーニングの実施を挙げており、これらのツールを複合的に実施することで、労働者の安全衛生保護を目的とした情報伝達が有効となると考えられている。

すなわち、米国における MSDS は、労働者の安全衛生保護を目的とした化学物質の情報伝達の一環として位置付けられている。

#### HCS や MSDS 制度の普及に関する文献情報

HCS や MSDS 制度の普及に関する文献としては、利用者による理解度や認知度、影響といった観点からの調査が見受けられる。また、MSDS の記入内容の正確性に関する調査も実施されている。ただし、こうした調査は 1990 年代に実施されているものが多く、直近に実施されたものはあまり見受けられない。また、担当行政府等による継続的な調査が実施されているわけではなく、例えば、OSHA が HCS の見解を示している 2004 年レポートにおいても、1990 年初めに実施された調査結果を引用している状況にある。

また、上述のとおり、HCS の目的は労働者の安全衛生保護であることから、これらの文献の大半は、労働現場における化学物質の安全性情報の伝達に関するものであり、企業間取引における化学物質の情報伝達の位置付けについての記載ではない。

#### 化学物質の情報伝達に関する状況及び行政の見解

各種調査によると、MSDS については、労働者の安全衛生保護のためにはその有効性について認識されている一方で、情報の正確性及び理解度には多くの課題が残されているのが実状となっている。具体的には、記載情報そのものが適切でない、又は未記入箇所が多く存在するといった課題が示されている。理解度については、用語が高難度であることや様式が複雑であるといった課題が示されており、また、利用者の教育レベル等によって理解度の格差が生じている点も指摘されている。

こうした点について OSHA は、現状の制度そのものに問題はないとし、MSDS 利用者や作成者の能力向上に向けた支援及び更なる普及啓発活動の実施等によって改善を図るとしている。

### (2) 普及状況に関する調査結果

MSDS の遵守状況、認知度、理解度等に関する状況は以下の調査で、明らかになっている。

GAO による調査(1)<sup>7</sup>

<sup>7</sup> GAO, *Report to Congressional Requesters "Occupational Safety & Health: OSHA Action Needed to Improve Compliance with Hazard Communication Standard"*, Nov 1991 <http://archive.gao.gov/t2pbat7/145328.pdf>



中小企業における HCS による経済インパクトを把握するため、連邦議会の中小企業委員会等の依頼を受け、GAO は、1991 年に以下の点について調査を実施した。

- ・ 非製造業部門における中小企業での HCS への遵守状況はどのようになっているか。
- ・ OSHA は HCS の普及にどの程度の役割を果たしているか。
- ・ HCS の情報の正確性及び MSDS の明確性に対して OSHA が十分な対応を行っているか。

この調査は、建設業、製造業、サービス業の経営者に対して行われ、また、1989 年と 1990 年の OSHA の検査データを入手して実施された。この調査は、HCS 全体について実施されたものであるが、このうち、MSDS の情報の正確性と理解度について以下のような結果が示されている。

#### イ) MSDS の情報の正確性

- ・ MSDS の情報には、新しい化学物質や化学物質に関する情報が更新されないために、古い情報のように、不正確なものが多く存在する。
- ・ GAO は、「OSHA による検査は、MSDS が配布されてから実施されるため、メーカーや輸入業者が化学物質の安全性を検証する際のシステム的な問題点を把握することができない」と指摘している。OSHA の 1988 年レポート結果によると、調査対象となった 196 シートのうち、特に健康面でのリスクに関する記入状況の大半が未完全であったとしていることから、検証時の問題点が存在する可能性がある。

#### ロ) MSDS の内容の理解度

- ・ 調査対象の労働者のうち 55% は、MSDS の内容は技術的すぎて、一般労働者には理解しづらいとしている。

また、HCS 全般に関しては、HCS を実施すべき企業の多くが HCS を遵守しておらず、特に、従業員 20 名以下の小規模企業ではこうしたケースが顕著であるとしている。ランダム調査の結果、対象企業全体の 52%、小規模企業の 58% が遵守していないことが判明しており、この背景として、HCS に対する知識の有無を挙げている。具体的には、小規模企業の 29% は HCS に対する知識を有していないと回答しており、この背景には、OSHA 及び業界団体との接点が少ない点が挙げられている。

HCS 全般に関する具体的な調査結果は以下のとおりである。

#### a) HCS の遵守状況

- ・ 多くの企業が HCS を遵守していないことがわかった。特に、従業員 20 名以下の中小企業では遵守していないケースが多い。
- ・ OSHA の検査は、事故やクレームの発生等で対象を選定しているが、そのうち 26% が HCS の規定に反していた (HCS による要求を満たしていなかった)。
- ・ GAO によるランダム調査の結果、小規模企業の 58% と対象企業の 52% が遵守していないことがわかった (大企業は 20%)。

- ・ その理由として、中小企業が HCS を遵守し、そのためのコストを支払うことの困難さが指摘された。

#### b) HCS に対する認知度

- ・ 小規模企業では 29%が、HCS に対してほとんどもしくは全く注意を払っていないと答えている（大企業は 2%）。これは、小規模企業の 45%が OSHA とは全く接点がないとしていることから、OSHA との接点が少ないことが要因として考えられる（大企業は 7%）。
- ・ 小規模企業の 57%が、OSHA からの HCS に関する印刷物の配布が従業員の HCS に関する理解を助けると答えている。小規模企業に対しては、OSHA は業界団体を通じて情報伝達をしているが、小規模企業の 50%近くがいずれの業界団体にも属しないとされている。

#### c) 従業員への教育

- ・ HCS を遵守している小規模企業の 8 割が、教育については難しいとしている。特に、教育を行う人材不足や MSDS の複雑さが要因となっている。

#### GAO による調査(2)<sup>8</sup>

の 1991 年調査に続き、HCS に関する第二次調査が翌年の 1992 年に実施された。第一次調査と同様に、調査の主眼は小規模企業であり、HCS を実施する上での課題について検証を行った。

分析結果は、第一次調査で得られた結果を基にしている。このうち、MSDS の情報の正確性と理解度について、以下のような結果が示されている。

#### イ) MSDS による作業現場への影響

- ・ 作業現場でのハザード情報が「大幅に改善」、「改善」したという回答は 56%。
- ・ HCS を遵守している企業のうち 45%が、従業員にとってプラス効果を与えているとしている（マイナス効果として捉えているのは 9%）。
- ・ 調査対象企業の 30%が MSDS の情報に基づき、より安全な物質へと取扱いを変更した。

#### ロ) MSDS 実施の上での課題

- ・ HCS を遵守している小規模企業のうち 7 割が、MSDS 作成や従業員への情報提供に問題はないとしている。一方、大手企業になると、取扱い物質の量や従業員数が増加することから、MSDS 作成や従業員への情報提供が難しいとしている（ちなみに大手企業の半数が、250 以上の MSDS を扱っているとの回答があった。）

<sup>8</sup> GAO, *Report to Congressional Requesters "Occupational Safety & Health: Employers' Experiences in Complying with Hazard Communication Standard"*, May 1992 <http://archive.gao.gov/d32t10/146524.pdf>

## OSHA による調査<sup>9</sup>

OSHA は、1991 年に、MSDS の内容の正確性<sup>10</sup>及び MSDS に対する理解度<sup>11</sup>について調査を実施した。

正確性については、150 の MSDS を対象に、次の 5 項目を調査している。

- 1：化学物質成分の認識
- 2：化学物質に含まれる成分による健康への影響
- 3：応急処置の推奨
- 4：個人用の防護品・手段の利用状況
- 5：曝露量に関する規制とガイドライン

方法は、まず MSDS における化学物質成分の認識（1）について質問し、その結果に基づき 2～5 の項目について質問している。

また、理解度については、91 名の従業員に対して、事前に用意された 4 つの MSDS について、物質情報、健康安全管理情報、危機対処方法に関する情報及び追加情報のそれぞれについて、質問を行った。

同調査からは、以下の調査結果が得られている。

### イ) 情報の正確性について（認識された化学物質成分に基づいた結果）

- ・ 健康への影響評価が正確だったものは 37%。
- ・ 適切な応急処置手段を示していたのは 76%。
- ・ 防護手段が正確だったものは 47%。
- ・ 作業環境での曝露許容限界が適切だったものは 47%。
- ・ 上記全てが正確だったものは 11%。
- ・ 正確な情報、一部正確な情報を含むものは 51%であり、不正確とされた 10%を大きく上回った。
- ・ MSDS において不正確な情報が全くないというものはほぼない。
- ・ 正確性については向上が見られる（施行当初 1983 年に比べて、1988 年から 1990 年に作成された MSDS の正確性の方が高い）。

---

<sup>9</sup> OSHA, Hazard Communication in the 21st Century Workplace, Executive Summary, *March 2004* <http://www.osha.gov/dsg/hazcom/finalMSDSreport.html>

<sup>10</sup> OSHA 委託研究 Kearney/Centaur. 1991. The Accuracy of Material Safety Data Sheets. Report prepared for OSHA under contract J-9-F-8-0019. 本調査結果は次の論文で発表されている: Kolp, PW; Williams, PL; and Burtan, RC. 1995. Assessment of the Accuracy of Material Safety Data Sheets. *Am Ind Hyg Assoc J* 56:178-183.

<sup>11</sup>

OSHA 委託研究 Kearney/Centaur. 1991. The Comprehensibility of Material Safety Data Sheets. Report prepared for OSHA under contract J-9-F-8-0019. 本調査結果は次の論文で発表されている: Kolp, P; Sattler, B; Blayney, M; and Sherwood, T. 1993. Comprehensibility of Material Safety Data Sheets. *Am J Ind Med* 23:135-141.

ロ) 情報の理解度について (事前に用意された4つのMSDSについて)

- 健康と安全性の情報については3分の2程度の理解度。
- 最も理解度の高い情報部分は、扱い方の手順が単刀直入で明確な部分、及び化学物質がどのように体に浸透するのかを明確に説明している部分。
- 人体の部位によって影響が多様に異なる場合や、専門技術用語が多い場合には、理解するのが非常に困難。
- MSDSの情報からは、長期的、慢性的影響について理解するのが困難。

その他実施された調査

その他、有識者及び民間コンサルティング企業などによって、様々な調査が実施されている。以下に、各調査の結果概要を示す。

イ) Hazard Communication, 1997

- MSDSの内容の理解度に関する調査の結果、平均して労働者はMSDSの内容の60%を理解している。
- 1990年に印刷工業界が実施した調査によると、15年以上の教育を受けた者の理解度は66.2%であった。

ロ) Phillip, Wallace, Hamilton, Pursley, Petty, and Bayne, 1999

- 160人の労働者に対する調査を実施。対象者の69%が高卒者、また95%がMSDSのトレーニング受講者であった。
- MSDSの理解については、「難しい」が39%、「難しいとは思わない」が46%であった。
- MSDSの提供する情報については、「大変満足している」又は「満足している」が90%であった。
- 4分の3の労働者がMSDSの開示によって、仕事における習慣・慣習を変えたと回答している。
- 一方、MSDSへのアクセス状況は低く、3分の1の従業員のみが毎回～半分程度利用しており、その他は、全く利用していないとの回答であった。

ハ) Kurtz, 1994

- 678件中421件(62%)のMSDSが、化学物質による生殖系への影響を明記していない。

ニ) P. CC, 1997

- 従業員の39%がMSDSを理解するのが難しいとしている。
- 従業員の3分の1がMSDSの書類書式が複雑としている。

#### EPA による調査

OSHA と共同で化学物質に起因した事故関連のレポート ( Joint Chemical Accident Investigation Report ) を出しているが、MSDS については、事故に対する対処法の記載といった観点から述べられており、普及 ( 理解度、認知度及び普及など ) についての記載は見受けられない。

図表 2 . 1 . 2 - 1 MSDS に関する調査結果概要

調査機関/出典	利用者による理解度・複雑性	情報の正確性	その他
GAO (1991,1992)	技術的すぎて一般労働者には理解しづらい(55%)	・不正確な情報が多く存在。 ・メーカーや輸入業者による化学物質の安全性を検証する際の問題の可能性。	・作業現場でのハザード情報が「大幅に改善」、「改善」(56%) ・従業員にとってプラス効果を与えている(45%) ・MSDSの情報に基づき、より安全な物質へと取扱を変更(30%)
National Safety Council (2004)		・HCSの違反件数(是正勧告件数)7,318件のうち、MSDS作成不備は707件	
OSHA (1991) Kolp et al (1995)		・健康への影響評価が正確だったものは37% ・適切な応急処置手段を示していたのは76% ・防護手段が正確だったものは47% ・作業環境での曝露許容限界が適切だったものは47% ・上記全てが正確だったものは11% ・正確な情報、一部正確な情報を含むものは51%であり、不正確とされた10%を大きく上回った。	
OSHA (1991) Kolp et al (1993)	・健康と安全性の情報については3分の2程度の理解度。 ・最も理解度の高い情報部分は、扱い方の手順が単刀直入で明確であった、又は化学物質がどのように体に浸透するのかを明確に説明している部分。 ・人体の部位によって影響が多様に異なる場合や、専門技術用語が多い場合には、理解するのが非常に困難。 ・MSDSの情報からは、長期的、慢性的影響について理解するのが困難。		
Hazard Communication (1997)	・MSDSの内容の60%を理解している。 ・15年以上の教育を受けた者の理解度は66.2%(印刷業界)		・仕事における習慣を変えた(3/4) ・内容に「大変満足している」、「満足している」(90%) ・1/3の従業員のみが毎回～半分程度利用
Phillipet et al. (1999)	・MSDSを理解するのが難しい(39%) ・難しいとは思わない(46%)		
Kurtz (1994)		化学物質による生殖系への影響を明記していない(62%)	
P. CC (1997)	・MSDSを理解するのが難しい(39%) ・書類書式が複雑(1/3)		

出典：各種資料より作成

## NSC による調査<sup>12</sup>

NSC による「Safety + Health」誌では、毎年違反件数が最も多い OSHA 規則（スタンダード）トップテンリストを発表している。同リストにおいて、HC 違反が建設業での足場規則違反に次いで 2 位に位置している。このランキングは、OSHA による是正勧告件数で決められており、遵守状況は他の OSHA の規則に比べて相対的に低いといえる。この中では、MSDS の作成不備は 707 件となっている。

HC の実際の違反件数については、以下のように示されている。

- a) 違反件数：7,318 件（前年度：6,800 件）
- b) 是正勧告件数が多かったセクション上位 5 項目（2003 年 10 月～2004 年 9 月末）
  - ・ 書面による計画（プログラム）の作成・維持の不備 2,319 件
  - ・ 教育訓練の維持の不備 1,044 件
  - ・ 労働者に対する教育訓練の欠如 768 件
  - ・ 各危険有害化学物質のデータシート（MSDS）作成不備 707 件
  - ・ 容器への危険有害化学物質の表示不備 590 件

### （3）関係者の見方

現地インタビューを通して得られた関係者の見方

OSHA は MSDS の普及段階は、大企業は「作成」と「活用」段階、中小企業に関しては「認知」と「理解」の間であるとしている。また同様に、業界団体と民間企業においても、米国における MSDS 関連制度の理解度は、大企業と中小企業との差が大きいとしている。この理由として、中小企業には、理解、技術的及び人的リソースが不足していることが挙げられる。

また、MSDS には専門用語が多く、全ての労働者が MSDS を理解することは難しいと指摘する企業もあった。行政の今後の課題として、中小企業の MSDS 作成のための知識を提供し、人材不足に対応することを挙げている。

---

<sup>12</sup> NSC, “Safety and Health” Dec. 2004 <http://www.nsc.org/shnews/OSHA-top10-2004.pdf>  
（国際安全衛生センター仮訳  
[http://www.jicosh.gr.jp/Japanese/library/highlight/nsc/04\\_12/BB149.html](http://www.jicosh.gr.jp/Japanese/library/highlight/nsc/04_12/BB149.html)）

図表 2. 1. 2 - 2 現地インタビューを通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
現在の普及状況	<p>&lt;行政機関&gt;            ・大企業は「作成」と「活用」段階であるが、中小企業に関しては「認知」と「理解」の間である。(OSHA)</p> <p>&lt;業界団体&gt;            ・MSDSは、電子的にやり取りされるようになってきている。また、MSDS以上の情報も電子的にやり取りされるようになってきている。            ・中小企業は、MSDSを労働者が使用するためよりも、物質の代用品(substitution)を考慮するとき利用されることのほうが多い。</p> <p>&lt;民間企業&gt;            ・米国におけるMSDSの普及率は非常に高い。            ・MSDSを添付しないと、取引先から要求されるし、製造物責任訴訟においても情報源として重要な役割を果たしているため、企業はMSDSのことをよく理解している。            ・会社の規模によって、MSDSの質が異なることが多いが、OSHAは、MSDSの中身(質)についてあまり厳しく取り締まっていない。            ・情報が欠けていたり、不十分なMSDSも中にはあるが、この10年でMSDSの質はずいぶん改善されてきている。            ・MSDSの普及状況について大企業と中小企業との間に差がある。</p>
普及の阻害要因	<p>&lt;行政機関&gt;            ・米国では、サイドビジネスも含め個人事業者・中小企業の数が多く、これらの企業に特に課題が多い。原因は、人材面の不足と理解の不足が原因であると考えている。また、中小企業において技術的な面を理解させるのは困難である。(OSHA)</p> <p>&lt;業界団体&gt;及び&lt;民間企業&gt;            ・中小企業は、MSDSを取引上用いているが、作成は難しい。中小企業において作成が難しい理由として、理解がないということ、技術的、人的リソースが不足していることである。</p> <p>&lt;民間企業&gt;            ・専門用語が多く、実際に全ての労働者がMSDSを理解することは難しいのではないかと。MSDSの質や理解のレベルは、企業規模によるところが多いが、グローバル市場に関わっているかどうかにもよる。</p>
今後の課題	<p>&lt;行政機関&gt;            ・中小企業のMSDS作成の為に知識を提供し、人材不足に対応することが今後の課題である。(OSHA)</p>

文献調査から得られた関係者の見方

イ) MSDS の普及状況に対する行政の見解

a) OSHA による見解、提言<sup>13</sup>

OSHA は、HCS の施行以来 20 年が経過し、企業がより安全性の高い物質を取り扱うようになったり、防御策を検討するなど、MSDS の活用機会が増えていると認識している。また、こうした利用機会の拡大に伴い、有害性化学物質を取引する際に、事前にその情報を認識したり、量を把握したり、危険性の低い代替品の検討などを行うための情報源といった MSDS の本来の目的に加えて、取引の際にどのような防具を使用すべきかといった内容を検討する材料になるなど、記載情報の活用方法の幅が拡大してきているとしている。

この点について OSHA では、コスト面や期間の問題で、これまで調査研究がなされてきていなかったことを挙げ、どの程度深刻な課題であるかは不明としている。

<sup>13</sup> OSHA, Hazard Communication in the 21st Century Workplace, Executive Summary, March 2004  
<http://www.osha.gov/dsg/hazcom/finalMSDSreport.html>



また、労働長官からの要求を受け、OSHA では、MSDS の情報の正確性について検証を行っている。OSHA の経験及び雇用者やメーカーが直面している制度への適用に関する実務レベルでの事項について各種論文及び研究などから検証した結果、現状の規定を改定する必要はないとの結論に達しており、MSDS の記入内容の不正確さは、その他の要因によるものが大きいとの見解を示している。具体的には、以下の点を挙げている。

#### < 幅広い利用者セグメント >

MSDS を利用するセグメントが、従業員、経営者、健康安全管理者など、多岐にわたっており、MSDS ではそれらのセグメントが必要とする情報を一つにまとめていることになる。そのため、MSDS の情報は幅広く、かつ、専門的な内容も含まれるため、全てのセグメントに対して同様の理解度を求めることは難しい。なお、セグメントごとに分けてデータシートを作成してもらうには、作成者に対して、コスト面でも時間面でも負担が大きくなるため、分割することは好ましくない。

#### < MSDS 作成者、分析担当者等のレベルの不均衡 >

MSDS の品質については特に規定基準を設けているわけではない。健康及び安全に関する正確な情報を得るには、技術的な経験やデータ分析、検証等が必要となる。大企業では、これらの専門家がいる場合が多いが、中小企業では専門家やデータを有していない場合が多く、外部コンサルタントに委託している場合もある。このように、データ検証の人材やデータの有無の濃淡が、MSDS の情報内容の正確性の不均衡をもたらす一要因となっていると思われる。

#### < 化学物質に関する情報の不足 >

HCS は、一般的に得られる化学物質に関する情報に基づき実施されるものである。一方、化学物質のあらゆる情報、特に、人体への影響については、長期的影響などは情報が限定的なものもある。また、防御策についても、これまで調査研究がなされてこなかったものも多い。例えば、これまで OSHA では、手袋を通した場合の化学物質からの影響について、特に検査を求めてこなかった。

また、市場に出ている化学物質のほとんどが、複数の物質の合成によるものであるが、合成物質については、単体の物質に比べて得られる情報に限界がある。HCS では、混合物についても対象としているが、複合物質になると、情報がさらに複雑となり、理解しづらくなる。

OSHA では、MSDS の記入内容の正確さについて、現状の MSDS 関連制度に不備はないとの示唆を示すのと同時に、今後、これらの作成者や企業に対して、さらなるガイダンスや支援の実施や、HCS の一つとしての MSDS について、その重要性についてさらなる普及啓発活動を行うとしている。

ガイダンスや支援については後述する。

b) GAO による見解及び提言

前述の GAO が 1991 年に行った調査結果を基に、GAO は以下の見解を示している。

- OSHA が HCS のフリーダイヤルを設置する場合は、MSDS に記載すること。
- MSDS の記載内容の正確性を向上するために、メーカーや輸入業者が行う化学物質の安全性に対して、より効果的な対応を検討するべきである。
- MSDS 制度の中小企業への普及が困難だったのは、遵守が困難だったためではなく、制度に関する適切な知識に欠けていたこと、との結論を提示している。
- 企業（経営者）が遵守した場合は、そのほとんどにおいてプラス効果が認識されている。

c) Subcommittee on Employment, Safety and Training, Committee on Health, Education, Education, Labor and Pensions, U.S. Senate の見解<sup>14</sup>

2004 年 3 月、MSDS を含む HCS の改善に向けて、Subcommittee on Employment, Safety and Training, Committee on Health, Education, Labor and Pensions, U.S. Senate（上院健康教育労働年金委員会の上院雇用・安全・訓練小委員会）による議会公聴会が行われた。同委員会は、OSHA を監督する立場にあり、同委員会の委員長は、公聴会において、以下のようにコメントをしている。

- 昨今、MSDS の正確性に疑問を生じさせるような化学物質の有害性に関する事故が発生している。こうした事態を受け、MSDS の正確性、明確性及び利便性についてどのように改善すべきか、検討する必要がある。HCS の施行から 20 年が経った今、HCS について検証する時期に来ている。
- MSDS の複雑性は、特に小規模企業に対して問題となっている。小規模企業では、MSDS 作成担当者がいない場合が多く、作成する時間も少ない。

なお、ここで挙げられている化学物質の有害性に関する事故の事例は以下のとおりである。

<事例 1> 2000 年 7 月 ある病院にて、2 ガロンのキシレンが流出した事例。

こぼれて気化したキシレンは、実験室に流入し、換気扇を通して放射線科一帯の部屋の天井タイルに充満。12 人の従業員が救急救命室に運ばれた。流出に気づいた従業員が、キシレンの MSDS のバインダーを捜そうとしていたのだが MSDS が見つかって、この流出に対応できるようなセクションをさらに見つけるのにはかなりの困難を要した。さらに、後の報告によれば、彼女は自然発火も考えられるこぼれたキシレンをぼろきれでふきとり、そのぼろきれをビニール袋に入れて焼却炉に破棄した。彼女はキシレンが華氏 75 度（摂氏およそ 20 度）で燃焼する事は知らなかった。つまり、不発爆弾を病院の焼却炉に設置したことと同じことになる。

<sup>14</sup> News Release “Enzi: Better hazard communication means better worker protection” March 24, 2004, <http://enzi.senate.gov/hazard.htm>

<事例 2> MSDS のトレーニング経験のあるコロラドのパイプライン会社の下で発掘（採掘）作業をしていたある従業員の事例。

5 ガロンのバケツが近くの泥沼においてあったのを見つけた作業者は、バケツのラベルをトレーニングで習ったように読み上げた。内容は油性洗剤、無発火、無色、無臭、標準 pH。その後、彼は監督者にこのバケツの発見を知らせるために、バケツの上に足をおいて監督者を呼び寄せた。その時、彼の片足がバケツ上部に直接入ってしまい、このバケツに入っていた物質が飛び散り出した。青緑のアンモニアの異臭のする物質が飛び出し、地面につくとジェル状に変化した。

この物質は確かに油性洗剤だったのだが、ラベルに記された通りではなく、非常に強力な成分を含んだ油性洗剤であった。不正確なラベルのために、この従業員は片足をひざから失うこととなった。

d) 有識者による見解<sup>15</sup>

ハーバード大の政治研究機関による政治経済の透明性に関する論文において、MSDS が事例として取り挙げられている。この論文では、過去に実施された MSDS の正確性や理解度等に関する調査結果を基に、以下のような見解を示している。

危機に関する情報開示の効果は限定的なものとなっており、労働者が、作業上のある判断をする際に考慮されることは少ない。得られる情報によって労働者の安全が確保されている一方で、労働現場においては、これらの情報は複雑であり、すぐに利用できるものではないため、物事の判断材料とは成り得ていないのが実態である。特に、個別物質の情報であることから、健康面や安全性といった観点で、労働者が比較を行うことが難しい。

一方、経営者にとっては、企業内で使用している化学物質を、より安全性の高い物質に変更するといった判断に用いるケースがまれに見られる。ただし、こうしたケースは、化学物質の安全性確保という観点だけではなく、顧客や労働者からのクレーム回避の目的もある。

また MSDS は企業間取引（化学物質メーカーと化学物質利用者）における情報交換のツールとして有益となっており、労働者の安全性保護よりもこうした企業間取引での利用の方がより有効に機能していると思われる。

e) PART による評価

OMB が行う PART によるプログラム評価では、OSHA そのものを対象とした評価を実施している。ただし、ここでの評価は OSHA を対象としており、HCS や MSDS といった個別具体的な施策の評価は実施されていない。

---

<sup>15</sup> *Ash Institute for Democratic Governance and Innovation, John F. Kennedy School of Government, Harvard University, "The Political Economy of Transparency: What makes disclosure policies effective?", Dec. 2004 The Political Economy of Transparency: What makes disclosure policies effective? <http://www.innovations.harvard.edu/cache/documents/6784.pdf>*

ロ) MSDS の普及状況に対する業界団体、民間企業、NGO などの見解

a) 上院雇用・安全・訓練小委員会に対する業界団体の証言

前述の議会公聴会(イ)c)では、業界団体が証言を行った。以下に、MSDS の普及に関する業界団体の証言の概要を示す。

< AIHA<sup>16</sup> >

- MSDS における不正確な情報、未完成情報及び古い情報は、化学物質を取り扱う上での傷害、疾患を引き起こす。ここでの取扱いとは、製造のみならず、保管及び輸送運搬なども含む。産業界では、衛生、安全、緊急措置及び健康管理を行うための情報源として MSDS を使用している。
- MSDS の利用対象者は、当初は、企業(経営者)、従業員、産業衛生専門家、医学専門家及び看護師であったが、昨今は、化学物質を取り扱う全ての労働者、産業衛生専門家、さらには、緊急時における対応者、環境関連専門家、研究開発者、工学者及び製品管理者などへと対象が拡大している。それに伴い、MSDS が示す情報も、これらのセグメントのニーズに沿った情報内容となる必要が出てきている。
- 国際化の進展に伴い、MSDS の品質やデータの正確性については、国際的な視野に立って、国際協調の下で検討すべきである。
- MSDS の品質、正確性及び利便性は、MSDS 作成者の能力向上と、作成にあたっての適切かつ実用的なガイドラインによって改善されると考える。そのため、AIHA としては、HCS に附則として、MSDS 作成者に対するトレーニングに関するガイドラインを設けることを提案する。(ただし、具体的な提案は記載されていない。)また、本件を検討する際には、OSHA が提示している SCHC との連携だけでなく、AIHA や ASSE など、その他の業界団体とも連携するべきである。

< ワイオミング・メディカル・センター<sup>17</sup> >

- 緊急事態が発生した際、MSDS の複雑性によって対応が遅れ、人的被害をもたらした経験がある。
- 条文や用語等の簡素化、フォーマットの統一化、並びに化学安全に関する統一トレーニングプログラムの開発を提案したい。特に、フォーマットの統一化については、OSHA と産業界が共同で開発し、1物質につき1ページ程度のボリューム、かつ、高等教育を受けていなくても理解できる用語であることが必要。

< USWA<sup>18</sup> >

- ビジネスのグローバル化が進む今日、HCS も国際的な視野に立って検討すべき。
- HCS のうち最も大きな課題と思われる MSDS の品質と効果的なトレーニングプロ

<sup>16</sup> <http://enzi.senate.gov/grumble2.htm>

<sup>17</sup> <http://enzi.senate.gov/hanson2.htm>

<sup>18</sup> <http://enzi.senate.gov/wright2.htm>

グラムの開発は、ともに GHS への適用を図ることで改善されると思われる。

- ・ このような点から、HCS の GHS への適合を早急に進めることを提案したい。

b) 業界団体 (AIHA) <sup>19</sup>

OSHA に対する、MSDS の品質、正確性、維持の向上、並びに、労働者の化学物質に起因した危険性に関する教育についてのコメントのうち、MSDS については、以下のように見解を示している。

<対象者の明確化の必要性>

現在、MSDS の利用者の対象範囲は広く、教育レベルや実務経験及び健康安全に関する知識レベルによって情報内容のニーズも異なる。そのため、MSDS 作成者は、各利用者レベルを想定した記載をする必要がある。

これに対して、OSHA のガイダンスでは、対象者を「化学物質の製造者と輸入業者」とし、OSHA の Hazard Communication Model Training Program では「全ての従業員」としている。また、わかりやすい用語を利用することで、英語を母国語としない従業員にも適用できるようにするべきである。

<利用者のニーズに沿った内容の提示>

現状の MSDS は、内容が利用者のニーズに沿ったものとなっていない。例えば、ガイダンスには詳細な情報が記載されているが、大手企業の産業衛生専門家であれば理解できるような内容で、教育レベルや企業規模によっては、理解するのが難しい。

については、次に挙げる特定利用者のニーズに沿った情報内容とすることを提案する。

- ・ MSDS を作成する必要がある化学物質の製造者、輸入事業者
- ・ 経営者
- ・ MSDS レビュー者
- ・ トレーニング受講者、講師
- ・ 従業員

c) 有識者

ある日本企業の化学物質管理に関する専門家は、米国における MSDS 普及状況について次のような見解を示している。「MSDS に関しては、米国は、世界で最初に MSDS 制度を確立させた、いわば先駆者的なところがある。決して普及が遅れている状況とは考えていない。また米国の PL 法が厳しいのでそれなりに機能していると考えられ、MSDS 制度は定着していると考えられる」。

---

<sup>19</sup> American Industrial Hygiene Association, “Comments on OSHA Draft Guidance Documents Pertaining to Hazard Communication Standard”, June 2004 <http://www.aiha.org/GovernmentAffairs-PR/html/hazcomcom.htm>

## 2.1.3 MSDSに関わる営業秘密保護の状況

### (1) 概要

米国のMSDS制度においてMSDS上で営業秘密が保護されるのは、化学物質のアイデンティティ（一般名、化学物質名及び商品名等、化学物質名を識別可能なもの）のみである。それ以外の必要記載項目の情報は必ず開示しなければならない。

具体的には、化学物質のアイデンティティに関する営業秘密の主張は、企業間の情報交換において企業が自主的な判断で決定することができる。この場合、OSHAによる承認を得る必要はない。そして、アイデンティティ以外の営業秘密に関しては、企業間において秘密保持契約を結んだ上で、MSDSに全て開示されることが通常である。

よって、化学物質のアイデンティティに関する営業秘密情報はMSDS関連制度により保護され、必要記載項目における営業秘密は企業間の秘密保持契約により保護されることになる。MSDSにおける必要記載項目以外の情報、例えば製造方法などの営業秘密に関する情報は、そもそもMSDSに記載する必要がないことから、営業秘密が社外にもれることはない。

ただし、事故など、医療上の緊急時においては、治療医や看護師などの医療従事者に、営業秘密情報であっても、また、秘密保持契約の有無を問わず開示しなければならない。

一方、新規化学物質に関連するMSDSの場合、TSCAの新規物質届出制度において、企業はMSDSに含まれる情報をEPAに提出する必要がある。その際に、営業秘密情報が含まれ、それらの情報を開示したくない場合、企業は非開示の申請を行わなければならない、承認されなければすべての情報を開示しなければならない。一方で、EPAは企業が届け出た情報で営業秘密と認められた情報を開示することはできない。

ただし、企業の中には、自主的な判断で、有害化学物質であれば全ての情報を開示するという方針を取っている企業もある。

### (2) MSDS制度に関わる営業秘密保護の状況

以下、特に断りのない限り、各法律の記載にしたがい営業秘密保護に関連する箇所を抜粋し、まとめた。

#### MSDS関連制度における営業秘密保護の規定

##### イ) TSCA

EPAに提出するいかなる情報に対しても秘密保持請求（claim of confidentiality）ができる（40CFR720.80）。さらに、以下の3点について、特に規定されている。

- ・ 化学的アイデンティティ（製造または輸入の開始前の時期について適用される（40CFR720.85）、TSCAのインベントリーに追加されるときも秘密保持請求をする必要がある。）
- ・ 新規化学物質の用途または提案カテゴリー：EPAに化学物質の用途のカテゴリー、提案カテゴリーを提出。また、総称的な（complete）用途の記述を提供。
- ・ 健康及び安全性調査からのデータ（40CFR）

SubpartE でリストされている化学物質（化学式のないものもある）が秘密保護されており、化学物質を輸入・製造・処理する企業がそのアイデンティティが判別できない場合、EPA に SubpartE のいずれが該当するかを問い合わせることができる（40CFR721.11）。EPA がこの申請が「Bona Fide（善意）」に基づくものかどうかを判断する。化学物質を輸入・処理する企業が、秘密保護規定により、該当化学物質の情報を製造業者から手に入れられない場合は、製造業者に直接問い合わせてもらえる（40CFR721.11（c））。

TSCA は製造・輸入業者に対して、製造若しくは輸入された新しい化学物質を環境保護局（EPA）に登録することを義務付け、登録された化学物質についての情報提供を行っている。

## ロ）OSHA

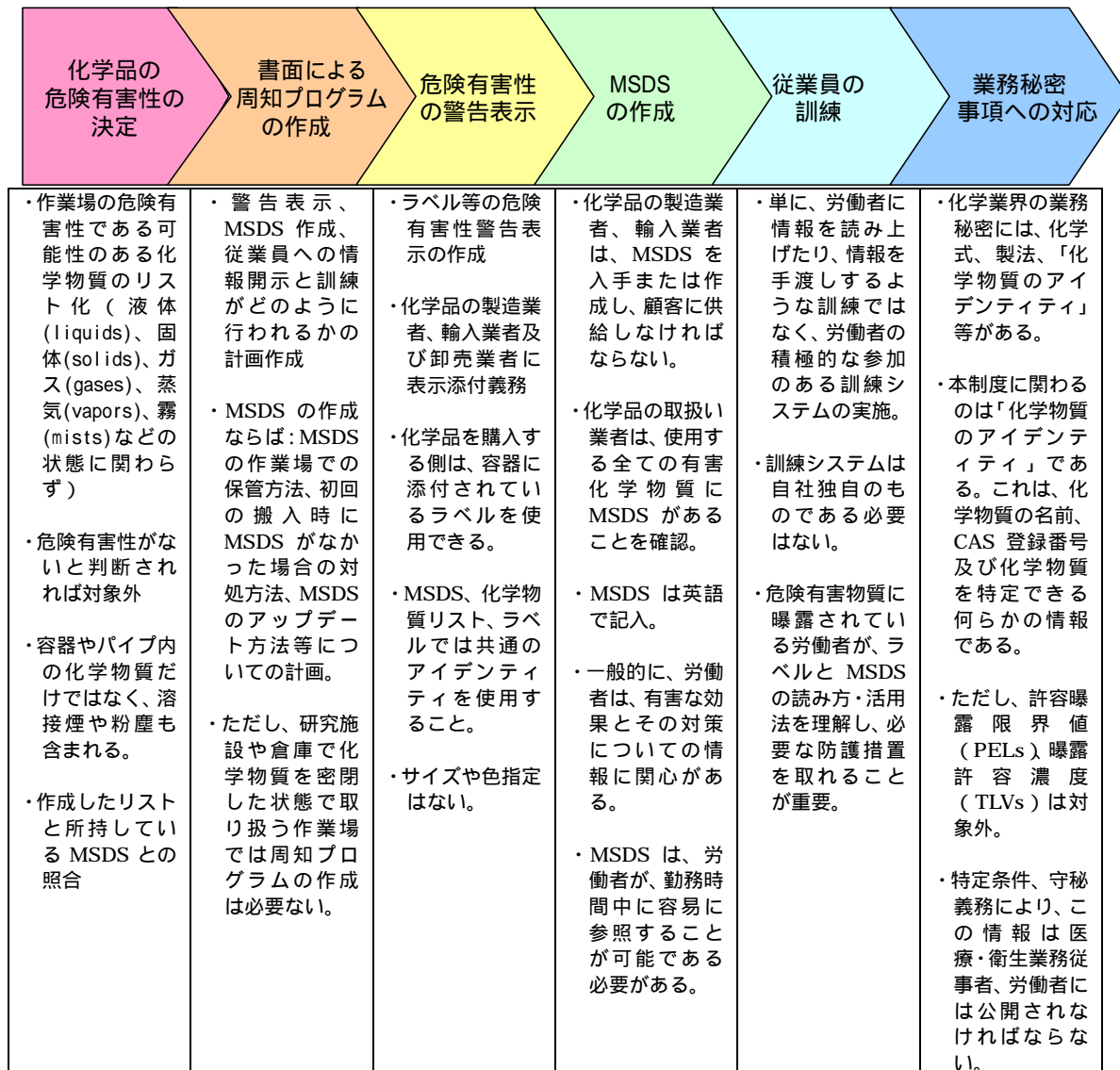
下記の条件で、化学的アイデンティティ（一般名、化学物質名及び商品名等、化学物質名を識別可能なもの）をMSDS上に開示しなくてもよい。

- (i) 営業秘密である旨が裏づけられる
- (ii) 危険有害性化学品の性質及び影響に関する情報は開示
- (iii) 営業秘密であるがゆえに、具体的な化学的アイデンティティを開示しないことがMSDS上に記載されていること
- (iv) 衛生専門家、従業員及び指定代理人には具体的な化学的アイデンティティが提示されうること

特に、(iv)については緊急時、非緊急時の開示手続き及び秘密保持協定などについて詳細な規定がある。

OSHAによる規制は化学物質を取り扱う企業同士の関係及び化学物質を業務で取り扱う被雇用者と雇い主たる企業との関係を対象としている。前者としては化学物質の製造業者とその物質を原材料として用いる他の製造業者及びその物質を取り扱う流通業者との関係が挙げられる。後者としては上記のような形で化学物質を取り扱う企業とそこで働く労働者との関係が挙げられる。消費者は対象ではない。

図表 2. 1. 3 - 1 米国 OSHA に基づく HCS の運用・実施ガイドライン



出典：(社)日本化学物質安全・情報センター(2005)「米国 OSHA 危険有害性の周知基準 規則と危険有害性物質リスト」、U.S. Department of Labor OSHA (2000) "Hazard Communication Guidelines for Compliance"より作成。

八) HMTA

営業秘密保護については特に規定なし。

二) SARA

営業秘密保護については特に規定なし。



(3) MSDS 制度以外の営業秘密保護の状況

一般法における営業秘密保護の状況

イ) 一般法における営業秘密の定義

営業秘密は、特許法や著作権のような合衆国憲法に依拠した連邦制定法によって保護されるものではなく、民事訴訟の際に、州の法律に基づき保護される。

諸州における営業秘密の基本原則は、不法行為法リステイトメント第 757 条コメント b 及び UTSA 第 1 条 4 項にそれぞれ規定されており、

- (v) 新規性があること
- (vi) 商業的価値があること
- (vii) 秘密性が保持されていること
- (viii) 具体性があること

のいずれの要件も満たす必要がある。さらに 2 つの法律の違いとして、不法行為法リステイトメントでは、(1) 営業上使用されているもので、(2) 継続的に利用されていることが必要である。一方、UTSA では、(1) 現実的または潜在的な価値があること、(2) 秘密保持のため合理的な努力の対象となっていることが必要であるとしている。これらの要件を踏まえた上で不法行為法リステイトメントでは、以下のように定義している。

「営業秘密とは、事業またはその他の企業の運営において利用可能であり、かつ、他人に対する現実的または潜在的優位をもたらすに十分な価値を有し、秘匿されている全ての情報をいう」

ロ) 一般法における営業秘密の保護に関する法律と運用

原則として、民事における営業秘密の保護については、原則として UTSA を適用し、各州の法律及び運用に任されている。刑事事件については、UTSA の規制対象外であり、各州法の刑事規定に委ねられている。また、営業秘密の窃盗を罰する法律を持っている州は過半数を超えている。

なお、政府機関が情報を公開しなくてもよい場合のひとつとして、当該情報が営業秘密である場合を挙げている。

ハ) その他法律における営業秘密保護を規定するもの：Economic Espionage Act (経済スパイ法)(営業秘密保護の概況を説明するものとしての一例)

外国政府の利益のために他者の営業秘密を不正に入手等する行為を「経済スパイ活動」として、刑事罰が適用される。また、民間・私人等の経済的利益のために他人の「営業秘密」を不正に入手等する行為を「営業秘密窃取」とし、刑事罰が適用される。

法人が「営業秘密窃取」行為を行ったとされれば、500 万ドル以下の罰金のほかに、これによって得られたとされる資産を没収される可能性がある。また、個人の場合には、15 年以下の禁固刑または 50 万ドル以下の罰金が科せられる。

経済スパイ法では、営業秘密を盗むことだけでなく、コピーをしたり、改ざんしたり、破壊したりするなど、その経済的価値に悪影響を及ぼそうとする行為が全て「経済スパイ活動」または「営業秘密の窃盗」に該当する。

アメリカ合衆国では一般に雇用されている者の知的活動の結果生じた発明、発見、ノウハウ、試験データ及び調査・分析記録等の成果物が雇用主である企業に帰属するというのが原則であり、雇用契約を交わす際に営業秘密をもらさない旨の条項が付け加えられることが通例のようである。

#### (4) 関係者の見方

現地インタビューを通して得られた関係者の見方

公益と企業の利益のバランスについて、労働者の保護が企業の利益よりも優先される。しかし、実際は MSDS において、企業の競争に関わる点は営業秘密として伏せることができ、労働者が見たいと思う情報は開示している点から、公益と企業の利益のバランスはうまく維持されている。

また、MSDS において企業が営業秘密であると主張した（化学物質のアイデンティティのみが営業秘密として認められる）情報は政府による認証プロセスを必要としないので、米国において営業秘密は大きな問題及び議論になっていない。同様に、法律事務所では、これまでに MSDS における営業秘密問題で訴訟などの大きな問題に発展したような例はない。

図表 2. 1. 3 - 2 現地インタビューを通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
公益と企業の利益とのバランス	<p>&lt; 行政機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要度として、まずは労働者の保護が優先され、それから企業の利益の保護がくる。(OSHA)</li> </ul> <p>&lt; 業界団体 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時と非緊急時で営業秘密の扱いは異なること等、公益と企業の利益とのバランスがうまく取れている。</li> </ul> <p>&lt; 法律事務所 &gt;</p> <p>米国でMSDSにおける営業秘密保護がうまくいっている理由として、企業の競争に関わる点は伏せることができ、労働者が見たいと思う情報は開示しているからである。</p>
営業秘密保護の位置づけ	<p>&lt; 行政機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故等があった場合、医者および医療従事者に対し、化学物質に関する情報を開示する義務があることから、緊急時と非緊急時で営業秘密の扱いは異なる。</li> </ul> <p>&lt; 業界団体 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国ではMSDSにおける営業秘密は議論・問題になっていない。これは、化学物質のアイデンティティーに関しては、営業秘密であることを理由に開示しなくてもよいからである。</li> </ul> <p>&lt; 民間企業 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの企業がOSHAのHCSによる営業秘密の保護はうまく機能している。むしろ、GHSなどの国際的動向により、米国における現行の営業秘密保護が変化してしまうのではないかと。</li> <li>・たとえ営業秘密であっても、有害化学物質の場合は、情報を公開する方針である。</li> </ul> <p>&lt; 法律事務所 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質のアイデンティティー以外の情報(例えば、製造方法及び%など)は、知的財産法の対象になり、一般には特許法の下で保護される。</li> <li>・企業がHCSに基づきMSDSを作成しているのは、訴訟回避という目的もある。</li> <li>・米国のほとんどの環境法において、営業秘密に関する条項があるが、これらには、企業が証明すべき情報などについて、企業にとって負担になるような条項はあまりない。</li> </ul>
手続き	<p>&lt; 法律事務所 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国では一般的に、営業秘密を主張した人(企業)が正しい、という前提(想定)があるので、主張時点で証明は必要がない。(ただし、訴訟された場合には証明しなければならない。)</li> <li>・米国におけるMSDSに関する営業秘密保護がうまくいっているのは、政府による承認プロセスがなく、企業が自主的に決定することができるからである。</li> </ul>
事例	<p>&lt; 法律事務所 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HCS制定時において、営業秘密について企業側から懸念が寄せられ、裁判で議論になった。</li> <li>・MSDS上で情報開示することで、営業秘密に関して訴訟に発展するような事例はこれまでにない。</li> </ul>

文献調査から得られた関係者の見方

イ) MSDS 関連制度における営業秘密保護の規定に関する行政の見解

営業秘密保護は一定の範囲内で認められている。具体的には営業秘密であることが立証できその旨を明示、性質・影響については開示、医者及び従業員とその代理人については開示という条件でMSDSへ詳細な情報を記載しないことが認められる。(OSHAのホームページより)

そのほか、OSHA が回答した営業秘密に関するレターの中では、営業秘密として化学物質に関する公知または一般的な知識に関しては保護されないとしている。また、許容曝露限界（PEL）または TLV<sup>20</sup>そのほかの危険有害性がある場合には、MSDS に記載しなければならないとしている。特に明確な基準はないものの、有害性に関する情報に関しては、営業秘密にできないとしている。（Interactive Learning Paradigms Incorporated のホームページより）

TSCA 又は Voluntary HPV Challenge Program に基づいて事業者から収集された情報は、原則として公開されることとなっているが、事業者が秘密保持を主張する場合は、その秘密保持を主張する部分を特定した上で届出を行うことが可能であり、部外秘情報を削除したものが公開の対象となる。ただし、EPA が人の健康や環境に悪影響を及ぼすと判断するものについては、秘密保持は認められない。（化学物質総合管理政策研究会資料より）

TRI 制度の問題点として指摘されているのは、情報が公開されることによって訴訟の証拠として利用されるリスク、情報がデータベースから引き出せることによってライバル企業が化学物質名を知り得るというリスクが指摘されている。一方で、地域住民の関係を悪化させるという意味で、情報を公開しないリスクも指摘されている。（化学物質管理の新しい手法「PRTR とは何か」：化学工業日報社より）

#### （５）化学物質情報に関する営業秘密の状況

TSCA 又は Voluntary HPV Challenge Program に基づいて事業者から収集された情報については、原則として公開されることとなっているが、事業者が秘密保持を主張する場合は、その秘密保持を主張する部分を特定した上で届出をおこなうことが可能であり、部外秘情報を削除したものが公開の対象となる。ただし、EPA が人の健康や環境に悪影響を及ぼすと判断するものについては、秘密保持は認められない（化学物質総合管理政策研究会資料）。

TRI 制度の問題点として指摘されているのは、情報が公開されることによって訴訟の証拠として利用されるリスク、情報がデータベースから引き出せることによってライバル企業が化学物質名を知り得るというリスクが指摘されている。一方で、地域住民の関係を悪化させるという意味で、情報を公開しないリスクも指摘されている（化学物質管理の新しい手法「PRTR とは何か」：化学工業日報社）。

#### （６）化学物質情報に関する営業秘密保護に関する過去の事例・トピック

[http://www.toxictorts.com/art\\_trade\\_secret.html](http://www.toxictorts.com/art_trade_secret.html)において、以下の主張が展開されている。

営業秘密保護に関する以下の３つの判例によれば、毒性のある化学物質については営業秘密だと主張することは事実上困難である。毒性の有無に関わらず、営業秘密だと立証すること自体が、試験などにより実際には成分などを調べることが可能であり、秘密を確保することが困難である。更に、その物質に毒性があるならば、ほぼ生産者が裁判に負ける。

---

<sup>20</sup>「TLV」とは、アメリカ合衆国の労働安全衛生の専門家で構成される ACGIH が定めた作業環境における空気中の化学物質の許容濃度

Willson v. Superior Court (1924) 66 Cal.App. 275, 279, 225 P. 881

善意の者の保護が営業秘密の保護に優先するという原則が示された。

Bridgestone/Firestone, Inc. v. Superior Court (1992) 7 Cal.App.4th 1384, 9 Cal.Rptr.2d 709

特権を主張する側がその根拠を明らかにすべきという一般原則に基づき、営業秘密保護を主張する Bridgestone/Firestone 側に営業秘密である旨の立証が求められた（このケースでは完成品のタイヤから材料の配合比を見出すことが困難であることが認められ営業秘密であることは認められた）。

Futurecraft Corp. v. Clary Corp.(1962) 205 Cal.App.2d 279, 23 Cal.Rptr. 198

営業秘密という概念は明確に定義できず様々な要素を勘案すべきである。実際に営業秘密とし主張される情報の多くは秘密であるとは言えない。特に化学物質がクロマトグラフィーやスペクトル解析等の科学的分析手法により同定可能であることを考えればその組成について営業秘密だと立証することは困難だと考えられる。

出展：[http://www.toxictorts.com/art\\_trade\\_secret.html](http://www.toxictorts.com/art_trade_secret.html)

## 2.1.4 MSDS の普及支援に向けた取組の状況

### (1) 概要

MSDS の普及に関する取組においては、Web による MSDS 関連情報の発信と、MSDS の作成に関するパンフレットやマニュアルの配布に加え、MSDS 作成や理解を目的としたトレーニングを含む様々なプログラムが OSHA により提供されている。また、業界団体による情報提供やフォーラム開催、民間企業による MSDS 作成支援など、様々なレベルで普及支援活動が行われている。

### (2) 行政

MSDS の普及に向けた取組としては、特に OSHA が主体になって行っている。OSHA の行っている取組は下記のとおり。

- OSHA が化学物質を取り扱う労働者と雇い主側双方のためのトレーニングプログラムを構築している機関を選び、給付金（年毎）を提供している。
- Guidance for Hazard Determination（紙媒体）  
（企業や輸入業者が、化学物質の危険性を科学的に調査・報告する事を HCS は義務付けているが、その科学的調査と報告の方法と過程を説明したもの）
- Model Training Program for Hazard Communication（紙媒体）  
（化学物質を取り扱う労働者へのトレーニングプログラムの提供が HCS によって義務付けられているが、トレーニングのマニュアルを企業側のために載せたもの）
- Guidance for Preparation of MSDSs（紙媒体）  
（MSDS の記入方法、理解の仕方などの一連の流れを説明したもの）

また、普及啓発活動の方法として、以下のような方法を提案している。

- 中小企業の労働者向けのプログラムの開催
- OSHA が既存のプログラムの活動地域と国を広げる（OSHA の支部のある場所）
- SCHC と OSHA が MSDS をレビューするチェックリストを作成する
- MSDS の記載事項（文章、単語等）を明確にする
- MSDS の情報を更新する

### < OSHA によるその他の取組 >

#### HazCom Initiative

2004 年 3 月に OSHA が遵法支援のため始めたイニシアチブである。MSDS 作成ガイダンス、教育及び法の執行の強化を行う。危険有害性決定ガイド（Hazard Determination Guidance：<http://www.osha.gov/dsg/hazcom/GHD100203.html>）、モデル訓練プログラム（Model Training Program：<http://www.osha.gov/dsg/hazcom/docs/MTP101703.pdf>）及び MSDS 作成のためのガイダンス（Guidance for Preparation of MSDS）を作成・公開し、一般からのコメントを公募する。また、下記のホームページの作成もこの活動の一環である。

## ホームページの作成

### Hazard Communication に関するホームページ

( <http://www.osha.gov/SLTC/hazardcommunications/index.html> ) において、MSDS に関連する規則の遵守支援のためのガイドラインがダウンロード可能。OSHA の法律解釈レターが紹介されており個々の事例の参照が可能。また、立ち入り検査の手続きなどの情報提供を行っている。今回の調査での OSHA の情報についても、多くを本サイトから収集した。

## 中小企業支援のため SCHC との提携

( <http://www.osha.gov/dcsp/alliances/schc/schc.html> )

SCHC は、産業界での危険有害性周知の考え方を普及することを目的とした業界団体である。OSHA は、特に中小企業の MSDS 作成支援のため、SCHC と協定を結んでいる。また、GHS 普及の重要性に関する国内産業の認識向上を SCHC との提携を通じて推進している。SCHC は、研修と教育活動、広報活動、MSDS 及び GHS に関連する諸問題について意見交換をフォーラムの運営などを行っている。

## ( 3 ) 業界団体

### ACC

( <http://www.americanchemistry.com/> )

#### < 取組内容 >

- ・ Chemistry Manufacture's Association 時代に「MSDS 作成指針」を作成。( 1990 年 ) 「MSDS 作成指針」は後に ANSI の基準になる。

#### < 発信媒体 >

- ・ 紙媒体
- ・ インターネット

#### < 受け手の概況 ( 想定も含む ) >

- ・ 化学物質を取り扱う労働者・企業及び MSDS に関わる業界団体

### NFPA

( <http://www.nfpa.org/> )

#### < 取組内容 >

- ・ MSDS の使い方を含めた危険物取扱いについての一般的なハンドブックの作成
- ・ MSDS に見られる省略文字やシンボルの表示説明

#### < 発信媒体 >

- ・ インターネット ( ハンドブックは PDF でも閲覧可能 )
- ・ 紙媒体 ( ハンドブック )

#### < 受け手の概況 ( 想定も含む ) >

- ・ 化学物質を取り扱う業者・労働者

## ASSE

( <http://www.asse.org/> )

< 取組内容 >

- ・ MSDS 作成時に使用できる化学物質に関わるデータベースの提供

< 発信媒体 >

- ・ CD-ROM、刊行物

< 受け手の概況 ( 想定も含む ) >

- ・ 化学物質を取り扱う労働者・企業、研究者及び MSDS に関わる業界団体

## National School Supply and Equipment Association

( <http://www.nssea.org/> )

< 取組内容 >

- ・ 教材として化学物質を利用する際に MSDS の申請が義務付けられているものについての説明とテンプレートの作成。

< 発信媒体 >

- ・ インターネット

< 受け手の概況 ( 想定も含む ) >

- ・ 教育機関、研究者

## SCHC

( <http://www.schc.org> )

< 取組内容 >

- ・ 産業界での危険有害性周知の考え方を普及。化学物質の有害性に関する情報交換を行っている。

< 発信媒体 >

- ・ インターネット

< 受け手の概況 ( 想定も含む ) >

- ・ 化学物質を取り扱う企業

## ( 4 ) 民間企業

### Seton Identification and Safety Experts

( <http://www.seton.com/> )

< 取組内容 >

- ・ 化学物質や危険物を取り扱う際に必要なアイテムを販売。

< 発信媒体 >

- ・ インターネット

< 受け手の概況 ( 想定も含む ) >

- ・ 化学物質、危険物を取り扱う労働者・企業・教育機関



## MSDS SOURCE

( <http://www.MSDSsource.com/index.php> )

< 取組内容 >

- ・ MSDS を取り扱う業者向けに実際に MSDS の管理のノウハウを提供し作成支援を行う。

< 発信媒体 >

- ・ 実際の業務

< 受け手の概況 ( 想定も含む ) >

- ・ 化学物質、危険物を取り扱う労働者・企業・団体

## Safety Village Support Services

( <http://www.safetyvillage.com/MSDS/support.php> )

< 取組内容 >

- ・ MSDS を取り扱う業者向けへのトレーニング、MSDS 作成支援

< 発信媒体 >

- ・ インターネット ( オンライントレーニング )

< 受け手の概況 ( 想定も含む ) >

- ・ 化学物質、危険物を取り扱う労働者・企業・団体

## Drummond American

( <http://www.drummondcanada.com/home.htm> )

< 取組内容 >

- ・ MSDS 専用の顧客サポートセンターを 24 時間体制で設置

< 発信媒体 >

- ・ 電話

< 受け手の概況 ( 想定も含む ) >

- ・ 化学物質、危険物を取り扱う労働者・企業・団体

## ( 5 ) NGO

### Health and Safety Resource Center

( <http://www.nysut.org/healthandsafety/> )

< 取組内容 >

- ・ 80,000 件の MSDS 情報を搭載
- ・ 325,000 件の MSDS を紹介するコーネル大学のウェブサイトへリンク

< 受け手の概況 ( 想定も含む ) >

- ・ 化学物質を取り扱う労働者・企業、MSDS に関わる業界団体及びニューヨーク州に在住する研究者

## ( 6 ) 関係者の見方

現地インタビュー及び文献調査とも、MSDS の普及支援に向けた取組についての関係者の見方は特になかった。

## 2 . 1 . 5 その他の状況

### ( 1 ) MSDS を取り巻く国際動向に対する取組の状況

現地インタビューを通して得られた関係者の見方

#### イ) GHS

OSHA は、GHS を含む国際的動向について、HCS に反映させていく姿勢を示したが、GHS の導入についての明確な言及はなかった。

業界団体や企業の中には、GHS の導入により国際的標準化が行われ MSDS における情報交換が行いやすくなることから、GHS の導入を歓迎する意見もあった。一方で、現行の営業秘密保護規定が、GHS により厳しくなることを予想し、懸念を持つ企業もあった。

#### ロ) REACH

REACH は欧州の制度のため、米国市場自体に直接的な影響を持たないことから、米国政府は特別な見解は示していない。ただし、欧州市場で取引を行う米国企業は影響を受けることになり、特に営業秘密保護に関して懸念を持っていた。また、これまでに例のない試みであることから、REACH 自体に対し懸念を持っている企業もあった。

図表 2 . 1 . 5 - 1 現地インタビューを通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
GHS	<p>&lt; 行政機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ GHSを含む国際的な流れを踏まえ、定義や記載項目等、今後HCSに反映させていく必要がある。また、ANSI基準をGHSに適用させることが望ましい。(OSHA)</li> </ul> <p>&lt; 業界団体 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ GHSにより、情報管理と表示方法が簡素化されることを期待している。</li> </ul> <p>&lt; 民間企業 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ GHSが始まると、一般に米国の化学産業は、営業秘密が保護されなくなるのではないが、今ある営業秘密保護の条項が失われてしまう可能性がある。</li> <li>・ GHSが始まると、標準化されるので、やりやすくなる部分がある。</li> <li>・ 世界的にMSDSの質が改善されるのではないが。</li> </ul>
REACH	<p>&lt; 業界団体 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ REACHが影響を及ぼすのはグローバル市場であって、米国に影響を及ぼすことはない。</li> </ul> <p>&lt; 民間企業 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業秘密に関してREACHに懸念を持っている企業もいた。米国で保護されているものが、EUでは保護されないことがあることが懸念されていた。</li> <li>・ REACHという大規模な試み自体に懸念を持っている。段階的なものではなく、一度に大きな変更を行うもので、これまでに例がないのが理由である。</li> </ul>

文献調査から得られた関係者の見方

関係者の見方に関する情報はなかった。

## ( 2 ) MSDS 以外の化学物質の情報伝達に関する取組の状況

行政における取組状況

### イ) EPA の化学物質管理の方針について<sup>21</sup>

EPA は、化学物質管理の目的（特にリスク管理型の活動について）を達成するため、強権的な規制（regulatory authorities）から協力型・自主管理型の方法へとその焦点を移している。これは、TSCA の産業界に対する規制の経験により、以下のことがわかったからである。

- ・ 汚染防止の原則：健康・環境を保護するためには、産業界での汚染防止が最善の機会を提供する。
- ・ 市民の知る権利の原則：一般市民に情報を公開し、市民の意識・能力の向上を通じて、産業界の法令遵守、汚染防止に必要な措置を取ることの保証が可能になる。
- ・ ステークホルダーアプローチ（利害関係者間の調整）の原則：産業界と政府のパートナーシップにより、化学物質の有害性の情報を適切に活用して、産業界は自主的に汚染防止を行うことが可能である。

<sup>21</sup> EPA Office of Prevention, Pesticides and Toxic Substances, *United States National Profile on Management of Chemicals*, Jan. 1997

EPA の自主管理型アプローチは、政府と産業界との協定、危険有害性周知、化学物質・製品の販売停止といった企業の自主行動を中心にしたものである。その際、連邦政府省庁、州政府、地方政府のパートナーシップが重要である。その中でも EPA は、他のパートナーの活動を技術・分析面で支援することが多い。EPA は、汚染防止、より安全な代替物への転換を促進している。また、TRI での化学物質の排出情報を活用して、懸念材料となる化学物質・施設の把握をしている。

情報伝達は、この過程で重要な役割を果たした。市民に有害性の情報を公開することは、化学物質のリスクを軽減することに貢献する。そのため、1990 年代半ば以来、Going Public を合言葉に、化学物質関連の情報を公開することで、市民の化学物質への理解・認識を高めることを推進している。これを、産業界からの有害な化学物質の放出を削減する重要な方法と位置付けている。

#### ロ) TRI 制度

化学物質の情報伝達という面では、連邦政府主導 (EPA) による TRI 制度 (米国版 PRTR 制度) による情報公開が事業所単位で進んでいる。この結果、地域住民に情報が公開されただけでなく、企業の経営陣が自社の化学物質の製造・使用による環境への放出状況を把握することとなった<sup>22</sup>。これを受けて、デュポン、スリー・エム、ダウ・ケミカルといった大手化学企業は 33/50 プログラム<sup>23</sup>といった自主的な取組を始める契機となった。

33/50 プログラムは、政府と産業界の自主協定により、産業界が 1992 年までに、有害化学物質の排出量を 33% 減少、さらに 1995 年までに 50% 減少することを約束したものである。1300 社が参加し、1994 年までに 50% の削減に成功している。

よって、TRI が、米国の企業の化学物質の自主管理を促すこととなっていると考えられる。事実、1988 年から 1994 年で TRI に報告された化学物質の総排出量は 44% 以上減少した<sup>24</sup>。

#### ハ) CIENProject<sup>25</sup>

EPA が UNEP と共同で、アジェンダ 21 の第 19 章の「有害化学物質及び化学的リスクに関する情報交換」を受けて行っている「化学物質の情報伝達」に関わる取組。アフリカ諸国 (西部及び南)、ついでラテンアメリカ諸国を対象としている。発展途上国の化学物質管理の政策担当者、ステークホルダー (学会、NPO) が対象である。安全な使用・輸送・廃棄に関わる化学物質管理の正しい知識と情報源を与える。特に、化学物質に関する情報をインターネットを通じ提供することで、適切な化学物質管理の制度の成立を

<sup>22</sup> 『化学物質管理の新しい手法「PRTR」とは何か』化学工業日報社、1997 年、65～97 頁

<sup>23</sup> TRI 対象化学物質のうち、優先順位が高い 17 物質について、1992 年までに 33%、1995 年までに 50% 削減する自主管理プログラム

<http://www.epa.gov/opptintr/3350/33fin01.htm>

『化学物質管理の新しい手法「PRTR」とは何か』化学工業日報社、1997 年、91 頁より

<sup>24</sup> 『化学物質管理の新しい手法「PRTR」とは何か』化学工業日報社、1997 年、101～118 頁

<sup>25</sup> EPA の CIEN のホームページ <http://www.epa.gov/cien/index.html>

支援する。

## 二) Green Chemistry<sup>26</sup>

化学品の中での危険有害物質の使用を減らすため、EPA が提唱している考え方。有害化学物質の排出を排出管理によって抑制（エンド・オブ・パイプ・アプローチ）するのではなく、そもそも有害化学物質の少ない化学品を原料段階から考慮して製造することを提唱する。その具体的な目標としては、以下の 12 項目が挙げられている。

- ・ 廃棄物は「出してから処理」ではなく、出さない。
- ・ 原料をなるべく無駄にしない形の合成をする。
- ・ 人体と環境に害の少ない反応物・生成物にする。
- ・ 機能が同じなら、毒性のなるべく小さい物質をつくる。
- ・ 補助物質（溶媒、分離剤）はなるべく減らし、使うにしても無害なものを。
- ・ 環境と経費への負担を考え、省エネを心がける。
- ・ 原料は、枯渇性資源ではなく、再生可能な資源から得る。
- ・ 途中の修飾反応はできるだけ避ける。
- ・ できるかぎり触媒反応を目指す。
- ・ 使用後に環境中で分解するような製品を目指す。
- ・ プロセス計測を導入する。
- ・ 化学事故につながりにくい物質を使う。

（安井至「市民のための環境学ガイド」による翻訳：

<http://www.ne.jp/asahi/ecodb/yasui/GreenChemW.htm>）

EPA のホームページには記載されていないものの、このような取組に化学物質の情報伝達の仕組みが盛り込まれている可能性がある。

## 業界団体における取組状況

### イ) ACC

（<http://www.americanchemistry.com/>）

ACC は、RC への参加を入会の条件とすることで、メンバー企業に継続的な健康、安全、環境上のパフォーマンスの改善を促し、化学物質の危険性に関する情報交換を支援している。このプログラムを普及させるために、RC Conference を毎年開催している。

### ロ) SCHC（<http://www.schc.org>）

化学専門家がボランティアで運営するウェブサイトで、危険有害な化学物質についての情報交換の場となっている。特に、HazCom Resource のセクションでは、様々な項目に関して、参加者がデータベースに情報を加えることができる。また、SCHC は OSHA

---

<sup>26</sup> <http://www.epa.gov/greenchemistry/>

と連携して、有害化学物質についての知識を労働者に普及・浸透させるために、訓練または教育プログラムを提供している。

#### 民間企業における取組状況

個々の企業は、独自または ACC などの業界団体を通じてレスポンシブル・ケア・プログラムやケミカル・リスク・コミュニケーションを遂行している。

イ) Arch Chemicals, Inc. ( <http://www.archchemicals.com/Fed/> )

2001 年に Arch's Product Stewardship program ( 別名"GOAL is Zero"プログラム ) を立ち上げ、自社の化学製品の管理及び取扱いに関する情報を顧客 ( 企業 ) に提供することで製品の取扱い上のリスクの軽減に努めている。その結果、顧客の製品の差別化、投資環境の向上に貢献した。また、同社は 24 時間対応する電話サービスも行っている。

#### NGO 等における取組状況

NGO 等における取組状況は文献調査からは特になかった。

なお、MSDS 以外の化学物質の情報伝達に関する取組についての関係者の見方は、文献調査及び現地インタビューからは特になかった。

## 2.2 カナダ

### 2.2.1 MSDS 関連制度の状況

#### (1) 概要

カナダでは 1980 年代末から、WHMIS という国家情報システムが整備され、官・産・労の三者が協力して労働者の知る権利の保護と企業が営利を追求する権利の促進との両立を目指している。

WHMIS は法律、規則及び実施要綱の総体であり、多様な利害関係団体の提携に基づいた仕組みである。そのなかで、MSDS 関連制度は主に HPA が、企業の秘密保護については HMIRA が規定している。

MSDS 関連制度の普及については、入門的な内容のものを含むガイドブックの発行などにより対応すると同時に、同内容をインターネット上でも提供している。また、情報ラインを設け、質問への対応をしている。

#### (2) 経緯

カナダでは、19 世紀末に炭鉱や森林で働く労働者が急増したことから、彼らの就労環境の改善及び災害時の損害賠償を訴える Workers' Compensation Board が各州で設立された。<sup>27</sup>連邦制を取り入れるカナダでは、法制度も各州独自の発展を遂げていた。したがって、1968 年に労働安全衛生を主な目的として CLC が施行されたことを皮切りに、1970 年～80 年代は主に、州ごとの相違点を是正し国家基準を樹立することが試みられた。<sup>28</sup>

カナダでは 1980 年代末から、WHMIS という国家情報システムが整備され、官・産・労の三者が協力して労働者の知る権利の保護と企業の営利を追求する権利の促進との両立を目指している。WHMIS は、(a) MSDS やラベルの作成方法について規定する HPA、(b) 企業の秘密保護の観点から秘密保持申請について規定する HMIRA 及び(c)労働環境における安全確保のため労働者の教育などについて定める CLC の 3 つの法律を根拠としている。そして、これらの法律を基に、実施規則や各州法が制定されている。このように、WHMIS は法律、規則及び実施要綱の総体であり、多様な利害関係団体の提携を促す参加型の枠組である。

---

<sup>27</sup> ブリティッシュコロンビア州の WorkSafeBC のホームページ

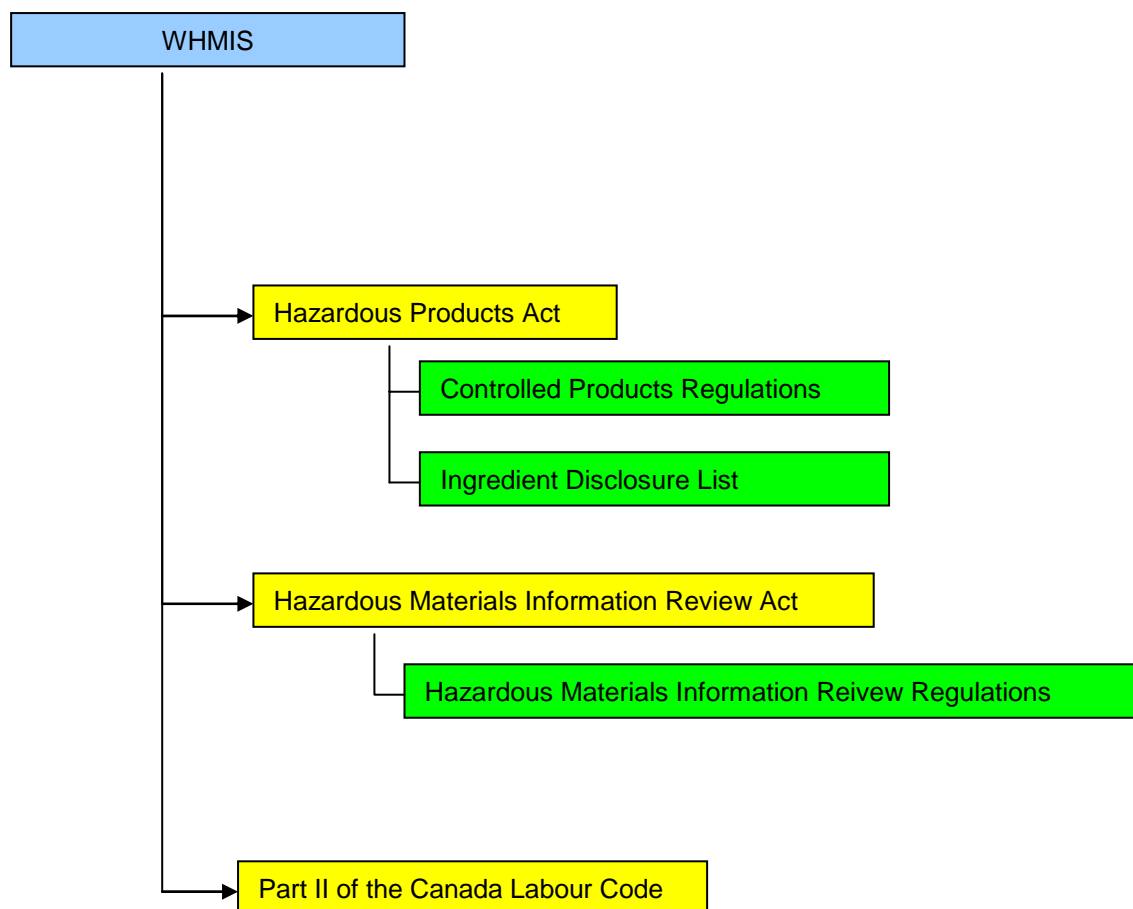
<[http://www.worksafebc.com/publications/health\\_and\\_safety\\_information/whmis/assets/pdf/whmis\\_core\\_1.pdf](http://www.worksafebc.com/publications/health_and_safety_information/whmis/assets/pdf/whmis_core_1.pdf)>.

<sup>28</sup> サスカチュワン州労働局のホームページ

<<http://www.labour.sk.ca/safety/OHS%20Reivew/historyOHSlegislation.pdf>>.

( 3 ) MSDS 制度の状況

図表 2 . 2 . 1 - 1 カナダにおける MSDS 制度の全体像



出典：(社)日本化学物質安全・情報センター『カナダ WHMIS (作業場危険有害性物質情報システム) 関連規則』2000 年より作成

#### HPA における MSDS 関連制度

HPA における MSDS 関連制度の目的は、危険有害性物質によって生ずる傷害、疾病、死亡及び火事の防止や医療コストの低減に寄与することである。以下に、HPA における MSDS 制度の概要を記した。

なお、アメリカの MSDS 関連制度との大きな違いは、(a) 英語とフランス語で作成すること、(b) MSDS は作成後、危険有害性化学物質について新しい情報が明らかになるたび、もしくは新情報がない場合でも 3 年ごとに改訂しなければならないこと及び(c) 記載項目が少ない(9 項目) ことである。



図表 2. 2. 1 - 2 HPA (WHMIS) の下での MSDS 制度

項目	概要・該当条項
根拠となる法令	危険有害性製品法(the Hazardous Products Act, HPA)
目的	作業者の知る権利 (workers' right to know) を保護するために作られ、労働者が安全に就労できるように知識と手段を供給することにより、安全な労働環境を構築することが目的である。同時に、危険有害性物質によって生ずる傷害、疾病、死亡および火事の防止や医療コストの低減に寄与することを目的とする (Canadian Center for Occupational Health and Safety(CCOHS)のホームページ: <a href="http://www.ccohs.ca/oshanswers/legisl/intro_whmis.html">http://www.ccohs.ca/oshanswers/legisl/intro_whmis.html</a> )。
所管官庁(担当部署)	the Canadian Federal Department of Health's WHMIS division
MSDS制度の位置づけ	「作業場危険有害性物質情報システム (Workplace Hazardous Materials Information System):WHMIS」という、安全衛生情報を提供することによりカナダの作業者を保護することを目的とした包括的な国家情報システムの一部。Hazardous Materials Information Review Act(HMIRA)と相互補完的關係にあるため、両方の法文で双方への言及が見られる。
MSDS制度の目的	作業場で使用される危険有害性物質 (hazardous materials) の安全な使用のために情報を提供する。
MSDSの記載項目・書式	管理製品規則 (Controlled Products Regulations, CPR) により、以下の9項目の記載が義務付けられている (SOR/97-543, s.12)。 1.)危険有害性成分: a.)成分の化学的アイデンティティとその濃度 (混合物の場合)、b.)CAS番号、c.)LD50とLC50 2.)作成情報: a.)MSDS作成責任者の名前、電話番号、b.)MSDSの作成日 3.)製品情報: a.)製造業者の名前、住所などと緊急時の電話番号、b.)供給者の連絡先、c.)製品の用途 4.)物理的データ: a.)物理的状態、b.)臭気、概観、c.)比重、d.)蒸気圧、e.)蒸気密度、f.)蒸気速度、g.)沸点、h.)凝固点、i.)pH、j.)POW 5.)火災または爆発危険性: a.)可燃性の状況、b.)消火方法、c.)引火点、d.)燃焼範囲、e.)自然発火温度、f.)有害な燃焼生成物、g.)爆発データ 6.)反応性データ: a.)製品が化学的に不安定になる状況、b.)製品と不適合である物質、c.)反応性の条件、d.)有害な分解生成物 7.)毒性学的性質: a.)体内への進入経路(皮膚、吸入、経口)、b.)製品への急性曝露影響、c.)製品への慢性曝露影響、d.)曝露限度、e.)製品の刺激性、f.)製品の感作性 (sensitization)、g.)生殖毒性、h.)催奇形性、i.)変異原性、j.)毒性学的に相乗作用する製品名 8.)予防措置: a.)個人保護具、b.)特定の工学管理、c.)漏洩または漏出措置、d.)廃棄物処理、e.)取扱い手順・器具、f.)貯蔵規定、g.)特別な積荷情報 9.)応急処置  通常、英語とフランス語で作成しなければならない (SOR/88-66, s.24(1))。 作成後、危険有害性化学物質について新しい情報が明らかになるたび、もしくは新情報がない場合でも3年ごとに改訂されなければならない (SOR/88-66, s.29)。
対象業種	管理製品 (controlled product) として知られている危険有害性作業場物質を販売または輸入する供給者 (R.S., 1985, c. H-3, s. 14(a))。 なお管理製品とは、HPAの付属書II (R.S., 1985, c.24(3rd Supp.), s.2.) に列挙されている6つのクラス (Class A-圧縮ガス、Class B-引火性および可燃性の物質、Class C-酸化性物質、Class D-毒性および伝染性の物質、Class E-腐食性物質、Class F-危険性のある反応性物質) に含まれると規定されている化学物質または製品。
対象化学物質	HPAの中の成分開示リストにおいて、1736種類が指定されている。各項目は曝露限度が明記されているので、それと同等もしくは超過する場合にはMSDSに成分を記載しなければならない。
添付義務のある製品の要件	管理製品において、含有成分の中で以下の4つのカテゴリーについては開示が必要である。ただし、HMIRAまたはCPRで特定の免除を受けるものは除く。 CPRで定義される管理製品と判断される物質、成分開示リスト (Ingredient Disclosure List, IDL) に記載されている物質、供給者が危険有害性があると判断した物質、毒性情報が未知である物質 (R.S., 1985, c.H-3, s.13(a))
製品の適用除外	爆発物 (the Explosives Actによる)、化粧品、医薬品、食品 (the Food and Drugs Actによる)、the Pest Control Products Actの規制を受ける製品、the Nuclear Safety and Control Actの対象である放射能性核物質の広告、販売、輸入。タバコ法に該当するタバコや関連製品。(R.S., 1985, c. H-3, s. 3)  その他の製品については、情報の開示免除は危険有害性物質情報審査法(HMIRA)または管理製品規則(CPR)に基づく (R.S., 1985, c. H-3, s. 13-4)。
企業秘密保護(定義、審査方法、根拠など)	HMIRAに従う (R.S., 1985, c. H-3, s. 16)。
輸入製品の取扱い	輸入業者はMSDSを取引先業者から入手、または自ら作成しなければならない (R.S., 185, c. H-3, s.14)。
裾切り要件	混合物の場合、以下の要件で化学的アイデンティティおよび濃度の記載が免除される (SOR/88-66, s.5(2))。 1.)構成物質が管理製品 (controlled product) 中に0.1%未満の濃度で検出され、かつ催奇形性物質もしくは胚毒性物質 (s.53)、発がん性物質 (s.54)、生殖毒性物質 (s.55)、気道感作性物質 (s.56)、変異原性物質 (s.57) である場合。 2.) (1)以外の化学物質で、成分開示リストで指定される濃度が0.1%である物質は管理製品中で0.1%未満、あるいは0.1%との濃度規定がない場合には製品中に1%未満で検出される場合。 3.)構成物質の一般名とその濃度がMSDSに開示されている場合。
MSDS関連制度を厳格に実施するための措置	実施状況の監督は、連邦レベルではLabour Branch of Human Resources Development Canadaが行い、地方では各Occupational Health and Safety機関が遂行する (CCOHSのホームページ: <a href="http://www.ccohs.ca/oshanswers/legisl/intro_whmis.html">http://www.ccohs.ca/oshanswers/legisl/intro_whmis.html</a> )。
関連制度成立の経緯(成立年、改正年、改正のポイントなど)	1987年下院においてWHMISを設立する法案が通過したため、ラベリングとMSDSに関連した項目が追加された。これに伴い、関連規則は1988年までに施行された(トロント大学、Office of Environmental Health and Safetyのホームページ: <a href="http://www.utoronto.ca/safety/whmis1.htm">http://www.utoronto.ca/safety/whmis1.htm</a> )。

出典：各種資料より作成

## HMIRA の目的

HMIRA は、HPA とともに WHMIS の根幹をなす法律であるが、両者においては規定する内容が重複しないように棲み分けが見られる。HMIRA は主に企業の営利を追求する権利を保護することを目的とし、企業の秘密保持請求について規定している。

図表 2 . 2 . 1 - 3 HMIRA の下での MSDS 制度（秘密保持請求との関連）

項目	概要・該当条項
根拠となる法令	危険有害物質情報審査法、the Hazardous Material Information Review Act (HMIRA)。なお、より詳細な規定は危険有害物質情報審査規則 (Hazardous Material Information Review Regulations, HMIRR) が定める。
目的	MSDSの作成が義務付けられている管理製品もしくはその構成物質 (HPAによって規定される) のなかで、営業秘密にあたる項目の記載を免除することにより、企業の営利を追及する権利を保護することが目的である (Hazardous Materials Information Review Commission (HMIRC) のホームページ: <a href="http://www.hmir-c-ccrmd.gc.ca/english/index.shtml">http://www.hmir-c-ccrmd.gc.ca/english/index.shtml</a> )。
所管官庁 (担当部署)	Hazardous Materials Information Review Commission という独立行政法団体が担当する。なお、HMIRC は Ministry of Health を通して国会に説明責任を果たす。
MSDS 制度の位置づけ	該当なし
MSDS 制度の目的	該当なし
MSDS の記載項目・書式	該当なし
対象業種	HPA に従う (R.S., 1985, c.24 (3rd Supp.), s.10)。
対象化学物質	HPA に従う (R.S., 1985, c.24 (3rd Supp.), s.10)。
添付義務のある製品の要件	管理製品規則 (Controlled Products Regulations) に従う。
製品の適用除外	供給者 (supplier) は HPA に順ずるが、対象となる管理製品の化学名、構成物質の濃度、毒性学上の名称が営業秘密と考えられる場合、雇用者 (employer) には CLC が適用されるが、上記の場合に加え管理製品の化学名、一般名、もしくは商標や、製品の供給者についての情報が営業秘密と考えられる場合。(R.S., 1985, c.24 (3d Supp.), s.11)
営業秘密保護 (定義、審査方法、根拠など)	審査の方法は、 1) 業者が申請書を HMIRC に提出し、 2) HMIRC 内の Screening Division が申請内容の妥当性を調査する。 3) 調査と並行して、Canada Gazette (カナダ政府官報) に申請の事実が掲載され、一定期間、利害関係者の意見を受けつける (R.S., 1985, c.24 (3rd Supp.), s.11-12)。 4) 必要であれば、追加情報を業者に要求する。 5) 申請が受理された場合には、HMIRC から付与された受付番号 (registry number) を MSDS 上に記載しなければならない。また、業者側に異議がある場合には通知後に、Appeals Division に再審査を請求することができる (R.S., 1985, c.24 (3rd Supp.), s.20-27)。  申請用紙の書式は、HMIRR の付属書 II に掲載されている (SOR/88-456, Sched. I)。  MSDS は 3 年ごとに見直し、必要に応じて改訂されなければならないので、記載免除の効力も 3 年である (R.S., 1985, c.24 (3rd Supp.), s.19(2))。そのため、秘密保護申請には、初回申請 (original claim) と改訂申請 (refined claim) があり申請料が異なる (SOR/88-456, s.4-5)。
輸入製品の取扱い	該当なし
裾切り要件	該当なし
MSDS 関連制度を厳格に実施するための措置	HMIRC 内の Screening Division が、秘密保護の申請の妥当性を調査する。その際、化学的な専門知識については MSDS Compliance Division から助言を受けることがある (HMIRC のホームページ: <a href="http://www.hmir-c-ccrmd.gc.ca/english/index.shtml">http://www.hmir-c-ccrmd.gc.ca/english/index.shtml</a> )。  企業は申請が退けられた場合、事前に作成し提出した MSDS を改訂し HPA または Canada Labour Code の規定に従わなければならない。この際作成された MSDS が両法の作成方法・内容に抵触する場合は、公式な改善命令が下る (R.S., 1985, c.24 (3rd Supp.), s.17)。
関連制度成立の経緯 (成立年、改正年、改正のポイントなど)	1987 年に制定され、関連する実施規則や州法は翌年に施行された。1991 年には、Hazardous Materials Information Review Act Appeal Board Procedures Regulations が制定され、HMIRA 内の秘密保持請求後の再審査についての細則 (期間、形式、審査方法) が規定された (SOR/91-86)。

出典：各種資料より作成

また、日本における MSDS 制度は化管法の枠組みの中で制定されていることから、PRTR 制度との制度上の関連があるが、カナダにおいて、MSDS 制度と PRTR 制度 (カナダでは NPRI という名称) には、制度上の関連はない。

(4) 関係者の見方

現地インタビューを通して得られた関係者の見方

現状のMSDS制度は労働安全衛生が目的であるという見方は、各関係者の間で一致していた。しかし、環境保護の目的にも利用できるのではないかと、という考えに関しては賛否両論であった。また、MSDSの利用目的として「知る権利」の法を遵守すること及び情報伝達の手段と答える民間企業が多く見られた。

図表 2.2.1-4 現地インタビューを通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
制度の位置づけ	<p>&lt;法律事務所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MSDSには様々な目的があるが、主な目的は職業の場で化学物質を管理することであり、他の目的で作る場合には前もって良く考える必要がある。</li> <li>・MSDSを環境保護の目的に利用することは良いことだと思う。現在カナダのMSDSは、ANSI規格の16セクション書式の場合、セクション13「廃棄時の配慮 (Disposal Consideration)」やセクション15「規制情報」には「該当なし」と書かれているだけで、環境保護関連の情報を含んでいないものが多い。</li> </ul> <p>&lt;民間企業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染防止など環境保護にも役立つかもしれないが、MSDSの主な目的は労働安全衛生であるべきだ。</li> <li>・主に有害化学物質の情報伝達手段として使っているほか、知る権利法に対処する目的にも利用している。</li> </ul>
法律と運営	<p>&lt;民間企業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な州の知る権利法の中でも一番厳しい基準に合わせることによって全国規模で遵守できるようにしている。</li> <li>・NAFTA (米国、カナダ、メキシコ) 地域における輸出入の際のTSCAやCEPAを含めた法規制が確実に遵守されているかどうかのチェックに利用している。具体的にはSAPシステムを使って製品のラベルとMSDSを管理している。</li> <li>・常連客以外の顧客によるMSDSの使用目的を把握しておくことが大切だと考えているので、MSDSの提供などの管理は独自で行っている。</li> <li>・化学会社であるため、有害化学物質が含まれているかどうかにかかわらず自社製品全てにMSDSを作成することにしている。統一されたMSDSを使うことによる効率化を重要視している。</li> <li>・WHMIS規制に該当しない製品も含め、MSDSの情報が常に最新となるよう更新時期をソフトウェアで管理している。</li> <li>・以前は本社の品質審査部が作成から管理、配布まで全てを行っていたが、会社組織再編成の一環としてMSDSを各組織において管理することになった。</li> </ul>
MSDSに記載すべき項目	<p>&lt;民間企業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セクション15にはカナダの規制に関する情報を記載することになっているが、規制関連の情報 (regulatory information) が頻繁に変更されるため、セクション15に「規制関連の情報の詳細についてはお問い合わせください」と記載するようにしている。</li> <li>・カナダでは、MSDSは英語とフランス語に翻訳しなければならない。更新の際には基本的な内容は機械翻訳が可能だが、専門的な内容の場合には翻訳者が必要になる。</li> <li>・北米用と欧州用の二種類のMSDSを使っている。北米は米国とカナダ両方で、OSHA規制とWHMIS規制のどちらも遵守できるようになっている。MSDSを米国・カナダ両用にすることで効率化が図れ特に問題はない。北米用のMSDSは必要に応じて英語、フランス語に翻訳されている。</li> </ul>
制度上の課題	<p>&lt;民間企業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境や公衆衛生・一般の人の健康を保護することにつながる等の面から、全国規模のデータベースから誰でも簡単にアクセスでき情報を得られるようなものにすべきではないか。</li> <li>・世界各地のMSDSを作成しているが、特に難しいのはアジア規制を確実に把握して遵守を確実にすること。</li> <li>・ANSI標準に準拠した16セクションのMSDSを使っているが、毒性などの科学的な解釈の違いなど専門的な内容についての他社からの問い合わせや、販売担当者からMSDSで情報を提供しすぎているという苦情など多くの問い合わせがある。</li> </ul>

文献調査から得られた関係者の見方

MSDS 関連制度の状況に関する関係者の見方は文献調査からは特になかった。

## 2.2.2 MSDSの普及状況

### (1) 概要

本項ではカナダにおける普及状況に関する調査についての情報収集を行ったが、文献調査からは有用な情報は得られなかった。

なお、文献収集にあたっては、他の対象国と同様に、普及を次のような視点から捉えて実施したが、いずれの項目についても、調査結果となるものが見受けられなかった。

- ・ MSDSの遵守状況
- ・ MSDSの配布状況
- ・ 認知度、理解度等に関する状況
- ・ MSDSの作成状況
- ・ 利用者の理解度

### (2) 普及状況に関する調査結果

以下は、カナダにおける化学物質管理の担当主管庁などの行政機関、化学品・化学製品に関する主要業界団体、化学品・化学薬品を取り扱う企業、研究所・大学及びNPOなどである。これらの機関・団体・企業について調査を行ったが、普及状況や見解などを示す情報は入手できなかった。

#### 行政

##### イ) Health Canada

MSDS制度を含め、あらゆる環境（労働環境を含む）において回避可能な危険からカナダ市民を保護するために、疾病予防についての情報伝達に努めている化学物質管理の所管官庁である。

##### ロ) CCOHS

MSDSマネジメント指導（MSDS Management Service Plus）や専門家向けのオンライントレーニングを実施している。またデータベースを作成して情報提供を行っているが、このデータベースは個別のMSDS作成者から提供を受けて作成しているものである。この点についてCCOHSは、MSDSを提供してもらうのはあくまでデータベース作成を目的としているためであり、MSDSの内容については作成者の責任の範疇にあるとしており、CCOHSが検査を行うことや遵守状況を見ることはないとして記述している。<sup>29</sup>

##### ハ) CIS (Safety and Health Information)

主にインターネットを通じて、MSDS作成支援を行うカナダ連邦政府の行政機関である。

<sup>29</sup> [http://www.ccohs.ca/products/Supplements/MSDS\\_FTSS/contribute\\_MSDFS.pdf](http://www.ccohs.ca/products/Supplements/MSDS_FTSS/contribute_MSDFS.pdf)

## 二) Transport Canada (カナダ運輸省) 及び CANUTEC

カナダ運輸省は 1979 年に危険物の運搬におけるリスク管理のために CANUTEC を設立した。CANUTEC の業務の一つに MSDS 作成支援がある。

### 業界団体

#### イ) CCPA<sup>30</sup>

自動車、船舶などに利用される化学製品及び部品の製造業者の団体である。現在 80 の企業が所属しており、カナダの産業化学物の 95% を製造している。

#### ロ) CAPP

天然ガス、液体天然ガス及び原油関係の約 150 の企業による業界団体で、作業中の安全管理など、労働者保護を中心とした活動が中心となっている。(会員企業によるカナダの天然ガスと原油の生産量は、カナダ全生産量の 98% 以上を占める)

#### ハ) BPB Canada

カナダ最大の石膏・壁板メーカーと建築関係の業界団体で、製品に関する建築作業中から廃棄段階に至るまでのリスク情報を交換提供している。

## 二) CSChE (Canadian Society for Chemical Engineering : カナダ化学技術協会)

産業(企業)、アカデミー及び政府の化学工学分野の技術者協会。

### 民間企業

#### イ) CADS

MSDS マネジメント支援の老舗の一つ。カナダで取引を行う企業に対して、WHMIS に対応した MSDS 管理ソリューションを提供している。

## (3) 関係者の見方

### 現地インタビューを通して得られた関係者の見方

小規模企業においては一部認知されていないものの、各関係者とも、ほぼ普及しているという意見がほとんどであった。しかし、特に実際に MSDS を利用している民間企業及び業界団体からは、有効に利用できていない状況が多く指摘されている。中でも、MSDS の記載内容の質の悪さに関する指摘が多かった。質の悪い理由として最も多く挙げられたのが、中小企業に人的・技術的リソースがないことであった。また政府機関からは、米国の規制にのっつた MSDS がそのままカナダに持ち込まれる、といった原因が挙げられ、民間企業からも、他国から持ち込まれる MSDS の質の悪さが指摘されている。

<sup>30</sup> MSDS ではないが、PRTR に関するレポートはある。Reducing Emissions -2003 Emissions Inventory and Five Year Projection; <http://www.ccpa.ca/files/Library/Reports/NERM12full.pdf>

有効に利用されていないその他の原因として、MSDSに記載される内容を理解する知識が欠けていることも挙げられている。

現状のカナダにおけるMSDSは、法律遵守という観点から作成されているものが多く、企業が利用するには内容が不十分なものが多いようである。例えば、各企業間で取扱いに関する記述が異なっていたり、実際にはあり得ないものを推奨していたりする、というケースもある。また、MSDSに記載されている内容が不十分であり製造者に問い合わせをしたことがある。WHMISに規定される、3年ごとの情報の更新を怠っているものが多いという指摘もあった。CCOHSは、より作業現場を想定した質の高いMSDSを作成することの必要性を指摘していた。

図表 2.2.2-1 現地インタビューを通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
現在の普及状況	<p>&lt; 行政機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ WHMIS制定から20年近く経ており、大分浸透している、普及していないということは考えにくい。(WHMIS/HMIRC)</li> <li>・ 法律が施行されてから20年程経つこと、また罰則も厳しいことから、カナダにおけるWHMISは、十分浸透しているといえる。(CCOHS)</li> <li>・ MSDSがあるからといって、企業で実際にMSDSが必ずしも使われているわけではない。(CCOHS)</li> </ul> <p>&lt; 業界団体 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律遵守のレベルは大企業も中小企業も高いが、中小企業ではまだ課題が多く、MSDS自体を知らない企業もある。</li> <li>・ MSDSがどんな時に必要で、自分達にはどんな要求権利があるかをよく理解しており、サプライヤーからもMSDSの要求があるので、査察が入ったとしても遵守レベルは満足できるものだろう。</li> </ul> <p>&lt; 民間企業 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遵守が上手くいっていると考えている。理由として、刑罰が厳しいからではなく、倫理的な考えが企業にあるからである。</li> <li>・ カナダにおけるMSDSの普及率は高く、カナダ企業の9割がMSDSを知っている。</li> <li>・ MSDSだけでなく、ラベル作成と従業員の教育訓練なども含め、全てにおいてWHMIS規制の普及率は高い。</li> <li>・ 化学品製造会社に関して言えば普及率は100%である。</li> <li>・ 小企業については、質が低く問い合わせをすることもある。大企業については、概ねMSDSの作成に関しては問題がない。それどころか、化学品製造会社から、WHMISで求められる以上の情報を求められることがある。</li> </ul>
普及の阻害要因	<p>&lt; 行政機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国企業が営業秘密だと主張して、米国のOSHAActに基づくMSDSをそのままカナダに持ち込んでいるという実態がある(カナダでは申請が必要)(CCOHS)</li> </ul> <p>&lt; 民間企業 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大企業には人的・技術的資源及び知識・データ等があるが、中小企業にはそれらが無い。</li> <li>・ MSDSには多くの情報があるため、ある程度のエラーが想定される。また作る人のレベルによっても毒素性の情報、応急処置の情報など、全く同じものが違う表現で書かれている可能性がある。</li> <li>・ 政府機関に、MSDSの質を確かめるだけの職員の数がいないということも問題である。</li> <li>・ 工場に送られてくるMSDSにはたくさんの情報が含まれているが、法律用語など特殊用語が多いため理解しにくく、実際に従業員が労働安全のために利用できない場合がある。</li> <li>・ カナダ企業の多くがWHMIS規制に対する理解度の低い輸入業者であり、労働安全を含め理解度の高い製造業者の数は少ない。</li> </ul>
今後の課題	<p>&lt; 行政機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の規制に基づきMSDSを作成してもらわなければならないと考えている。(CCOHS)</li> <li>・ 現状では、一部の企業のMSDSしか使い物にならないため、より実際の作業現場を想定したMSDSを作成しなければならない。(CCOHS)</li> </ul> <p>&lt; 法律事務所 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ MSDSは技術的な内容が書かれているものであるが、法律の目的上、労働者やメディアの人間にも分かる必要がある。</li> </ul> <p>&lt; 民間企業 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ MSDSがあっても、化学物質を取り扱う職場の人達が訓練を受けていなければ、それがどんなに良い情報であろうと意味がない。従って従業員がMSDSの情報の使い方を知っている必要がある。</li> </ul>

文献調査から得られた関係者の見方

MSDS の普及状況に関する関係者の見方は文献調査からは特になかった。

## 2.2.3 MSDSに関わる営業秘密保護の状況

### (1) 概要

「化学物質の情報伝達」に関する営業秘密保護については、主に WHMIS における HMIRA に基づいて、実施規則や各州法が制定されている。

### (2) MSDSに関わる営業秘密保護の状況

#### WHMISにおける営業秘密保護

WHMIS は、以下の 3 原則から構成される。特に、HMIRA に企業の秘密保護についての規定が示されている。

- ・ MSDS やラベルの作成方法について規定する HPA
- ・ 企業の秘密保護の観点から秘密保持申請について規定する HMIRA
- ・ 労働環境における安全確保のため労働者の教育などについて定める CLC

特に営業秘密保護を定めた HMIRA については、 で詳しく述べる。

#### HMIRAにおける営業秘密保護

HMIRA は WHMIS の根幹をなす法律であり、主に企業の営利を追求する権利を保護することを目的とし、企業の秘密保持請求について規定している。HMIRC は、独立機関として WHMIS 中で営業秘密保護に関する責務を担い、その役割は、「営業秘密を保護する産業の権利」と「職場で使われる危険な化学薬品についての安全性情報が必要な労働者の要求」の均衡を保つことである。基本方針は雇用者と企業の両方を保護することにあるが、企業利益のために製品中の化学成分に関して秘密を保持する権利は認められている。企業が申請すれば開示は免除されることがある。HMIRC は営業秘密の公開免除申請を登録し、主張の妥当性を検討した上で、決定を出す。産業界、労働者組織及び政府によって指名されたメンバーと独立的立場の取締役会によって審理される。その際は、主張に関連した情報は保護される。HMIRA における営業秘密保護の審査方法は下記の手順で行われる<sup>31</sup>。

#### イ) 業者が申請書を HMIRC に提出

この申請には、営業秘密に関する情報そのものと、要請を正当化する情報が含まれなければならない。また、申請書は当該商品の MSDS とともに提出され、正しい金額の料金が支払われなければならない。申請料は、ひとつの化学物質につき 1800 ドルである。

免除申請が正式に作成・提出されると、申請は登録され、業者には登録番号が発行される。この時点では申請の妥当性や MSDS の記入内容について判断されることはない。しかし、登録番号及び登録日が営業秘密情報の箇所に記載されていることを条件に、業者はこの時点から販売・輸入を直ちに開始することが許されている。

<sup>31</sup> <http://www.hmirc-crcmd.gc.ca/english/index.shtml>



ロ) HMIRC 内の審査部門 ( screening division ) が申請内容の妥当性を調査

審査員は免除申請に関連する MSDS が WHMIS の要件を満たしているかについても評価し、WHMIS の遵守についても審査を行う。

ハ) 調査と並行してカナダ政府官報 ( Canada Gazette ) に申請の事実が掲載され、利害関係者の意見を受け付ける。

利害関係者は委員会に対して、免除申請ならびに MSDS に関して陳情を行う機会が与えられる。

二) 必要に応じて追加情報を申請者に要請

委員会は、MSDS が WHMIS 要件を遵守していない箇所について修正を命令する別の権限も持っている。

ホ) 申請書の妥当性に対する決定

委員会が行う全ての審査は、「当然の道義の法則」<sup>32</sup>の対象になっている。委員会が行う全ての意思決定と指令はカナダ政府官報 ( Canada Gazette ) をとおして公表され、直訴<sup>33</sup>の対象になる。

申請が受理された場合には HMIRC に付与された受付番号 ( registry number ) を MSDS 上に記載しなければならない。申請が妥当でないものと判断された場合は、審査員は、免除要請された箇所についての情報を公開するよう命令する権限を持つ。業者は、委員会の命令に従うだけでなく、カナダにおいてその製品を販売しないという選択権も保有している。また、業者側に異議がある場合には通知後に Appeals Division に再審査を請求することができる。

申請書の書式は HMIRA の付属書 1 に掲載されている。MSDS は 3 年ごとに見直し、必要に応じて改訂されなければならないので記載免除の効力も 3 年である。そのため、秘密保護申請には初回申請 ( original claim ) と改訂申請 ( refined claim ) があり、申請料が異なる。

### ( 3 ) MSDS 制度以外の営業秘密保護の状況

一般法における営業秘密保護の状況

イ) 一般法における営業秘密の定義

カナダ法務省の定義において、営業秘密は以下のように広く定義されている。

営業秘密とは、広く一般的に公開されないことで現在あるいは将来的に独立した経済価値をもたらす、かつ諸状況の下でその秘密を守ることが合理的である、製法、製品などの型、編集物、プログラム、装置、メソッド、技術及びプロセスも含めた情報のことである。営業秘密とみなされる情報は、化学化合物を生成するための製法、生産のプロ

<sup>32</sup> the rules of natural justice 「意思決定者 ( 政治を行う者 ) は偏見を持たず、フェアでなければならない」というルール

<sup>33</sup> subject to appeal

セス、原料の扱い方法や保存方法、更には顧客リストにまで及び、適用される範囲は広い。つまり、営業秘密とは他者、とりわけ競争相手には公開したくない所有情報（proprietary information）である。この所有情報は、企業など、それを生み出した主体に属し、従来から知的所有法（intellectual property law.）により保護されるものとする。カナダでは、知的所有とは、例えば特許、商標、著作権、植物栽培者の権利（plant breeders' rights）そして貿易秘密等をも含めるものとされている。

#### ロ）一般法における営業秘密の保護に関する法律と運用<sup>34</sup>

カナダにおける裁判所の構成は、カナダ連邦裁判所と各州の裁判所（Courts of various provinces）に分かれている。特許権、登録商標権、登録工業意匠権、著作権、半導体集積回路の侵害及び商標法第7条（虚偽の陳述及び法定不正競争など）に関する事件については、連邦及び州の裁判所がそれぞれ所管権を有している。しかし、秘密情報（営業秘密情報を含む）の盗用及び無断使用等に関する事件については、州の裁判所のみが所管権を有している。知的財産権については、下記の法律が関連する：特許法（The Patent Act）、商標法（Trade-Mark Act）、著作権法（Copyright Act）、工業意匠法（Industrial Design Act）、集積回路保護法（Integrated Circuit Topography Act）、種苗法（Plant Breeders Rights Act）、競争法（Competition Act）、食品薬品法（Foods and Drugs Act）、カナダ会社法（Canada Business Corporation Act）

#### MSDS 関連制度以外の環境関連法・制度における営業秘密保護の概況

##### イ）カナダ環境保護法における営業秘密保護の規定

カナダ環境保護法第51条秘密保持要請によると、新規物質の届出において、第46条(1)に基づいて大臣に情報を提供する人は、その情報を公表する大臣の意図が第49条により明示された場合、その情報と共に、第52条に言及される、その情報が秘密情報として扱わなければならない理由を説明した書面による要請を提出することができる。以下、第52条を示す。<sup>35</sup>

- ・ その情報は営業秘密に該当する。
- ・ その情報の開示は、その情報を提供する人に、または代理人にその情報を提供させる人に重大な金銭的損失を被らせる、またはその人の競争力を損なう可能性が大きい。
- ・ その情報の開示は、その情報を提供する人にまたは代理人にその情報を提供させる人によって実施されている契約交渉またはその他の交渉に干渉する可能性が大きい。

##### ロ）PMRA における営業秘密保護の取組の事例

ここでは、MSDS 制度以外の「化学物質の情報伝達」に関わる営業秘密保護の取組の

<sup>34</sup> カナダ法務省ホームページ <<http://www.justice.go.ca>>

Trade Secret Law in Canada and the United States

<<http://www.gowlings.com/resources/publications.asp?pubid=768>>

<sup>35</sup> （社）日本化学物質安全・情報センター 『カナダ 1999 年カナダ環境保護法（第2版）』平成 16 年 3 月

代表的な事例として、PMRA を取りあげる。

PMRA は害虫駆除製品によって生じる人体と環境へのリスクを最小化することを目的として、1998 年 11 月に設立された。カナダ保健省の下部機関ではあるが、中立的な立場で政府機関、栽培者グループ、研究施設及び農業産業のために活動し、相互の情報交換の促進とリスク削減を目指している。連邦政府への WHMIS に関する提案や害虫駆除製品の国際的な規制や州法への適合化、害虫管理と関連した方針とガイドライン開発、殺虫剤に関するデータのオンライン化など様々な活動を行っている。

営業秘密に関連して、PMRA は、殺虫剤に関する営業秘密を含むいかなる情報も、ヘルスケアのプロフェッショナル及び特定の行政機関に対して公開されることが望ましいという見解を示している。信頼性のある適切な情報が得られないために、病気の診断の特定や、重要な魚の死因解明が困難であるというのが現状の問題であり、今こそ、殺虫剤ビジネスにおける企業の利益よりも、環境汚染や重病に苦しむ人々への徹底した情報開示が高い地位に置かれるべきである、という立場を PMRA はとっている。

しかし、原則として公開が望ましいとしながらも、営業秘密に関しては例外を設け、新条約では情報へのパブリックアクセスに関して、機密情報 ( confidential information ) についてはテストデータ、評価レポートのコピーを含め公開することが原則であるものの、営業秘密情報 ( confidential business information ) については対象外としている。ここでいう、営業秘密情報の定義は公共政策の進化に伴い常に変容し、状況に応じて様々な解釈が成り立つ。新条約や他の条約により情報公開が強要されない限り、製法、メソッド、技術及びプロセスといった営業秘密情報の公開は免除される可能性がある。<sup>36</sup>

#### ( 4 ) 関係者の見方

##### インタビューを通して得られた関係者の見方

営業秘密保護における公益と企業のバランスは取れていると行政機関は考えている。一方で企業は HMIRC における料金及びかかる時間の長さなど申請手続きの煩雑さに不満を示している。申請をしているのは主に大企業であり、中小企業ではコストなどが原因で申請をあきらめることが多いとのことであった。また、申請が受理されたものに対して開示を要求したという事例はほとんど見られないとのことであった。

---

<sup>36</sup> Pest Management Regulatory Agency, Proposed Amendments to the Pest Control Products Act, January 1999, p. 17  
<<http://www.pmra-arla.gc.ca/english/index-e.html>>.

図表 2.2.3-1 現地インタビューを通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
公益と企業のバランス	<p>&lt;行政機関&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、カナダ危険有害物質情報審査規則委員会（HMIRC）は「公開しない権利」と「知る権利」との均衡を保つために、「知る権利」側に対して調整措置を講じる必要があることを感じてきた。免除要請に関連したMSDSには必ずといっていいほど問題が見つかる中、営業秘密に関する申請自体はほとんどいつも妥当であるからである。（WHMIS/HMIRC）</li> <li>・WHMISによる営業秘密へのアプローチは、競合する産業と労働者の利益が適切に保たれる、公平で、均衡の取れた、透明性を持つ方法であると考えている。（WHMIS/HMIRC）</li> <li>・利害関係者は共に、義務的情報の非公開に対し、情報が真に営業秘密であったとしても、労働者の安全と健康を妥協すべきではないという点で合意している。（WHMIS/HMIRC）</li> </ul> <p>&lt;民間企業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分達がすべきことが明確になり、皆が公平な立場に立って規則を遵守する形になるべきであると考えているため、規則・法律を分かりやすくさせるべきである。</li> <li>・MSDSの主要目的が労働者の健康保護であることを考えると、OSHActによる営業秘密保護の仕組みの方が優れている。米国のOSHA規制では、製品の危険有害性とリスク情報の開示、そしてそれに対する安全対策の記載が義務付けられているが、化学物質名は開示しなくても良いからである。</li> </ul>
営業秘密保護の位置づけ	<p>&lt;法律事務所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業秘密の概念は、幅広く理解されている。取引上の秘密も営業秘密に含まれる。</li> <li>・成分が開示されても、どれくらいか、どのように混ぜるか等は分からない。同じ成分のものでも使い次第で変わる。方式や組成は営業秘密になり得る。</li> </ul> <p>&lt;民間企業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業が営業秘密として保護したいのは化学名（CAS番号）であって、化学物質の特徴や化学物質がTSCAなどの法規制によって管理されているか否かの情報ではない。</li> <li>・営業秘密保護の規定が完璧ではないとしても十分に機能は果たしていると思う。ただ、現在のように行政官が完璧主義を主張することはやめた方が良い。</li> <li>・規模に係らず、多くの企業が違反で捕まらないことを願いながら登録せずに営業秘密を主張している。お互いに助け合う意味合いもあり、これらの告発はあまり聞かない。</li> <li>・官報に掲載されることで営業秘密が分かってしまうこともある。</li> <li>・カナダで輸出したものが再び輸入された場合の営業秘密保護はどうなるのか、という議論があるが、カナダはどこかでR&amp;Dまたは発明がなされたものを採用する側であるため、米国や日本など、R&amp;Dや発明をして輸出する国の企業にとっては懸念することだが、カナダではあまり懸念はない。</li> <li>・HMIRC以外で営業秘密開示免除の申請が法的に義務付けられているのは、CEPAの新規化学物質通知規則だが、HMIRAに比べると営業秘密が適切に保護されていない。</li> <li>・特許をとる前に営業秘密にしたほうが良いと考える場合も多い。特許と兼ね合わせて営業秘密を考えるべきである。</li> <li>・カナダで販売する自社製品が重要であり、その製品にサプライヤーの製品が材料として使われている場合、サプライヤーと秘密保持契約を交わして営業秘密の情報を入手し、自社がHMIRCの申請を行うこともある。</li> </ul>
手続き	<p>&lt;業界団体&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業秘密の申請をしているのは大きな企業で、その多くが米国の企業である。中小企業は営業秘密をあまり申請していない、もしくはその申請などをする職員がいないためできていない。</li> <li>・現行のMSDSの営業秘密に関する制度は、官僚主義で時間がかかるしお金もかかるため、良い制度であるとはあまり考えていない。</li> </ul> <p>&lt;民間企業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請に係る費用やHMIRCの営業秘密を評価する人がエラーを見つけようと細かい所まで指摘するため、企業側でやる気をなくしてしまうことがある。</li> <li>・大企業は比較的金額は妥当だと考えているが、中小企業の場合は高いと思う可能性がある。</li> <li>・実際の料金だけでなく、コストに含まれるものは、MSDSを管理・運営するコスト、時間がある。</li> <li>・煩雑な営業秘密の申請手続きがあるので、最近は営業秘密を主張することが少なくなっている。</li> </ul>
事例	<p>&lt;業界団体&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ある企業が他の企業のMSDSなどの情報の開示を求めた例は、全くないとは言いきれないが、ほとんどない。</li> </ul> <p>&lt;民間企業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商業的な利益を求めて開示を求めた事例はあるが、実際にはその理由では開示を求めるのは難しく、それでも開示して欲しいと主張しているが、なかなか現状では厳しいと考えている。</li> </ul>

文献で得られた関係者の見方

イ) Health Canada<sup>37</sup>

あらゆる環境（労働環境を含む）において回避可能な危険からカナダ人を保護するために、疾病予防についての情報の伝達に努めている。

<sup>37</sup> [http://www.hc-sc.gc.ca/ewh-semt/occup-travail/whmis-simdut/index\\_e.html](http://www.hc-sc.gc.ca/ewh-semt/occup-travail/whmis-simdut/index_e.html)

カナダ保健省における議会メンバーは、実務に従事する前に必ず、いかなる営業秘密及び貿易秘密についてもこれらを守り、情報をもらさないという機密性同意に署名しなければならない。これはカナダ保健省によって公式に規定されている。

#### ロ) Environment Canada

カナダ環境省によると、営業秘密の保護は一定の条件（その情報が企業によって一貫して機密扱いされていること、その公開により企業が財政的その他相当な損害を被ると予測されること及び当該情報にかわる別な相応した情報の提供が行われること）にかなう場合認められる、としている。<sup>38</sup>

#### ハ) CIHR

健康に関する研究をしているカナダの主要な連邦機関。健康情報として化学物質の危険情報も扱う。権利委託、著作権、産業デザイン、商標、営業秘密及び他の所有権は、CIHRによりコントロールされ保護されるとホームページ上で解説している。<sup>39</sup>

#### 二) CCPA

ホームページの情報では、MSDSに直接関連した営業秘密保護に関する記載は見受けられなかった。

営業秘密保護に関する一般的な見解として、営業秘密情報の適切な保護と、カナダ企業とアメリカ企業における新しい可能な連携が必要であると主張している。中でもカナダ企業との優先的な協議を通して、これらの地域において、営業秘密情報は、カナダ及び米国共同の調整の下、体系的にかつ包括的に保護されるべきだと主張している<sup>40</sup>。

---

<sup>38</sup> <http://www.doe.ca/pdb/npri/>

<sup>39</sup> [www.cihr.irsc.gc.ca/e/193.html](http://www.cihr.irsc.gc.ca/e/193.html)

<sup>40</sup> [www.ppforum.ca/ow/ow\\_e\\_08\\_2000/ow\\_e\\_08\\_2000\\_sub/cdnchemicalproducersassoc.pdf](http://www.ppforum.ca/ow/ow_e_08_2000/ow_e_08_2000_sub/cdnchemicalproducersassoc.pdf)

## 2.2.4 MSDS の普及支援に向けた取組の状況

### (1) 概要

カナダにおける MSDS 普及支援に向けた取組は、行政レベルでは CCOHS のホームページ上での情報提供や CCOHS による各種プログラムやデータベースなど、幅広く行われている。また業界団体や民間企業による作成支援もあり、様々なレベルで普及支援活動が行われている。

### (2) 行政

Health Canada<sup>41</sup>

あらゆる環境(労働環境を含む)において回避可能な危険からカナダ人を保護するために、疾病予防についての情報の伝達に努めている。以下は特に MSDS 制度に関する取組である。

#### イ) ホームページの作成

WHMIS の包括的な説明に加え、MSDS の作成が義務付けられている化学物質を紹介し、CPR の条文の該当箇所を明記することでホームページ閲覧者が関連する法律にアクセスできるようにしている。また、遵守支援のためのガイド、リンク集、Q&A コーナーなどを開設している。

#### ロ) 地方の OSH 事務所への連絡

カナダは連邦国家であるので、MSDS 制度及び WHMIS に関する個別の質問は各州の OSH 事務所が受け付けている。保健省はホームページ上で、これらの連絡先(電話番号、ホームページ)を明記している。

### CCOHS

#### <取組主体>

- ・ カナダの政府機関から独立した事業体。

#### <取組内容>

- ・ 労働者の健康及び環境影響に関する法律に関する情報と MSDS 作成支援及び MSDS マネジメントシステムなどを労働者及び雇業者へ提供することとしている。
- ・ 提供するデータベースは、(イ)MSDS の作成者から MSDS を受け取るシステム、(ロ)それらの MSDS を使用している企業及びその従業員が閲覧するシステム及び(ハ)MMS がある。
- ・ また、国際機関への情報提供も行っており、ILO の下部機関である IPCS に対して、課金して情報を提供するようにしている。
- ・ データベースシステムは、試用ユーザも設けているので、試すことも可能。大学研究に携わる 5 万から 10 万人の人にも閲覧できるようになっている。
- ・ MSDS 作成者が使用するデータベースシステムは、CCOHS が作成している化学物質

<sup>41</sup> カナダ保健省 (Health Canada) のホームページ  
<[http://www.hc-sc.gc.ca/ewh-semt/occup-travail/whmis-simdut/index\\_e.html](http://www.hc-sc.gc.ca/ewh-semt/occup-travail/whmis-simdut/index_e.html)>.

に関するデータベースシステム（cheminfo）と共に、企業からお金を受け取って運用している。価格は年間で下記に設定している。

CS350（1人）

CS600（5人まで）

CS800（10人まで）

CS1100（20人まで）

CS1800（無制限）

#### イ) MSDS の作成者から MSDS を受け取るシステム

- ・ WHMIS に基づき、記載しなければならない項目の他、州の労働省による OSH に基づく査察（inspection）の査察項目・基準についての提供を行っている。また、雇用主が実施すべき、教育・訓練に関する情報についても幅広く提供し、Q&A の充実や、官報で発表された内容も、時系列でわかるように整理するなども行っている。
- ・ 法律用語を平易な言葉で、州ごとに、どのような対応が必要になるかを記載している。
- ・ 作成事業者が、CCOHS に電子的な方法で MSDS を提供することにより、WHMIS に基づく 3 年間ルールに従い更新すること等がサポートされる。

#### ロ) MSDS を使用している企業及びその従業員が閲覧するシステム

- ・ 事業者から集めた MSDS はこのシステムで公開される。これらは基準があるわけではなく、個別の化学物質ごとあるいは製品ごとに全て開示される。企業から提供されたものだけであるが、登録されている MSDS の数は 253,121 件に上る。
- ・ 3 年間ルールに従い更新されるもの、企業買収によって書き換えられた MSDS、企業の破産に伴いなくなる MSDS もあるので、1980 年初頭にデータベースシステムができてから、延べ数では 90 万件ほどの MSDS が登録されていることになる。
- ・ 企業から提供される MSDS は CCOHS でなんら書き加えられることなく、また、編集されることもなく提供される。

#### ハ) MMS

- ・ MSDS を使用する企業の個別の部署ごとに MSDS を整理し、提供するシステム。
- ・ 顧客が電子様式または書面で MSDS を提出すると、CCOHS の専門家チームは、その MSDS が WHMIS の要件を満たしているか確認し、職場の安全管理を向上できるようにホームページ上で適宜更新する。最新情報は常時ホームページ上で確認することができ、MSDS マネジメントの現況を毎月メールによるアップデート通知で知ることができる（有料）。

### (3) 業界団体

Compass. (<http://www.compasmsds.com/>)

<取組主体>

- ・ MSDS に関する情報提供。

< 取組内容 >

- ・ 以下のアドレスの MSDS Retrieval Service で MSDS データベースが検索できる。

<http://full.compassites.com/index.php?username=country&password=MSDS>

< 発信媒体 >

- ・ インターネット (データベース)

< 受け手の概況 (想定も含む) >

- ・ 米国及びカナダで MSDS 作成を行う必要のある企業

#### CACD

< 取組内容 >

- ・ 会員企業に対する WHMIS 規制の啓発活動。

#### CCPA

< 取組内容 >

- ・ 会員企業に対する WHMIS 規制の啓発活動。

#### ( 4 ) 民間企業

##### Syngenta Canada

( [www.syngenta.ca/en/labels](http://www.syngenta.ca/en/labels) )

< 取組内容 >

- ・ 農業に関する総合的サービスを提供。農薬などの製品に関する化学物質の情報を提供することで、農薬、殺虫剤企業とその使用者である農業経営者間の情報伝達の役割を担う。
- ・ 農薬、殺虫剤の Labels 付け、MSDS 提供 (製品名から検索できる)

< 発信媒体 >

- ・ インターネット
- ・ 個別の問い合わせは電話による

< 受け手の概況 (想定も含む) >

- ・ 農薬、殺虫剤の消費者、農家、アグリビジネス企業

#### CADS

( <http://www.netMSDS.com/> )

< 取組内容 >

- ・ MSDS マネジメント支援の老舗の一つ。1992 年以来、企業に対する MSDS マネジメント支援を行っている。

< 発信媒体 >

- ・ 電話・インターネット。現在はインターネットでのオンラインサービスが主だが、オフィスは Dorval, Quebec などにある。



< 受け手の概況 ( 想定も含む ) >

- ・ 民間企業の MSDS 担当者。顧客企業はカナダ、米国及び欧州など幅広い。

MSDSWorld. : MSDS Management and Distribution Online

( <http://www.MSDSworld.com/> )

< 取組内容 >

- ・ 環境コンサルタント企業 LEHDER Environmental Services 社による MSDS ( マネジメント ) 支援サービス。インターネットか CD-ROM でデータ ( Material Safety Data Sheets ) を提出し、アドバイスを受ける。カナダ、米国及び欧州の規制に対応。顧客は企業が主。主に、石油・化学業界、自動車業界、ガラス、無機有機化学、食品業界、製薬業界及びパルプ製紙業界など。カナダだけでなく北米全域で活動している。
- ・ 製品名か製造会社名で MSDS データベースを検索できる。

< 発信媒体 >

- ・ 電話
- ・ インターネット
- ・ CD-ROM

< 受け手の概況 ( 想定も含む ) >

- ・ 民間企業の MSDS 担当者。顧客企業はカナダ、米国、欧州など幅広い。

( 5 ) NGO

公開情報の範囲では、該当する情報が得られなかった。

( 6 ) 関係者の見方

現地インタビューを通して得られた関係者の見方

行政機関は取組の状況に対して十分と考えているようである。また、CCOHS のデータベースシステムは、国内では価格設定が高いとカナダ国内の企業は評価しているようだが、米国からは安いという印象を持たれている、との考えを示した。

図表 2.2.4-1 現地インタビューを通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
取組の状況	<p>&lt;行政機関&gt;                      ・現在インターネット及びCD-R等の情報支援策は実施されており、十分であると考えている。今後増強するなどの考えはあまりない。現在の延長で考えていく。                      (WHMIS/HMIRC)</p>
CCOHSのデータベースシステムに関して	<p>&lt;行政機関&gt;                      ・他の事業者が、別の事業者のMSDSの内容をまねることも考えられるが、実際はあまり深刻な懸念はない。営業秘密ということになれば、その部分は、事業者が化学物質名を秘匿あるいは、%の範囲をある程度の幅を持たせて記載するからである。このことが、リバース・エンジニアを不可能にしているため、問題はないと考えている。(CCOHS)                      ・価格の設定については、大企業にとっては妥当か安い、中規模(5人程度の利用)であれば価格が妥当、小規模(1人のみ)にとっては少し高いという印象を受けるのではないか。(CCOHS)                      ・評判としては、カナダの企業からは高いとよく聞くが、米国の企業からは安いという印象を持たれているようだ。(CCOHS)</p>

文献調査から得られた関係者の見方

MSDSの普及支援に向けた取組の状況に関する関係者の見方は文献調査からは特になかった。

## 2.2.5 その他の状況

### (1) MSDS を取り巻く国際動向に対する取組の状況

現地インタビューを通して得られた関係者の見方

#### イ) GHS

各企業は、GHS についてほとんど賛成との見解を示していた。その理由として、言語が統一されることを挙げている。しかし、2008 年の実施は無理であろうというのが、大多数の見解であった。また、カナダの MSDS は GHS により影響を受けるだろうという見解も一致していた。

#### ロ) REACH

GHS に比べ、REACH に対しては企業からの懸念の声が多かった。しかし、一方では REACH 実施により欧州の MSDS の質の向上を期待する声もあった。

図表 2.2.5 - 1 現地インタビューを通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
GHS	<p>&lt;行政機関&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後は、GHSに積極的に関与していきたいと考えている。とはいえ、本音のところでは、米国の状況のみで対応せざるを得ないとも考えている。米国と欧州の動きを見た上で、カナダとしての位置付けを考えざるを得ない。特に米国は距離的な面、経済的な面で近いということもあり、影響は大きい。(WHMIS/HMIRC)</li> <li>・ 今後はGHSに伴い、環境影響を保全するための目的も加わってくると思うので、カナダにおけるMSDS制度についても、違う展開があるかもしれないが、今はなんとも言えない。(CCOHS)</li> </ul> <p>&lt;業界団体&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ GHSでは訓練が義務付けられていないために、各国が訓練の有無を決めることになっているが、訓練の義務は法律にいれるべきだ。</li> </ul> <p>&lt;民間企業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国及びカナダのMSDSはGHSの影響を受けると考える。</li> <li>・ GHSの分類(classification)によって、米国だけでなくEU諸国、その他の国でも化学物質の分類が変わることになると考える。</li> <li>・ 願わくはGHSの影響によるMSDSの変更が妥当な理由による適度なものであることを望む。例えば、GHSではシンボルマークを追加することになりそうだが、このような追加は妥当だと思う。</li> <li>・ GHSによってMSDSが国際的に統一されることは良いことだと考える。</li> <li>・ 労働安全に加えて、環境保護の目的でMSDSを使うことには賛成だ。</li> <li>・ 用語が統一されることによってMSDSの作成も容易になるし、従業員への訓練もやりやすくなると思う。</li> <li>・ WHMISで使っているシンボルマークは無くなると思うが、それ以外の変化はほとんどないと思う。</li> <li>・ GHSはREACH交渉の最後の段階で規制に組み込まれる、若しくは組み込まれない場合は、少なくともREACH交渉が終了するのを待ってからGHSを実施することになると考える。</li> <li>・ 欧州のMSDS規制では情報が十分に開示されていないので、GHSが欧州のMSDSようにならないことを願っている。</li> <li>・ カナダでは保健省(WHMIS)、害虫管理規制局(Pest Management Regulatory Agency)、交通省と3つの政府機関がGHS実施に関与することになるが、それぞれの実施方法が多少異なることになるかもしれない。</li> </ul>
REACH	<p>&lt;民間企業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ REACHはMSDS自体にはあまり影響を与えない。しかし、EUへの製品の輸出入に影響がある。化学物質の登録をしなければEUへ輸出できなくなるし、これまでのように会社が独自で製品の健康安全テストをすることができなくなる。</li> <li>・ REACHが実施された暁にはそれ相応に対処する。</li> <li>・ 欧州のMSDSは米国やカナダのMSDSと比べて質が劣っているが、REACHによって改善されるのかもしれない。</li> <li>・ REACHの問題点は化学物質の危険有害性に加えてリスク度も管理しようとしていることだ。MSDSがリスク管理に利用された試しはこれまでにない。ドイツのサプライヤーはREACHをどのように遵守してよいのか分からないとこぼしていたし、他の欧州の企業も同じように悩んでいるとのことだ。</li> <li>・ REACHにデータを提供することによってどのような利益を得られるのかがはっきりしないこと、また提供したデータが競合相手に利用されることを企業は憂慮している。</li> </ul>

文献調査から得られた関係者の見方

MSDS を取り巻く国際動向に関する関係者の見方は文献調査からは特になかった。

## (2) MSDS 以外の化学物質の情報伝達に関する取組の状況

行政における取組状況

カナダにおける MSDS 制度は WHMIS という国家情報システムの一部である。WHMIS は、MSDS 制度の他に、製品のラベリングと労働者の教育を通して、労働環境での安全を確保することを目的としている。従って、前述のカナダ保健省や CCOHS では MSDS についての情報とともに製品のラベリングと労働者の教育に対する取組も行っている。

### イ) CCOHS

労働環境における包括的な安全の向上を目標に掲げる CCOHS は、MSDS 制度以外で危険有害物質についての情報伝達も積極的に行っている。

例えば、CHEMINFO は、専門家によって作成された作業環境にある 1300 種類の化学物質についてのデータベースであり、ホームページ上、CD-ROM 及び DVD などの様式で最新の情報を提供し、製造業及びサプライヤーにとって必要となる情報を提供している。これは、企業から収集した MSDS の情報ではなく、全くオリジナルの情報として、CCOHS に所属する研究者、調査員が収集しているものである。収集は、ある程度信頼性のある文献を研究者が精査し行っており、評論や、不確実な情報には基づかず、原典のみが参照されている。また、これらの研究結果によって職場においてどのような防護措置が必要となるかについての判断まで記述されている。

そのほかにも、医師や消防士など二次的に危険有害性化学物質に接する可能性のある人を対象に情報を提供する CHEMpendium™、RTECS®、OSH References などのデータを Web 情報サービスで提供している。

### ロ) PMRA<sup>42</sup>

PMRA は害虫駆除製品によって生じる人体と環境へのリスクを最小化することを目的として、1998 年 11 月に設立された。カナダ保健省の下部機関ではあるが、中立的な立場で政府機関、栽培者グループ、研究施設及び農薬産業のために活動し、相互の情報交換の促進とリスク削減を目指している。連邦政府への WHMIS に関する提案や害虫駆除製品の国際的な規制や州法への適合化、害虫管理と関連した方針とガイドライン開発、殺虫剤に関するデータのオンライン化など様々な活動を行っている。

- ・ コンサルティングと 情報交換 (Consultation and Communications): PMRA は、殺虫剤に関する情報公開をオープンで透明性のあるものにするために様々な働きかけをしている。FPT (を含む諮問機関) は頻繁にコンサルティング、政府への提言も行っている。OECD の殺虫剤プログラムや TWG の殺虫剤に関連した国際的な努力に

<sup>42</sup> Pest Management Regulatory Agency のホームページ  
<<http://www.pmra-arla.gc.ca/english/index-e.html>>.

も積極的に関与し、毎年のように会合を持ち、情報交換を行っている。

- Low Risk Pesticides Working Group & Communications Working Group : 殺虫剤の低リスク化とコミュニケーション（情報交換）についてのワーキンググループで、定期的に会合を持っている。PMAC の 2004 年 11 月のミーティングで合意されたように、本ワーキンググループは PMRA のコミュニケーション（情報交換）プログラムについてアドバイスする立場にある。ワーキンググループは PMAC に報告義務があり、PMRA は事務局として機能している。ワーキンググループのメンバーは国家財政委員会ガイドラインに従って旅費と生活費が補償されるが、謝礼金は支払われない。

#### 業界団体における取組状況

以下のものは、労働者保護を目的とした取組であり、企業間の化学物質の情報伝達を直接目的とするものではないが、参考までに示した。

- Eastern Canada Response Corporation Ltd (カナダの海運関連企業団体)
- CSA

#### 民間企業における取組状況

公開情報の範囲では、該当する情報が得られなかった。

#### NGO 等における取組状況

##### イ) CHN

( <http://www.canadian-health-network.ca/servlet/ContentServer?cid=1038611684536&pagename=CHN-RCS/Page/HomePageTemplate&c=Page&lang=En> )

カナダ健康ネットワークは Public Health Agency of Canada によって出資された全国的な（英語・フランス語による）インターネットベースの健康情報サービス。情報提供は大学、病院、ライブラリ、コミュニティ組織とカナダ保健省及び全国の非営利組織のネットワークに依存している。健康に有害な化学物質に関する情報交換も行っている。（詳細は不明）

##### ロ) PMPRB

( <http://www.pmprb-cepmb.gc.ca/english/home.asp?x=1> )

医薬品の検証承認を行う機関。特許を取得した医薬品に対し、消費者保護を目的とし、その価格と効用に関し検証を行う機関。1987 年に議会によって設立された独立団体である。審議会（諮問機関）のメンバーは健康に責任がある州担当者、消費者グループの担当者、薬品工業の担当者及び大臣が適切であると考えられる人物から構成。会長と副会長を含むすべてのメンバーはパートタイムで勤務している。（詳細は不明）

##### ハ) DUC ( <http://www.ducks.ca/index.html> )

カナダで 65 年間以上沼沢地保護などに活動してきた環境 NGO。

農薬、殺虫剤に関わる化学物質の有害性についての情報収集を行っているが、企業間の情報伝達には関与の記述なし。

#### その他の団体等における取組状況

以下は、大学や企業の研究者による化学物質管理に関わる取組であるが、MSDSの普及などに関して取組があるかどうかについては明確ではない。

#### イ) CIC ([http://www.chemistry.ca/cic\\_home\\_e.htm](http://www.chemistry.ca/cic_home_e.htm))

##### <取組主体>

- ・ 寄付などで運営される化学系の人材育成、企業支援のための基金。

##### <取組内容>

- ・ 増大する化学物質に関する情報を収集し発信する。

##### <発信媒体>

- ・ 紙媒体
- ・ インターネット

##### <受け手の概況(想定も含む)>

- ・ 産業、大学、政府などの化学研究者(学生含む)、化学エンジニア(カナダ化学技術協会)及び化学科学技術者

#### ロ) CSChE

([http://www.chemeng.ca/csche\\_home\\_e.htm](http://www.chemeng.ca/csche_home_e.htm))

##### <取組主体>

- ・ 産業(企業)、アカデミー及び政府の化学工学分野の技術者協会

##### <取組内容>

以下のような定期的な会合で化学物質に関する情報交換を行っている。

- ・ Chemistry Conferences
- ・ Chemical Engineering Conferences
- ・ Chemical Technology Symposia and Workshops
- ・ Other International Conferences

##### <発信媒体>

- ・ 会合 紙媒体 「Canadian Journal of Chemistry」などの発行
- ・ インターネット

##### <受け手の概況(想定も含む)>

- ・ 産業、大学、政府などの化学者、化学エンジニア(カナダ化学技術協会)及び化学科学技術者

なお、MSDS以外の化学物質の情報伝達に関する取組の状況に関する関係者の見方は現地インタビュー及び文献調査からは特になかった。

## 2.3 EU

### 2.3.1 MSDS 関連制度の状況

#### (1) 概要

EU の環境政策は、1987 年の単一欧州議定書 (Single European Act) 発効により、その法的権限は加盟各国から EU レベルへと移行した。また、2002 年の WSSD に関する合意に関して「日米及び開発途上国はこれに反対し、採択に積極的に動いたのが EU」であった。

SDS (欧州では MSDS ではなく、SDS と呼ばれている) を作成する必要がある対象製品は、以下の法令から規定されている。

- ・ 1967 年の DSD (67/548/EC) 及びその第 7 次修正指令である 92/32/EEC
- ・ 1999 年の DPD (1999/45/EC)

また、SDS 制度は、

- ・ 2001 年の SDSD (2001/58/EC) により規定されている。

記載項目は 16 あり、労働安全衛生に加え、環境保護の観点が入っている。

SDS 制度普及へ向けた取組では、SDS 制度をはじめとする化学品の規制について、EU レベルで情報交換を行う CLEEN が、制度普及・遵守のため MSDS 記載項目に関する調査や各国の監査ガイドラインの統一などのプロジェクトを行っている。

#### (2) 「化学物質の情報伝達」を取り巻く経緯

##### 「化学物質の情報伝達」に関する国際的経緯

EU の環境政策は、1987 年の単一欧州議定書発効により、その法的権限は加盟各国から EU レベルへと移行した。こうした中で、EU の環境政策の基本方針として (a) 予防原則、(b) 未然防止原則、(c) 環境損害の発生源での予防優先原則及び (d) 汚染者負担原則が採用された。

その一方で、1992 年に開催された地球サミットにて、有害化学物質の管理は主要なテーマとされ、持続可能な開発の実現へ向けた行動計画である「アジェンダ 21」の第 19 章で「有害かつ危険な製品の不法な国際取引の防止を含む有害化学物質の環境上適正な管理」として取り入れられた。特に、その対応プログラムの一つとして「化学物質の情報伝達」が提案された。また、2002 年の WSSD においても「有害化学物質による人の健康や環境への被害を最小限に抑えるため、2020 年までに化学物質の生産方式を見直す」という点が合意された。「この合意にいたる過程で、日米及び開発途上国はこれに反対し、採択に積極的に動いたのが EU」であった<sup>43</sup>。

#### SDS 制度発展の歴史的背景

##### イ) 化学品への規制

<sup>43</sup>佐々木良 (2003) 「化学品規制：EU の新規制案をめぐる動向を中心として」、『レファレンス』平成 15 年 2 月号、16 頁。

EU の化学品に関する最初の規制は、1967 年の DSD ( 67/548/EC ) である。これは化学「物質」( substances ) のみに対する規制であった。1988 年には、調剤 ( preparations ) に関する規制 ( 88/39/EEC ) が発行された。この指令の発行により、化学物質、化学物質の調剤に関する規制が成立したこととなる。

#### ロ) SDS 関連の規制

1991 年に「調剤」に関する SDS の作成・配布及び内容・様式などに関する一般規則を定めた「安全性データシートに関する委員会指令」( 91/155/EEC ) が規定された。また、1992 年の 67/548/EEC の第 7 次修正で、第 27 条に危険「物質」に関する SDS の規則を作成することが規定された。これにより、1993 年に委員会指令 93/112/EEC が採択され、「物質」と「調剤」に関する SDS の統一化が行われた。

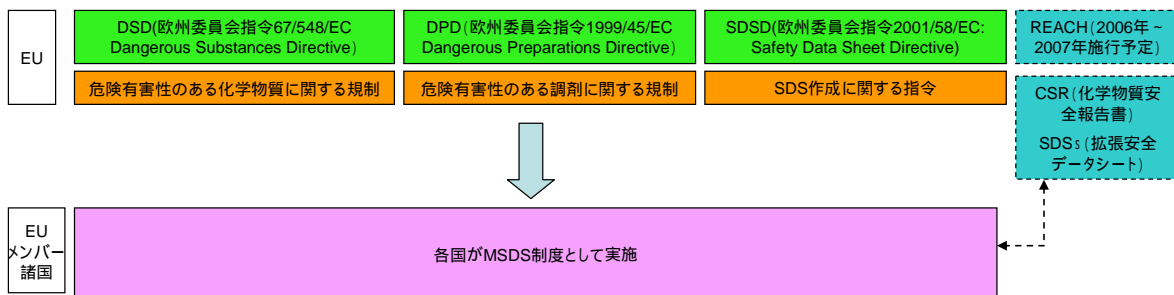
さらに、2001 年に改正 ( 2001/58/EC ) が行われ、新たな調剤指令 ( 1999/45/EC ) が SDS 制度に反映された。現行 ( 2005 年現在 ) の MSDS 制度は、2001/58/EC により規定されている。

### ( 3 ) MSDS 制度の状況

#### 全体像

前述の通り、EU の MSDS 制度は、EU の委員会指令 DSD ( 67/548/EC )、DPD ( 1999/45/EC ) 及び SDSD ( 2001/58/EC ) により規定されている。EU 加盟各国は、これらの指令に基づいて、実際に SDS 制度を実施する。

図表 2 . 3 . 1 - 1 EU の SDS 制度の全体像



出典：JETOC 各種資料、Christensen, F.M., De Bruijn, J.H.M., Hansen, B.G., Munn, S.J., Sokull-Kluttgen, B., and Pedersen, F., “Assessment Tools under the New European Union Chemicals Policy”, GMI 41, Spring 2003. などより作成

#### EU における SDS 制度

SDS を作成する対象製品は、以下の法令から規定されている。

- ・ 1967 年の DSD ( 67/548/EC ) 及びその第 7 次修正指令である 92/32/EEC
- ・ 1999 年の調剤指令 ( 1999/45/EC )



また、危険な調剤・物質に関する SDS の作成、配布、内容、書式などに関する一般規則については、SDS の作成ガイドの指令 2001/58/EC により規定されている。

図表 2 . 3 . 1 - 2 EU の SDS 制度

項目	概要・該当条項
根拠となる法令	欧州委員会指令DPD(Dangerous Preparations Directive: 1999/45/EC危険な調剤に関する指令)とDSD(Dangerous Substances Directive: 67/548/EC: 危険物質に関する指令)に基づく、SDSD(Safety Data Sheets Directive: 2001/58/EC: 安全性データシートに関する指令) また、雇用者 (employer) の義務に関しては、98/24/EC 特に指令1999/45/ECの第14条、指令67
法の目的	2001/58/ECは、調剤の環境への影響に対して分類および表示を求めた1999/45/ECおよび、安全性データシートの質が低いという点に対応するために、物質および調剤用のデータシートを同一形式とする、生態学的 (Ecological) 情報に関する記載内容を増やすことを意図
所管官庁 (担当部署)	DG Enterprise and Industry, Chemicals Unit
MSDS制度の位置づけ	指令 (Directive) は、達成すべき結果についてはEU加盟国を拘束するが、その方式および手段については加盟国の機関の権限に任せられている。欧州のSDS制度を規定するSDSDは、こうした指令のひとつである。よって、加盟国は、SDSDに沿って、各国ごとにSDS制度を設定する
MSDS制度の目的	作業場に ・危険有害化学品 (hazardous chemicals) が存在するか、 ・そうした危険有害化学品には労働者の健康・安全性に対するリスクがあるか、 ・その使用によって環境へのリスクがあるか を雇用者 (employer) が決定するためにSDSを活用することが目的。 (欧州委員会のEnterprise and Industryのホームページ: <a href="http://europa.eu.int/comm/enterprise/chemicals/legislation/sds_en.htm">http://europa.eu.int/comm/enterprise/chemicals/legislation/sds_en.htm</a> )
MSDSの記載項目・書式	1) 物質 / 調剤および会社 / 企業のアイデンティティ 2) 組成 (composition) / 成分 (ingredients) の情報 3) 危険有害性の特定 (identification) 4) 応急処置 5) 消火措置 6) 偶発的放出に対する措置 7) 取扱いおよび貯蔵 8) 曝露管理 / 個人保護 9) 物理的および化学的性質 10) 安定性および反応性 11) 毒性的情報 12) エコロジカルな情報 13) 廃棄する際の配慮 14) 輸送情報 15) 規制情報 16) その他の情報 (2001/58/EC Annex)
対象業種	化学物質・調剤を上市するあらゆる業者 (製造業者、輸入業者、卸売業者など)
対象化学物質	DSD(67/548/EEC) もしくは DPD(1999/45/EC) で危険と分類される化学物質または調剤 DSD(67/548/EEC): 「危険な物質」 「危険な物質」の定義は第2条2項(a) ~ (h) で定義されている。 DSDに基づいて危険と分類された物質がAnnex IIにリストされている。 また、Annex VIは危険性の特定方法に関するガイダンスである。 DPD(1999/45/EC): 「ある種の特定された調剤」 危険性の意味は、第2条(a) ~ (o) で定義されている。 危険性の特定方法についてはDPD第3 ~ 7条に規定されている。 この中で、DSDのAnnex IやELINCS等を参照するように求めている。 また、DPD(1999/45/EC) で危険とは分類されない調剤でも、以下の場合にはMSDSの対象になる。 その調剤が、健康もしくは環境への有害性をもたらす少なくとも1種の物質 共同体による作業曝露度が存在する少なくとも1種の物質を、気体以外の調剤では 1重量%、また気体の調剤では 0.2%体積%の個々の濃度で含有する場合
添付義務のある製品の要件	添付義務のある製品の要件はない。危険な化学物質自体にMSDS提供の義務がある。 SDSDにおいては、危険な化学物質自体にMSDS提供の義務がある、という記述になっている。 DSD(67/548/EEC): 危険な物質に対しMSDSの義務 DPC(1999/45/EC): 危険な調剤に対しMSDSの義務
製品の適用除外	67/548/EC (危険物質に関する指令) では、人および動物に使用する医薬品、化粧品、廃棄物の形での物質の混合物、食品、動物飼料、農薬、放射性物質は適用除外品なので、SDS制度の適用からも除外される

図表 2 . 3 . 1 - 2 EU の SDS 制度 ( 続き )

項目	概要・該当条項
<b>営業秘密保護(定義、審査方法、根拠など)</b>	調剤を上市する責任のある者が、以下のように分類される物質の化学的アイデンティティのSDSにおける開示が、その者の知的財産の秘密性を危険にさらすことになることを示すことができる場合、その者は指令1999/45/ECの付属書VIのPart Bの規定に従い、最も重要な官能基を識別する名前または代替名のいずれかによりその物質を引用しても良い。 - R41を割り当てられたものを除いた刺激物もしくは指令1999/45/ECの第10条の2.3.4.項に言及される1つ以上の性質を組み合わせた刺激性、または - 急性致死影響のみを示す指令1999/45/ECの第10条の2.3.4.項に言及される1つ以上の性質を組み合わせた有害性 ただし、その場合には同指令の付属書 パートAの規定に従い、調剤が最初に上市される加盟国の所轄当局へ申請する必要がある。 (2001/58/ECの付属書:安全性データシート編さんの手引き (Annex, Guide to the Compilation of Safety Data Sheets) の2.3の脚注、調剤指令の第15条より)
<b>輸入製品の取扱い</b>	輸入業者も対象業者となるので、輸入製品も対象に含まれる
<b>裾切り要件</b>	健康もしくは環境への有害性をもたらす少なくとも1種の物質、または共同体曝露限界が存在する少なくとも1種の物質を、気体以外の調剤では 1重量%、気体の調剤では 0.2体積%の個々の濃度で含有する場合には、SDSを提供しなければならない (2001/58/EC 第1条(1)(b))
<b>MSDS関連制度を厳格に実施するための措置</b>	本指令の実施・遵守に関しては、EU加盟諸国が法律、規則、行政規定を施行する。 (2001/58/EC 第2条)
<b>関連制度成立の経緯(成立年、改正年、改正のポイントなど)</b>	欧州のMSDS制度は1991年の委員会指令91/155/EECで初めて規定され、その後委員会指令93/112/ECで改正された。この改正では、物質および調剤用のデータシートを同一形式とする、生態学的(Ecological)情報に関する記載内容を増やすことを意図していた。 2001年には、指令1999/45/ECの要件をMSDS制度に組み入れるために、委員会指令2001/58/ECを公表した。

出典： JETOC 各種資料、欧州委員会ホームページなどより作成

また、日本における MSDS 制度は化管法の枠組みの中で制定されていることから、PRTR 制度との制度上の関連があるが、EU において、MSDS 制度と PRTR 制度 (EU では EPER (欧州汚染物質排出登録簿) という名称) には、制度上の関連はない。

#### (4) 関係者の見方

現地インタビューを通して得られた関係者の見方

EU における MSDS 制度では、雇用主に提出を義務付けることで、より正確な情報が提出され、その結果、労働安全衛生の改善や環境保護につながると捉えられていた。また、EU が加盟国の準拠状況を把握するためのモニタリングや監査は行わないとのことであった。

図表 2 . 3 . 1 - 3 現地インタビューを通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
制度の目的	<p>&lt; 行政機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ MSDS制度の目的は、雇用主にSDSを義務付けることにより、労働安全衛生の改善、環境保護、消費者への情報公開を推し進めることである。</li> <li>・ EUでは化学物質に関する情報（Chemical Identity）伝達は、労働安全衛生の改善のために、雇用主によって、最初になされるべき前提条件だというスタンスをとっている。</li> </ul>
法律と運営	<p>&lt; 行政機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ EU指令は法的拘束力を持つが、その国内法の施行は加盟各国の裁量にゆだねられているので、各国にはある種の自由が存在していると認める。EUとして独自に加盟国の準拠状況をモニタリングしたり、監査するシステムはない。EUはあくまでもイニシアティブを取る機関であり、各国間の協調を推し進める場である。</li> <li>・ 違反に対する罰則も、EUとしては行わない。加盟国が、EU指令に基づいて施行した国内法に基づいて行う。各国の違反行為の事例についても、現在までにフィードバックはない。</li> </ul>

文献調査から得られた関係者の見方

MSDS 関連制度に関する関係者の見方は文献調査からは特になかった。

## 2.3.2 MSDSの普及状況

### (1) 概要

#### EUにおける調査実施状況

EUには、EU加盟国の化学物質規制担当官のネットワークCLEENがある。「化学物質の情報伝達」に関する制度の運用状況については、このCLEENが2002年に実施したECLIPS<sup>44</sup>という調査プロジェクトがある。

#### ECLIPSプロジェクトの結果

ECLIPS調査の結果によると、SDSの入手可能性(availability)は良いとの結果となっている(ECLIPS最終レポートには、「配布(distribution)と入手可能性が十分ではないのは僅か6%であった」との記述がある)。一方、記入状況については、全て正しく記入されていたのは31%であった。

CLEENは、この調査を実施することで各指令に対する遵守状況が把握できたことや、参加国で共通したFAQが作成されたこと及び産業界へのSDSに対する認識を高めることができたこと等の成果をまとめて示している。

### (2) 普及状況に関する調査結果

#### CLEENによるECLIPS調査プロジェクト

##### イ) CLEEN

CLEENは、EUの化学物質規制担当官によるネットワーク組織であり、加盟国間での情報交換を通じて、化学物質管理に関する制度の普及や制度遵守に向けた相互協力やEUへの提言を行っている。

このECLIPS調査プロジェクトは、2001年のCLEEN会議において採用されたもので、2002年に実施された。プロジェクトに参加した12か国における1000件近くの化学物質製品を対象としている。

##### ロ) 調査の目的

この調査は、EUにおける化学物質の3つの指令について、各国での遵守状況を把握し、域内での制度の調和を図ることを目的としている。この調査で対象としている3つの制度とは、DPD、DSD及びSDSDである。

具体的には、以下の点を特に重要な目的として挙げている。

- ・ 危険物質を含む化学製品に対する高品質のSDSと適切なラベリング等を通して、人類及び環境に対するリスクを軽減すること
- ・ EU指令の施行について、加盟国間での格差を生じることがないように、情報や経験の交換を行うこと

<sup>44</sup>

[http://www.umweltbundesamt.at/fileadmin/site/umweltthemen/chemikalien/ECLIPS\\_Final\\_Report.pdf#search='CLEEN%20ECLIPS'](http://www.umweltbundesamt.at/fileadmin/site/umweltthemen/chemikalien/ECLIPS_Final_Report.pdf#search='CLEEN%20ECLIPS')

- ・それぞれの加盟国において、自国の状況に適した制度実施を検討すること
- ・市場における条件の平準化と企業の競争力を強化すること
- ・購入の意思決定を喚起させるべく、ユーザーの関心を引く方法としての表示(ラベリング)の検討を行うこと

## 八) 調査の実施概要

### <参加国及び対象製品>

この調査には、12 か国が参加し、対象となった製品は 1579 件であった。対象国と対象製品数は以下のとおりである。

オーストリア：116 件	ベルギー：52 件	フィンランド：222 件
ギリシャ：38 件	ドイツ：491 件	アイルランド：49 件
ラトビア：44 件	ノルウェー：19 件	ポーランド：206 件
スロベニア：44 件	スペイン：279 件	スウェーデン：54 件

### <対象製品群>

対象製品群及び構成は以下のとおりである。

ペンキ・ワックス類：38%	クリーニング剤(洗浄剤を除く)：18%
建築・改築：17%	洗浄剤：12%
写真関連：2%	その他：13%

### <対象企業の属性等>

対象企業の業種ごとの製品数及び規模は以下のとおりである。(ドイツを除く)

- ・業種：化学関連産業(591 製品)、貿易会社(123 製品)、卸業者(351 製品)
- ・規模：従業員 10 人未満(304 社)、10 人以上 100 人未満(551 社)、100 人以上(232 社)

### <実施要領>

2001 年の採択以降、3 つの準備段階を経て、調査が実施された。

#### a) 準備段階(2001 年第三四半期～2002 年末)

##### ステップ 1:

ここでは、参加国の決定、対象製品の特定、実施方法の検討などが行われた。この際に、検査の対象として、ラベリングと SDS が特定された。

##### ステップ 2:

実施マニュアルや実施手段、アンケート調査票などが作成・構築された。

##### ステップ 3:

決定された事項や情報が参加国へ配布された。そして、検査官の研修が EU レベル、更に参加国の個別レベルで実施された。その後、業界団体や企業に対して情報提供また、世論の認識度を高めるために広報活動も行われた。

b) 調査段階 (2003 年)

参加国によって対象企業が選定され、実施マニュアルに沿って検査が実施された。SDS の配布状況、製品名や企業名の明示状況及び個別物質や危険性の記入状況などについて、検査官による質問がなされた。

c) 報告段階 (2003 年第三四半期～2004 年第二四半期)

1500 以上の製品を対象として調査が実施され、その後分析が行われた。

<分析方法>

調査は対象各国で調査を実施した検査官によるコメントを基に分析がなされている。調査結果は参加国で集計したものをまとめている。

二) 調査結果

ECLIPS では、SDS に限らない化学物質の情報伝達について調査を実施しており、レポートには、SDS 以外の情報伝達も含めて集計している。そのため、SDS に関する結果として得られるのは、以下の2点である。また、対象企業の属性ごとや、業種ごとといった分析も記載されていない。

<配布状況>

SDS の入手可能性は良いとの結果となっている (ECLIPS 最終レポートには、「配布と入手可能性が十分ではないのは僅か6%であった」との記述がある)。

<記入状況>

全て正しく記入されていたのは31%であった。

その他の機関による調査

CLEEN 以外にも、以下の機関も化学物質管理の制度に関わっているが、これらの機関によるMSDSの普及に関する調査や監査、評価といった記述やレポートは見受けられない。

- EU, DG Employment, Social Affairs and Equal Opportunities (EU 雇用・社会問題及び雇用機会均等総局)
- EU, DG Environment (EU 環境総局)
- ECB
- IMPEL
- Cefic

(3) 関係者の見方

現地インタビューを通して得られた関係者の見方

MSDS の作成は容易ではないことを認めながらも、EU では、MSDS はすでに活用段階にあるとの考えを示した。EU の中では特にフィンランドのMSDSの準拠水準が高いという指

摘があった。MSDS の普及における問題点として、大企業と中小企業の持つツールやリソースの差が挙げられていた。

図表 2 . 3 . 2 - 1 現地インタビューを通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
現在の普及状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SDSはすでによく認知されたシステムであるが、作成するのは容易ではない。EUでは、すでに活用も行われている段階にあると認識している。</li> <li>・EU域内国においては、特にフィンランドにおいてMSDS管轄機関による査察が徹底しており、準拠水準が高い。</li> </ul>
普及の阻害要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大企業はMSDSを実施するツールや人材を有するが、中小企業はそれに欠いているため、実際には準拠していないと理解されているのも現状である。</li> </ul>

文献調査から得られた関係者の見方

イ) ECLIPS プロジェクト結果に対する見方

調査結果を基に、CLEEN では、参加国における「化学物質の情報伝達」に関する制度（DPD、DSD、SDSD）の遵守状況は良くなってきており、制度施行についての協調体制が形成されていると示している。

また、各国の経験を共有することで今後さらに効率的、効果的な制度の施行ができるとしており、協調した化学物質情報伝達のシステムを検討するためには、同様の調査を、さらに多くの加盟国を対象として実施することが必要であるとしている。

更に、産業界に対する提言として、指令に対する遵守状況をより向上させることや、中小企業における化学物質による人体・環境へのリスクについて認識を高める必要性を指摘している。特に、この点については、情報提供や研修及び検査などを業界団体が実施すべきだとしている。

一方、SDS については、記入項目や基準について指令において明確にすべきだとの指摘もされている。

ECLIPS 調査の結果から、CLEEN では、以下のような提案をしている。

a) 加盟国に対して

協調した化学物質情報伝達のシステムを検討するためには、同様の調査を、更に多くの加盟国を対象として実施することが必要だとしている。

b) 産業界に対して

- ・ 指令に対する遵守状況をさらに向上させること。
- ・ 中小企業における化学物質による人体、環境へのリスクについて認識を高めること。この点については、情報提供や研修、検査などを業界団体が実施すべきだと指摘している。

ロ) MSDS の普及に関する CLEEN の見解

ECLIPS 調査の結果から、CLEEN では以下のようなまとめを提示している。

- ・ 参加国とも、制度施行にあたっての情報力や指令に対する遵守状況が向上している。  
（向上している明確な根拠は提示されていないが、ECLIPS の調査のまとめとして提示している）
- ・ 各国とも、対象とした指令（DPD、DSD 及び SDS）に基づき、協調した形で制度を施行している。
- ・ 各国で共通した調査（同一方法を用いた調査）を実施したことにより、指令の施行に対する共通課題を把握することができた。また、調査を通じて各国で共通した FAQ が作成され、協調体制に貢献した。
- ・ 各国での経験を共有することで、今後さらに効率的で効果的な施行が可能となる。
- ・ 各指令に対する施行状況を把握することができた。
- ・ 欧州における指令に対する遵守状況についてより明確なシナリオを描くことができた。
- ・ 産業界に対して、SDS に対する認識を高めることができた。

#### （４）MSDS の普及に向けた課題

EU 統合の拡大が進み、域内での化学物質取引も今後ますます活発化されることが想定される。こうした中で加盟国ごとの MSDS 普及状況や法制度への遵守状況の格差が課題となることが考えられる。しかしながら、現時点の国内文献調査では、個別の国の比較を行っている調査が見受けられなかった。そのため、こうした格差の実態把握に向けた加盟諸国での普及状況の実態把握調査の実施、調査を実施するにあたってのモニタリング機関等の設置や IMPEL の強化、といった点も課題として挙げられる。

また域内統合の拡大に伴って、加盟国での国内法制度や施行主体と、EU としての政策や法規制、施行主体の役割分担が課題となる。

EU では、REACH の設置が一つの大きな議題となっており、加盟国間で活発な議論がなされてきた。今後、REACH が EU における化学物質情報伝達の新たな手段として重要な役割を担ってゆくと考えられる中、既存の MSDS 制度とどのように関連性や整合性を取っていくべきかという点も課題として考えられる。また、域内だけでなく世界的な枠組みである GHS との関連についても、EU としてどのように取り組んでゆくべきか課題の一つとして挙げられる。



## 2.3.3 MSDS に関わる営業秘密保護の状況

### (1) 概要

EU の SDS 制度における営業秘密保護は、SDSD (2001/58/EC) の付属書及び DPD (1999/45/EC) の第 15 条により規定されている。これらの規定は、化学物質及び調剤を上市する責任のある者がそれらの化学的アイデンティティを SDS において開示することにより、その者の知的財産の秘密性が危険にさらされることを示すことができる場合、化学的アイデンティティの代替名を使用することを許可している。

### (2) MSDS 制度に関わる営業秘密保護の状況

#### MSDS 関連制度における営業秘密保護の規定

##### イ) SDSD (2001/58/EC) における営業秘密保護

2001/58/EC の付属書：安全性データシートの編さんに対する手引き(2.組成/成分に関する情報)では、「指令 1999/45/EC の第 15 条の規定または本付属書の 2.3 の脚注に従って、ある種の物質のアイデンティティが秘密保持されなければならない場合、それらの化学的性質は安全な取扱いを保障するために記述されるものとする。」としており、付属書の 2.3 の脚注では以下のように規定されている。

「調剤を上市する責任のある者が、もっぱら以下のように分類される物質の化学的アイデンティティの安全性データシートにおける開示が、その者の知的財産の秘密性を危険にさらすことになると示すことができる場合、その者は、指令 1999/45/EC の付属書 VI Part B の規定に従い、最も重要な官能基を識別する名前または代替名のいずれかによりその物質を引用してもよい。

R41<sup>45</sup>を割り当てられたものを除いた刺激性もしくは指令 1999/45/EC の第 10 条の 2.3.4 項に言及される 1 つ以上の性質を組み合わせた刺激性、または急性致死影響のみを示す指令 1999/45/EC の第 10 条の 2.3.4 項に言及される 1 つ以上の性質を組み合わせた有害性」

##### ロ) DPD (1999/45/EC) の第 15 条における営業秘密保護

DPD によれば、以下の基準を満たすことで、化学的アイデンティティを代替名等によって、SDS に表示できるとしている。

「以下のように分類される物質の化学的アイデンティティをラベルまたは SDS に開示することが、その者の知的財産の秘密性を危険にさらすことになると示すことができれば、危険な調剤指令の付属書 Part B の規定に従い最も重要な官能基を識別する名前または代替名によって SDS に表示できる。ただし、共同体曝露限度値が設定されている物質は除かれる。

<sup>45</sup> 眼に対して重大な障害のリスク

- ・ R41 が付与されたものを除いた刺激性等
  - ・ 急性致死影響のみを示す有害性等
- ただし、その場合には同指令の付属書 Part A の規定に従い、調剤が最初に上市される加盟国の所管当局へ申請する必要がある。」

( 3 ) MSDS 制度以外の営業秘密保護の状況

MSDS 制度以外の営業秘密保護の状況に関して、文献調査から有用な情報は得られなかった。

( 4 ) 関係者の見方

現地インタビューを通して得られた関係者の見方

EU では営業秘密保護に特化した一般法はないものの、MSDS における営業秘密については EU 指令 2001/58/EC で保護されている。しかしながら、営業秘密を保護する場合、欧州では当事者間で個別に秘密保持契約を交わすことが最も一般的であるとのことであった。

図表 2 . 3 . 3 - 1 現地インタビューを通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
公益と企業の利益とのバランス	< 行政機関 > ・ 公益と企業の利益のバランスは難しい。
営業秘密保護の位置づけ	< 行政機関 > ・ 正当な理由があれば所管機関との相談で、営業秘密保護は行える。 < 法律事務所 > ・ 営業秘密保護に特化した一般法はない。
手続き	< 法律事務所 > ・ 営業機密を保護する場合、欧州では原則的に当事者間で個別に契約を交わすことがほとんどであり、当事者間の間に立つ弁護士など関係者も署名をし、契約を履行する義務を負う。 ・ 著作権法の適用に関しては、日本と同じように発行物が第三者に渡された時点で著作権を主張できるが、著作権を取得するための前提条件が一般に公開することであるため、SDSなどで営業秘密をはかるというケースには当てはまりにくい。あくまでも当事者間での契約が有効になる。
事例	< 行政機関 > ・ 営業秘密保護違反のケースは聞いたことがない。

文献調査から得られた関係者の見方

MSDS に関わる営業秘密保護の状況に関する関係者の見方は文献調査からは特になかった。

## 2.3.4 MSDS の普及支援に向けた取組の状況

### (1) 概要

欧州では、前述のとおり、EU 加盟国の化学物質規制担当官のネットワーク CLEEN があり、制度普及・遵守のための調査や各国の監査ガイドラインの統一等のプロジェクトを行っている。

### (2) 行政

#### CLEEN

EU 加盟国の化学品監督官のネットワーク組織である。これは、化学品監督官の情報交換を通じて、制度の普及・遵守へ向けてより良い提言を欧州委員会に行なうことを目的としている。2004 年 1 月より、事務局はオーストリアの環境省とドイツの連邦労働安全衛生研究所が担当している。

2001 年～2004 年までに、SDS 制度を含む化学品の情報伝達に関する仕組の遵守に関するプロジェクト ECLIPS が実施された。このプロジェクトの報告書<sup>46</sup>は 2004 年 6 月に発行されている。

また、ECLIPS プロジェクトの一環として、SDS を含む化学品の分類、ラベリングに関する監査手法のガイドラインの統一、FAQ の集約を試みている<sup>47</sup>。

### (3) 業界団体

公開情報の範囲では、該当する情報が得られなかった。

### (4) 民間企業

#### Haddock HazCom

( <http://www.ig4.de/tools/odp.php?browse=/Computers/Software/M/> )

#### < 取組主体 >

- ・ 米国に拠点を置くが、欧州サイトでも検索上位に出てくる MSDS コンサルタントのサイト。

#### < 取組内容 >

- ・ Complete Hazard Communication Services として、化学物質のリスク情報に関する情報伝達の支援を行う。

#### < 主要メニュー >

- ・ Material Safety Data Sheet Preparation
- ・ Health Hazard Assessments
- ・ Label Language Recommendations
- ・ Literature Monitoring for Health Hazards

<sup>46</sup> CLEEN, “ECLIPS: European Classification and Labeling Inspections of Preparations, including Safety Data Sheets: Final Report”, June 2004.

<sup>47</sup> CLEEN, “ECLIPS: European Classification and Labeling Inspections of Preparations, including Safety Data Sheets: Final Report”, June 2004. Annex II 及び Annex IV

- ・ Supplier Material Safety Data Sheet Critiques
- < 受け手の概況 ( 想定も含む ) >
- ・ 化学物質を取り扱う企業

( 5 ) NGO

企業間の情報伝達を支援する取組に関する情報は見られなかったが、企業がリスクコミュニケーションの重要性を認識するための圧力団体として機能していると考えられる。

( 欧州に拠点を持つ NGO の例 )

- ・ EarthAction Network
- ・ Earthwatch International
- ・ Friends of the Earth
- ・ Greenpeace International
- ・ The Greens-International homepage
- ・ HERA, Human and Environmental Risk Assessment
- ・ WWF, World Wide Fund for Nature
- ・ BEUC

( 6 ) 関係者の見方

MSDS の普及支援に向けた取組状況に関する関係者の見方は現地インタビュー及び文献調査からは特になかった。

## 2.3.5 その他の状況

### (1) MSDS を取り巻く国際動向に対する取組の状況

#### REACH 関連制度

欧州における SDS を取り巻く国際動向に対する取組の状況で注目すべきなのは、2006 年～2007 年に発効を予定している REACH に関するものである。2003 年に欧州委員会のメンバーが発表した論文<sup>48</sup>によれば、REACH では、「化学物質の情報伝達」に関わる仕組として、以下の 2 つの制度の導入が検討されている。

#### イ) CSR<sup>49</sup>

CSR は、全ての特定された用途に対する化学物質安全評価の結果を当局に報告するツールである。CSR は、化学物質に関する下記の情報を統合したものである。

- ・ 「従来」からのリスク評価の要素（危険有害性の特定/データ収集、危険有害性の評価、曝露評価、リスクの特性）
- ・ 分類と表示
- ・ 安全な使用のための処方と文書：作業場で実施されるか、川下ユーザーに勧告するリスク管理措置の下でリスクが適切に管理されていることを示す製造及び特定用途のためのリスクの特徴化

この CSR は、当局への報告書ではあるが、ここで報告されるリスク管理措置が川下ユーザーに伝達されたことを宣言することが義務付けられている。すなわち、CSR で報告されたリスク管理措置は従来の SDS の付属書類として伝達されることになる。

#### ロ) SDSs

REACH の下での化学物質の情報伝達は、川上から川下への一方通行の情報伝達だけでなく、川下から「作業現場での曝露シナリオ」を遡上させるといふ双方向の情報伝達を目指していると考えられる。

Christensen et. al. (2003) によると、「製造者又は輸入者は、適切なリスク管理措置が作業場で実施されることを宣言するだけでなく、化学物質の特定用途ごとについて適切なリスク管理措置を川下ユーザーへ伝達しなくてはならない。この情報の伝達は、安全性の情報伝達の手段としてすでに法制化されている SDS の付属書類を通じて行われなくてはならない。

川下ユーザーは、化学物質供給者から SDS を通じて勧告されたリスク管理措置を実施することによって、彼らの一般注意義務（general duty of care）を履行することも可能である。もし、用途又は勧告されたリスク管理措置がその川下ユーザーにとって適合し

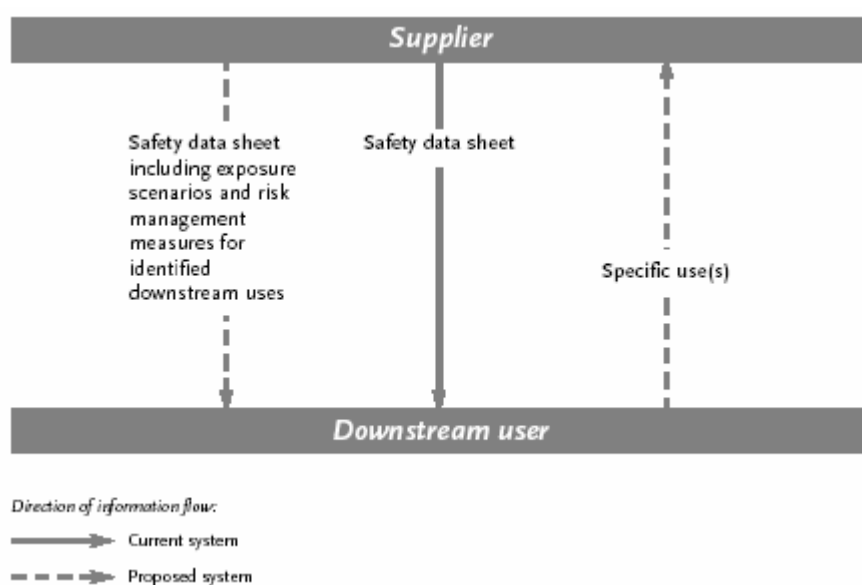
<sup>48</sup> Christensen, F.M., De Bruijn, J.H.M., Hansen, B.G., Munn, S.J., Sokull-Kluttgen, B., and Pedersen, F., "Assessment Tools under the New European Union Chemicals Policy", GMI 41, Spring 2003. （翻訳は化学物質問題市民研究会のホームページを参考にした上で作成した）：  
（[http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/eu/reach/ecb/Assessment\\_Tools\\_ECB.html](http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/eu/reach/ecb/Assessment_Tools_ECB.html)）

<sup>49</sup> 化学物質安全報告書

ないものであれば、川下ユーザーは SDS 供給者に対して自らにふさわしい曝露シナリオを SDS の中に含めるよう要求することができる。あるいは、川下ユーザーは、自身の用途にふさわしい安全評価を自身で実施しなくてはならない。この場合、川下ユーザーは、その用途について記述した、「はがき (postcard) 登録」を当局に提出することが義務付けられる。

このように、川下ユーザーの特定の用途を製造者及び輸入者の CSR によってカバーさせるため、REACH は、川下ユーザーが用途を製造者又は輸入者に伝達するようインセンティブを与えている。この改善された化学物質のサプライチェーン内での情報伝達を従来の SDS 制度の情報伝達と比較したのが図表 2.3.5-1 である。

図表 2.3.5-1 SDS 制度と拡張 SDS 制度との情報の流れの違い



出典：Christensen, F.M., De Bruijn, J.H.M., Hansen, B.G., Munn, S.J., Sokull-Kluttgen, B., and Pedersen, F., “Assessment Tools under the New European Union Chemicals Policy”, GMI 41, Spring 2003.

#### 八) REACH 実施にむけての EU の取組

##### a) 産業界によるビジネス影響評価 (KPMG 調査)

欧州委員会が合意した枠組みの中で産業界がコンサルタント会社 KPMG に委託したビジネス影響調査であり、その報告書は 2005 年 4 月に欧州委員会のワーキンググループで検討されたが、中小企業が若干の影響を受けるが、それ以外は欧州産業が影響を受けるといった証拠はほとんどないとしている。

##### b) 実行可能性検証プロジェクト (SPORT プロジェクト)

加盟国、産業界及び欧州委員会からなる SPORT プロジェクトが REACH の実行可能性を検証している。2005 年 7 月に発表された報告書によると、現行 REACH には、より多くのガイダンスが必要であり、条文は調整と明確化が必要であるが、実現可能であ

るという結論を示している。同報告書は REACH 実施のためのガイダンスとツールが必要であるということを強調したが、ガイダンス及び IT ツールについては欧州委員会の REACH 実施プロジェクト RIPs (以下参照) が開発作業を行っている。

c) REACH 実施プロジェクト (RIPs)

ECB 内に、REACH 実施プロジェクトが設置されている。その目的は、REACH 実施に向けて、新設予定の化学品機構、産業界及び各国当局が REACH を効率的に運用できるよう、ガイダンスや IT ツールを開発することである。

## EUVIECHEM

上述 CLEEN のプロジェクトとして 2004 年から開始された。スペインの提案により、CLEEN のメンバー間の化学品情報の自主交換のシステムの運用を試験的に実施するプロジェクトである。ひとつの国の領域を越えた産業のサプライチェーンにおける危険有害化学品の情報を取り扱うことを目的としたシステムである。

## (2) 関係者の見方

現地インタビューを通して得られた関係者の見方

### イ) GHS 及び REACH

GHS 及び REACH はまだ実施されておらず、また指令が出てから加盟国が実施する猶予期間が 12 か月～18 か月と長いため、EU や加盟国に与える影響については具体的には答えられないとのことであった。しかし、今後は、REACH と Forum for Enforcement があるため、更に MSDS 制度が強固なシステムとなり得るとの考えを示した。

文献調査結果から得られた関係者の見方

MSDS を取り巻く国際動向に対する取組状況に関する関係者の見方は文献調査からは特になかった。

## (3) MSDS 以外の化学物質の情報伝達に関する取組の状況

行政による取組

公開情報の範囲では、該当する情報が得られなかった。

業界団体による取組

### イ) Cefic

( <http://www.cefic.org/> )

<取組主体>

- ・ Cefic は 1972 年に設立された法人組織。約 2 万 9000 社の化学関連企業がメンバーという巨大な業界団体である。

<取組内容>

- ・ 化学製品を取り扱うさまざまな企業間での情報伝達を促進し、化学工業分野での様々な行動計画 (action programmes) を実施している。製造過程における化学物質への自己監視システム (self-monitoring systems) 製品に対するレスポンスブル・ケアなど実施中。
- ・ SPORT に参加。欧州委員会に SPORT の設立を提案したのは Cefic である。また、REACH 実施プロジェクト (RIPs) のサブプロジェクトを担当するなど、REACH に対して積極的。
- ・ SusChem, Product Stewardship, Education-Industry Partnerships and VEEP などの形で、化学物質情報伝達に対する支援を行っている。
- ・ 定期的な会合で情報交換を行っている。2005 年は、アイルランド、ダブリン (2005 年 10 月 23 日 ~ 25 日) でヨーロッパの Responsible Care コンファレンスが開催された。テーマは "Product Stewardship: an essential for Responsible Care companies".

< 発信媒体 >

- ・ 紙媒体
- ・ インターネット

< 受け手の概況 (想定も含む) >

- ・ 化学工業関係企業、化学物質を取り扱う企業、政府機関、環境 NGO

ロ) ECPI

( <http://www.ecpi.org/> )

< 取組主体 >

- ・ Cefic の下部組織。可塑剤の生産に関わる 11 社がメンバー。プラスチック製品、プラスチックの医療品、フローリング、壁紙、おもちゃ、文房具及び電気ケーブルのようなプラスチック可塑剤を利用する製造会社の業界団体。

< 取組内容 >

- ・ プラスチック製品に関する情報提供
- ・ プラスチック製品に関する LCI データ、レスポンスケアの情報
- ・ 安全な可塑剤使用に関する科学的調査と結果の公表

< 発信媒体 >

- ・ 紙媒体
- ・ インターネット

< 受け手の概況 (想定も含む) >

- ・ 可塑剤製品のメーカー、川下企業・関連企業、政府機関、非政府機構 (環境団体) 及び消費者団体

ハ) CONCAWE

( <http://www.concawe.be> )

< 取組主体 >

- ・ CONCAWE は、1963 年に石油産業に関連する環境問題の研究を行うために主な石油



企業によって設立された。

<取組内容>

- ・ 現在、環境問題から労働衛生（安全）パイプラインの安全管理に至るまで幅広い問題に取り組んでいる。
- ・ The Risk Assessment of Chemicals and Public Perception などのイベントを定期的に行っている。会合で情報交換を行っている。そこに化学物質のリスク情報などが含まれている可能性はある。

<発信媒体>

- ・ 紙媒体
- ・ インターネット

<受け手の概況（想定も含む）>

- ・ 石油を取り扱う労働者・企業

## 二) APPE

( <http://www.petrochemistry.net> )

<取組主体>

- ・ 石油化学製品の業界団体。

<取組内容>

- ・ メンバー企業の石油化学製品に関する自発的プログラム Responsible Care や Risk assessments の指導、支援を行っている。
- ・ A responsible industry <http://www.petrochemistry.net/misc/shwSitemap.asp> で EU 化学工業の自発的プログラム Responsible Care や、石油化学業界全体での EU Risk assessments の取組を紹介している。
- ・ ECPI など化学製品関連の下部組織に分かれて、活動している。

<発信媒体>

- ・ 紙媒体
- ・ インターネット

<受け手の概況（想定も含む）>

- ・ 石油化学製品を取り扱う企業

## ホ) ECETOC

( <http://www.ecetoc.org> )

<取組主体>

- ・ 化学物質の製造と使用に関わるトップメーカー 48 社によって融資された非営利的な独立機関。化学物質の毒性を研究・評価して、発表する科学的フォーラムを提供するために 1978 年に設立された。科学者・専門家のネットワークを容易化し、この分野における情報交換を促進する。ECETOC はメンバー企業から派遣された最大 12 人の上級管理者による理事会によって管理されている。

< 取組内容 >

- ・ 化学物質の毒性を研究・評価し、発表する科学的フォーラムを提供する。
- ・ 科学者・専門家のネットワークを容易にしてこの分野における情報交換を促進する。

< 発信媒体 >

- ・ 紙媒体：サイトで刊行物の注文ができる
- ・ インターネット

< 受け手の概況（想定も含む） >

- ・ 化学物質を取り扱う企業、研究者

以下の業界団体に関わる公開情報には、MSDS の普及に関する取組についての情報が見られなかった。

ACEA [http://www.acea.be/ASB/ASBv1\\_1\\_new.nsf](http://www.acea.be/ASB/ASBv1_1_new.nsf)

自動車製造業の業界団体。業界団体としての MSDS 普及の取組は見られないが、リンクされている各企業サイトで MSDS の提供を行っている。

Alexander's Gas & Oil Directory

( <http://www.gasandoil.com/opd/welcome.html> )

天然ガス、石油、電力及び系列産業に高品質な情報を伝達するためのポータル・サイト。

EATP

<http://www.eatp.org/>

ポリオレフィン織物、ポリオレフィン ( Polyolefins ) 生地メーカーの業界団体。

CEMBUREAU

<http://www.cembureau.be/>

2004年5月の段階で、正会員企業は欧州全土のセメント及びセメント関連企業が加入している。これら企業で全世界のセメント生産量の約 13%を生産している。製品原料を取り扱うメーカーとして、EU による REACH 提案の内容に基本的に同意していない（目的には同意している）。

CEPI

( <http://www.cepi.org> )

欧州のパルプ製紙業界の団体。欧州諸国から 19 か国の約 900 社メンバーとする。

MSDS 以外の化学物質の情報伝達に関する取組の状況に関する関係者の見方は現地インタビュー及び文献調査からは特になかった。

## 2.4 英国

### 2.4.1 MSDS 関連制度の状況

#### (1) 概要

英国の SDS 制度は CHIP により規定される。CHIP は、1993 年に成立したが、1994 年に CHIP2 として改定され、SDS への記載項目のうち生態系に関する情報が充実された。その後もたびたび細かな規定の改定がされている。最新の規定は、2002 年に制定された CHIP3 (CHIP2002) である。

CHIP は、EU の委員会指令 DSD (67/548/EC)、DPD (1999/45/EC)、SDSD (2001/58/EC) を実施するための法律である。CHIP に基づく SDS 制度の特徴は、(a) Article (成形物) もその対象となっていること、(b) SDS の作成・提供の目的は、労働環境での健康・安全確保に加え環境保護が目的とされていること、(c) EU の規定に沿って、SDS の記載項目が 16 と規定されていることである。

#### (2) 「化学物質の情報伝達」を取り巻く経緯

「化学物質の情報伝達」、「SDS 制度」の発展に関する経緯

EU 諸国における産業間の「化学物質の情報伝達」の場合、「安全衛生管理」に関する情報に加えて、「環境管理」に関する情報の伝達を促進する傾向にある。これは、EU が化学物質管理を環境管理の問題として強く捉えていることと関係がある。

EU の MSDS 制度である SDS 制度もその例外ではない。SDS 制度は、1991 年の委員会指令 91/155/ECC で初めて規定されたが、1993 年の改正 93/112/EC では生態学的 (Ecological) 情報に関する記載内容を増やすことが規定された。また、廃棄に関する処理方法も SDS への記載が義務付けられている。

こうした経緯もあり、英国の SDS 制度においても産業間の「化学物質の情報伝達」を、労働安全衛生の目的に加え、環境管理の目的のために活用する思想が背景にあると考えられる。

#### (3) MSDS 制度の状況

全体像

英国の SDS 制度は CHIP により規定される。これは、危険物質管理に関する DSD (67/548/EC)、DPD (1999/45/EC) 及び SDSD (2001/58/EC) を実施するための法律である。CHIP は 1993 年に成立したが、1994 年に CHIP2 として改定され、その後もたびたび細かな規定の改定がされている。最新の規定は、2002 年に制定された CHIP3 (CHIP2002) である。

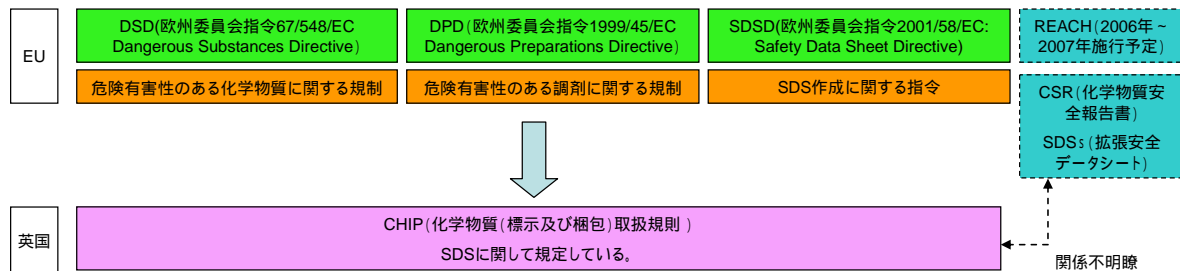
CHIP は、その担当庁の HSE が "protection by information (情報による保護)"<sup>50</sup> と名づけるように、化学物質の情報伝達により「労働安全衛生」と「環境」の保護を目指す制度であると考えられる。

<sup>50</sup> HSE の CHIP のホームページの表題。 [www.hse.gov.uk/chip/index.htm](http://www.hse.gov.uk/chip/index.htm)

CHIP は、DSD が改定されるたびに、頻繁に規定が変更されてきた。そのため、英国政府の報告書では、産業界からは CHIP が複雑で、混乱を招き、改定に対応する十分な時間もないためにコスト増大をもたらしているとの批判があると評価している<sup>51</sup>。

また、EU は、新たな化学物質管理政策 REACH の導入を目指しているが、そこで規定されるであろう CSR 及び SDSs と英国の現存 SDS 制度との関係は不明瞭であり、英国政府はその関係性の明確化を欧州委員会に要望している<sup>52</sup>。

図表 2 . 4 . 1 - 1 英国の SDS 制度



出典：英国関連官庁ホームページより作成

### CHIP における SDS 制度

CHIP における SDS 制度は、EU 指令に基づき制定されたもので、HSE が所管している。その特徴は、(a) Article (成形物) もその対象となっていること、(b) 労働環境での健康・安全確保に加え環境保護が目的とされていること及び (c) EU の規定の通り記載項目が 16 あることである。また、CHIP の規定では、代表的な化学物質の分類リスト、化学物質の分類の方法については、“The Approved Supply List”と“The Approved Classification and Labelling Guide”に準拠することが規定されている。

図表 2 . 4 . 1 - 2 CHIP の下での SDS 制度

項目	概要・該当条項
根拠となる法令	EU指令のうち、欧州委員会指令DPD( 1999/45/EC)とDPD(67/548/EC)に基づく、SDSD(2001/58/EC)を実施するための国内法のCHIP(HSE"Guidance on the provision of confidentiality of chemical names": <a href="http://www.hse.gov.uk/chip/appguide.htm">http://www.hse.gov.uk/chip/appguide.htm</a> )
法の目的	危険化学品の供給者に対して、危険性に関する情報を提供し、安全に梱包することを要求することで、これらの化学品の及ぼす効果から人間および環境を保護することを目的としている。(HSEのCHIPのホームページ： <a href="http://www.hse.gov.uk/chip/index.htm">http://www.hse.gov.uk/chip/index.htm</a> )
所管官庁(担当部署)	HSE
MSDS制度の位置づけ	化学品の危険有害性に関する情報提供を供給者に義務付けたCHIPの一環。本制度では、ヨーロッパの制度にならって、MSDSではなくSDSと呼ばれている。
MSDS制度の目的	・労働環境での健康・安全の確保 ・環境保護 に必要な対策をする上での情報を提供する。(CHIP2002 PartII 5.(1)(a))

<sup>51</sup> DEFRA ホームページ上の報告書：Defra, “The Government’s Chemicals Strategy: Sustainable Production and Use of Chemicals-A Strategic Approach”, Chapter 2, 2.3.3 <http://www.defra.gov.uk/environment/chemicals/strategy/contents.htm>

<sup>52</sup> [http://europa.eu.int/comm/enterprise/reach/docs/consultation/public/uk\\_gvnt\\_public.pdf](http://europa.eu.int/comm/enterprise/reach/docs/consultation/public/uk_gvnt_public.pdf)

図表 2.4.1-2 CHIP の下での SDS 制度 ( 続き )

	概要・該当条項
MSDSの記載項目・書式	1) 物質 / 調剤および会社 / 企業のアイデンティティ 2) 組成 (composition) / 成分 (ingredients) の情報 3) 危険有害性の特定 (identification) 4) 応急処置 5) 消火措置 6) 偶発的放出に対する措置 7) 取扱いおよび貯蔵 8) 曝露管理 / 個人保護 9) 物理的および化学的性質 10) 安定性および反応性 11) 毒性学的情報 12) エコロジカルな情報 13) 廃棄する際の配慮 14) 輸送情報 15) 規制情報 16) その他の情報 (CHIP Schedule4)
対象業種	危険物質もしくは調剤 (dangerous substances and preparations) の供給者 (suppliers: 輸入業者を含む、Part 1 Preliminary 2 (1) (b) の supply の定義) (CHIP2002 PartII 5 (1))  製造業者、輸入業者、流通業者、問屋、小売業者を含む (HSE の CHIP のホームページ: <a href="http://www.hse.gov.uk/chip/index.htm">http://www.hse.gov.uk/chip/index.htm</a> )
対象化学物質	CHIP の規則で、危険 (dangerous) と分類された化学物質・調剤は、SDS の添付義務がある (CHIP PartII 4)。この場合の危険分類の方法は、物質、調剤ではそれぞれ異なる (HSE の CHIP のホームページの Frequently Asked Question の Q10 に対する回答)。  物質の場合: 1) CHIP の ASL (Approved Supply List) に掲載されている化学物質については、この分類に基づく。(ASL はウェブ上では閲覧できない。ハードコピーを購入する必要がある) 2) ASL に掲載されていない化学物質については、ACLG (Approved Classification and Labelling Guide) に基づいて分類する。(ACLG はウェブ上では閲覧できない。ハードコピーを購入する必要がある) 調剤の場合: 1) 物理的・化学的危険有害性 (physico-chemical hazards) については、テストを行ない、ACLG の分類と比較し決定すること。 2) 健康に対する影響 (health effects) については、テストを行ない、ACLG の分類と比較し決定すること。もしくは、CHIP の Schedule 3 に掲載されている方法を活用して、分類を決定すること。
添付義務のある製品の要件	添付義務のある製品の要件はない。危険な化学物質自体に MSDS 提供の義務がある。また、アメリカの OSHA の規定と異なり、article (成形品) も対象となる (例: アメリカの OSHA ではインクカートリッジは対象外だが、CHIP では対象内)。(HSE の CHIP のホームページ: <a href="http://www.hse.gov.uk/chip/index.htm">http://www.hse.gov.uk/chip/index.htm</a> )
製品の適用除外	化粧品、医薬品は適用除外。ただし、殺虫剤や農薬 (biocide and plant protection products) は 2004 年 7 月から CHIP の適用内。
営業秘密保護 (定義、審査方法、根拠など)	秘密保持のため、秘密保持申請をした成分については、代替名をつけることができる。  この秘密保持規定の対象は、刺激物 (irritant)、急性有害 (acutely harmful) に分類される物質のみである。これらの物質がこの分類に加えて、物理的・化学的危険有害性 (physico-chemical hazard)、環境危険有害性 (environmental hazard) として分類される場合にも、営業秘密保護の対象となる。  もしも、こうした物質が刺激物 (irritant)、急性有害 (acutely harmful) 以外の健康に対する影響があると分類される、もしくは共同体曝露限界 (community occupational exposure limit) を有する場合は、秘密保護の対象とならない。これらの分類は、CHIP の ASL に登録されている化学物質については CHIP の ASL における分類に基づく。また、リストにない場合には、あらゆる情報を利用して分類を決定する。  秘密保護申請には 1) 完全申請 (Full applications)、2) 更新申請 (Update applications) の 2 種類がある。完全申請は、秘密保持をしたい個々の成分それぞれについて申請をする。更新申請は、以前に行い受理された完全申請と同様の調剤について、同様の組成、同じ危険分類、同じラベリングと使用方法であるという条件を満たした場合に、その旨を明記した上で、以前の HSE への完全申請の参照番号、この新しい調剤の名前を HSE に提出することで秘密保持申請とすることができる。  審査の方法は、1) 業者が申請を HSE に提出し、2) HSE が受領を業者に通知する。審査の担当者、受付番号を通知する。3) HSE は 3 週間以内に、申請を処理する。必要であれば、追加情報を業者に要求する。申請用紙には、特定のフォーマットはない。 (CHIP Schedule 5 Part 1 の 3. および DPD の Article 15)
輸入製品の取扱い	危険物質もしくは調剤 (dangerous substances and preparations) の供給者 (suppliers: 輸入業者を含む、Part 1 Preliminary 2 (1) (b) の supply の定義) (CHIP2002 PartII 5 (1)) とあるので、輸入製品にも適用される。
裾切り要件	健康もしくは環境への有害性をもたらす少なくとも 1 種の物質、または共同体曝露限界 (community occupational exposure limit) が存在する少なくとも 1 種の物質を、気体以外の調剤では 1 重量%、気体の調剤では 0.2 体積% の個々の濃度で含有する場合には、SDS を提供しなければならない。
MSDS 関連制度を厳格に実施するための措置	安全衛生庁の検査官 (HSE Inspectors) および商取引基準監督官 (Trading Standards Officer) が監査を行なう際に、CHIP の遵守に関しても監査を行なう。事故、抗議に基づいた捜査の際にも、遵守についての監査が行なわれる。非遵守が発見された場合には、何らかの強制通知 (enforcement notice: 改善もしくは禁止) を発出するか、裁判所での法的措置に出る。

出典：各種資料より作成

また、日本における MSDS 制度は化管法の枠組みの中で制定されていることから、PRTR 制度との制度上の関連があるが、英国において、MSDS 制度と PRTR 制度（英国では PI（汚染目録）という名称）には、制度上の関連はない。

#### （４）関係者の見方

##### 現地インタビューを通して得られた関係者の見方

英国の MSDS は EU 指令にあるように、労働環境・安全の改善、環境保護、並びに消費者への情報公開という観点から推し進められている。また、欧州の他の国と同様に、行政機関では、事業者が化学物質の情報提出を義務付けることでより正確な情報が提出され、その結果、サプライチェーンを担う各企業の労働環境や安全の改善を図るための管理ができると捉えていた。

また英国では、SDS に関して査察を行っており、検査のガイドラインに従い、ラベル表記、SDS 記載内容及び安全基準の準拠など CHIP にて規定されている項目の検査を行うが、実際の査察の内容を記載したチェックリストなどは存在せず、手順や内容は専門家（検査員）一人ひとりの判断に任されている。

図表 2.4.1-3 現地インタビューを通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
制度の目的	<p>&lt; 行政機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>MSDS 制度は EU 指令にあるように、労働環境・安全の改善、環境保護、並びに消費者への情報公開という観点から推し進められている。(HSE)</li> </ul>
法律と運営	<p>&lt; 行政機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>省庁間の役割分担としては、MSDS・化学物質に関しては HSE が先導的機関となっている。マーケティング&amp;使用指令 (Marketing &amp; Use Directive) に関しては、日本と同じように他省庁が関与している状況になっており、それぞれ Ministry of Health、DTI、Ministry of Environment、HSE の 4 省が関与する。</li> <li>英国では、SDS に関して査察を行っている (CHIP の違反は同じ枠組みで扱われる)。実際の査察は 2 つのレベルに分かれている。1 つ目は、明らかに危険物を扱っているとされる事業者 (化学物質精製所、オフショア・採掘、鉄道、病院など) を対象に行うもので、2 つ目は、小売業やオフィスなど比較的化学物質の扱い量が少なく危険度が低い物件を対象にしたものである。英国では検査のガイドラインがあり、最低でも、ラベル表記、SDS 記載内容、安全基準の準拠など CHIP にて規定されている項目は検査するが、実際の査察の内容を記載したチェックリストなどは存在せず、手順や内容は専門家一人ひとりの判断に任されている。</li> <li>ペナルティはその重度に応じて「強制通知」「営業停止」「起訴」に分かれる。、実際は、警告後、追加の法的措置などを行うことはほとんどしない。この背景には、法的措置は手間がかかる作業であることと、実際には警告にとどめて、事業者の改善をまず促す方向で解決しようとするアプローチがある。事業者も、起訴されるほどの意図的な違法行為を行っていないのが現状であるため、法廷に持ち込まれたケースはほとんどない。(HSE)</li> </ul>

##### 文献調査から得られた関係者の見方

MSDS 関連制度に関する関係者の見方は文献調査からは特になかった。

## 2.4.2 MSDSの普及状況

### (1) 概要

本項では、英国における普及状況に関する調査についての情報収集を行ったが、該当する情報は文献調査からは得られなかった。

なお、文献収集にあたっては、他の対象国と同様に、普及を次のような視点から捉えて実施したが、いずれの項目についても、調査結果となるものが見受けられなかった。

- ・ MSDSの遵守状況
- ・ MSDSの配布状況
- ・ 認知度、理解度等に関する状況
- ・ MSDSの作成状況
- ・ 利用者の理解度

### (2) 普及状況に関する調査結果

ここでは、英国における化学物質管理の担当主管庁を始めとする行政機関、化学品・化学製品に関する主要業界団体、化学品・化学薬品を取扱う企業、研究所・大学及びNPOなどについて調査を行ったが、普及状況や見解などを示す情報は入手できなかった。

#### 行政機関

- ・ Environment Agency of England and Wales (イングランド・ウェールズ環境庁)
- ・ HSE

#### 業界団体

- ・ BOHS
- ・ CHCS

#### 民間企業

- ・ Air Products and Chemicals, Inc. (エネルギー・テクノロジー事業を行う企業)
- ・ Albion Distillation Services (溶媒蒸留・化学物質リサイクルを取扱う企業)
- ・ The BOC Group plc (工業ガス全般を取扱うグループ企業)
- ・ インビトロジェン株式会社 (Invitrogen Corporation.:ライフサイエンス研究開発を行う企業)
- ・ Online MSDS (Kelleher, Helmrich & Associates, Inc)(情報リソース会社)

#### NPO等・その他

- ・ IOSH
- ・ The Physical and Theoretical Chemistry Laboratory Oxford University (オックスフォード大学物理理論化学研究所)
- ・ University of Bristol (ブリストル大学)
- ・ CRHF

(3) 関係者の見方

現地インタビューを通して得られた関係者の見方

MSDSの現在の普及状況は、「認識」と「理解」の段階を越え、米国とカナダと同様に「活用」の段階にある。英国では、産業革命以降、労働環境の改善を求める動きが活発にあったという歴史的背景を持っており、SDSはこの流れの一部として、早い段階から産業界では受け入れられてきた。しかし、現在でもSDSの質に関しては問題が残っており、他国と同様に大企業と中小企業との質の差をその問題の一つとして挙げていた。

図表 2.4.2-1 現地インタビューを通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
現在の普及状況	<p>&lt;行政機関&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英国では、認識と理解の段階を超え、米国とカナダと同じように活用の段階にある。これは、産業革命で未成年者が悪条件のもと労働を強いられていた事実などを踏まえ、1833年以降、労働環境改善を求めた動きが活発となり、SDSはその一部として早いうちに認識されていたという歴史的背景がある。MSDSは、英国ではすでに成熟した制度であり、事業者もSDSを必ず作成するものであるという思想が社会に浸透しきっているのも事実である。</li> <li>・ただし、SDSの質に関しては、現在でも問題がある。5年前のHSE社内の調査では、全体の約66%が、記載内容で間違っていたり、内容が専門過ぎるために記載事項の正確性に欠いていたケースがあった。特に、自社で専門家を抱えたり、外部のコンサルタントに委託できるほど余力がある大手企業に比べて、中小企業にこうした問題が見られる傾向にあった。(HSE)</li> </ul>
普及の阻害要因	<p>&lt;行政機関&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SDSの質に関しては、現在でも問題がある。5年前のHSE社内の調査では、全体の約66%が、記載内容で間違っていたり、内容が専門的であり過ぎるために記載事項の正確性に欠いていたケースがあった。特に、自社で専門家を抱えたり、外部のコンサルタントに委託できるほど余力がある大手企業に比べて、中小企業にこうした問題が見られる傾向にあった。中小企業もSDS作成を義務だと認識しているものの、現実的には大手企業よりもデメリットを被っている。(HSE)</li> </ul>

文献調査から得られた関係者の見方

MSDSの普及状況に関する関係者の見方は文献調査からは特になかった。



## 2.4.3 MSDS に関わる営業秘密保護の状況

### (1) 概要

英国における SDS 制度は CHIP に基づき規定されている。

また、CHIP における営業秘密の保護については、刺激物、急性有害に分類される物質に限っては、秘密保持のため、代替名をつけることが HSE への申請により許可される。

### (2) MSDS 制度に関わる営業秘密保護の状況

MSDS 関連制度における営業秘密保護の規定

#### イ) CHIP における営業秘密保護の状況について

CHIP は EU の委員会指令 DSD ( 67/548/EC )、DPD ( 1999/45/EC )、SDSD ( 2001/58/EC ) を実施するための法律である。CHIP における SDS 制度は、EU 指令に基づき制定されたもので、英国安全衛生委員会事務局が保管している。また、職場や家庭などの危険化学品についての情報をきちんと提供して、それらを人々に知ってもらい、化学品の及ぼす環境から人間及び環境を保護することを目的としている。

CHIP における営業秘密保護の規定は、以下のとおりである。

- 秘密保持のため、秘密保持申請をした成分については、代替名をつけることができる。
- 刺激物、急性有害に分類される物質のみに適用される。これらの物質がこの分類に加えて、物理的危険有害性、環境危険有害性として分類される場合にも、営業秘密保護の対象となる。もしも、こうした物質が刺激物及び急性有害以外の健康に対する影響があると分類される、もしくは共同体曝露限界を有する場合は、秘密保護の対象とならない。これらの分類は、CHIP Approved Supply List に登録されている化学物質については CHIP Approved Supply List に基づく。また、リストにない場合には、あらゆる情報を利用して分類が決定される。

また、SDS 制度における営業秘密保護申請には、完全申請及び更新申請の 2 種類がある。完全申請は、秘密保持をしたい個々の成分それぞれについて申請をする。更新申請は、以前に行い受理された完全申請と同様の調剤について、同様の組成、同じ危険分類、同じラベリング及び使用法であるという条件を満たした場合である。

SDS 制度における営業秘密保護の審査方法は、

- 業者が申請を HSE に提出し、
  - HSE が受領を業者に通知する。審査の担当者、受付番号を通知する。
  - HSE は 3 週間以内に、申請を処理する。必要であれば、追加情報を業者に要求する。
- 申請用紙には、特定のフォーマットはない。

( CHIP Schedule 5 Part 1 の 3. 及び DPD の Article 15 より )

### (3) MSDS 制度以外の営業秘密保護の状況

法制度における営業秘密保護の規定

#### イ) 営業秘密の定義

法律で定められた営業秘密に関する明確な規定を持たず、プライバシーに関する情報、報道機関のニュース・ソース等の社会及び政治に関する情報等を含有する広義の「機密情報」( confidential information )の一部として、判例法により保護されてきた経緯がある。

出典：千野 直那、「営業秘密保護の法的保護」、中央経済社

#### ロ) 営業秘密保護に関する法制度

英国では営業保護に関して特別な制定法をもたず、個々の事件ごとに慣習法( common law )によって対処している。営業秘密の漏洩、不正使用及び無許諾開示などの侵害行為に対する救済手段としては、差止命令( injunction )、損害賠償( damages )及び利益の計算( account of profits )などの各手段があり、現実には差止命令がより重要な手段となっている。

営業秘密保護の法的根拠については、事件ごとに財産権や契約及び不法行為などの法理が流用されるが、契約が存在しない場合には、当事者間の信頼関係により、黙示の契約( implied contract )、信託及び信頼関係義務違反( breach of confidence )の法理によって処理されており、その構成は一様ではない。

出典：千野 直那、「営業秘密保護の法的保護」、中央経済社

#### ( 4 ) 関係者の見方

現地インタビューを通して得られた関係者の見方

一般的に「営業秘密」として捉えられている情報( 研究の方法、成果レポートの内容、あるいは製造方法 )等は SDS に記載する必要がないので、英国では MSDS における営業秘密保護は問題になっていない。また、英国で秘密保護を規定した法律はなく、裁判所では判例ベースで審議される。

営業秘密を保護する場合、英国を含め欧州では、原則的に新入社員など就職の場合も含め、企業・被雇用者、あるいは企業間といった当事者間で個別に契約を交わす契約社会であり、日本の信頼に基づく関係維持という慣習とは異なる。

図表 2.4.3-1 現地インタビューを通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
公益と企業の利益とのバランス	(本インタビューでは情報は得られなかった)
営業秘密保護の位置づけ	<p>&lt;行政機関&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業秘密として捉えられやすい研究の具体的方法、成果レポートの内容、あるいは製造レシピなどはSDS記載の対象とならないため、営業秘密が問題になるとは考えていない。</li> <li>・営業秘密を図る方法として、特許なども考えられるが、これらは一般公開を前提としているために企業間だけで扱う情報には適応しにくい。(HSE)</li> </ul> <p>&lt;法律事務所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英国で秘密保護を規定した法律はなく、裁判所では判例ベースで審議する。</li> <li>・営業秘密を保護する場合、英国を含め欧州では、原則的に新入社員など就職の場合も含め、企業・被雇用者、あるいは企業間といった当事者間で個別に契約を交わす契約社会であり、日本の信頼に基づく関係維持という慣習とは異なる。</li> <li>・日本は知的財産国家を目指しているものの、知的財産は無形資産であること、また、企業が法律の扱い方に慣れていないため、政府がしっかりとサポートや支援を行うことが必要である。例えばSDSシートの裏に、契約書の雛形を載せる等の支援を行うことが必要かもしれない。</li> </ul>
手続き	<p>&lt;行政機関&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公式の免除申請制度があるが、件数はあまりなく、実際に免除を行うのは非常に稀である。(HSE)</li> </ul>
事例	<p>&lt;法律事務所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連する事例として、ある企業AがHSEに対して提出した営業秘密情報をHSEが第三者Bに譲渡した事実が発覚したことがある。Bは、Aの企業秘密情報を活用し、その結果、Aに被害が出た。(しかし、裁判ではHSEの行為は、公開の必要性を理由に、違法ではないとの判決が下されている。)</li> </ul>

文献調査から得られた関係者の見方

MSDSに関わる営業秘密保護の状況に関する関係者の見方は文献調査からは特になかった。

## 2.4.4 MSDS の普及支援に向けた取組の状況

### (1) 概要

行政レベルでは、SDS 制度の普及については、入門的な内容のものを含むガイドブックの発行などにより対応している。また、無料の情報ラインを設けており、質問への対応を行っている。

業界団体のいくつかは、労働者の健康と職場での安全を向上させるためのトレーニングやガイダンスを幅広く提供している。

MSDS の普及に関する取組についてみると、民間企業の多くが MSDS 作成の支援のために化学物質を検索する機能をウェブサイトに掲載させている。しかしその情報の規模は、企業によって様々である。

英国の MSDS に関連するウェブサイトの多くでは、米国の MSDS 関連の業界団体や高等教育機関にリンクを張る所が多く見受けられた。

### (2) 行政

#### HSE の取組

英国の HSE は、CHIP 及び SDS 制度遵守のために必要な情報を、無料のパンフレット(例: The Idiot's guide to CHIP:誰でもわかる CHIP ガイド) 政府による有料の公認ガイド、有料のガイドブック(「誰でもわかる CHIP ガイド」の有料版である"CHIP for everyone"(「みんなの CHIP」)といった出版物として発表している。また、ホームページ上に詳細な Q&A も掲載している。

#### ホームページの作成

CHIP に関するホームページ (<http://www.hse.gov.uk/chip/index.htm>) で、制度を規定する法律の原文、遵守支援のためのガイド、リンク集、Q&A コーナーなどを開設している。

#### インフォメーション・ラインの開設

質問がある場合には、HSE の情報を提供する無料の電話相談窓口が受け付けている。

#### HSE の地方監督官への連絡

疑問がある場合には、HSE の地方監督官が相談を受け付けている。

### (3) 業界団体

#### The Chemical Hazards Communication Society

(<http://www.chcs.org.uk/>)

#### <取組内容>

- ・ 危険化学物質の規制などに関する情報、トレーニング及びガイダンスを提供するサービスを行っている。MSDS の使い方を含む化学物質の取扱いを説明している。また、MSDS の取扱い方のハンドブックを販売している。

< 発信媒体 >

- ・ インターネット、トレーニング、ハンドブック（冊子）

< 受け手の概況（想定も含む） >

- ・ 化学物質を取り扱う労働者・企業

## IOSH

( <http://www.iosh.co.uk/> )

< 取組内容 >

- ・ 労働場所における健康と安全を促進するプログラムやトレーニングを多数開催している。

< 発信媒体 >

- ・ プログラム、トレーニングの受容による

< 受け手の概況（想定も含む） >

- ・ 化学物質を取り扱う労働者

## ( 4 ) 民間企業

Air Products and Chemicals, Inc.

( <http://www.airproducts.com/MSDS/search.asp> )

< 取組主体 >

- ・ エネルギー関連企業で、特に大気ガス、中間化学物質などを扱っている。

< 取組内容 >

- ・ ‘MY MSDS’を登録制で設置。常に自分用の新しい MSDS が閲覧できる。また、アーカイブとなる‘MSDS Library’を設置している。

< 発信媒体 >

- ・ インターネット

< 受け手の概況（想定も含む） >

- ・ 化学物質を取り扱う労働者・企業・有識者

Albion Distillation Services

( <http://albiondistillation.co.uk/> )

< 取組主体 >

- ・ 溶媒蒸留、化学物質リサイクルを行っている企業

< 取組内容 >

- ・ ALBION が提供する化学物質用の MSDS のダウンロードが可能。（登録制）

< 発信媒体 >

- ・ インターネット（MSDS 用に物質毎に pdf がダウンロードできる）

< 受け手の概況（想定も含む） >

- ・ 化学物質を取り扱う労働者・企業

## Invitrogen Corporation

( <http://www.invitrogen.com/content.cfm?pageid=1> )

### < 取組主体 >

- ・ ライフサイエンス研究用試薬・機器の輸入販売、受託サービス（生産・研究）を行っている。

### < 取組内容 >

- ・ MSDS のための化学物質の検索ができる。また、MSDS フォームをウェブサイト経由で請求することも可能。本社はカリフォルニア州であるがウェブサイトは完全に国別で設置されている。

## The BOC Group plc.

( <http://www1.boc.com/uk/sds/> )

### < 取組主体 >

- ・ 工業ガス関連企業

### < 取組内容 >

- ・ MSDS のための化学物質検索ができる。

### < 発信媒体 >

- ・ インターネット上のアーカイブ

### < 受け手の概況（想定も含む） >

- ・ 化学物質を取り扱う労働者・企業

## ( 5 ) NGO 及びその他

### UK Chemical Reaction Hazards Forum

( <http://www.crhf.org.uk> )

### < 取組内容 >

- ・ 専門家達が意見を出し合ったりケーススタディーをしたりすることで、化学物質の取り扱い不備による事故を減らすことを目的としたウェブサイト。事例が載せられており、MSDS のどこに不備があったか等のケーススタディーが行われている。

### < 発信媒体 >

- ・ インターネット

### < 受け手の概況（想定も含む） >

- ・ 化学物質を取り扱う労働者・企業・有識者・専門家

## The Physical and Theoretical Chemistry Laboratory Oxford University

( <http://physchem.ox.ac.uk/MSDS/> )

### < 取組内容 >

- ・ オックスフォード大学の研究室が運営するウェブサイトであり、一般的な化学物質の安全な取り扱いを促す情報を発信している。MSDS に関しては特に、22.055 に及ぶ化学物質の情報の検索機能が搭載され、また、MSDS のガイドラインを独自に紹介

している。

< 発信媒体 >

- ・ インターネット

< 受け手の概況 ( 想定も含む ) >

- ・ 化学物質を取り扱う労働者・企業・有識者

University of BRISTOL

( <http://www.chm.bris.ac.uk/safety/MSDS.htm> )

< 取組内容 >

- ・ MSDS の使い方の説明、MSDS の入手の方法、MSDS に関わるウェブサイトのリンク集を幅広く外部に公開。

< 発信媒体 >

- ・ インターネット

< 受け手の概況 ( 想定も含む ) >

- ・ 化学物質を取り扱う労働者・企業・有識者

#### ( 6 ) 関係者の見方

MSDS の普及支援に向けた取組状況に関する関係者の見方は現地インタビュー及び文献調査からは特になかった。

## 2.4.5 その他の状況

### (1) MSDS を取り巻く国際動向に対する取組の状況

現地インタビューを通して得られた関係者の見方

HSE は、GHS と REACH が当座は並行に採用されるが、将来的には一つになるとの考えを示した。また、これらの制度は SDS の現状をさらに改善するシステムであると好意的に捉えている。EU 指令においては、公益と情報伝達のバランスがほどよく規定されているとの考えを示した。

文献調査から得られた関係者の見方

MSDS を取り巻く国際動向に対する取組状況に関する関係者の見方は文献調査からは特になかった。

### (2) MSDS 以外の化学物質の情報伝達に関する取組の状況

欧州の新たな化学物質管理政策 REACH への対応のため、英国政府は REACH で導入が規定されている CSR、SDSs の実施をいかに進めるかについて検討中である。

DEFRA ホームページ上の報告書：Defra, “The Government’s Chemicals Strategy: Sustainable Production and Use of Chemicals-A Strategic Approach”, Chapter 2 Current policies では、SDS 制度以外に特に「化学物質の情報伝達」に関わる取組は紹介されていない<sup>53</sup>。

「化学物質の情報伝達」の仕組みではないが、産業界の化学物質管理の自主的取組として以下のものが紹介されている。

英国の CIA による、レスポンシブル・ケア運動。

Royal Society of Chemistry による Green Chemistry Network

これは、米国の産業界の自主的取組と同内容であるといえ、産業界の自主的取組にも国際的動向があることが分かる。

REACH への対応と情報伝達の仕組

EU の新たな化学物質管理政策である REACH では、新たな情報伝達の仕組みとして CSR 及び SDSs の導入を検討している。これに対して、英国政府は、現行よりも複雑で産業界（特に中小企業）への負担が増えることに対する懸念を表明している<sup>54</sup>。

MSDS 以外の化学物質の情報伝達に関する取組の状況に関する関係者の見方は現地インタビュー

<sup>53</sup> DEFRA（環境食料農村地域省）ホームページ上の報告書：Defra, “The Government’s Chemicals Strategy: Sustainable Production and Use of Chemicals-A Strategic Approach”, Chapter 2 :

<http://www.defra.gov.uk/environment/chemicals/strategy/contents.htm>

<http://www.defra.gov.uk/environment/chemicals/strategy/contents.htm>

<sup>54</sup> [http://europa.eu.int/comm/enterprise/reach/docs/consultation/public/uk\\_gvnt\\_public.pdf](http://europa.eu.int/comm/enterprise/reach/docs/consultation/public/uk_gvnt_public.pdf)



ー及び文献調査からは特になかった。

## 2.5 ドイツ

### 2.5.1 MSDS 関連制度の状況

#### (1) 概要

ドイツの SDS 制度はドイツ連邦経済労働省により導入された「危険な物質からの保護のための規則 (Hazardous Substances Ordinance) 」(以下、危険物質規則)の第 6 条によって規定される。

危険物質規則は、EU の委員会指令 DSD (67/548/EC)、DPD (1999/45/EC)、SDSD (2001/58/EC) を実施するための法律である。安全データシートの内容は、物質及び調剤を譲り受け、使用するものに理解されなければならないので、ドイツで上市される物質及び調剤の安全データシートはドイツ語で作成されなければならない。

#### (2) 「化学物質の情報伝達」を取り巻く経緯

「化学物質の情報伝達」に関する国際的経緯

EU では、理事会指令 92/32/EEC で修正された DSD 67/548/EEC 第 27 条及び DPD 1999/45/EC 第 14 条に基づいて、危険な物質及び調剤の譲渡にあたって安全データシートを提供すべきことが規定され、さらにその詳細が委員会指令 91/155/EEC (SDSD, 2001/58/EC で修正) で規定されている。

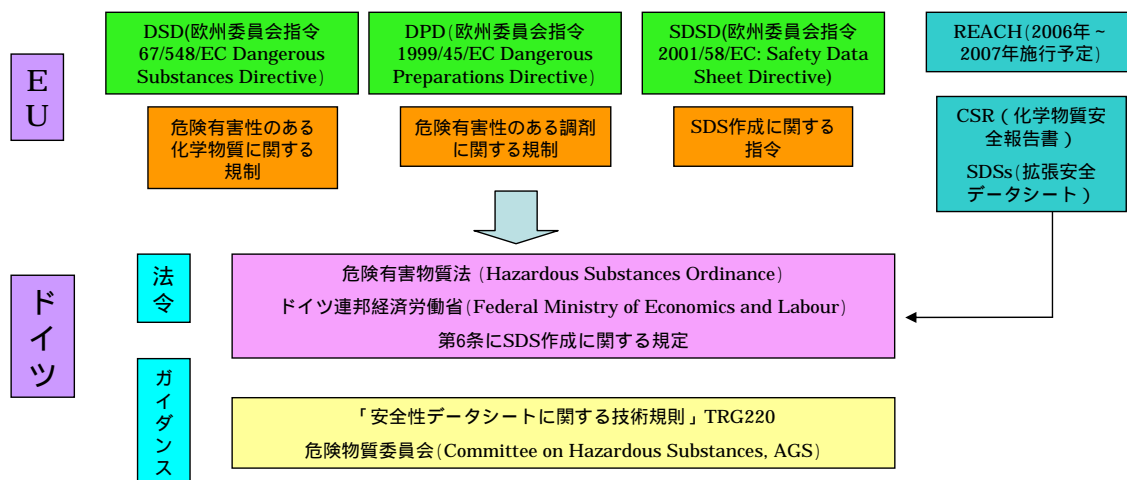
ドイツ国内における SDS 制度の発展

EU 加盟国は上記の指令を受け、国内法化して施行することになり、ドイツにおいても、SDS 制度が、危険物質規則第 6 条によって規定されることになった。同法はドイツ連邦経済労働省により導入された。危険物質規則自体は、労働者と環境の保護を目的として、特定の危険有害物質、調剤、製品の上市、使用及び処理を規制する。

#### (3) MSDS 制度の状況

全体像

図表 2.5.1-1 ドイツの SDS 制度



出典：各種資料より作成

## 危険物質規則における SDS 制度

危険物質規則は 1999 年 11 月に発布されたが、2004 年の改定では、欧州委員会の要求する以下の事項が反映されている。

- ・ 作業場での化学物質のリスクから労働者の健康安全を保護することを目的とした欧州委員会指令 98/24/EC
- ・ 作業場での発がん性物質のリスクから労働者を保護することを目的とした 99/38/EC
- ・ 欧州委員会指令 83/447/EEC を改定し、作業場でのアスベストへの曝露に関連したリスクから労働者を保護することを目的とした 2003/18/EC

また、危険物質規則は、危険物質委員会によって作られた TRGS の中の、「安全データシートに関する技術規則 (TRGS 220)」によって、より詳細に規則が定められている。

TRGS 自体は法的拘束力を持たないガイダンスであり、危険物質規則に関連して現在の技術の発展段階における具体的な規定を定めているものである。例えば、特定の化学物質や活動に対する規則を定めている。TRGS は、ガイダンスを設置することで、危険物質規則を満たすために必要な事項について遵守することになるという考えの下に規定されている。

TRGS 220 は、安全、職業医療、衛生及び産業科学の現状に基づいて、有害危険化学物質を上市、あるいは取り扱う場合の必要事項について規定している。現在の規則は、2002 年 4 月に発行され、それ以前には、1993 年 9 月、2000 年 4 月に発行されている。現在の TRGS 220 は、最新の危険物質規則の改正 (2004 年 12 月) を反映しておらず、TRGS220 では、SDS の作成を要求しているのは法令の第 14 条となっているが、最新の改正では第 6 条に変更されている。ドイツの技術規則 TRGS220 はドイツ語原文、もしくは JETOC の日本語資料 (JETOC 特別資料 No.178) がある。

図表 2 . 5 . 1 - 2 危険物質規則の下での SDS 制度

項目	概要・該当条項
根拠となる法令	欧州の安全性データシートに関する指令(2001/58/EC)に基づき導入された、Hazardous Substances Ordinance: Gefahrstoffverordnung, GetStoffV (危険な物質からの保護のための規則 (以下、危険物質規則)の第6条 最新の改正(2004/12/23)では、欧州委員会指令98/24/EC(化学物質のリスクから労働者の健康安全を保護)、99/38/EC(発がん性物質のリスクから労働者を保護)、2003/18/EC(アスベストへの曝露に関連したリスクから労働者を保護)に記された要求事項が反映されている。
法の目的	安全衛生および環境保護のために、労働者およびその他の者を、化学物質による被害から保護し、化学物質・調剤・製品の上市を規制すること。
所管官庁(担当部署)	ドイツ連邦経済労働省 (Bundesministerium für Wirtschaft und Arbeit, BMWA)
MSDS制度の位置づけ	危険物質規則第2条で、化学物質・調剤が危険有害とされる場合の分類法(第4項)、分類にともなう梱包・表示に関する要求事項(第5項)に続き、第6項で要求されている。
MSDS制度の目的	上記(法の目的)を参照のこと。

図表 2 . 5 . 1 - 2 危険物質規則の下での SDS 制度 ( 続き )

項目	概要・該当条項
MSDSの記載項目・書式	TRGS220 (「安全性データシートに関する技術規則」)の第5節で以下の記載項目の記入が求められている。 1.物質/調剤の名称および会社の名称 2.組成/成分に関する記述 3.可能性のある危険 4.救急措置 5.消火のための措置 6.意図しない放出の際の措置 7.取扱および貯蔵 8.曝露の制限および個人的保護装備 9.物理的および化学的性質 10.安全性および反応性 11.毒性学的な情報 12.生態的(ecological)情報 13.処分に関して考慮すべき点 14.輸送に関する情報 15.規制に関する情報 16.その他の情報 また、ドイツ国内で上市される物質および調剤のSDSはドイツ語で作成されなければならない。
対象業種	対象化学物質の製造業、輸入業者、もしくは販売業者および川下の購入者もしくは業務上の利用者が対象。 全産業に対しSDSの供給を義務付けている(6.1および6.2項)。6.1項では、危険有害物質もしくは調剤を上市するものは、製造業者、輸入業者、販売業者に関わらず、欧州委員会指令91/155/EECに従い、ドイツ語の無料の安全データシート(SDS)を購入業者に対して、製品が最初に発送される時に添付することを義務付けている。
対象化学物質	危険物質規則は、以下を上市する場合に適用される。 1)化学物質法 (Chemicals Act (Chemikaliengesetz, or ChemG) の3a.1で規定される化学物質および調剤 2)欧州委員会指令76/69/EEC, 96/59/ECもしくは1999/45/ECで追加の表示 (additional labels) を必要とされる特定の物質、調剤、製品 3)化学物質法の36項3b.1 No1で規定される殺生物性製品で、同法の3a条で危険有害物質もしくは調剤と規定されていないもの 4)生物作用物質のうち、殺生物性製品として上市される物質 (第5条・6条) さらに、「引火性、高可燃性、易可燃性、可燃性物質もしくは調剤のうち殺生物性物質・製品でないもの」の場合で、商業規模 (gewerbsmäßig) で上市されるか、経済活動の枠組み、もしくは雇用者がその中で活動する場合、には危険物質規則が適用される(1.2項)。
添付義務のある製品の要件	添付義務のある製品の要件はない。上記で規定された特定の危険有害物質、調剤、製品、殺生物製品および生物作用物質 (biological work substances) 自体にMSDSが求められる。
製品の適用除外	消費者向けの最終製品となっている食品、家畜飼料(1.2項) また、危険物質規則の第2条でSDSに関する規定は以下については適用されないとしている。(第2条) タバコ・化粧品、医薬品、廃棄物と廃油、放射性廃棄物、廃水、医療製品
営業秘密保護 (定義、審査方法、根拠など)	調剤を上市する責任のある者が、以下のように分類される物質の化学的アイデンティティのSDSにおける開示が、その者の知的財産の秘密性を危険にさらすことになると示すことができる場合、その者は指令1999/45/ECの付属書VIのPart Bの規定に従い、最も重要な官能基を識別する名前または代替名のいずれかによりその物質を引用しても良い。 - R41を割り当てられたものを除いた刺激物もしくは指令1999/45/ECの第10条の2.3.4項に言及される1つ以上の性質を組み合わせた刺激性、または - 急性致死影響のみを示す指令1999/45/ECの第10条の2.3.4項に言及される1つ以上の性質を組み合わせた有害性 ただし、その場合には同指令の付属書 パートAの規定に従い、調剤が最初に上市される加盟国の所轄当局へ申請する必要がある。 (2001/58/ECの付属書・安全性データシート編さんの手引き (Annex, Guide to the Compilation of Safety Data Sheets) の2.3の脚注、調剤指令の第15条より)
輸入製品の取扱い	危険物質規則の6.1項で、輸入業者も製造業者、販売業者と並び対象に含まれている。また、製造業者が国内に存在しない場合は、ドイツの輸入業者がSDSの作成・提供を行う必要がある。
裾切り要件	健康もしくは環境への有害性をもたらす少なくとも1種の物質、または共同体曝露限界が存在する少なくとも1種の物質を、気体以外の調剤では 1重量%、気体の調剤では 0.2体積%の個々の濃度で含有する場合には、SDSを提供しなければならない。
MSDS関連制度を厳格に実施するための措置	危険物質規則は、故意または過失により、同規則に反して、安全性データシートを伝達しない、正しく伝達しない、完全に伝達しない、または適時に伝達しない場合、50,000Euroまでの過料が課せられることになる。
関連制度成立の経緯 (成立年、改正年、改正のポイントなど)	1999年11月に危険物質規則が公布される。 2004年12月23日に改正された。

出典：各種資料より作成

また、日本における MSDS 制度は化管法の枠組みの中で制定されていることから、PRTR 制度との制度上の関連があるが、ドイツにおいて、MSDS 制度と PRTR 制度 (ドイツでは

EPER（欧州汚染物質排出登録簿）という名称）には、制度上の関連はない。

#### （４）関係者の見方

現地インタビューを通して得られた関係者の見方

ドイツの MSDS 制度においては、労働安全の確保が目的であるが、その達成手段としての情報伝達がより重視されている傾向にある。また、アメリカでは、MSDS を受け取った雇用主が直接労働者に MSDS を渡すのに対して、ドイツでは、MSDS を受け取った雇用主は、労働者に MSDS を渡す必要はない。ただし、雇用主自身が、MSDS の内容をよく理解し、労働環境改善に必要な方策を講じる義務がある。

図表 2 . 5 . 1 - 3 現地インタビューを通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
制度の目的	<p>&lt;行政機関&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全が究極の目的であるが、その達成手段としての情報伝達がより重視されている。(AGS)</li> </ul>
法律と運営	<p>&lt;行政機関&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アメリカでは、MSDSを受け取った雇用主が直接労働者にMSDSを渡すのに対して、ドイツ（EU）では、MSDSを受け取った雇用主は、労働者にMSDSを渡す必要はない。ただし、雇用主自身が、MSDSの内容をよく理解し、労働環境改善に必要な方策を講じる義務がある。（結果として、雇用主は、MSDSに関する口頭・文書での説明書などを作成し、労働者に渡している。）</li> <li>・法整備のための理論は構築できても、実際には運用面で強制できないなど課題あり。</li> <li>・検査官による査察は各州の行政機関が管轄。査察の方法は、実際に企業を訪問し、26項目を掲載した質問票を渡して、答えてもらった。また、製品ラベルの表記が正確であるかどうかも検査する方法を採用している。</li> <li>・オランダのような抜き打ち検査や定期的な査察は行っておらず、キャンペーンという形で査察を行った。(AGS)</li> </ul>
MSDSに記載すべき項目	<p>&lt;行政機関&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラベル表記や16項目のうちの廃棄物規定など、まだ定義が曖昧である。(AGS)</li> </ul>

文献調査から得られた関係者の見方

MSDS 関連制度に関する関係者の見方は文献調査からは特になかった。

## 2.5.2 MSDSの普及状況

### (1) 概要

SDSの普及状況については、連邦政府と州政府が共同で実施した遵守に関する調査がある(2000年)。調査結果から、不明瞭、不十分、あるいは誤った情報が多いこと及び情報の欠如といった点を問題点として挙げている。またSDSの作成に関する構造上の問題点として、SDSの重要性への理解の不足や、作成業務の重要性への認識不足及び経営システムとの関連性の欠如などの点を挙げている。また、作成者と企業内の他の部署(労働安全部門や製造部門及びマーケティング部門)とのコミュニケーションについても不足しているとして、SDS作成に関する課題として示している。

### (2) 普及状況に関する調査結果

#### 連邦政府及び州政府による調査

##### イ) 調査概要

BAuAとドイツの11の州政府は、2000年に、MSDSの遵守状況について共同で調査を実施した。この調査では、以下の点から検証が行われた。

- ・ SDSの内容
- ・ 企業内におけるSDSの配布のための社内管理システム

また、SDSの内容を検証すると同時に、以下の点についてアンケートを実施した。

- ・ 企業の属性
- ・ 上市している化学製品
- ・ SDSの作成に関する社内規定
- ・ SDSに記載されている情報に関する各社の自己評価
- ・ SDSの品質と企業の組織構造との関連性

アンケートは、危険有害物質・調剤を製造、輸入する企業を対象とし、2000年8月～12月にかけて行われ、395社と929のSDSが検証された。調査のため各社は2、3枚のSDSを提出した。

本調査の最終結果は、LASIによって発表された。また、2003年6月にドイツ・ドルトムントで開催された会議(主催:BAuA、LASI)で、上記結果について議論がなされている。また、本報告書は、以下で参照することができる。(ドイツ語)

<http://www.baua.de/prax/ags/sidabla2.pdf>

##### ロ) 調査結果の概要

###### <結果まとめ>

調査の結果、SDSには以下の問題があることが分かった。

- ・ 注意不足
- ・ 不明確、不十分、誤った情報の存在

- ・ 取扱もしくは保護手段のための情報が欠如、もしくは一般的すぎること
- ・ 組成に関する知識が不正確
- ・ SDS の記載の分かりやすさが欠如
- ・ SDS の更新に関する情報が欠如
- ・ 個人用の防護装備に関する具体的情報が欠如
- ・ 取扱い及び曝露限界に関する情報の欠如

< 記入レベルに応じた SDS の分類 >

統計をとった 929 の SDS について、記入レベルに応じて以下のような分類をしている。ただし、基準の詳しい記載は特にない。

- ・ 「不良 ( bad )」 SDS 619
- ・ 「優良 ( good )」 SDS 169
- ・ 「素晴らしい ( excellent )」 SDS 141

< SDS の記載内容 >

- a) 80 ~ 90% の「不良」 SDS は、以下についての情報の記載は何らかの形で見られた。
- ・ 分類と表示
  - ・ 成分の組成と濃度
  - ・ 個人の防護措置と、意図しない放出の際の浄化措置
  - ・ 安全な取扱いと保管のための支持
  - ・ 倉庫と安全な使い方についての手順
  - ・ 火災・爆発の際の対処方法
  - ・ pH に関する情報と、発火温度に関する情報
- b) 80% の「素晴らしい」 SDS は、以下についての追加情報を記載していた。
- ・ 技術設備 ( 設備 ) の配置・デザイン
  - ・ 法的規制遵守に関する指示
  - ・ 毒物に関する完全な情報
  - ・ 明快で具体的な情報
  - ・ 呼吸器官を防護する装備の使用
- c) 「素晴らしい」、「優良」 SDS のうち以下の情報が記入されていたのは、50% 以下であった。
- ・ 高曝露についての指示、その場合の防護手段もしくは、望ましくない使用方法についての指示
  - ・ 計量法
  - ・ 教育関連の情報
  - ・ 呼吸器、皮膚の保護に関する正確な情報

< 企業の分類 >

同報告書では、統計をとった企業 395 社について以下の 3 カテゴリーに分類している。

- ・ 「優良」 SDS の作成が一切なかった「不良」な企業：208 件
- ・ 少なくとも 1 つは「優良」 SDS を作成しているが「素晴らしい」 SDS の作成はない「優良」企業：93 件
- ・ 少なくとも一つは「優良」 SDS を作成し、さらに一つでも「素晴らしい」 SDS の作成もあった「素晴らしい」企業：94 件

この調査から、SDS 作成の課題として、各企業の内部でのコミュニケーション不足や、企業の経営システムと SDS 作成がうまく関連付けられていない点が挙げられている。企業間取引で SDS が化学物質の情報伝達手段として使用されるためには、こうした問題点を解決し、改善することが課題と考えられる。

( 3 ) 関係者の見方

現地インタビューを通して得られた関係者の見方

ドイツの SDS 制度の普及状況は、「認知」・「理解」の段階をすでに達成しているが、SDS を正確に作成し、労働者などに対して正確に伝達する（活用）部分について課題が多いと考えている。問題として、SDS の記載項目の中で定義が不明確なものがあるため、企業側に解釈の余地があり、SDS が間違っているという明確な証拠を作成するのに手間がかかるため、強制することが不可能に近いことが挙げられた。また、今後の課題として、SDS のコンサルティングを行う人材の資格制度導入について検討を行うことを挙げている。

図表 2 . 5 . 2 - 1 現地インタビューを通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
現在の普及状況	<p>&lt; 行政機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「認知」及び「理解」はすでに達成しているが、SDS を正確に作成し、労働者などに対して正確に伝達する、「活用」部分について課題が多いと考えている。</li> <li>・ 特に、ドイツでは SDS 作成を強制することは容易な作業でないと捉えている。具体的には、SDS の記載項目の中で定義が不明確なものがあるため、企業側に解釈の余地があり、SDS が間違っているという明確な証拠を作成するのに手間がかかるため、強制することが不可能に近いと認識している。(AGS)</li> </ul>
今後の課題	<p>&lt; 行政機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「作成」と「活用」の段階。すでに10年かけて、SDS の質は向上しているので、今は SDS のコンサルティングを行う人材の資格制度の検討を行うことが課題となっている。(AGS)</li> </ul>



#### 文献調査から得られた関係者の見方

前述の連邦政府と州政府による調査の結果として、同報告書では以下のことを問題点として提示している。

- SDS の重要性が利用者に理解されていない
- SDS の作成が重要な業務とみなされていない
- 危険有害物質の法制度と取扱いに関する製造業者の知識が不十分である
- SDS の作成が、企業の経営システムと関連付けられていない
- SDS 作成担当者の資格が不十分である
- 必要情報が不足している
- 労働安全部門と SDS 作成担当者との間のコミュニケーションが不足している
- 製造部門や営業部門と、SDS 作成担当者のコミュニケーションが欠如している

## 2.5.3 MSDS に関わる営業秘密保護の状況

### (1) 概要

ドイツの MSDS に関わる営業秘密保護は、EU 指令 (SDSD (2001/58/EC) の付属書及び DPD (1999/45/EC) の第 15 条) に基づき規定されている。また、現地インタビューから、MSDS に記載しなければならない情報と、営業秘密として非開示にできる情報が明確に区別されていることが示された。

### (2) MSDS 制度に関わる営業秘密保護の状況

ドイツの MSDS に関わる営業秘密保護は、EU 指令に基づくものである。

#### イ) SDSD (2001/58/EC) における営業秘密保護

2001/58/EC の付属書：安全性データシートの編さんに対する手引き (2. 組成/成分に関する情報) では、「指令 1999/45/EC の第 15 条の規定または本付属書の 2.3 の脚注に従って、ある種の物質のアイデンティティが秘密保持されなければならない場合、それらの化学的性質は安全な取扱いを保障するために記述されるものとする。」としており、付属書の 2.3 の脚注では以下のように規定されている。

「調剤を上市する責任のある者が、もっぱら以下のように分類される物質の化学的アイデンティティの安全性データシートにおける開示が、その者の知的財産の秘密性を危険にさらすことになると示すことができる場合、その者は、指令 1999/45/EC の付属書 VI Part B の規定に従い、最も重要な官能基を識別する名前または代替名のいずれかによりその物質を引用してもよい。

R41<sup>55</sup>を割り当てられたものを除いた刺激性もしくは指令 1999/45/EC の第 10 条の 2.3.4 項に言及される 1 つ以上の性質を組み合わせた刺激性、または急性致死影響のみを示す指令 1999/45/EC の第 10 条の 2.3.4 項に言及される 1 つ以上の性質を組み合わせた有害性」

#### ロ) DPD (1999/45/EC) の第 15 条における営業秘密保護

DPD によれば、以下の基準を満たすことで、化学的アイデンティティを代替名等によって、SDS に表示できるとしている。

「以下のように分類される物質の化学的アイデンティティをラベルまたは SDS に開示することが、その者の知的財産の秘密性を危険にさらすことになると示すことができれば、危険な調剤指令の付属書 Part B の規定に従い最も重要な官能基を識別する名前または代替名によって SDS に表示できる。ただし、共同体曝露限度値が設定されている物質は除かれる。

- R41 が付与されたものを除いた刺激性等

<sup>55</sup> 眼に対して重大な障害のリスク

- ・ 急性致死影響のみを示す有害性等  
ただし、その場合には同指令の付属書 Part A の規定に従い、調剤が最初に上市される加盟国の所管当局へ申請する必要がある。」

### (3) MSDS 制度以外の営業秘密保護の状況

一般法における営業秘密保護の状況

#### イ) 一般法における営業秘密の定義

営業秘密の概念について定義規定はなく、その決定はもっぱら判例・学説に委ねられている。営業秘密を示す法文上の用語としては、不正競争防止法 (UWG) の中における「営業上または製造上の秘密」という文言が用いられている。

なお、判例によれば、営業秘密とは、

- ・ 非公知性
- ・ 秘密保持 (秘匿) の意思
- ・ 秘匿利益

の三要件をいずれも満たすこととされている。

出典：千野 直那、「営業秘密保護の法的保護」、中央経済社

#### ロ) 一般法における営業秘密の保護に関する法律と運用

ドイツにおける営業秘密の保護は、秘密情報の利用防止と、刑事罰を中心に発展してきた。営業秘密については、不正競争防止法 (UWG) にその法元がある。営業秘密の保護法は、UWG のほか、刑法、民法、商法、従業員発明法、薬事法、競争制限防止法等多岐にわたっている。

出典：千野 直那、「営業秘密保護の法的保護」、中央経済社

### (4) 関係者の見方

現地インタビューを通して得られた関係者の見方

公益と企業の利益とのバランスについては、究極の目的は公益の確保にあるが、極めて難しい問題として捉えている。ドイツにおいて営業秘密保護は EU 指令に準拠し、また、MSDS に記載しなければならない情報と、営業秘密として非開示にできる情報が明確に区別されている。

図表 2.5.3-1 現地インタビューを通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
公益と企業の利益とのバランス	<p>&lt; 行政機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 究極の目的は公益の確保。ただし、これは極めて難しい問題である。(AGS)</li> </ul>
営業秘密保護の位置づけ	<p>&lt; 行政機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物質規則第6条において、EU指令の営業秘密保護の規定に準拠する旨、記載されている。(AGS)</li> </ul>
手続き	<p>&lt; 行政機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律上は、原則、記載すべき項目はすべて記載することになっている。ただし、成分枠を2-5%とし、固定値を記載しないことが許されている。構成比率も合計が100%となれば、具体的な比率を問わない。</li> <li>・ また、Toxic, Sensotise, Collosion以外で、可燃性物質のみである場合は、具体的な化学物質名を記載しなくて良い。ただし、刺激性のあるもの、毒性のある物は加盟国の所管当局へ申請する必要がある。(AGS)</li> </ul>
事例	<p>&lt; 行政機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ MSDSに関して営業秘密保護の観点で問題となった事例（含む訴訟事例）はない。(AGS)</li> </ul>

文献調査から得られた関係者の見方

MSDS に関わる営業秘密保護の状況に関する関係者の見方は文献調査からは特になかった。

## 2.5.4 MSDS の普及支援に向けた取組の状況

### (1) 概要

緑の党などがあり環境重視型の政治を行っているドイツは、業界団体・民間企業・NGO等の環境や健康に対する意識が高い。例えばドイツ化学工業会は、欧州化学工業会、米化学工業会よりやや先進的（環境や健康安全を重視する姿勢）であるとの評価がある。

企業サイトで公開されている MSDS の多くが、一般・消費者向けのものである。ドイツ消費者のこの分野に対する関心が高いことが背景にあるものと推測される。

MSDS 業務をサポートする企業の取組例が目立つ。これらはドイツ国内ではなく欧米を中心に活動する世界的なコンサルタント企業であり、国によって異なる MSDS の規定等にすべて対応できる体制を整えている。

### (2) 行政

ドイツにおける行政レベルでの MSDS 普及の支援取組については、文献調査では有用な情報は得られなかった。

### (3) 業界団体

VCI

( <http://www.vci.de/default.asp> )

< 取組主体 >

- ・ ドイツの化学工業企業の業界団体

< 取組内容 >

- ・ ChemCompass でドイツの化学工業関連企業の名前、製品名から化学物質に関する情報を検索できるようになっている。2,500 社、25,000 製品に関する情報がある。
- ・ Chemical World Database ではその他化学工業関係のデータを検索できる

< 発信媒体 >

- ・ インターネット

< 受け手の概況（想定も含む） >

- ・ ドイツの化学工業関連企業、環境団体

< 備考 >

- ・ 欧州化学工業会が機密保持を理由に化学物質に関する主要データを提供することに反対する中、ドイツ化学工業会はドイツ化学産業界が保有する約 3 万種の化学物質に関する主要な情報を無償で提供する用意があると発表（2004 年 11 月）するなど、この分野で先進的な態度を示した。

### (4) 民間企業

MSDS 業務をサポートする企業の取組例が目立つ。これらはドイツ国内ではなく欧米を中心に活動する世界的なコンサルタント企業であり、国によって異なる MSDS の規定等にすべて対応できる体制を整えている。

なお、ドイツ企業サイトで公開されている MSDS のほとんどが、一般・消費者向けのものである。

MSDS Service Center ( MSDS Material Safety Data Sheet Service Center GmbH )

( <http://www.MSDS.at/html/produkt.html> )

< 取組内容 >

- ・ MSDS 作成・マネジメントの支援
- ・ 有料サービスで料金は [http://www.MSDS.at/html/preisliste\\_MSDS.html](http://www.MSDS.at/html/preisliste_MSDS.html)

< 発信媒体 >

- ・ インターネット

< 受け手の概況 ( 想定も含む ) >

- ・ 民間企業の MSDS 担当者

KODAK

( <http://wwwde.kodak.com/global/en/service/professional/nav/navigation.jhtml> )

< 取組内容 >

- ・ フィルムなど自社製品の MSDS を提供

< 発信媒体 >

- ・ インターネット

< 受け手の概況 ( 想定も含む ) >

- ・ 消費者・環境団体

Lexmark Deutschland

( [http://www.lexmark.de/uncomplicate/sequentialem/home/0.7070,1879\\_2600\\_4326977\\_64\\_de.00.html](http://www.lexmark.de/uncomplicate/sequentialem/home/0.7070,1879_2600_4326977_64_de.00.html) )

< 取組内容 >

- ・ プリンターインクのメーカー。MSDS 情報を自社サイトで提供。

< 発信媒体 >

- ・ インターネット

< 受け手の概況 ( 想定も含む ) >

- ・ 消費者・環境団体

( 5 ) NGO

公開情報の範囲では、該当する情報が得られなかった。

( 6 ) 関係者の見方

現地インタビューを通して得られた関係者の見方

InQa というプロジェクトの中で、MSDS の正確な作成及び活用に向け、以下のような取組が実施されている。

- Sample SDS の紹介
- SDS 作成に必要な情報源の紹介
- SDS に関する情報を掲載したパンフレットの提供
- SDS 作成のためのコンサルタントの紹介
- SDS 作成のためのトレーニングの提供
- SDS のプログラム開発を行ったサービスプロバイダーによるワークショップなど

ドイツでは、SDS の代行サービスを提供するコンサルタントが存在するが、彼らは資格を有さずに自由に開業できる。そのため、コンサルタントに委託しても、SDS の質が良いとは限らず、現在これを規制しトレーニングを受けて、認可された者だけが、サービスを提供できるような体制作りを進めている。

#### 文献調査から得られた関係者の見方

MSDS の普及支援に向けた取組状況に関する関係者の見方は文献調査からは特になかった。

## 2.5.5 その他の状況

### (1) MSDS を取り巻く国際動向に対する取組の状況

現地インタビューを通して得られた関係者の見方

GHS については、対応は必須であるが、ほぼ現行のドイツ国内の規定項目と同じであるので、変更は非常に小さいと考えている。また、GHS 同様、REACH の枠組み（拡大 SDS）にも準拠する予定である（AGS）。

文献調査から得られた関係者の見方

MSDS を取り巻く国際動向に対する取組状況に関する関係者の見方は文献調査からは特になかった。

### (2) MSDS 以外の化学物質の情報伝達に関する取組の状況

GDCh

( [http://www.gdch.de/gdch\\_e.htm](http://www.gdch.de/gdch_e.htm) )

< 取組主体 >

- ・ 学術、産業その他の領域における会員を有すヨーロッパで最も大きい化学会。およそ 27,000 人の化学者が会員となり情報交換を行っている。

< 取組内容 >

- ・ ウェブ上で「オンライン化学百科事典」などデータベースにアクセスできる他、様々な情報レポートを pdf ファイルでダウンロードできる。メールでの最新情報の提供（電子プレスサービス）も行っている。

< 発信媒体 >

- ・ インターネット
- ・ 紙媒体：毎月の会員制の雑誌 "Nachrichten aus der Chemie"、"Angewandte Chemie" などの情報誌を発行。

< 受け手の概況（想定も含む） >

- ・ 化学関係の研究者、専門家

なお、MSDS 以外の化学物質の情報伝達に関する取組の状況に関する関係者の見方は現地インタビュー及び文献調査からは特になかった。



## 2.6 オランダ

### 2.6.1 MSDS 関連制度の状況

#### (1) 概要

オランダの SDS 制度は Environmentally Hazardous Substances Act(以下、環境有害物質法)に盛り込まれた Safety Data Sheet Decree(以下、安全データシート布告)により規定される。

オランダでは、1999 年より化学物質管理政策の見直しが始められ、化学物質管理戦略に基づく法制度の制定へ向けて準備が進められたが、EU の新たな化学物質管理政策である REACH の出現により、SDS に関連するものを含む全ての化学物質管理法案の提出は(最低)2007 年まで延期された。

安全データシート布告/環境有害物質法は、DSD(67/548/EC)、DPD(1999/45/EC)、SDSD(2001/58/EC)を実施するための法律である。

社会・雇用省、VROM 及び経済省の 3 省全てが、SDS の遵守をその任務の一部とする検査官(Inspectorate)を擁している。企業の SDS の遵守は、通常、企業の経営システムの実態や記録を検査することによって行われている。

#### (2) 「化学物質の情報伝達」を取り巻く経緯

##### オランダにおける SDS 制度の発展

EU の MSDS 制度である SDS 制度は、1991 年の委員会指令 91/155/ECC で初めて規定されたが、1993 年の改正 93/112/EC では生態学的(Ecological)情報に関する記載内容を増やすことが規定された。また、廃棄に関する処理方法の記載も義務付けられている。

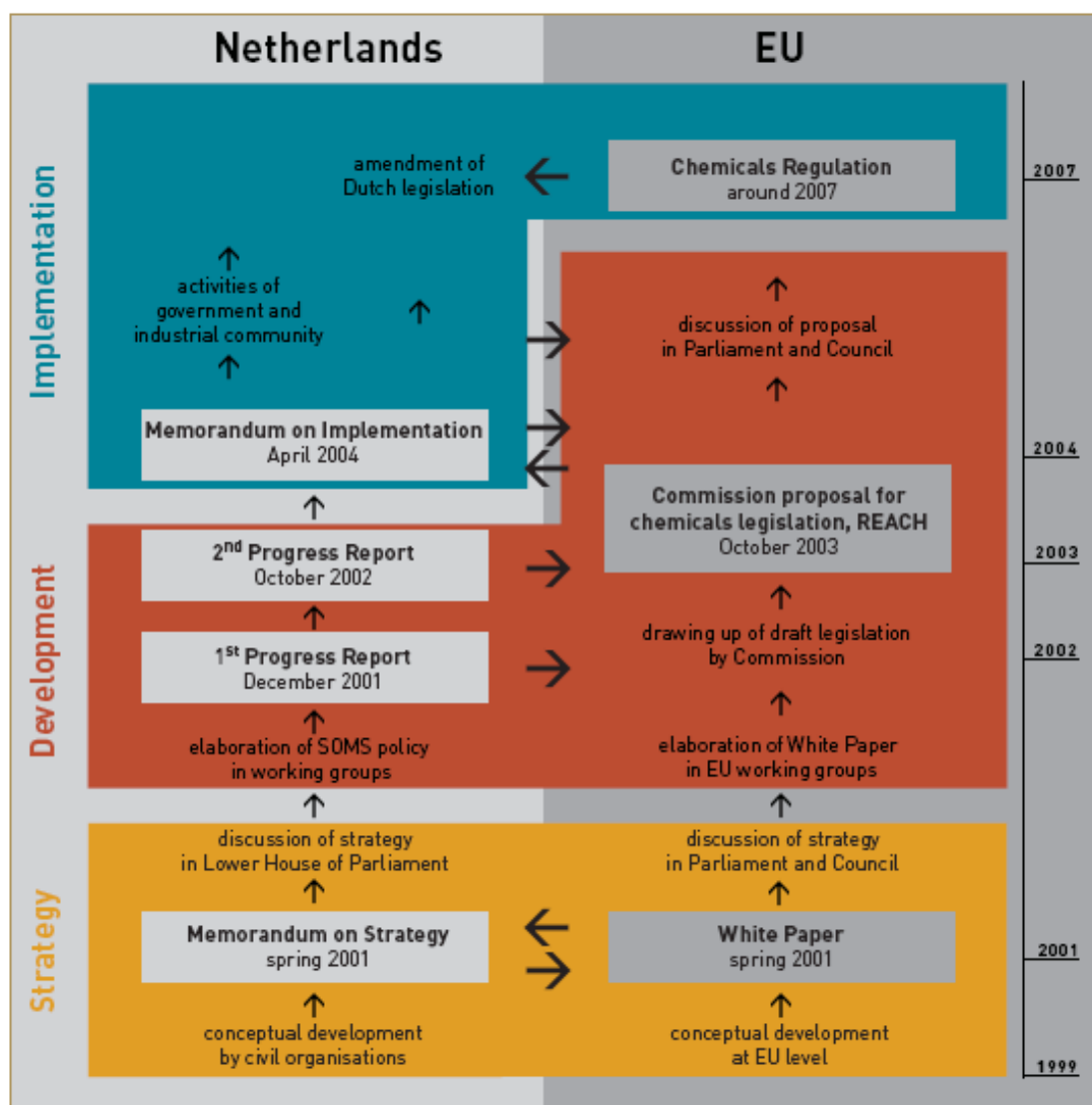
これを受けたオランダの SDS に関する現行の法制度は、安全データシート布告に基づいており、環境有害物質法の中に盛り込まれている。環境有害物質法はオランダの化学物質関連の法制度の枠組みをなしている。

##### オランダの化学物質管理に関する新戦略

オランダの化学物質に関する規制は、現在移行過程にある。この過程は、オランダ政府と産業界との話し合いにより 1999 年から始まった。この化学物質管理戦略の根幹は、情報の収集と伝達により化学物質管理を促進しようとするものであり、2001 年に成立した。

2001 年から 2004 年にかけて、上記戦略の各要素が実施に移され、必要な法制度の制定へ向けて準備が進められた。しかし、EU による REACH の出現により、SDS に関連するものを含む全ての法案の提出は(最低)2007 年まで延期された。次ページの図表は、2004 年のオランダのレポート(Implementation Strategy on Management of Substances)から転載したもので、オランダの化学物質管理政策の見直しの現状と EU の REACH の発展との関連を示している。

図表 2 . 6 . 1 - 1 オランダと EU の新化学物質管理戦略



出典：オランダ政府 VROM レポート（2004）*Implementation Strategy on Management of Substances* より転載

新戦略の根幹は、情報の収集と伝達による化学物質管理の促進にある。オランダが目指す「クリーンな環境と健康な職場」という目的を達成するための手段は、以下のとおり。

- *Creating knowledge* 「知識の生成」：有害な物質の性質とリスクに関する知識を作り出す。最も有用な物質に関する知識ギャップを埋めることが優先事項。
- *Sharing Knowledge* 「知識の共有」：有害危険な物質に関する性質とリスクに関する知識を共有し、企業から消費者までを含む全員が効果的な行動を取ることで、それぞれの責任を果たすことを可能にする。
- *Prioritising substances.* 「物質の優先順位を決める」：最も危険有害でリスクの高い物質に対して、必要な措置をできるだけ早くとる。
- *duty of care* 「企業の責任」：企業は、化学物質の管理に責任を持ち、企業の責任の範囲で行動に移さなければならない。これには、企業レベルでの化学物質対策の質の向

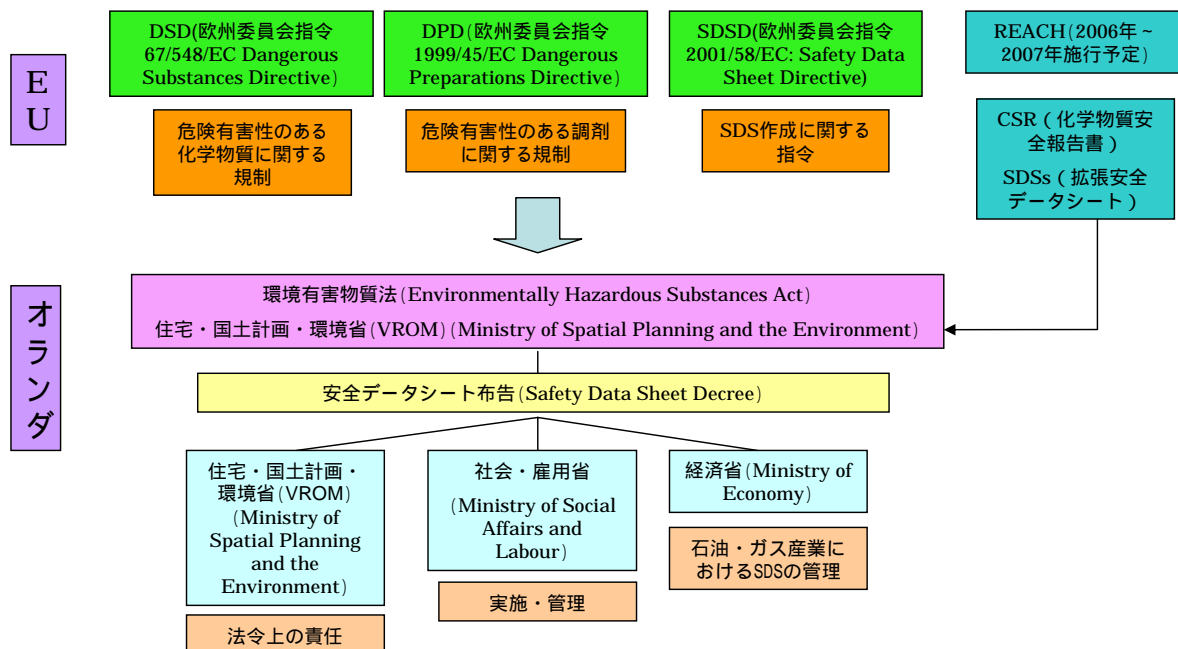
上が必要となる。企業の責任は、サプライチェーン全体に及ぶ。これは、企業が物質もしくは製品の顧客やユーザーに対して、必要な情報を提供することで、顧客やユーザーも責任を持って化学物質や製品の管理を行うことを可能にする。

- ・ 顧客は、供給業者に情報提供を求める責任がある。また、こうした物質をどのように使用するのかという目的を供給業者に提供しなければならない。
- ・ さらに、責務 (task) と責任 (responsibility) は明確に区別されなければならない。産業界の「責務」は、(化学物質の) 知識を作成し、知識を広め、知識に基づいて必要な措置を講ずることである。

### (3) MSDS 制度の状況

全体像

図表 2.6.1-2 オランダの SDS 制度



出典：各種資料より作成

#### オランダにおける SDS 制度

SDS に関する現行の法制度は、安全データシート布告に基づいており、環境有害物質法の中に盛り込まれている。環境有害物質法は、オランダの化学物質関連の法制度の枠組みをなしている。これは、他の国の「化学物質規制法」に相当するものであり、オランダでもそのように呼ばれることがある。危険有害物質法と訳されることもある。

この法律は、危険有害な調剤に関する情報システムについての詳細な手続きを定義し、規定している。これは、SDS の作成に関する EU の欧州委員会指令 91/155/EC (1991 年 3 月 5 日) その修正である 2001 年 7 月 27 日の 欧州委員会指令 2001/58/EC に基づいている。

安全データシート布告は、1993 年に制定され、最近では 2004 年 3 月に修正された。2004 年の修正は、EU 指令の 1999/45/EC 及び指令 2001/58/EC に基づいて実施された。

環境有害物質法の責任は、VROM にある。しかし、実施と管理については社会・雇用省が

担当している。社会・雇用省は、VSAat プログラムという労働条件と危険有害物質の管理を強化し、労働条件法を実施するための政策を実施している。石油とガス産業の SDS は、経済省の担当である。OSPAR Treaty と Mining decree (Mijnbouwbesluit: 鉱業活動に関する法規命令) により、石油とガス産業は経済省の担当になっている。

更に、SDS に関する直接の規制はないが、SDS に含まれる労働安全衛生の事項は、社会・雇用省が所管する労働条件法 (Working Conditions Act) が規定している。同法は以下の事項について規定している。

Limit values (曝露限界)	MAC 値などの決定、影響評価
Risk evaluation (リスク評価)	情報源 (例えば供給業者からの情報)
Prevention (予防)	従業員の保護
Protection (保護)	必要な防護装備
Accidents (事故)	予防措置
Information (情報)	研修/講習/従業員への情報開示
Restrictions (禁止)	禁止措置に関する指令を参照のこと

図表 2 . 6 . 1 - 3 安全データシート布告/環境有害物質法の下での SDS 制度

項目	概要・該当条項
根拠となる法令	安全データシート布告 (Safety Data Sheet Decree) / 環境有害物質法 (Environmentally Hazardous Substances Act) 安全データシート布告は、EU 指令のうち、欧州委員会指令 DPD (Dangerous Preparations Directive: 1999/45/EC 危険な調剤に関する指令) と DPD (Dangerous Substances Directive: 67/548/EC: 危険物質に関する指令) に基づく、SDSD (Safety Data Sheets Directive: 2001/58/EC: 安全性データシートに関する指令) を実施するための法律である。
法の目的	環境保護のために、産業の物質管理責任を明確にする
所管官庁 (担当部署)	VROM (Volkshuisvesting, Ruimtelijke Ordening en Milieubeheer : the Ministry for Spatial Planning and the Environment: 住宅・国土計画・環境省) と社会・雇用省 (Ministry of Social Affairs and Labour)
MSDS 制度の位置づけ	安全データシート布告 (Safety Data Sheet Decree) は、環境有害物質法 (Environmentally Hazardous Substances Act) の中に盛り込まれている
MSDS 制度の目的	化学物質の正確で一貫性のある情報の提供を確保すること
MSDS の記載項目・書式	1) 物質 / 調剤および会社 / 企業のアイデンティティ 2) 組成 (composition) / 成分 (ingredients) の情報 3) 危険有害性の特定 (identification) 4) 応急処置 5) 消火措置 6) 偶発的放出に対する措置 7) 取扱いおよび貯蔵 8) 曝露管理 / 個人保護 9) 物理的および化学的性質 10) 安定性および反応性 11) 毒性学的情報 12) エコロジカルな情報 13) 廃棄する際の配慮 14) 輸送情報 15) 規制情報 16) その他の情報 (2001/58/EC Annex)
対象業種	製造業者、輸入業者または流通業者を問わず、調剤を上市することについて責任があるいかなる者 (SDSD (2001/58/EC) 第 1 条)
対象化学物質	67/548/EEC もしくは 1999/45/EC で危険と分類される化学物質または調剤

図表 2 . 6 . 1 - 3 安全データシート布告/環境有害物質法における SDS 制度 ( 続き )

項目	概要・該当条項
添付義務のある製品の要件	添付義務のある製品の要件はない。危険な化学物質自体にMSDS提供の義務がある。
製品の適用除外	原則として、消費者向け製品はSDSの適用が除外される。しかし、実際は、化学物質を含む消費者向け製品については、小売店、店のオーナーは、MSDSを供給業者から受け取ることが慣例となっている。その結果、実際は、消費者向け製品も適用範囲内ということになる。
営業秘密保護(定義、審査方法、根拠など)	<p>調剤を上市する責任のある者が、以下のように分類される物質の化学的アイデンティティのSDSにおける開示が、その者の知的財産の秘密性を危険にさらすことになると示すことができる場合、その者は指令1999/45/ECの付属書VIのPart Bの規定に従い、最も重要な官能基を識別する名前または代替名のいずれかによりその物質を引用しても良い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- R41を割り当てられたものを除いた刺激物もしくは指令1999/45/ECの第10条の2.3.4.項に言及される1つ以上の性質を組み合わせた刺激性、または</li> <li>- 急性致死影響のみを示す指令1999/45/ECの第10条の2.3.4.項に言及される1つ以上の性質を組み合わせた有害性</li> </ul> <p>ただし、その場合には同指令の付属書 パートAの規定に従い、調剤が最初に上市される加盟国の所轄当局へ申請する必要がある。 (2001/58/ECの付属書:安全性データシート編さんの手引き (Annex, Guide to the Compilation of Safety Data Sheets) の2.3の脚注、調剤指令の第15条より)</p>
輸入製品の取扱い	輸入業者も製造業者と並び規制対象に含まれる。オランダへの輸入製品に関しては国内輸入業者の責任になる。
裾切り要件	健康もしくは環境への有害性をもたらす少なくとも1種の物質、または共同体および国家曝露限界が存在する少なくとも1種の物質を、気体以外の調剤では 1重量%、気体の調剤では 0.2体積%の個々の濃度で含有する場合には、SDSを提供しなければならない
MSDS関連制度を厳格に実施するための措置	<p>SDS制度の執行担当しているのは、以下の3省;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 社会・雇用省 (Ministry of Social Affairs and Labour)</li> <li>• 住宅・国土計画・環境省 (Ministry of Spatial Planning and the Environment)</li> <li>• 経済省 (Ministry of Economy)</li> </ul> <p>この3省全てが、SDSの遵守をその任務の一部とする検査官 (Inspectorate) を擁している。企業のSDSの遵守は、通常、企業の経営システムの実態や記録を検査することによって行なわれている。 例: 危険有害物質の保管の実施に関する検査; <a href="http://www.inece.org/conf/proceedingsword/speelzuidewijk.htm">http://www.inece.org/conf/proceedingsword/speelzuidewijk.htm</a></p> <p>また、SDSと直接関連しない検査からSDS違反が発見されることもある。 例: ペンキ除去剤に関する検査; <a href="http://www.vwa.nl/download/rapporten/Productveiligheid/200505_ND04o070_afbijtmiddelen.pdf">http://www.vwa.nl/download/rapporten/Productveiligheid/200505_ND04o070_afbijtmiddelen.pdf</a></p>
関連制度成立の経緯(成立年、改正年、改正のポイントなど)	安全データシート布告は、1993年に制定され、最近では2004年3月に修正された。2004年の修正は、EU指令の1999/45/EC および指令2001/58/EC に基づいて実施された。また、1999年より化学物質管理政策の見直しが始められ、化学物質管理戦略 (Strategy on Management of Substances) に基づく法制度の制定へ向けて準備が進められたが、EUの新たな化学物質管理政策であるREACHの出現により、SDSに関連するものすべてを含む化学物質管法案の提出は(最低)2007年まで延期された。

出典：各種資料より作成

また、日本における MSDS 制度は化管法の枠組みの中で制定されていることから、PRTR 制度との制度上の関連があるが、オランダにおいて、MSDS 制度と PRTR 制度(オランダでは IEI(個別排出目録システム) という名称) には、制度上の関連はない。

(4) 関係者の見方

現地インタビューを通して得られた関係者の見方

オランダにおける MSDS 制度の目的は、EU 指令に基づく、労働環境・安全の改善、環境保護、並びに消費者への情報公開であるが、最近では、REACH の動きもあって、SDS による「情報伝達」をもっと積極的に進めなくてはならないという傾向にある。1999 年にオランダでは独自の戦略を検討していたが、その後政権交代に伴い、現在は REACH の採択が優先されている。

図表 2 . 6 . 1 - 4 現地インタビューを通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
制度の目的	<p>&lt; 行政機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ MSDS 制度のもともとの目的としては、労働環境・安全の改善、環境保護、並びに消費者への情報公開であるが、最近では、REACH の動きもあって、SDS による「情報伝達」をもっと積極的に進めなくてはならないというトレンドにある。</li> <li>・ 事業者には化学物質に関する情報 (Chemical identity) 提出を義務付けることで、より正確な情報が提出され、その結果、労働環境や安全の改善につながると捉えている。</li> <li>・ オランダでは、他の EU 加盟国と比べて、1999 年にオランダ独自の戦略を検討していたが、政権交代に伴い、現在は REACH の採択が優先されている。この背景として、新政権が他の EU 加盟国との協調を重視し、オランダが先走りしないというポリシーを掲げていたことをあげることができる。有害物質の管理に関して、加盟国内の事業者の義務が統一化される必要があることも背景にある。(SZW)</li> </ul>
法律と運営	<p>&lt; 行政機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律そのものは住宅・国土・環境省が担当し、その運用は社会・雇用省、経済省を含めた 3 省で担当。MSDS の管理に関わる体制については、3 省あわせて 10 人 ~ 20 人程度 (兼務を含む)。(SZW)</li> </ul>

文献調査から得られた関係者の見方

MSDS 関連制度に関する関係者の見方は文献調査からは特になかった。

## 2.6.2 MSDS の普及状況

### (1) 概要

VROM は、SDS の内容においてシートの項目が必ずしも必要な項目全てを含んでいない、という制度上の問題と、SDS の作成担当者が知識を十分に有していないこと及びそもそも MSDS を作成できる人材が不足しているという作成者側の問題の双方を指摘している。

### (2) 普及状況に関する調査結果

#### 危険有害物質の保管の実施に関する検査<sup>56</sup>

この検査では、42 の企業が検査され、環境有害物質法と SDS 布告に関連する情報について、対象企業の 33% が違反していたとの結果が示されている。

#### ペンキ除去剤に関する検査<sup>57</sup>

SDS と直接関連しない検査から SDS 違反が発見されることがある。この検査では、56 製品のうち、2 製品が環境有害性物質法違反であることが分かった。

### (3) 関係者の見方

#### 現地インタビューを通して得られた関係者の見方

オランダにおける MSDS は「認知」及び「理解」の段階ではほとんど問題がない。この背景には取引企業間で、MSDS 作成の圧力があるため（つまり、MSDS がないと取引が成立しない）である。現在、課題となっているのは、「作成」と「活用」の段階である。

MSDS 制度の普及に対する問題点は、他国と同様、中小企業が MSDS を実施するツールや人材に欠けていることである。中小企業は MSDS の記載項目について、どの情報をどの項目に記載すべきか、化学物質の区分についての知識が十分でない。(SZW)

#### 文献調査から得られた関係者の見方

VROM は、化学物質政策に関するレポート (Dutch substances policy in an international perspective) の中で、SDS には、化学物質のリスクへの対応や管理するのに最低限必要な情報が含まれていない場合が多いとの見解を示している。この理由として同省では、制度上の問題点と、作成者側の問題点の双方を指摘している。前者については、シートの項目が必ずしも必要な項目全てを含んでいるわけではないこと、後者については、SDS の作成担当者が作成に必要な化学物質に関する知識を十分に有していない、もしくは正しく記入するための専門家が不足しているために、記入状態が不十分であることを挙げている。特に、後者について重大な点であると指摘している。

また、SDS 利用者による SDS の情報への信頼性を向上させるためには、SDS に対する監督・監査を強化することや、該当する化学物質を取扱う上で必要な情報が SDS に全て網羅さ

<sup>56</sup> <http://www.inece.org/conf/proceedingsword/speelzuiderwijk.htm>

<sup>57</sup>

[http://www.vwa.nl/download/rapporten/Productveiligheid/200505\\_ND04o070\\_afbijtmiddelen.pdf](http://www.vwa.nl/download/rapporten/Productveiligheid/200505_ND04o070_afbijtmiddelen.pdf)

れるように制度の変更を行うこと等が望まれるとしている。



## 2.6.3 MSDSに関わる営業秘密保護の状況

### (1) 概要

オランダのMSDS制度に関わる営業秘密保護の状況については文献調査で有用な情報は得られなかった。しかし、現地インタビューから、オランダでは、企業間における秘密保持契約により、企業の営業秘密を保護することが一般的であることが明らかになった。

### (2) MSDS制度に関わる営業秘密保護の状況

オランダのMSDS制度に関わる営業秘密保護の状況については文献調査で有用な情報は得られなかった。

### (3) MSDS制度以外の営業秘密保護の状況

オランダ政府は、オース条約に基づいた環境情報へのアクセスに関する指令(2003/4/EC)に対応し、全ての主体がそれぞれの責任の範囲内で化学物質の責任ある管理を行うためには、非秘密データへの一般市民のアクセスは必須であるとしている。

### (4) 関係者の見方

現地インタビューを通して得られた関係者の見方

オランダでは、規制から営業秘密保護を求めるのではなく、企業間における秘密保持契約によって企業の営業秘密を保護することが一般的である。よって営業秘密保護について、企業が行政に申請をして、行政が審査をした上で認可されるといったプロセスはなく、営業秘密保護に特化した一般法も存在しない。現状では、営業秘密保護を図る手段としては、MSDSの提供者と受け取り者間の契約による保護のみで、また今後も同様である。

図表 2.6.3-1 現地インタビューを通して得られた関係者の見方

項目	関係者の見方
公益と企業の利益とのバランス	<p>&lt;行政機関&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益と企業の利益のバランスは極めて難しい問題である。担当する省の立場により捉え方も異なる。(SZW)</li> </ul>
営業秘密保護の位置づけ	<p>&lt;法律事務所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オランダでは、企業間における秘密保持契約の締結が前提条件であり、これに反した場合には、アンチトラスト法などにより、刑法で罰せられることになる。</li> <li>・営業秘密保護に特化した一般法はない。</li> <li>・現状では、営業秘密保護を図る手段としては、MSDSの提供者と受け取り者間の契約による保護しかないと思われる。また今後もそうであると考えられる。</li> </ul>
手続き	<p>&lt;行政機関&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MSDSの制度上は、原則、記載すべき項目はすべて記載することになっている。ただ、運用上、保護すべき情報に関しては、ケースバイケースで対応し、具体的には雇用省と事業主間の話し合いで決めることがある。具体的には、化学物質名（化学的アイデンティティ）についてはMSDSに記載しなくてもよいことにしている（明文化されていないが、運用上なされている営業秘密保護）。なお、毒性データなどについては情報としてきわめて重要なため、一切、営業秘密とすることはできない。</li> <li>・営業秘密保護について、企業が行政に申請をして、行政が審査をした上で認可されるといったプロセスはない。（行政は企業の相談は受けるが、必須の行政手続きはない）。また、MSDS上の営業秘密の保護に関して、雇用省に相談にくる件数はほとんどない。(SZW)</li> </ul> <p>&lt;法律事務所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業秘密保護を図る一つ的手段として、MSDSを提供する際に、受取り側の誰がその情報にアクセスするかを、提供する側に通知することが考えられる。（MSDSの受け渡しの際に、営業秘密保護に関する契約を結び、その中でアクセス者に関する情報を記載することが理想的であるが、現実的ではないため、契約書がないにしても、双方で確認を行うことが重要である。）</li> </ul>
事例	<p>&lt;法律事務所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで、MSDSをはじめ化学物質情報に関連した営業秘密の問題で、訴訟やトラブルなどにつながった事例は聞いたことがない。</li> </ul>

文献調査から得られた関係者の見方

MSDSに関わる営業秘密保護の状況に関する関係者の見方は文献調査からは特になかった。

## 2.6.4 MSDS の普及支援に向けた取組の状況

### (1) 概要

行政及び産業団体による MSDS の普及支援に向けた取組の状況については文献調査では有用な情報を得られなかった。民間企業による支援については、コンサルティングや化学データの提供などの MSDS 作成支援が企業向けに行われている。

### (2) 行政

オランダにおける行政レベルでの SDS 制度普及の支援的取組については、文献調査では有用な情報は得られなかった。

オランダにおける SDS 制度の執行は、：

- ・ 社会・雇用省 (Ministry of Social Affairs and Labour)
- ・ 住宅・国土計画・環境省 (Ministry of Spatial Planning and the Environment)
- ・ 経済省 (Ministry of Economy)

が担当している。

この3省全てが、SDS の遵守をその任務の一部とする検査官 (Inspectorate) を擁している。企業の SDS の遵守は、通常、企業の経営システムの実態や記録を検査することによって行われている。

### (3) 業界団体

以下の業界団体のホームページも調査を行ったが、有用な情報が得られなかった。

NVZ

<http://www.nvz.nl/internet/pages/index.php>

VHCP

<http://www.vhcp.nl/>

NCV

<http://www.ncv-cosmetica.nl/>

FME-CWM

<http://www.fme.nl/>

SITO

<http://www.orsima.nl/net-book.php>

Federatie NRK

<http://www.nrk.nl/web/show>

(4) 民間企業

ChemWatch

( <http://web.chemwatch.net/> )

< 取組主体 >

- ・ 各国政府機関・大学・メーカー・石油会社・航空会社など多くのユーザーに対し、MSDS の作成や化学データの提供、24 時間緊急対応や専門研究員によるコンサルティングなど、化学物質に関するあらゆるサービスを提供している。本社はオーストラリアだが、オランダにも支部がある。

< 取組内容 >

- ・ 職場安全コンサルティング、危機管理マネジメントシステム

< 発信媒体 >

- ・ コンサルティング、マネジメントシステムの実施

< 受け手の概況 ( 想定も含む ) >

- ・ 具体的な顧客は以下。欧米、豪州、ASEAN。多国籍化学品メーカー、石油会社、大学、航空会社などが主要顧客。政府機関の顧客としては、FBI( 米連邦捜査局 )、NASA ( 航空宇宙局 )、FDA ( 米食品医薬品局 )、FEMA ( 米連邦緊急事態管理局 )、EPA ( 米環境保護庁 )、米ロス・アラモス原子力研究所、豪防衛庁、中国国立化学品登録センター、香港労働省、香港遺伝免疫研究所、マレーシア厚生省、シンガポール環境省などが長期契約を結んでいる。

MSDS Solutions

( <http://www.MSDS.com/> )

< 取組主体 >

- ・ 米国やカナダにも事務所があるが、欧州にもオランダに European Office がある。欧米を中心に企業の MSDS 業務をサポートする企業。サイトは英語とフランス語がある。

< 取組内容 >

- ・ サイトでは製品名から MSDS の検索ができる。企業に対するテクニカルサポート等 MSDS 作成や管理に対する支援あり。

< 発信媒体 >

- ・ インターネット・電話

< 受け手の概況 ( 想定も含む ) >

- ・ MSDS に関わる企業・業界団体

Vopak

( <http://www.vopak.com/> )

<取組主体>

- ・ パブリック・タンク・ターミナル事業、石油類・化学薬品の保管、倉庫業、タンク/荷役、機械の設計/管理などの事業を展開。

<取組内容>

- ・ MSDS のアーカイブを作成支援

<発信媒体>

- ・ インターネット

<受け手の概況（想定も含む）>

- ・ MSDS に関わる企業・業界団体

## KODAK

( [http://www.kodak.com/eknec/PageQuerier.jhtml?pq-path=2/6868&pq-locale=nl\\_NL](http://www.kodak.com/eknec/PageQuerier.jhtml?pq-path=2/6868&pq-locale=nl_NL) )

<取組内容>

- ・ フィルムなど自社製品の MSDS を提供

<発信媒体>

- ・ インターネット

<受け手の概況（想定も含む）>

- ・ 消費者・環境団体

## ( 5 ) NGO

公開情報の範囲では、該当する情報が得られなかった。

## ( 6 ) 関係者の見方

現地インタビューを通して得られた関係者の見方

社会・雇用省をはじめ、一部の企業連盟など民間組織、中小企業等が SDS 作成の際に直面する課題を解消するために対応しているほか、MSDS 制度の改善のために、現在国内でのプロジェクトを進めている。このプロジェクトでは、MSDS の質を向上することを目的としているほか、事業者が MSDS を管理する際に IT を使用することで、費用の削減につながると提案している。ただし、行政サイドの役割はあくまでも MSDS の適切な作成、活用に向けた検討や助言を行うことであり、具体的な対応策（IT システムの構築等）は民間ベースで進めるべき内容である。（SZW）

文献調査から得られた関係者の見方

MSDS の普及支援に向けた取組状況に関する関係者の見方は文献調査からは特になかった。

## 2.6.5 その他の状況

### (1) MSDS を取り巻く国際動向に対する取組の状況

現地インタビューを通して得られた関係者の見方

オランダでは国内独自の戦略よりも REACH を優先しているが、GHS も REACH 同様、オランダの SDS 制度改正に影響を及ぼす一因である。

REACH により、大幅に管理制度が改善されるというよりも、提供される情報がより正確になると捉えている。また REACH における拡大 SDS では、従来の有害性情報ではなく、曝露情報を含めたリスク評価につながる情報を盛り込むことが必要となる。(SZW)

文献調査から得られた関係者の見方

MSDS を取り巻く国際動向に対する取組状況に関する関係者の見方は文献調査からは特になかった。

### (2) MSDS 以外の化学物質の情報伝達に関する取組の状況

行政

公開情報の範囲では、該当する情報が得られなかった。

業界団体

イ) VNCI (<http://www.vnci.nl/>)

<取組主体>

オランダの化学工業の業界団体

<取組内容>

- ・ ガイドライン( Guideline Environmental Performance Indicators for the chemical industry ( the "EPI-method" )) の策定。
- ・ ガイダンスノート ( Guidance Notes for 3rd Round of Corporate Environmental Plans ( CEP-3 ) for the Chemical Industry ) の策定。
- ・ EPI ( 事業者の環境パフォーマンス指標 ) 算出のための計算表 ( "EPI-method" と "unique weightfactor" ) の提供。

<発信媒体>

- ・ インターネット ( 冊子を PDF で、計算表をエクセルファイルで公開 )

<受け手の概況 ( 想定も含む ) >

- ・ 化学物質を取り扱う化学産業

<備考>

- ・ オランダでは、企業が自主的に化学物質に関する情報を公開し、それに基づいて、国レベルで PRTR ( EPI ) が整備され、VNCI をはじめとする業界団体は、それを受けて、業界独自の物質排出基準など、自主協定を設定・締結し、それに基づいて企業がさらに情報公開( MSDS )を進めるという状況になっている。具体的に MSDS という名称は、HP やその他資料の中には記載はないが、実質的な取組として、業

界ごとに統一のフォーマットを作成し、企業が一律に、化学物質情報を公開していると考えられる。

MSDS 以外の化学物質の情報伝達に関する取組の状況に関する関係者の見方は現地インタビュー及び文献調査からは特になかった。

## 2.7 その他 OECD 加盟国における MSDS 関連制度の概要

ここでは、前項までに記載した国以外の OECD 加盟国における MSDS 関連制度の概要を示す。  
対象国は以下のとおりである。

- オーストラリア
- ニュージーランド
- 韓国
- スペイン
- イタリア
- フランス
- ベルギー
- オーストリア
- デンマーク
- スウェーデン
- ノルウェー
- スイス



## 2.7.1 オーストラリア

項目	概要・該当条項
根拠となる法令	National Model Regulations to Control Workplace Hazardous Substances [NOHSC:1005(1994)]
法の目的	a.有害物質にラベル・MSDSの添付を義務付ける b.労働者が有害物質について適切な情報および訓練を得られるようにする c.有害物質の危険評価および曝露管理を行なえるようにする d.緊急サービスおよび公的機関による有害物質情報へのアクセスを確保する
所管官庁(担当部署)	NOHSC: National Occupational Health & Safety Commission (労働安全衛生委員会)
MSDS制度の位置づけ	不明
MSDS制度の目的	労働安全
MSDSの記載項目・書式	1.物質・調剤・会社(または個人)の名称・連絡先 2.組成・成分の情報 3.有害性の特定 4.応急処置 5.消火措置 6.偶発性放出に対する措置 7.取扱いおよび貯蔵 8.曝露管理および人的保護 9.物理的および化学的性質 10.安定性および反応性 11.毒性情報 12.環境に及ぼす影響 13.廃棄する際の配慮 14.輸送に関する情報 15.規制情報 16.その他の情報
対象業種	対象化学物質を取扱う製造業者・輸入業者
対象化学物質	The National Occupational Health and Safety Commissionの (a) List of Designated Hazard Substances 1994, (b) Approved Criteria for Classifying Hazard Substances 1994 または、 ©ADG Code (Australian Code for the transport of Dangerous Goods by Road and Rail) で指定されている物質
添付義務のある製品の要件	上記(対象化学物質)を参照のこと
製品の適用除外	食品・飲料品・治療薬・化粧品・タバコ・洗浄用品
営業秘密保護(定義、審査方法、根拠など)	NOHSCは下記の各規定に準じ、物質の成分をType I ~ Type IIIの3つに分類している。 そのうち、Type IIに分類されるものは、化学物質の名称を提示する必要があり、包括的(generic)名称および営業秘密の保護は認められない。 Type IIIに分類されるものは、包括的名称を使用することができる。Type IIIに関しては、情報公開の必要がない 分類の基準となる規定; NOHSCのApproved Criteria for Classifying Hazard Substances(1008)、Exposure Standards for Atmospheric Contaminants in the occupational Environment(1003) ガイダンス資料であるNational Code of Practiceには、企業間での秘密協定書のサンプルが添付されている(Appendix 5)
輸入製品の取扱い	輸入製品にも同様の規定が適用される
届切り要件	上記(対象化学物質)を参照のこと
MSDS関連制度を厳格に実施するための措置	作成に関する詳細が、National Code of Practice for the Preparation of MSDS 2nd Edition 2003 で規定されている
関連制度成立の経緯(成立年、改正年、改正のポイントなど)	不明

## 2.7.2 ニュージーランド

項目	概要・該当条項
根拠となる法令	Hazardous Substances and New Organisms (HSNO) Act 1996に基づく The Hazardous Substances (Identification) Regulations 2001 Health and Safety in Employment Act 1992 (HSE Act)では職場における情報提供や緊急管理等の雇用主の責任を規定しており、Section7-10でSDSによる化学物質の情報提供が規定されている
法の目的	化学物質の適切な管理による環境保護 職場における雇用主の責任を規定
所管官庁(担当部署)	EMRA (Environmental Risk Management Authority: 環境危機管理局)/環境省 The Occupational Safety and Health Service (職業安全保健局) (OSH) /労働省
MSDS制度の位置づけ	HSNO Actの基で、化学物質のライフサイクル(製造から廃棄に至るまで)に係る過程に関する10法令が制定され、その中の1つとしてMSDSを規定するThe Hazardous Substances (Identification) Regulations 2001がある
MSDS制度の目的	環境保護および健康 労働安全
MSDSの記載項目・書式	1.物質・調剤・会社(または個人)の名称・連絡先 2.組成・成分の情報 3.有害性の特定 4.応急処置 5.消火措置 6.偶発性放出に対する措置 7.取扱いおよび貯蔵 8.曝露管理および人的保護 9.物理的および化学的性質 10.安定性および反応性 11.毒性情報 12.環境に及ぼす影響 13.廃棄する際の配慮 14.輸送に関する情報 15.規制情報 16.その他の情報
対象業種	有害物質および危険物を取り扱う製造業者および輸入業者
対象化学物質	HSNO (The Hazardous Substances and New Organisms Act 1996) Actで定義され、Hazardous Substances (Minimum Degrees of Hazard) Regulations 2001およびHazardous Substances (Classification) Regulations 2001で詳細に規定されている
添付義務のある製品の要件	上記(対象化学物質)を参照のこと
製品の適用除外	上記(対象化学物質)を参照のこと
営業秘密保護(定款、審査方法、根拠など)	通常は成分に関して完全に情報の公開が必要とされているが、EMRAの許可に基づいた特別な場合に限り、情報の非公開が認められている。 営業秘密の保護についてはThe HSNO Act が規定している
輸入製品の取扱い	輸入製品にも同様の規定が適用される
裾切り要件	上記(対象化学物質)を参照のこと
MSDS関連制度を厳格に実施するための措置	Code of Practice (Preparation of Safety Data Sheets) というガイダンス資料が、The Hazardous Substances (Identification) Regulations 2001およびThe Health and Safety in Employment Act 1992の遵守目的で作成 (Code of Practiceの作成はThe HSNO Act が規定)
関連制度成立の経緯(成立年、改正年、改正のポイントなど)	The HSE Act は 1992年に制定され、2002年に改正された

## 2.7.3 韓国

項目	概要・該当条項
根拠となる法令	産業安全保健法に基づく有害性調査制度
法の目的	労働安全
所管官庁(担当部署)	労働部
MSDS制度の位置づけ	不明
MSDS制度の目的	労働者の健康障害を予防するため 新しく製造・輸入される化学物質の有害性を国が把握するため
MSDSの記載項目・書式	1.化学製品と会社に関する情報 2.組成・成分の情報 3.有害性の特定 4.応急処置 5.消火措置 6.偶発性放出に対する措置 7.取扱いおよび貯蔵 8.曝露管理および人的保護 9.物理的および化学的性質 10.安定性および反応性 11.毒性情報 12.環境に及ぼす影響 13.廃棄する際の配慮 14.輸送に関する情報 15.規制情報 16.その他の情報  ハングル語で作成・提出されなければならない
対象業種	対象化学物質を取り扱う事業者。使用、運搬、保存する事業者が製造業者または輸入業者からMSDSを入手した場合にも、その事業主がMSDSを作成したとみなされる
対象化学物質	対象化学物質は、爆発性物質など6種類の物理的危険物質、高毒性物質などの9種類の健康障害物質および環境有害物質に区分されており、禁水性物質の存在を除いて、以下のように分類されている。(EUに類似) 爆発性物質 酸化性物質 極引火性物質 高引火性物質 引火性物質 禁水性物質 高毒性物質 毒性物質 有害物質 腐食性物質 刺激性物質 過敏性物質 発がん性物質 変異原性物質 生殖毒性物質 環境有害物質
添付義務のある製品の要件	不明
製品の適用除外	放射性物質 医薬品・部外品・化粧品 麻薬 農薬 飼料 肥料 食品・食添 向精神性医薬品 火薬類 事業場で使用しない一般消費者用製剤 着外の程度が少ないとして労働部長官が告示する物質
営業秘密保護(定義、審査方法、根拠など)	秘密保持は告示で規定されている。営業秘密であることを明示すれば、化学物質名、CAS番号等識別番号、構成成分含有量が公開されないことになっている。ただし、産業保険医が、治療、健康保護上必要とする場合、労働部長官の提出命令を受けた場合、重大な健康上の障害が発生し、勤労者等が団体協約等により要求した場合等には、公開されなければならないことが定められている
輸入製品の取扱い	輸入製品も同様に適用される
裾切り要件	1%未満(発がん性物質は0.1%未満)の物質および固形化された完成品で、勤労者が対象化学物質に曝露される憂慮がない物質(ただし、発がん性物質含有物は除く)
MSDS関連制度を厳格に実施するための措置	MSDSを備置・掲示しない場合、500万ウォン以下の、その他警告標識非表示、教育未実施、MSDSの譲渡・提供をしない場合には、300万ウォンの罰金(過怠料)に科せられる
関連制度成立の経緯(成立年、改正年、改正のポイントなど)	産業安全保健法は1981年制定、改正は1990年、2001年(1月、12月)、2002年

## 2.7.4 スペイン

項目	概要・該当条項
根拠となる法令	スペインのMSDS制度はEUの委員会指令DSD (67/548/CEE: Dangerous Substances Directive: 危険物質に関する指令)、DPD(1999/45/CE: Dangerous Preparations Directive: 危険な調剤に関する指令)及びSDSD (2001/58/CE: Safety Data Sheet Directive: 安全性データシートに関する指令)により規定されている。 国内法: Real Decreto (王立法令363/1995)、 またはReal Decreto 374/2001(Law for Protection of the Health and Safety of workers from the Risks related to chemical agents at work: 職場における毒性化学物質による健康危険に関する法令)の18・19条
法の目的	安全衛生および環境保護のために、労働者およびその他の者を、化学物質による被害から保護し、化学物質・調剤・製品の上市を規制すること。
所管官庁(担当部署)	制定: MSC (Ministerio de Sanidad y Consumo: 厚生・消費省) 担当: MTAS (Ministerio de Trabajo y Asuntos Sociales: 社会・雇用省) INSHT (Instituto Nacional de Seguridad e Higiene en el Trabajo: スペイン国立労働安全衛生研究所)
MSDS制度の位置づけ	EU指令の国内法化
MSDS制度の目的	EU指令に基づく; 作業場に ・危険有害化学品 (hazardous chemicals) が存在するか、 ・そうした危険有害化学品には労働者の健康・安全性に対するリスクがあるか、 ・その使用によって環境へのリスクがあるか を雇用者 (employer) が決定するためにSDSを活用すること
MSDSの記載項目・書式	1.物質/調剤の名称および会社の名称 2.組成/成分に関する記述 (composition of ingredients) 3.可能性のある危険 (danger identification) 4.救急措置 5.消火のための措置 6.意図しない放出の際の措置 (accidental release measures) 7.取扱および貯蔵 8.曝露の制限および個人的保護装備 9.物理的および化学的性質 10.安全性および反応性 11.毒性学的な情報 12.生態的(ecological)情報 13.処分に関して考慮すべき点 14.輸送に関する情報 15.規制に関する情報 16.その他の情報
対象業種	スペイン国内で上市される物質および調剤のSDSはスペイン語で作成されなければならない
対象化学物質	化学物質・調剤を上市するあらゆる業者 (製造業者、輸入業者、卸売業者など)
添付義務のある製品の要件	指令92/32/EEC、指令1999/45/ECで規定されている化学物質 危険物質指令 (67/548/EC) の危険物質リストに記載されている物質 (DSD第4条) 危険物質のリストに記載されていないが、調査の結果、危険分類に該当する物質 (DSD第6条) 調剤指令の危険分類に該当する物質 (DPD第3~7条)
製品の適用除外	67/548/EC (危険物質に関するEU指令) では、人および動物に使用する医薬品、化粧品、廃棄物の形で物質の混合物、食品、動物飼料、農薬、放射性物質は適用除外品なので、SDS制度の適用からも除外される
営業秘密保護(定義、審査方法、根拠など)	秘密保持のため、秘密保持申請をした成分については、代替名もしくは一番重要な官能基を識別する名前 (the most important chemical groups) をつけることができる。秘密保持請求が可能なのは、R41 (目に重大な障害のリスク) が付与されたものを除いた刺激物 (irritant)、急性致死影響 (acutely fatal) に分類される物質のみである。また、community occupational exposure limit (共同体曝露限界) を有する場合は、秘密保護の対象とならない。これらの分類は、指令1999/45/ECのArticle 10のPoint 2, 3, 4に基づいて決定される。 {2001/58/ECの付属書: 安全性データシート編さんの手引き (Annex, Guide to the Compilation of Safety Data Sheets) の2.3の脚注}
輸入製品の取扱い	輸入業者も対象となるので、輸入製品も対象である
裾切り要件	健康もしくは環境への有害性をもたらす少なくとも1種の物質、または共同体曝露限界が存在する少なくとも1種の物質を、気体以外の調剤では 1重量%、気体の調剤では 0.2体積%の個々の濃度で含有する場合には、SDSを提供しなければならない。(2001/58/EC 第1条(1)(b))
MSDS関連制度を厳格に実施するための措置	危険物質規則は、故意または過失により、同規則に反して、安全性データシートを伝達しない、正しく伝達しない、完全に伝達しない、または適時に伝達しない場合、5万ペソから一億ペソまでの過料が課せられることになる
関連制度成立の経緯(成立年、改正年、改正のポイントなど)	1985年10月に危険物質のラベル表示と安全情報に関する法例が公布され、11月成立された。1988年、1990年及び1992年改正された。 1995年3月にReal Decreto 363/1995 危険化学物質に関する法例を公布され、同年6月成立

## 2.7.5 イタリア

項目	概要・該当条項
根拠となる法令	EU委員会指令DSD (67/548/CEE: Dangerous Substances Directive: 危険物質に関する指令)、DPD(1999/45/CE: Dangerous Preparations Directive: 危険な調剤に関する指令)及びSDSD (2001/58/CE: Safety Data Sheet Directive: 安全性データシートに関する指令)に基づいている 国内法: Legge Nr.833 del 23/12/1978 (法律833番): 製品に含まれる毒性科学物質の危険を川下の会社に伝達することを求める。又はSDS (schede di dati di sicurezza)とラベル表示をより詳細に規定する法令は、D.P.R Nr.141 del 20/02/88 (Decreto del Presidente della Repubblica: 大統領が公表した危険化学物質に関する指令)、D.M.28/01/92 (Decreto Ministeriale: 内閣が出したSDSを義務された指令)、D.M.16/02/93などである。 2003年のD.L.gs.65/13 (Decreto Legislativo Nr.65: 立法府法令65号)とは上記の三つのEU指令を国内で実施
法の目的	安全衛生および環境保護のために、労働者およびその他の者を、化学物質による被害から保護し、化学物質・調剤・製品の上市を規制すること
所管官庁(担当部署)	ISS (Istituto Superiore di Sanita: 厚生省の健康機関) ISPESL (Istituto Superiore per la Prevenzione e la Sicurezza sul Lavoro: 厚生省の労働安全及び労働リスク防止機関)
MSDS制度の位置づけ	EU指令の国内法化
MSDS制度の目的	EU指令に基づく; 作業場に ・危険有害化学品 (hazardous chemicals) が存在するか、 ・そうした危険有害化学品には労働者の健康・安全性に対するリスクがあるか、 ・その使用によって環境へのリスクがあるか を雇用者 (employer) が決定するためにSDSを活用すること
MSDSの記載項目・書式	1.物質/調剤の名称および会社の名称 2.組成/成分に関する記述 (composition of ingredients) 3.可能性のある危険 (danger identification) 4.救急措置 5.消火のための措置 6.意図しない放出の際の措置 (accidental release measures) 7.取扱および貯蔵 8.曝露の制限および個人的保護装備 9.物理的および化学的性質 10.安全性および反応性 11.毒性学的な情報 12.生態的(ecological)情報 13.処分に関して考慮すべき点 14.輸送に関する情報 15.規制に関する情報 16.その他の情報 また、イタリア国内で上市される物質および調剤のSDSはイタリア語で作成されなければならない
対象業種	化学物質・調剤を上市するあらゆる業者 (製造業者、輸入業者、卸売業者など)
対象化学物質	指令92/32/EEC、指令1999/45/ECで規定されている化学物質
添付義務のある製品の要件	危険物質指令 (67/548/EC) の危険物質リストに記載されている物質 (DSD第4条) 危険物質のリストに記載されていないが、調査の結果、危険分類に該当する物質 (DSD第6条) 調剤指令の危険分類に該当する物質 (DPD第3~7条)
製品の適用除外	67/548/EC (危険物質に関するEU指令) では、人および動物に使用する医薬品、化粧品、廃棄物の形で物質の混合物、食品、動物飼料、農薬、放射性物質は適用除外品なので、SDS制度の適用からも除外される
営業秘密保護(定義、審査方法、根拠など)	秘密保持のため、秘密保持申請をした成分については、代替名もしくは一番重要な官能基を識別する名前 (the most important chemical groups) をつけることができる。秘密保持請求が可能なのは、R41 (眼に重大な障害のリスク) が付与されたものを除いた刺激物(irritant)、急性致死影響 (acutely fatal) に分類される物質のみである。また、community occupational exposure limit (共同体曝露限界) を有する場合は、秘密保護の対象とならない。これらの分類は、指令1999/45/ECのArticle 10のPoint 2, 3, 4に基づいて決定される。 {2001/58/ECの付属書: 安全性データシート編さんの手引き (Annex, Guide to the Compilation of Safety Data Sheets) の2.3の脚注} また、国内の営業秘密法はLegge NR.2598に記載されている
輸入製品の取扱い	輸入業者も対象となるので、輸入製品も対象である
裾切り要件	健康もしくは環境への有害性をもたらす少なくとも1種の物質、または共同体曝露限界が存在する少なくとも1種の物質を、気体以外の調剤では 1重量%、気体の調剤では 0.2体積%の個々の濃度で含有する場合には、SDSを提供しなければならない。(2001/58/EC 第1条(1)(b))
MSDS関連制度を厳格に実施するための措置	SDS制度の執行担当しているのは、以下の2省; ・社会・雇用省 (Ministry of Social Affairs and Labour) ・厚生省 (Ministry Health) 厚生省の下に、SDSの遵守をその任務の一部とする機構 (superior institute) を擁している。ISS及びISPESLはSDSに関する情報を提供し、SDSのチェックを行う
関連制度成立の経緯(成立年、改正年、改正のポイントなど)	23/12/1978のLegge nr.833 は1978年12月23日に発布された。 D.P.R Nr.141 (Decreto der Presidente della Repubblica)は1988年2月29日に発布された。 28/01/92のD.M.(Decreto Ministeriale)は1992年1月28日に発布された。 16/02/93のD.M.は1993年2月16日に発布された。 D.L.gs.65/2003/(13) (Decreto Legislativo) は2003年に発布された。

## 2.7.6 フランス

項目	概要・該当条項
根拠となる法令	欧州委員会指令DPD(Dangerous Preparations Directive: 1999/45/EC危険な調剤に関する指令)とDPD(Dangerous Substances Directive: 67/548/EC: 危険物質に関する指令)に基づく、SDSD(Safety Data Sheets Directive: 2001/58/EC: 安全性データシートに関する指令) また、雇用者(employer)の義務に関しては、98/24/EC。 特に指令1999/45/ECの第14条、指令67/548/EECの第27条で安全性データシートの提供義務が定められている。  ただし、国内法は不明
法の目的	不明
所管官庁(担当部署)	不明
MSDS制度の位置づけ	EU指令の国内法化
MSDS制度の目的	EU指令に基づく; 作業場に ・危険有害化学品(hazardous chemicals)が存在するか、 ・そうした危険有害化学品には労働者の健康・安全性に対するリスクがあるか、 ・その使用によって環境へのリスクがあるか を雇用者(employer)が決定するためにSDSを活用すること
MSDSの記載項目・書式	1)物質/調剤および会社/企業のアイデンティティ 2)組成(composition)/成分(ingredients)の情報 3)危険有害性の特定(identification) 4)応急処置 5)消火措置 6)偶発的放出に対する措置 7)取扱いおよび貯蔵 8)曝露管理/個人保護 9)物理的および化学的性質 10)安定性および反応性 11)毒性学的情報 12)エコロジカルな情報 13)廃棄する際の配慮 14)輸送情報 15)規制情報 16)その他の情報
対象業種	化学物質・調剤を上市するあらゆる業者(製造業者、輸入業者、卸売業者など)
対象化学物質	指令92/32/EEC、指令1999/45/ECで規定されている化学物質
添付義務のある製品の要件	危険物質指令(67/548/EC)の危険物質リストに記載されている物質(DSD第4条) 危険物質のリストに記載されていないが、調査の結果、危険分類に該当する物質(DSD第6条) 調剤指令の危険分類に該当する物質(DPD第3~7条)
製品の適用除外	67/548/EC(危険物質に関するEU指令)では、人および動物に使用する医薬品、化粧品、廃棄物の形で の物質の混合物、食品、動物飼料、農薬、放射性物質は適用除外品なので、SDS制度の適用からも除外される
営業秘密保護(定義、審査方法、根拠など)	秘密保持のため、秘密保持申請をした成分については、代替名もしくは一番重要な官能基を識別する名前(the most important chemical groups)をつけることができる。秘密保持請求が可能なのは、R41(眼に重大な障害のリスク)が付与されたものを除いた刺激物(irritant)、急性致死影響(acutely fatal)に分類される物質のみである。また、community occupational exposure limit(共同体曝露限界)を有する場合は、秘密保護の対象とならない。これらの分類は、指令1999/45/ECのArticle 10のPoint 2, 3, 4に基づいて決定される。 {2001/58/ECの付属書: 安全性データシート編さんの手引き(Annex, Guide to the Compilation of Safety Data Sheets)の2.3の脚注}
輸入製品の取扱い	輸入業者も対象となるので、輸入製品も対象である
裾切り要件	健康もしくは環境への有害性をもたらす少なくとも1種の物質、または共同体曝露限界が存在する少なくとも1種の物質を、気体以外の調剤では 1重量%、気体の調剤では 0.2体積%の個々の濃度で含有する場合には、SDSを提供しなければならない。(2001/58/EC 第1条(1)(b))
MSDS関連制度を厳格に実施するための措置	不明
関連制度成立の経緯(成立年、改正年、改正のポイントなど)	不明

## 2.7.7 ベルギー

項目	概要・該当条項
根拠となる法令	ベルギーのMSDS制度はEUの委員会指令DSD (67/548/CEE: Dangerous Substances Directive: 危険物質に関する指令)及びSDSD (2001/58/CE: Safety Data Sheet Directive: 安全性データシートに関する指令)により規定されている
法の目的	環境保護のために、産業の物質管理責任を明確にする
所管官庁(担当部署)	IPH (Institute of Public Health: ベルギーの公衆衛生研究所) LIT (Institute for Industrial Toxicology: 工業毒性物化学試験所)
MSDS制度の位置づけ	EU指令の国内法化
MSDS制度の目的	EU指令に基づく; 作業場に ・危険有害化学品 (hazardous chemicals) が存在するか、 ・そうした危険有害化学品には労働者の健康・安全性に対するリスクがあるか、 ・その使用によって環境へのリスクがあるか を雇用者 (employer) が決定するためにSDSを活用すること
MSDSの記載項目・書式	ベルギーの制度もEU指令に基づいているので、下記の点でSDS作成するはずが、資料を見つけれなかった。 1. 物質/調剤の名称および会社の名称 2. 組成/成分に関する記述 3. 可能性のある危険 4. 救急措置 5. 消火のための措置 6. 意図しない放出の際の措置 7. 取扱および貯蔵 8. 曝露の制限および個人的保護装備 9. 物理的および化学的性質 10. 安全性および反応性 11. 毒性学的な情報 12. 生態的(ecological)情報 13. 処分に関して考慮すべき点 14. 輸送に関する情報 15. 規制に関する情報 16. その他の情報
対象業種	化学物質・調剤を上市するあらゆる業者(製造業者、輸入業者、卸売業者など)
対象化学物質	指令92/32/EEC、指令1999/45/ECで規定されている化学物質
添付義務のある製品の要件	危険物質指令(67/548/EC)の危険物質リストに記載されている物質(DSD第4条) 危険物質のリストに記載されていないが、調査の結果、危険分類に該当する物質(DSD第6条) 調剤指令の危険分類に該当する物質(DPD第3~7条)
製品の適用除外	67/548/EC(危険物質に関するEU指令)では、人および動物に使用する医薬品、化粧品、廃棄物の形で物質の混合物、食品、動物飼料、農薬、放射性物質は適用除外品なので、SDS制度の適用からも除外される
営業秘密保護(定義、審査方法、根拠など)	秘密保持のため、秘密保持申請をした成分については、代替名もしくは一番重要な官能基を識別する名前(the most important chemical groups)をつけることができる。秘密保持請求が可能なのは、R41(眼に重大な障害のリスク)が付与されたものを除いた刺激物(irritant)、急性致死影響(acutely fatal)に分類される物質のみである。また、community occupational exposure limit(共同体曝露限界)を有する場合は、秘密保護の対象とならない。これらの分類は、指令1999/45/ECのArticle 10のPoint 2, 3, 4に基づいて決定される。 {2001/58/ECの付属書: 安全性データシート編さんの手引き(Annex, Guide to the Compilation of Safety Data Sheets)の2.3の脚注}
輸入製品の取扱い	輸入業者も対象となるので、輸入製品も対象である
裾切り要件	健康もしくは環境への有害性をもたらす少なくとも1種の物質、または共同体曝露限界が存在する少なくとも1種の物質を、気体以外の調剤では 1重量%、気体の調剤では 0.2体積%の個々の濃度で含有する場合には、SDSを提供しなければならない。
MSDS関連制度を厳格に実施するための措置	Department for the supervision of chemical risks(毒性化学物質危険コントロール部)がある。毒性化学物質が原因となる大型事故を避けることを目標としてある化学危険コントロール部は、化学物質を生産する会社で立ち入り検査をし、安全測定をチェックする
関連制度成立の経緯(成立年、改正年、改正のポイントなど)	不明

## 2.7.8 オーストリア

項目	概要・該当条項
根拠となる法令	EUの委員会指令DSD (67/548/EWG: Dangerous Substances Directive: 危険物質に関する指令)、DPD(1999/45/EG: Dangerous Preparations Directive: 危険な調剤に関する指令)及びSDSD (2001/58/EG: Safety Data Sheet Directive: 安全性データシートに関する指令) に基づいている 国内法: Chemikaliengesetz 1996 (ChemG.: 化学物質法 1996年、BGBl.I Nr.53/1997)、その改新 (BGBl.I Nr.108/2001)及びChemGNov 2004 (Chemikaliengesetz-Novelle: 化学物質法改定; BGBl.I Nr.98/2004)。ChemGNovはオーストリア国内化学物質に関する法はEU委員会指令に即応する。 Giftverordnung 2000 (毒薬規則 2000年): オーストリアの特別な規定 (BGBl.II Nr.24/2001)
法の目的	安全衛生および環境保護のために、労働者およびその他の者を、化学物質による被害から保護し、化学物質・調剤・製品の上市を規制すること
所管官庁(担当部署)	1998年までのBundesministerium für Umwelt, Jugend und Familie(オーストリア連邦環境・青少年・家族省)であり、その後、次記の省に分けられた: BMLFUW (Bundesministerium für Land- und Forstwirtschaft, Umwelt und Wasserwirtschaft) オーストリア連邦農業・林業・環境・水産省、Bundesministerium für Soziale Sicherheit, Generationen und Konsumentenschutz (オーストリア連邦社会安全・世代及び消費者保護省)、BMWA (Bundesministerium für Wirtschaft und Arbeit)連邦経済・雇用省
MSDS制度の位置づけ	EU指令の国内法化
MSDS制度の目的	EU指令に基づく; 作業場に ・危険有害化学品 (hazardous chemicals) が存在するか、 ・そうした危険有害化学品には労働者の健康・安全性に対するリスクがあるか、 ・その使用によって環境へのリスクがあるか を雇用者 (employer) が決定するためにSDSを活用すること
MSDSの記載項目・書式	1.物質/調剤の名称および会社の名称 2.組成/成分に関する記述 3.可能性のある危険 4.救急措置 5.消火のための措置 6.意図しない放出の際の措置 7.取扱および貯蔵 8.曝露の制限および個人的保護装備 9.物理的および化学的性質 10.安全性および反応性 11.毒性学的な情報 12.生態的(ecological)情報 13.処分にに関して考慮すべき点 14.輸送に関する情報 15.規制に関する情報 16.その他の情報 また、オーストリア国内で上市される物質および調剤のSDSはドイツ語で作成されなければならない 対象化学物質の製造業、輸入業者、もしくは販売業者および川下の購入者もしくは業務上の利用者が対象。
対象業種	化学物質・調剤を上市するあらゆる業者(製造業者、輸入業者、卸売業者など)
添付義務のある製品の要件	指令92/32/EEC、指令1999/45/ECで規定されている化学物質
製品の適用除外	危険物質指令(67/548/EC)の危険物質リストに記載されている物質(DSD第4条) 危険物質のリストに記載されていないが、調査の結果、危険分類に該当する物質(DSD第6条) 調剤指令の危険分類に該当する物質(DPD第3~7条) また、トランジットでオーストリアを通過するだけの製品
営業秘密保護(定義、審査方法、根拠など)	秘密保持のため、秘密保持申請をした成分については、代替名もしくは一番重要な官能基を識別する名前(the most important chemical groups)をつけることができる。秘密保持請求が可能なのは、R41(目に重大な障害のリスク)が付与されたものを除いた刺激物(irritant)、急性致死影響(acute fatal)に分類される物質のみである。また、community occupational exposure limit(共同体曝露限界)を有する場合は、秘密保護の対象とならない。これらの分類は、指令1999/45/ECのArticle 10のPoint 2, 3, 4に基づいて決定される。 {2001/58/ECの付属書: 安全性データシート編さんの手引き (Annex, Guide to the Compilation of Safety Data Sheets) の2.3の脚注}
輸入製品の取扱い	輸入業者も対象となるので、輸入製品も対象である
裾切り要件	健康もしくは環境への有害性をもたらす少なくとも1種の物質、または共同体曝露限界が存在する少なくとも1種の物質を、気体以外の調剤では 1重量%、気体の調剤では 0.2体積%の個々の濃度で含有する場合には、SDSを提供しなければならない。(2001/58/EC 第1条(1)(b))
MSDS関連制度を厳格に実施するための措置	危険物質規則は、故意または過失により、同規則に反して、安全性データシートを伝達しない、正しく伝達しない、完全に伝達しない、または適時に伝達しない場合、5,000オーストリアリングから200,000リング(約363ユーロ~14,535ユーロ)までの過料が課せられることになる。累犯の場合、過料が400,000リング(約29,070ユーロ)まで上昇させる可能性がある。(ChemG 1996、第6条、第71項)
関連制度成立の経緯(成立年、改正年、改正のポイントなど)	1997年5月15日にChemG 1996(化学物質法)は発布されたが、1997年3月1日から実施 2004年8月2日にChemGNovのタイトル付きで改正され、2005年10月8日から成立 2000年3月10日にChemV 1999はBGBl II 81/2000に発布され、2000年3月11日から成立 2001年1月11日にGiftverordnung 2000はBGBl.II Nr.24/2001に発布され、2001年2月1日から成立



## 2.7.9 デンマーク

項目	概要・該当条項
根拠となる法令	<p>デンマークのMSDS制度はEUの委員会指令DSD (67/548/CEE: Dangerous Substances Directive: 危険物質に関する指令)及びSDSD (2001/58/CE: Safety Data Sheet Directive: 安全性データシートに関する指令)により規定されている。</p> <p>国内法律: 1990年のExecutive Order No.535及び2002のEO No.326 (Order on Classification, Packaging, Labelling, Sale and Storage of Chemical Substances and Products)</p> <p>1996年のChemical Substances and Products Act(化学物質・化学調剤法)</p> <p>2002年のExecutive Order on Special Duties of Manufacturers, Suppliers and Importers, etc. of Substances and Materials pursuant to the Danish Working Act(創製者や輸入者に対してのデンマーク労働法で決めた毒性物質と調剤に関する特別な義務法)</p> <p>National Working Environment Act に基づいたExecutive Order No.559, 4 July 2002, Part 6</p>
法の目的	安全衛生および環境保護のために、労働者およびその他の者を、化学物質による被害から保護し、化学物質・調剤・製品の上市を規制すること。
所管官庁(担当部署)	<p>Ministry of Environment 環境省 - EPA (Danish Environmental Protection Agency: デンマークの環境保護局)</p> <p>NWEA (National Working Environment Authority: デンマークの労働環境局)</p> <p>Ministry of Employment: 雇用省 - AMI (National Institute of occupational Health: 国立労働健康局)</p>
MSDS制度の位置づけ	EU指令の国内法化
MSDS制度の目的	<p>EU指令に基づく; 作業場に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険有害化学品 (hazardous chemicals) が存在するか、</li> <li>・そうした危険有害化学品には労働者の健康・安全性に対するリスクがあるか、</li> <li>・その使用によって環境へのリスクがあるか</li> </ul> <p>を雇用者 (employer) が決定するためにSDSを活用すること</p>
MSDSの記載項目・書式	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 物質/調剤の名称および会社の名称</li> <li>2. 組成/成分に関する記述 (composition of ingredients)</li> <li>3. 可能性のある危険 (danger identification)</li> <li>4. 救急措置</li> <li>5. 消火のための措置</li> <li>6. 意図しない放出の際の措置 (accidental release measures)</li> <li>7. 取扱および貯蔵</li> <li>8. 曝露の制限および個人的保護装備</li> <li>9. 物理的および化学的性質</li> <li>10. 安全性および反応性</li> <li>11. 毒性学的な情報</li> <li>12. 生態的(ecological)情報</li> <li>13. 処分に関して考慮すべき点</li> <li>14. 輸送に関する情報</li> <li>15. 規制に関する情報</li> <li>16. その他の情報</li> </ol> <p>また、デンマーク国内で上市される物質および調剤のSDSはデンマーク語で作成されなければならない</p>
対象業種	化学物質・調剤を上市するあらゆる業者(製造業者、輸入業者、卸売業者など)
対象化学物質	指令92/32/EEC、指令1999/45/ECで規定されている化学物質
添付義務のある製品の要件	<p>危険物質指令(67/548/EC)の危険物質リストに記載されている物質(DSD第4条)</p> <p>危険物質のリストに記載されていないが、調査の結果、危険分類に該当する物質(DSD第6条)</p> <p>調剤指令の危険分類に該当する物質(DPD第3~7条)</p>
製品の適用除外	67/548/EC(危険物質に関するEU指令)では、人および動物に使用する医薬品、化粧品、廃棄物の形での物質の混合物、食品、動物飼料、農薬、放射性物質は適用除外品なので、SDS制度の適用からも除外される
営業秘密保護(定義、審査方法、根拠など)	<p>秘密保持のため、秘密保持申請をした成分については、代替名もしくは一番重要な官能基を識別する名前(the most important chemical groups)をつけることができる。秘密保持請求が可能なのは、R41(眼に重大な障害のリスク)が付与されたものを除いた刺激物(irritant)、急性致死影響(acute fatal)に分類される物質のみである。また、community occupational exposure limit(共同体曝露限界)を有する場合は、秘密保護の対象とならない。これらの分類は、指令1999/45/ECのArticle 10のPoint 2, 3, 4に基づいて決定される。</p> <p>{2001/58/ECの付属書: 安全性データシート編さんの手引き (Annex, Guide to the Compilation of Safety Data Sheets) の2.3の脚注}</p>
輸入製品の取扱い	輸入業者も対象となるので、輸入製品も対象である
届切り要件	健康もしくは環境への有害性をもたらす少なくとも1種の物質、または共同体曝露限界が存在する少なくとも1種の物質を、気体以外の調剤では 1重量%、気体の調剤では 0.2体積%の個々の濃度で含有する場合には、SDSを提供しなければならない。(2001/58/EC 第1条(1)(b))
MSDS関連制度を厳格に実施するための措置	NWEAは工場に立ち入り検査をする。安全基準を満たす場合、会社は「笑顔」のサインを買い、「安全性の高い企業」のリストに入る。逆の場合にNWEAの監査役は罰金をはじめ労働停止までを科する権限がある。検査は1企業につき、平均で年に2回行われる
関連制度成立の経緯(成立年、改正年、改正のポイントなど)	<p>Chemical Substances and Products Act(化学物質・化学調剤法): 1973年成立し、1996年1月16日改新した。</p> <p>Executive Order No.535は1990年に成立</p> <p>Executive Order No.326は2002年に成立</p> <p>Executive Order No.559は4 July 2002に成立</p>

## 2.7.10 スウェーデン

項目	概要・該当条項
根拠となる法令	EUの委員会指令DSD (67/548/CEE: Dangerous Substances Directive: 危険物質に関する指令)、DPD(1999/45/CE: Dangerous Preparations Directive: 危険な調剤に関する指令)及びSDSD (2001/58/CE: Safety Data Sheet Directive: 安全性データシートに関する指令)に基づく。 <b>国内法</b> : SFS 1977:1160 (Work Environment Act: 労働環境法) KIFS 1994:12: 特性化学物質のレーベリングと分類に関する法律。 KIFS 1998:8: The Swedish Chemicals Inspectorate's Chemical Products and Biotechnical Organisms Regulations (スウェーデンの化学物質監査局の化学製品及びバイオ技術生物に関する法規)。 KIFS2001:4 に改訂した。 AFS 2000:4 (Chemical Hazards in working environment: 職場における化学物質の有害性)
法の目的	安全衛生および環境保護のために、労働者およびその他の者を、化学物質による被害から保護し、化学物質・調剤・製品の上市を規制すること
所管官庁(担当部署)	KEMI (Kemikalieinspektionen: Swedish Chemicals Inspectorate: スウェーデン化学物質監査局 Swedish National Board of Occupational Safety and Health: スウェーデン国立労働安全衛生委員会 Swedish Work Environment Authority: スウェーデン労働環境局)
MSDS制度の位置づけ	EU指令の国内法化
MSDS制度の目的	EU指令に基づく; 作業場に ・危険有害化学品 (hazardous chemicals) が存在するか、 ・そうした危険有害化学品には労働者の健康・安全性に対するリスクがあるか、 ・その使用によって環境へのリスクがあるか を雇用者 (employer) が決定するためにSDSを活用すること
MSDSの記載項目・書式	1. 物質/調剤の名称および会社の名称 2. 組成/成分に関する記述 (composition of ingredients) 3. 可能性のある危険 (danger identification) 4. 救急措置 5. 消火のための措置 6. 意図しない放出の際の措置 (accidental release measures) 7. 取扱および貯蔵 8. 曝露の制限および個人的保護装備 9. 物理的および化学的性質 10. 安全性および反応性 11. 毒性学的な情報 12. 生態的 (ecological) 情報 13. 処分に際して考慮すべき点 14. 輸送に関する情報 15. 規制に関する情報 16. その他の情報 また、スウェーデン国内で上市される物質および調剤のSDSはスウェーデン語で作成されなければならない
対象業種	化学物質・調剤を上市するあらゆる業者 (製造業者、輸入業者、卸売業者など)
対象化学物質	指令92/32/EEC、指令1999/45/ECで規定されている化学物質
添付義務のある製品の要件	危険物質指令 (67/548/EC) の危険物質リストに記載されている物質 (DSD第4条) 危険物質のリストに記載されていないが、調査の結果、危険分類に該当する物質 (DSD第6条) 調剤指令の危険分類に該当する物質 (DPD第3~7条)
製品の適用除外	67/548/EC (危険物質に関するEU指令) では、人および動物に使用する医薬品、化粧品、廃棄物の形での物質の混合物、食品、動物飼料、農薬、放射性物質は適用除外品なので、SDS制度の適用からも除外される
営業秘密保護(定義、審査方法、根拠など)	秘密保持のため、秘密保持申請をした成分については、代替名もしくは一番重要な官能基を識別する名前 (the most important chemical groups) をつけることができる。秘密保持請求が可能なのは、R41 (眼に重大な障害のリスク) が付与されたものを除いた刺激物 (irritant)、急性致死影響 (acutely fatal) に分類される物質のみである。また、community occupational exposure limit (共同体曝露限界) を有する場合は、秘密保護の対象とならない。これらの分類は、指令1999/45/ECのArticle 10のPoint 2, 3, 4に基づいて決定される。 {2001/58/ECの付属書: 安全性データシート編さんの手引き (Annex, Guide to the Compilation of Safety Data Sheets) の2.3の脚注}
輸入製品の取扱い	輸入業者も対象となるので、輸入製品も対象である
届切り要件	健康もしくは環境への有害性をもたらす少なくとも1種の物質、または共同体曝露限界が存在する少なくとも1種の物質を、気体以外の調剤では 1重量%、気体の調剤では 0.2体積%の個々の濃度で含有する場合には、SDSを提供しなければならない。(2001/58/EC 第1条(1)(b))
MSDS関連制度を厳格に実施するための措置	不明
関連制度成立の経緯(成立年、改正年、改正のポイントなど)	KIFS1998:8は1998年11月12日に成立

## 2.7.11 ノルウェー

項目	概要・該当条項
根拠となる法令	ノルウェーはEEA加盟国として、SDS制度をEUの委員会指令DSD (67/548/CEE: Dangerous Substances Directive: 危険物質に関する指令)、DPD(1999/45/CE: Dangerous Preparations Directive: 危険な調剤に関する指令)及びSDSD (2001/58/CE: Safety Data Sheet Directive: 安全性データシートに関する指令) に基づいて実施 国内法; Regulations relating to the compilation and distribution of safety data sheets for dangerous chemicals 2002 (危険有害物質に関するSDSの記入・配布に関する規定, 2002年)
法の目的	安全衛生および環境保護のために、労働者およびその他の者を、化学物質による被害から保護し、化学物質・調剤・製品の上市を規制すること
所管官庁(担当部署)	環境省 (Ministry of environment) SFT (Norwegian Pollution Control Authority: ノルウェー国立環境汚染制御局) 雇用・政治管理省 (Ministry of Labour and Government Administration) Norwegian Labour Inspection Authority (ノルウェー労働検査局) 社会省 (Ministry of Social affairs) 民間防衛・緊急省庁 (Directorate of Civil Protection and Emergency) Directory of Fire and Electrical Safety (火災・安全省庁) Norwegian Petroleum Directorate (ノルウェー石油省庁)
MSDS制度の位置づけ	安全データシート布告は、Royal Decree nr.1323 (19.12.1997)の中に盛り込まれている。(18条3項)労働安全に関する法例は2002年の条例20番27条である。
MSDS制度の目的	EU指令に基づく、化学物質の正確で一貫性のある情報の提供を確保すること。労働安全と環境保護。
MSDSの記載項目・書式	1.物質・調剤の名称および会社の名称 2.組成/成分に関する記述 (composition of ingredients) 3.可能性のある危険 (danger identification) 4.救急措置 5.消火のための措置 6.意図しない放出の際の措置 (accidental release measures) 7.取扱および貯蔵 8.曝露の制限および個人的保護装備 9.物理的および化学的性質 10.安全性および反応性 11.毒性学的な情報 12.生態的(ecological)情報 13.処分に関して考慮すべき点 14.輸送に関する情報 15.規制に関する情報 16.その他の情報 ノルウェー語で記入すること
対象業種	全ての化学物質の専門業者とその商業向けの供給業者
対象化学物質	全ての化学物質、2002年7月16日の規制で決めた専門的に使える (professional use)化学物質、労働場汚染と労働者に危険がある化学物質リストにある物質、殺虫などの植物保護物質にはSDSが必要である。 その他、気体調剤の体積の0.2%以上あるいは調剤の重量の1%以上の毒性化学物質が含まれている調剤も、EU委員会指令1999/45/CEの5.6及び7条で危険化学物質として分類していないが、SDSが必要である。 ノルウェーの有害化学物質リストではEUのリストより12物質多い
添付義務のある製品の要件	有害性のある全ての化学品
製品の適用除外	対象化学物質の製造業、輸入業者、もしくは販売業者および川下の購入者もしくは業務上の利用者が対象。消費者向けの最終製品にはSDSが必要ではないが専門家 (Professional User)はSDSを会社に懇願したら、会社が出す義務がある。 消費者向けの最終製品となっている食品、家畜飼料。さらに、タバコ・化粧品、医薬品、廃棄物と廃油、放射性廃棄物、廃水、医療製品、特別なゴミ、医薬装置 (歯の詰め物など)、アルコール飲料。(R.D.1997年1323番1章) しかし、EEA契約の違反ではないなら、ノルウェー国内省庁は例外とすることができる
営業秘密保護(定義、審査方法、根拠など)	秘密保持のため、秘密保持申請をした成分については、代替名もしくは一番重要な官能基を識別する名前 (the most important chemical groups)をつけることができる。秘密保持請求が可能なのは、R41(眼に重大な障害のリスク)が付与されたものを除いた刺激物(irritant)、急性致死影響 (acutely fatal)に分類される物質のみである。また、community occupational exposure limit(共同体曝露限界)を有する場合は、秘密保護の対象とならない。これらの分類は、指令1999/45/ECのArticle 10のPoint 2, 3, 4に基づいて決定される。 {2001/58/ECの付属書: 安全性データシート編さんの手引き (Annex, Guide to the Compilation of Safety Data Sheets) の2.3の脚注}
輸入製品の取扱い	輸入業者も製造業者と並び規制対象に含まれる
裾切り要件	健康もしくは環境への有害性をもたらす少なくとも1種の物質、または共同体曝露限界が存在する少なくとも1種の物質を、気体以外の調剤では 1重量%、気体の調剤では 0.2体積%の個々の濃度で含有する場合には、SDSを提供しなければならない。(2001/58/EC 第1条(1)(b))
MSDS関連制度を厳格に実施するための措置	危険物質規則は、故意または過失により、同規則に反して、安全性データシートを伝達しない、正しく伝達しない、完全に伝達しない、または適時に伝達しない場合、過料が課せられることになる。刑法の48条、労働安全保護報8章及び9章などに基づいて罰金の額を決定
関連制度成立の経緯(成立年、改正年、改正のポイントなど)	1997年12月19日にRoyal Decree Nr. 1323 (勅命1323番)が発布。1998年1月1日に成立

## 2.7.12 スイス

項目	概要・該当条項
根拠となる法令	Ordinance relating to Safety Data Sheets for Toxic and Environmentally Dangerous Substances (「Ordinance on Substances (OSubst) of 9 June 1986」の第38条および「The Ordinance relating to Toxic Substances (OTS) of 19 September 1983」の36a条, 48a, b条に基づく)
法の目的	毒性物質及び環境に有害な物質におけるSDSの内容、様式、適用除外を定める
所管官庁(担当部署)	The Federal Department of Home Affairs(連邦内務省) The Federal Department of Environment, Transport, Energy and Communications(連邦運輸・通信・エネルギー省)
MSDS制度の位置づけ	「Ordinance on Substances (OSubst) of 9 June 1986」の第38条および「The Ordinance relating to Toxic Substances (OTS) of 19 September 1983」の36a条, 48a, b条に基づく
MSDS制度の目的	有害物質から環境および人間を保護すること
MSDSの記載項目・書式	1.物質・調剤・会社(または個人)の名称・連絡先 2.組成・成分の情報 3.有害性の特定 4.応急処置 5.消火措置 6.偶発性放出に対する措置 7.取扱いおよび貯蔵 8.曝露管理および人的保護 9.物理的および化学的性質 10.安定性および反応性 11.毒性情報 12.環境に及ぼす影響 13.廃棄する際の配慮 14.輸送に関する情報 15.規制情報 16.その他の情報
対象業種	a.環境上有害な物質を、専門および商業の領域で取り扱う個人および法人 b.毒性物質を、専門および商業の領域で貯蔵・配給・使用する個人および法人
対象化学物質	OSubst12条およびOTS48a条に準じる
添付義務のある製品の要件	上記(対象化学物質)を参照のこと
製品の適用除外	a.化粧品 b.医薬品 c.67/548/EECおよび88/379/EECに準じ、有害物質の中でも「危険」と指定されていないもの d.植物防除剤(91/414/EECに準ずる)
営業秘密保護(定義、審査方法、根拠など)	Annexの「2.組成・成分の情報」に「c.物質のアイデンティティーが機密情報の場合、化学物質の特性は安全性のために記載されなければならない。また最低でも製品名は記載されなければならない」、「d.完全な組成情報(構成要素の基型・濃度)は記入しなくてもよい」と記載されている
輸入製品の取扱い	不明
裾切り要件	不明
MSDS関連制度を厳格に実施するための措置	不明
関連制度成立の経緯(成立年、改正年、改正のポイントなど)	不明

参考：第2章の図表作成に使用した出典について

図表番号	表題	出典
2.1.1-1	米国のMSDS制度に関連する4制度	EPAホームページ OSHAホームページ 米国運輸省ホームページ
2.1.1-2	米国のMSDS制度の対象となる化学物質	EPAホームページ OSHAホームページ 米国運輸省ホームページ (社)日本化学物質安全・情報センター『米国OSHA 危険有害性の周知基準 - 規則と危険有害性物質リスト』2005年
2.1.1-3	TSCAの下でのMSDS制度	米国環境省実施規則40CFR720-723 (社)日本化学物質安全・情報センター『米国TSCA(有害物質規正法)』 (社)日本化学物質安全・情報センター『米国における化学物質規制の初歩(第4版)』2005年 (社)日本化学物質安全・情報センター『世界の新規化学物質届出制度(第3版)』2005年 (社)日本化学物質安全・情報センター『米国EPA TSCAの解説と現状(第3版)』1996年 (社)日本化学物質安全・情報センター『米国 有害物質規制法』2001年 佐野弘・佐々木正和・岡尾正之『製品安全データシート(MSDS)作成実務必携 増補改訂版』2003年
2.1.1-4	EPCRA/SARA Title IIIの下でのMSDS制度	米国環境省実施規則40CFR370 佐野弘・佐々木正和・岡尾正之『製品安全データシート(MSDS)作成実務必携 増補改訂版』2003年
2.1.1-5	OSHAの下でのMSDS制度	OSHAホームページ (社)日本化学物質安全・情報センター『米国OSHA 危険有害性の周知基準 - 規則と危険有害性物質リスト』2005年 (社)日本化学物質安全・情報センター『米国における化学物質規制の初歩(第4版)』2005年 佐野弘・佐々木正和・岡尾正之『製品安全データシート(MSDS)作成実務必携 増補改訂版』2003年
2.1.1-6	MSDS添付義務のある製品の成分表示の記載例	佐野弘・佐々木正和・岡尾正之『製品安全データシート(MSDS)作成実務必携 増補改訂版』2003年
2.1.1-7	HMTAの下でのMSDS制度	米国運輸省ホームページ 米国運輸省実施規則49CFR172 佐野弘・佐々木正和・岡尾正之『製品安全データシート(MSDS)作成実務必携 増補改訂版』2003年
2.1.2-1	MSDSに関する調査結果概要	OSHA, Hazard Communication in the 21st Century Workplace, Executive Summary, March 2004 <a href="http://www.osha.gov/dsg/hazcom/finalMSDSreport.html">http://www.osha.gov/dsg/hazcom/finalMSDSreport.html</a>
2.1.3-1	米国OSHAに基づくHCSの運用・実施ガイドライン	(社)日本化学物質安全・情報センター『米国OSHA 危険有害性の周知基準 規則と危険有害性物質リスト』2005年 U.S. Department of Labor OSHA "Hazard Communication Guidelines for Compliance" 2000
2.2.1-1	カナダにおけるMSDS制度の全体像	(社)日本化学物質安全・情報センター『カナダ WHMIS(作業場危険有害性物質情報システム)関連規則』2000年
2.2.1-2	HPA(WHMIS)の下でのMSDS制度	危険有害性製品法 管理製品規則 危険有害性製品法 成分開示リスト (社)日本化学物質安全・情報センター『カナダ WHMIS(作業場危険有害性物質情報システム)関連規則』2000年 CCOHSホームページ トロント大学ホームページ カナダ法務省の電子アーカイブス
2.2.1-3	HMIRAの下でのMSDS制度(秘密保持請求との関連)	HMIRCホームページ 危険有害性物質情報審査法 危険有害性物質情報審査規則 (社)日本化学物質安全・情報センター『カナダ WHMIS(作業場危険有害性物質情報システム)関連規則』2000年 カナダ法務省の電子アーカイブス

図表番号	表題	出典
2.3.1-1	EUのSDS制度の全体像	(社)日本化学物質安全・情報センター『EU 危険な物質および調剤に関する安全性データシート編さんの手引き(第2版)』2001年 Christensen, F.M., De Bruijn, J.H.M., Hansen, B.G., Munn, S.J., Sokull-Kluttgen, B., and Pedersen, F., "Assessment Tools under the New European Union Chemicals Policy"2003
2.3.1-2	EUのSDS制度	(社)日本化学物質安全・情報センター『EU 危険な物質および調剤に関する安全性データシート編さんの手引き(第2版)』2001年 欧州委員会ホームページ Dangerous Preparations Directive: 1999/45/EC(危険な調剤に関する指令) Dangerous Substances Directive: 67/548/EEC(危険物質に関する指令) Safety Data Sheets Directive: 2001/58/EC(安全性データシートに関する指令)
2.3.5-1	SDS制度と拡張SDS制度との情報の流れの違い	Christensen, F.M., De Bruijn, J.H.M., Hansen, B.G., Munn, S.J., Sokull-Kluttgen, B., and Pedersen, F., "Assessment Tools under the New European Union Chemicals Policy"2003
2.4.1-1	英国のSDS制度	CHIP(HSE)ホームページ (社)日本化学物質安全・情報センター『EU 危険な物質および調剤に関する安全性データシート編さんの手引き(第2版)』2001年
2.4.1-2	CHIPの下でのSDS制度	CHIP(HSE)ホームページ (社)日本化学物質安全・情報センター『EU 危険な物質および調剤に関する安全性データシート編さんの手引き(第2版)』2001年
2.5.1-1	ドイツのSDS制度	(社)日本化学物質安全・情報センター『ドイツ 安全性データシート作成に関する技術規則(TRGS220)(第2版)』2003年
2.5.1-2	危険物質規則の下でのSDS制度	(社)日本化学物質安全・情報センター『ドイツ 安全性データシート作成に関する技術規則(TRGS220)(第2版)』2003年
2.6.1-1	オランダとEUの新化学物質管理戦略	VROM Implementation Strategy on Management of Substances (2004)
2.6.1-2	オランダのSDS制度	VROMホームページ (社)日本化学物質安全・情報センター『EU 危険な物質および調剤に関する安全性データシート編さんの手引き(第2版)』2001年
2.6.1-3	安全データシート布告/環境有害物質法の下でのSDS制度	VROMホームページ (社)日本化学物質安全・情報センター『EU 危険な物質および調剤に関する安全性データシート編さんの手引き(第2版)』2001年

なお、「2.7 その他 OECD 加盟国における MSDS 関連制度の概要」で示した 12 カ国(2.7.1. ~ 2.7.12)については、各国の MSDS 関連制度の所轄官庁のホームページで公開されている情報に基づいている。

## 第3章 日本の化管法に基づく MSDS 制度と、各国の MSDS 関連制度

### との比較分析

以下、日本の化管法に基づく MSDS 制度と各国（アメリカ、カナダ、EU、英国、ドイツ及びオランダ）の MSDS 関連制度の比較分析を行った結果を示す（日本の MSDS 制度については、化管法のみについてであり、労安法及び毒劇法については言及しない）。なお、本文中の主な英略字の正式名称及び和文名については参考資料 1 を参照されたい。

#### 3.1 MSDS 関連制度について

##### （1）MSDS 制度の目的

MSDS 制度の目的は大きく分けて、「企業間における情報伝達」と「労働安全の確保」の2つに分類することができる。前者は、化学物質の有害性に関する情報を取引企業間で伝達することを指し、後者は、取り扱う製品中に含まれる有害性の情報に関して情報を雇用主が管理することで、労働安全衛生を確保することを指す。

化管法の MSDS 制度は、「企業間における情報伝達」を行うことを目的としている。一方、アメリカ、カナダ、EU、英国及びドイツにおいては「労働安全の確保」にフォーカスしている。また、オランダは、元々は「労働安全の確保」が最大の目的であったが、現在は「企業間における情報伝達」も取り入れ、両方の目的を有している。

##### （2）所管官庁

MSDS 制度の目的が、国によって異なることには、その国々で MSDS 制度が制定されるに至った経緯と密接な関連がある。その1つの例として、MSDS 制度を運営・管理する官庁の役割がある。「労働安全の確保」にフォーカスを置く国においては、労働者の安全の保護の役割を持つ省庁が所管しており、一方「企業間における情報伝達」にフォーカスする国では、環境や社会経済系の複数の省庁間での運営・管理が行われている傾向がある。

例えば、米国では OSHA（EPA や DOT も関与しているが、OSHA が中心的な役割を果たしている）、カナダでは、Health Canada、EU では、英国では HSE、ドイツでは BMWA と、以上全てが雇用又は労働者保護の役割を持つ省庁である。一方、化管法は経済産業省と環境省の2つの省庁間で管理・運営されているので、MSDS 制度のフォーカスは「労働安全の保護」といった特定の目的ではなく、「企業間における情報伝達」という幅広い目的になっている。また、オランダでは「労働安全の保護」と「企業間における情報伝達」の2つの目的を持つが、SZW、VROM 及び経済省と複数の省庁により運営・管理を行っているため、このような2つの目的を持つことも可能となっている。（EU においては、MSDS 関連指令を Enterprise & Industry DG が担当しているが、実際に制度を管理・運営しているのは加盟国内の省庁なので、本議論での関連性は低い。）

### ( 3 ) PRTR 制度との関連

日本において、MSDS 制度は PRTR 制度と共に同じ化管法の中で制定されており、同じ化学物質管理政策の枠組みの中に位置付けられている。しかし、本調査の対象国においては MSDS 制度と PRTR 制度は別の法律・規制に基づき制定され、ほとんどが日本の環境省に準ずる省庁により管理・運営されている。例えばカナダでは MSDS 制度は Health Canada、PRTR 制度は Environment Canada と、別々の省庁が所管している。

### ( 4 ) 記載項目と記載内容

MSDS の記載項目の数は、項目の分類の方法によって各国異なっているが、記載内容はほぼ同様のものとなっている。記載内容としては、物質・調剤及び企業のアイデンティティ、組成・成分情報、危険有害性の特定、応急処置、消火措置、偶発的放出に対する措置、取扱及び貯蔵、曝露管理・個人保護、物理的及び化学的性質、安定性および反応性、毒性学的情報、エコロジカルな情報、廃棄する際の配慮、輸送、規制に関する情報を各国が共通して載せている。

### ( 5 ) 立ち入り検査の実施

アメリカ、カナダ、英国、ドイツ及びオランダでは、MSDS 関連制度の施行において、企業への立ち入り検査を実施している。(EU は国ではないため、本議論においては含まれない。)

立ち入り検査の目的や方法は、国によって異なっている。例えば、英国では MSDS 関連規制への遵守状況を不定期に検査員が検査し、ドイツでは、実態調査を目的に立ち入り検査が行われている。さらにオランダでは定期的に抜き打ち検査が行われている。なお、化管法では、立ち入り検査は規定されていない。

### ( 6 ) 罰則規定

立ち入り検査と同様に、アメリカ、カナダ、英国、ドイツでは、MSDS 関連規則の違反に対して非常に厳しい罰則規定が定められている。例えば、米国では最大 50 万ドル、カナダでは最大 100 万カナダドル、ドイツでは最大 5 万ユーロとどの国でも非常に多額の罰金が科せられる。また、英国では、違反の重度に応じて「強制通知」、「営業停止」、「起訴」の 3 段階に分けられている。実際に上限の罰金や「起訴」に至るケースはほとんどないというものの、対象国では非常に厳しい法的措置が用意されている(オランダに関しては、罰則規定に関する情報は得られなかった。また、EU は、加盟国内での MSDS 関連制度への違反に関する罰則規定は、加盟国の裁量に委ねているので、ここでは含まれない。) なお、化管法では、20 万円の罰金が最大である。



図表3.1-1 各国のMSDS関連制度

		日本(化管法)	アメリカ	カナダ	EU	英国	ドイツ	オランダ
MSDS制度の政策的位置づけ	目的(情報伝達か労働安全か)	企業間における化学物質の有害性に関する情報伝達	取扱う製品に含まれる化学物質の有害性に関する情報を管理することで労働安全衛生を確保	取扱う製品に含まれる化学物質の有害性に関する情報を管理することで労働安全衛生を確保	取扱う製品に含まれる化学物質の有害性に関する情報を管理することで労働安全衛生を確保	取扱う製品に含まれる化学物質の有害性に関する情報を管理することで労働安全衛生を確保	取扱う製品に含まれる化学物質の有害性に関する情報を管理することで労働安全衛生を確保	元々は労働安全だが現在は両方
	所轄官庁	経済産業省 環境省	労働省 (環境保護局、運輸省)	保険省	企業総局	安全衛生局	経済労働局	住宅・国土計画・環境省 社会・雇用省
	PRTRとの関連	化管法の中で、MSDS制度と共に制定されている。	MSDSとは独立した制度	MSDSとは独立した制度	MSDSとは独立した制度	MSDSとは独立した制度	MSDSとは独立した制度	MSDSとは独立した制度
MSDSの規定内容	記載項目	必須記載項目は8項目で、他国では必須項目となっている「応急措置・火災時に必要な措置」が必須ではない。(項目数はEUより少ないが、各項目ごとに詳細な記述が求められるので、内容はほぼ同じ)	必須記載項目は12項目(項目数はEUより少ないが、各項目ごとに詳細な記述が求められるので、内容はほぼ同じ)	必須記載項目は9項目(項目数はEUより少ないが、各項目ごとに詳細な記述が求められるので、内容はほぼ同じ)	必須記載項目は16項目	必須記載項目は16項目	必須記載項目は16項目	必須記載項目は16項目
	立ち入り検査	なし	検査員による立ち入り検査	州の労働省が立ち入り検査を行っている	/	検査員による立ち入り検査(遵守状況を検査・不定期)	検査員による立ち入り検査(実態調査が目的)	検査員による立ち入り検査(抜き打ち・定期的)
	罰則規定	20万円以下と非常に緩やか	最大が50万ドルと非常に厳しい	最大が100万カナダドルと非常に厳しい		最大で営業停止、或いは起訴と非常に厳しい	最大5万ユーロと非常に厳しい	罰則に関する情報は不明

## 3.2 MSDS の普及状況について

### (1) 普及レベル

#### 1) 普及レベルが「活用」段階(アメリカ・カナダ・英国)

MSDS 制度の普及レベルが「活用」段階にあるのは、アメリカ、カナダ及び英国の大企業においてである。その中でも、MSDS 制度の歴史の古いアメリカの普及率は非常に高い。アメリカでは、MSDS 及び MSDS 以上の情報も電子的にやり取りされるようになり、普及は群を抜いて進んでいる。カナダにおける MSDS 制度は、労働安全衛生を主眼とし、米国の規制に沿うものである。また、米系企業との取引量も多く、普及レベルはアメリカに準じて高い。しかし多くの民間企業及び業界団体で有効活用ができていない。英国においては、1833 年に労働環境改善を求める動きが活発になって以来、MSDS (SDS) に対する認識の歴史は長く、既に成熟し社会に浸透している。三国に共通して見受けられる特徴としては、MSDS の普及度は非常に高く活用レベルに達しているものの、大企業と中小企業間で、理解度や活用度に格差が存在することが挙げられる。

#### 2) 普及レベルが「作成」～「活用」段階(EU・ドイツ・オランダ)

普及レベルが「作成」～「活用」段階にあるのは、EU 全体、ドイツ及びオランダである。EU 全体の MSDS 制度の特徴として、域内国の内でもフィンランドにおける MSDS 所管機関による査察は、徹底しており準拠水準が高いことが挙げられる。

#### 3) 普及レベルが「理解」段階(日本)

普及レベルが「理解」段階にあるのは日本である。事業者は、MSDS の重要性を認識しているが、全ての事業者によって十分な理解がなされていない。

### (2) 普及の阻害要因

各国に共通して見受けられる普及の阻害要因は以下のとおりである。

MSDS には専門用語が多く、全ての労働者が MSDS を理解することは難しい。

理解度や活用度の面で、大企業と中小企業間で差が大きい。

作成のための人的・技術的リソースが不足している。

普及レベルの進んだ国(アメリカ、カナダ及び英国)においては、特に中小企業における MSDS 制度の理解の低さ、作成のための知識・人材不足が問題視されている。MSDS 普及率の高いアメリカでは、実際の有効活用は大企業に限られており、かつ MSDS 制度に対する理解の低い個人事業者・中小企業の数が多い。カナダについては、現状の MSDS 制度は法律遵守という観点から作成されているものが多く、企業が利用するには内容が不十分といった阻害要因も挙げられる。

普及レベルが「理解」～「作成」～「活用」段階にある国(EU、ドイツ、オランダ及び日本)では、上記の阻害要因に加えて、MSDS 制度の質の面に関する点が挙げられる。

共通して挙げられていたのは、以下のとおりである。

MSDS に不明確、不十分、誤った情報が存在している。

(特に、化学物質リスクへの対応の為に必要最低限の情報の欠如)

記載事項の正確性が欠けるケースが多い。

理由としては、制度上の問題と、作成者側の問題の双方が考えられる。

### (3) 今後の課題

各国に共通する今後の課題は、MSDS 作成のための知識を提供し、人材不足に対応することである。普及レベルの高い国については、特に大企業と中小企業間における理解度や活用度の格差を埋めることが課題である。普及レベルが比較的低い国については、上記に加え、MSDS 利用者による MSDS 情報への信頼性を上げることも課題と言える。MSDS に対する監督・監査の強化を図ることや、該当する化学物質を取扱う上で最低限必要な情報が全て網羅されるべく、制度の変更を行うなどの対応が必要である。作業現場や、MSDS 利用者のニーズを一層反映させ、質の高い MSDS にしていくことが望ましい。

図表 3 . 2 - 1 各国のMSDSの普及状況

		日本(化管法)	アメリカ	カナダ	EU	英国	ドイツ	オランダ
現在の普及状況	普及レベル	「理解」段階	「活用」段階 (大企業のみ)	「活用」段階 (大企業のみ)	「作成」～「活用」段階	「活用」段階 (大企業のみ)	「作成」～「活用」段階	「作成」～「活用」段階
	特徴	・事業者は、MSDSの重要性を認識してはいるが、全ての事業者によって十分な理解がなされていない。	・大企業と中小企業間で、MSDSに対する理解度や活用度に大きな差がある。 ・電子化導入	・大企業と中小企業間で、MSDSに対する理解度や活用度に大きな差がある。 ・多くの民間企業及び業界団体で有効活用できていない。	・大企業と中小企業間で、MSDSに対する理解度や活用度に大きな差がある。 ・域内国のうち、特にフィンランドにおけるMSDS管轄機関による査察が徹底しており、準拠水準が高い。	・大企業と中小企業間で、SDSに対する理解度や活用度に大きな差がある。 ・認識の歴史は長く、既に成熟し、社会に浸透しきっている。	・大企業と中小企業間で、SDSに対する理解度や活用度に大きな差がある。	・大企業と中小企業間で、SDSに対する理解度や活用度に大きな差がある。
普及の阻害要因		・MSDSについての理解が低く、作成の為の人的・技術的リソースが不足している。 ・MSDSの質の面に問題が多い。	・理解度の面で、大企業と中小企業間で格差が大きい。 ・米国では個人事業者・中小企業の数が多いが、作成の為の技術的・人的リソースが不足している。	・中小企業において作成の為の人的・技術的リソースが不足している。 ・法律遵守という観点から作成されているものが多いが、内容は不十分。 ・WHMISに規定される、3年ごとの情報の更新を怠っているものが多い。	・中小企業において作成の為の人的・技術的リソースが不足している。	・中小企業において作成の為の人的・技術的リソースが不足している。	・SDSの質の面に問題が多い。	・中小企業において知識が不十分。作成の為の人的・技術的リソースが不足している。 ・SDSの質の面に問題が多い
今後の課題		・MSDS作成の為の知識を提供し、人材不足に対応する。	・中小企業のMSDS作成の為の知識を提供し、人材不足に対応する。	・より作業現場のニーズを反映させ、質の高いMSDSにしていけることが課題である。	・中小企業のMSDS作成の為の知識を提供し、人材不足に対応する。	・中小企業のMSDS作成の為の知識を提供し、人材不足に対応する。	・中小企業のMSDS作成の為の知識を提供し、人材不足に対応する。 ・特に、SDSのコンサルティングを行う人材の資格制度の検討を行うことが課題である。	・中小企業のMSDS作成の為の知識を提供し、人材不足に対応する。 ・SDS利用者によるSDSの情報への信頼性を上げることが課題である。

### 3.3 MSDS に関わる営業秘密保護の状況について

#### (1) MSDS における営業秘密保護

各国の MSDS における、営業秘密保護に関する規定によって保護される対象は以下のとおりである。

- ・化学物質のアイデンティティに関する情報（アメリカ、カナダ及び EU、英国、ドイツ及びオランダ）
  - ・組成及び成分に関する情報の記述方法に関する情報（EU、英国、ドイツ及びオランダ）
- 日本において営業秘密保護に関する規定はない。

#### (2) 公益と企業の利益とのバランス

国により多少ばらつきはあるが、各国は「労働安全確保」を大前提とした上で、公益と企業の利益のバランスをとっている。中でも、アメリカ・ドイツは、公益、特に労働者の保護を優先させ、両者のバランスを取っている。労働者が見たいと思う情報は開示し、企業の競争に関わる点は営業秘密として伏せる行為を認めることで均衡をとっている。

#### (3) 営業秘密保護の位置付け

各国では、営業秘密に関する概念は広く普及しているが、今のところまだ営業秘密が MSDS において大きな問題・議論にはなっていない。また各国において、MSDS に関する営業秘密保護を規定する明確な法律は存在しない。緊急か否かで営業秘密の扱いは異なり、欧州においては所管機関との相談や、企業間の契約で営業秘密保護を行うことは可能である。カナダには、HMIRA に保護規定があり、申請し、受理されると営業秘密保護が行える。しかし、各国において、過去申請が受理された情報に対して開示を要求したという事例はほとんどない。

#### (4) 手続き

欧州やアメリカにおいて、政府による承認プロセスのような明確な規定がなく、企業間、雇用主・労働者間における秘密保持契約が一般的である。カナダにおいては、HMIRA に保護規定があり、申請し、受理されると化学物質のアイデンティティのみ保護の対象となる。

図表 3.3-1 各国のMSDSに関わる営業秘密保護の状況

	日本(化管法)	アメリカ	カナダ	EU	英国	ドイツ	オランダ
「公益」と「企業の利益」のバランス		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益(労働者の保護)を優先させる。</li> <li>・バランスはうまく維持されている。</li> <li>・1企業の競争に関わる点は営業秘密として伏せる事が可能。</li> <li>・2労働者が見たいと思う情報は開示。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益と企業のバランスは全体的にうまくとれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益と企業のバランスも重要だが、労働安全の為に情報開示を大前提とする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益を優先させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当する省の立場により捉え方も異なる。</li> </ul>
営業秘密保護の対象		<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質のアイデンティティに関する情報のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質のアイデンティティに関する情報のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学的アイデンティティの代替等に関する情報(危険な調剤指令(1999/45/EC))</li> <li>・組成/成分に関する情報の記述方法(委員会指令(2001/58/EC1))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学的アイデンティティの代替等に関する情報(危険な調剤指令(1999/45/EC))</li> <li>・組成/成分に関する情報の記述方法(委員会指令(2001/58/EC1))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学的アイデンティティの代替等に関する情報(危険な調剤指令(1999/45/EC))</li> <li>・組成/成分に関する情報の記述方法(委員会指令(2001/58/EC1))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学的アイデンティティの代替等に関する情報(危険な調剤指令(1999/45/EC))</li> <li>・組成/成分に関する情報の記述方法(委員会指令(2001/58/EC1))</li> </ul>
営業秘密保護に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業秘密保護に関する規定は無い。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・HMIRAにおける保護規定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EU指令2001/59/ECで保護規定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EU指令2001/60/ECで保護規定。</li> <li>・EU委員会指令を実施するための規定CHIP</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EU指令2001/61/ECで保護規定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EU指令2001/62/ECで保護規定。</li> </ul>
企業秘密保護の位置づけ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時か否かで企業秘密の扱いは異なる。</li> <li>・企業が営業秘密であると主張した情報は、政府による認証プロセスを必要としない。</li> <li>・米国において営業秘密は大きな問題・議論になっていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HMIRCにおける申請手続きの煩雑さや料金及びかかる時間の長さなどに不満を示している企業もある。</li> <li>・申請をしているのは主に大企業で、中小企業はコストなどを原因に申請をあきらめることが多い。</li> <li>・申請が受理されたものに対して開示を要求した、という事例はほとんど見たことがない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EUにおいて営業秘密は大きな問題となっていない。</li> <li>・正当な理由があれば、所管機関との相談で営業秘密保護は行うことが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「営業秘密」として捉えられている情報はSDSに記載する必要がないので、英国ではMSDSにおける営業秘密保護は問題になっていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドイツにおいて企業秘密保護はEU指令に準拠し、また、MSDSに記載しなければならない情報と、企業秘密として非開示にできる情報が明確に区別されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業間における秘密保持契約によって企業の営業秘密を保護することが一般的である。</li> <li>・営業秘密保護を図る手段としては、MSDSの提供者と受け取り者間の契約による保護のみである。</li> </ul>
営業秘密保護の手続き・しくみ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府による承認プロセスは無く、企業が自主的に決定可能。(営業秘密を主張した人(企業)が正しいという前提の下、主張時点で証明は不要)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HMIRCにおける申請手続き。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>MSDSにおける営業秘密保護に関する実際の運用は、加盟各国に委ねられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EU委員会指令を実施するための規定CHIPにおいて営業秘密保護を実施。</li> <li>・業者がHSEに申請を提出可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に免除申請が可能。</li> <li>・企業間、雇用主・労働者間における秘密保持契約が一般的である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に免除申請が可能。</li> <li>・企業間、雇用主・労働者間における秘密保持契約が一般的である。</li> </ul>

### 3.4 MSDS の普及支援に向けた取組状況について

以下では、行政、業界団体、企業及びその他の機関による、MSDS の各普及レベルに即した取組状況について整理した。普及レベルは、「MSDS についての目的や化管法及び化学物質等基礎的な用語の理解ができる（認知レベル）」、「MSDS を添付する必要がある製品の取扱いの有無を判断することができる（理解レベル）」、「MSDS を問題なく作成することができる（作成レベル）」及び「MSDS に含まれる情報を社内の安全管理等へと活用することができる（活用レベル）」の4つで分類している。

#### （1）行政による取組

日本を含める全ての調査対象国において、行政の取組として、官庁のウェブサイトから MSDS 制度の概要や説明についての情報提供がなされており、認知・理解レベルでの支援が行われている。また、英国、ドイツ及びオランダでは、更に、MSDS の作成に対する情報提供が、パンフレットや冊子、PDF ファイルなどをとおして、MSDS の作成ガイドが提供されている。

米国、カナダ及び EU では、更に、上記に加えて活用レベルでの支援が行われている。例えば、カナダの CCOHS では、北米の MSDS を収集し、データベース化し、一般公開することで、化学物質の有害性についての情報が様々な目的で使用されており、MSDS の情報が最大限に活用されている。また、米国及び EU では MSDS の普及に関して大規模なイニシアチブを実行しており、トレーニングから普及状況に関する調査に至るまで様々な取組を行っている。

行政による取組は、日本では主に認知・理解レベルであり、英国、ドイツ及びオランダでは認知・理解から作成レベルまでの支援が行われている。また、EU、米国及びカナダにおいては、認知・理解から活用レベルに至るまでの支援が行われている。

#### （2）業界団体による取組

日本、米国、英国、ドイツ及びオランダの産業団体では、認知・理解から作成レベルまでの支援が行われている。具体的な例として、インターネットでの情報提供に加えて、MSDS 作成指針、セミナー及びフォーラムの開催、研修、トレーニングなどである。一方、カナダの業界団体では、MSDS 制度の説明会など、認知・理解レベルでの支援が主である。

#### （3）企業による取組

企業による取組としては、無料のものだけでなく、有料のものも含まれる。EU を除く本調査の全ての対象国では、主に作成レベルでの支援が行われていた。具体的な例として、MSDS 作成代行（有料）、MSDS 管理支援（有料）、コンサルティング（有料）、インターネットでの化学物質検索（無料）及び各種 MSDS のダウンロード（無料）等が挙げられる。

#### （4）その他

日本、米国及び英国では大学や NGO 等の団体による取組が見られた。日本では、MSDS に関する研究会やフォーラムが市民団体により開かれており、主に作成レベルまでの支援がなされている。また、米国及び英国では、大学（米コーネル大学及び英オックスフォード大学）によるデ

データベースがオンラインで公開されており、化学物質名などの検索を行うことができ、MSDSの作成に主に使用されている。



図表 3 . 4 - 1 各国の MSDS の普及支援に向けた取組状況

		日本(化管法)	アメリカ	カナダ	EU	英国	ドイツ	オランダ
行政	主な支援レベル	認知・理解	認知・理解～活用まで	認知・理解～活用まで	認知・理解～作成まで	認知・理解～作成まで	認知・理解～作成まで	認知・理解～作成まで
	代表的な支援策	・パンフレット配布 ・講習会開催	・インターネットでの情報提供 ・トレーニングセンター ・HazComイニシアチブ	・インターネットでの情報提供(HMIRC) ・データベース(CCOHS)	・インターネットでの情報提供 ・トレーニング ・CLEEN	インターネット及びパンフレットでの情報提供	・インターネット及びパンフレットでの情報提供 ・InQaプロジェクト	・インターネットでの情報提供 ・作成に関するアドバイス
業界団体	主な支援レベル	認知・理解～作成まで	認知・理解～作成まで	認知・理解	情報なし	認知・理解～作成まで	認知・理解～作成まで	認知・理解～作成まで
	代表的な支援策	・MSDS作成指針 ・セミナー開催	研修及びフォーラム(SCHC)	・WHMISへのコンプライアンス		トレーニング(CHCS)	インターネットでの情報提供	MSDSの質を向上させることを目的としたプロジェクト
企業	主な支援レベル	作成	作成	作成	情報なし	作成	作成	作成
	代表的な支援策	MSDS作成代行	MSDS作成支援	・MSDS作成及び管理支援 ・コンサルティング		インターネットでの化学物質検索機能	MSDS作成及び管理支援	・コンサルティング ・MSDS作成及び管理支援
その他	主な支援レベル	認知・理解～作成まで	作成	情報なし	情報なし	作成	情報なし	情報なし
	代表的な支援策	・研究会 ・インターネットでの情報提供	インターネットでの化学物質検索機能(コーネル大学)			インターネットでの化学物質検索機能(オックスフォード大学)		

### 3.5 MSDS を取り巻く国際動向に対する取組状況について

#### (1) REACH について

EU 加盟国内で 2007 年に導入が予定されている REACH は、本調査の対象国である英国、ドイツ、オランダでも実施されることになり、MSDS 制度を含む化学物質関連制度が大幅に変更される。MSDS は SDSs となり、現在の川上から川下までの一方向の情報伝達だけではなく、川下から「曝露シナリオ」を遡上させるといふ双方向の情報伝達が行われることになる。

REACH を実施する EU は、REACH により MSDS は更に強固なシステムになると考えており、また英国も同様に、現状を改善するシステムになると予測している。オランダに関しては、更に積極的で、国内での化学物質関連政策よりも REACH を優先するスタンスを取っている。またオランダでは、REACH により、企業により提供される情報がより正確になると予想している。

一方、米国とカナダ、及び日本においては、欧州と取引のある企業にのみ影響があるが、直接それぞれの国での MSDS 制度には影響はない。ただし、日本には、REACH は RoHS 指令とともに、対応を迫られている企業もあり、国内での支援が必要であるとの声もある。また、米国には、欧州で REACH が導入されることで、これまで営業秘密として認められた情報が、認められなくなるのではないかと懸念を示す企業や、REACH というこれまでにない大規模でドラスチックな試み自体に懸念を示す企業が見られた。同じくカナダでも、REACH のデータシェアリング等の試みに対し不安を持つ企業が見られた。また、カナダでは、REACH によって欧州での MSDS の質が向上すると予測する企業もあり、肯定的な態度の企業も見られた。

#### (2) GHS について

米国、EU、及びオランダでは GHS の導入により、MSDS 制度に具体的にどのような影響が出るのか具体的に分からないという状況であった。一方カナダでは、GHS により、化学物質の分類が変更されること、また必須記載項目が現在の 9 項目から 16 項目に変更されること等、具体的な変化についてのアイデアを持っているようである。また英国は、REACH と GHS は将来的に 1 つの制度として統合されると予測しており、一方ドイツは、GHS の内容と現行制度の内容がほとんど同じなことから、あまり大きな影響はないと予測している。

GHS に対する考え方においては、日本企業は APEC 加盟国の GHS 実施目標が 2006 年のため、対策が急務であると感じており、また米国の業界団体では GHS に ANSI 基準を取り込みたいと考えている。一方で米国企業では、MSDS 制度が国際的に標準化されることにより、事業が行いやすくなることから、歓迎している企業も見られた。英国では、GHS は現状を改善するシステムになると予測している。EU 及びオランダの見解は得られなかった。

図表3.5-1 各国のMSDSを取り巻く国際動向に対する取組状況

		日本(化管法)	アメリカ	カナダ	EU	英国	ドイツ	オランダ	
国際動向によるMSDS制度への影響	REACH	制度・運営への影響	欧州と取引のある企業にのみ影響があるが、直接日本のMSDS制度には影響はない	欧州と取引のある企業にのみ影響があるが、直接米国のMSDS制度には影響はないと考えられている。	欧州と取引のある企業にのみ影響があるが、直接カナダのMSDS制度には影響はないと考えられている。	2007年以降の導入が予定されている。MSDS制度を含む化学物質制度が大幅に変更される。MSDSはSDSsとなり、川上から川だけではなく、双方向からの情報伝達を図られるようになる。	2007年以降の導入が予定されている。MSDS制度を含む化学物質制度が大幅に変更される。MSDSはSDSsとなり、川上から川だけではなく、双方向からの情報伝達を図られるようになる。	2007年以降の導入が予定されている。MSDS制度を含む化学物質制度が大幅に変更される。MSDSはSDSsとなり、川上から川だけではなく、双方向からの情報伝達を図られるようになる。	
		見解	REACHはRoHS指令と共に事業者は対応を迫られており、支援の必要がある。(企業)	・営業秘密への懸念 ・REACHという大規模な試み自体に対する懸念(企業)	・データシェアリング等情報がまだ不明確。(企業)	更に強固なシステムになり得ると考えている。	現状を改善するシステムになると予測している。	特になし	REACHにより、提供される情報がより正確になると予測している。オランダではREACHを国内での化学物質関連政策よりも優先している。
	GHS	制度・運営への影響		米国のMSDS制度にどのような影響を及ぼすのかは具体的に分かっていない。	・GHSの導入により、化学物質の分類が変わると予測している。 ・必要記載項目が現在の9項目から16項目になる。	EUのMSDS制度にどのような影響を及ぼすのかは具体的に分かっていない。	GHSとREACHは将来的に1つの制度として統合されると予測している。	GHSの内容は、ほぼ現行の制度と同じなので、影響は小さいと考えている。	オランダのMSDS制度にどのような影響を及ぼすのかは具体的に分かっていない。
		見解	APEC加盟国では、GHSの導入が2006年に目標とされており、対策が急務となっている。	・業界団体はGHSにANSI基準を取り込みたいと考えている。 ・企業は、MSDS制度が国際的に標準化されるのは、事業を行いやすくなるので、歓迎している。	・MSDS制度の目的が、労働安全だけでなく、環境保護も含まれるようになると予測している。 ・2008年までの実施は難しいと予測	特になし	現状を改善するシステムになると予測している。	対応は必須である。	特になし

# 参考資料

参考資料 1 用語集

参考資料 2 各国の MSDS 関連法律一覧

参考資料 3 各国の MSDS 関連制度問い合わせ先一覧

参考資料 4 海外インタビュー調査概要

## 参考資料1 用語集

< 第2章部分 >

米国

略字	正式名	和名
ACC	American Chemistry Council	米国化学工業協会
ACGIH	American Conference of Governmental Industrial Hygienists	米国産業衛生専門家会議
ACS	American Chemical Society	米国化学会
AIHA	American Industrial Hygiene Association	米国産業衛生協会
ANSI	American National Standards Institute	米国規格協会
ASSE	American Society of Safety Engineers	米国安全技術者協会
CA	Confidential Agreement	秘密保持契約
CAS	Chemical Abstracts Service	化学情報検索サービス
CFR	Code of Federal Regulations	連邦規則番号
CIEN	Chemical Information Exchange Network	化学物質情報相互伝達ネットワーク
CMA	Chemical Manufacturers Association	化学製造業者協会
DOL	Department of Labor	労働省
DOT	Department of Transportation	運輸省
EPA	Environment Protection Agency	環境保護局
EPCRA	Emergency Planning and Community Right-to-Know Act	緊急計画・地域社会知る権利法
FFDCA	Federal Food, Drug and Cosmetic Act	連邦食品・医薬品・化粧品法
GAO	General Accounting Office	会計監査院
GHS	Globally Harmonized System	世界調和システム
HC	Hazard Communication	危険有害性の周知
HCP	Hazard Communication Program	危険有害性周知プログラム
HCS	Hazard Communication Standard	危険有害性周知基準
HMTA	Hazardous Materials Transportation Act	危険物輸送法
HPV	High Production Volume	高度排出値
JETOC	Japan Chemical Industry Ecology-Toxicology & Information Center	(社)日本化学物質安全・情報センター
MSDS	Material Safety Data Sheet	化学物質等安全データシート
NCGIH	National Conference of Governmental Industrial Hygienists	国家産業衛生専門家会議
NFPA	National Fire Protection Association	防火協会
NIHS	National Institute of Health Sciences	国立医薬品食品衛生研究所
NSC	National Safety Council	国家安全保障会議
OMB	Office of Management and Budget	行政管理予算局
OSHA	Occupational Safety and Health Administration	職業安全衛生管理局
OSHAAct	Occupational Safety and Health Act	職業安全衛生管理法
PART	Program Assessment Rating Tool	行政プログラム査定評価ツール
PEL	Permissible Exposure Limit	許容曝露限度
PL法	Product Liability	製造物責任法
PRTR	Pollutant Release and Transfer Registers	化学物質排出移動量届出制度
RC	Responsible Care	レスポンシブル・ケア
REACH	Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals	化学物質の登録・評価・許可
SARA	Superfund Amendments and Reauthorization Act	大型基金改正・再承認法
SCHC	Society for Chemical Hazard Communication	危険有害性物質周知協会
SOCMA	Synthetic Organic Chemical Manufacturers Association	合成有機化学製造業者協会
TLV	Threshold Limit Value	許容曝露限度
TRI	Toxics Release Inventory	危険有害性物質排出目録
TSCA	Toxic Substances Control Act	有害物質規制法
TWA	Time Weighted Averages	時間加重平均
UNEP	United Nations Environment Program	国連環境計画
USWA	United Steelworkers of America	全米鉄鋼労働組合
UTSA	Uniform Trade Secrets Act	統一取引機密保護法

カナダ

略字	正式名	和名
CACD	Canadian Association of Chmical Distributor	カナダ化学製品販売業者協会
CADS	Control Access Distribute Simplify	WebベースのMSDS管理ソリューション
CANUTEC	the Canadian Transport Emergency Centre	カナダ交通緊急センター
CAPP	Canadian Association of Petroleum Producers	カナダ石油生産協会
CCOHS	Canadian Center for Occupational Health and Safety	カナダ労働安全衛生センター
CCPA	Canadian Chemical Producers' Association	カナダ化学品生産者協会
CEPA	Canadian Environmental Protection Act	カナダ環境保護法
CHCS	The Chemical Hazards Communication Society	化学危害情報伝達協
CHN	Canadian Health Network	カナダ健康ネットワーク
CIC	The Chemical Institute of Canada	カナダ化学会
CIHR	the Canadian Institutes of Health Research	カナダ保健研究機構
CIS	Center Internatrional d'Informations	国際安全衛生情報センター
CLC	Canada Labour Code	カナダ労働規定
CPR	Controlled Products Regulations	管理製品規則
CSA	Canadian Standards Association	カナダ規格協会
CSCHE	The Canadian Society for Chemical Engineering	カナダ化学技術協会
DUC	Ducks Unlimited Canada(A Wetland and Wildlife Conservation Organization)	湿地帯及び野生生物保護機関
FPT	The Federal, Provincial, Territorial Committee on Pest Management and Pesticides	有害生物管理及び農薬に関する連邦・地方・領土委員会
GHS	Globally Harmonized System	世界調和システム
HMIRA	Hazardous Materials Information Review Act	危険有害性物質情報審査法
HMIRC	Hazardous Materials Information Review Commission	危険有害性物質情報審査委員会
HPA	Hazardous Products Act	危険有害性製品法
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
IPCS	International Program on Chemical Safety	国際化学物質安全性計画
JISHA	Japan Industrial Safety and Health Association	中央労働災害防止協会
MMS	MSDS Management System	MSDSマネージメントシステム
MSDS	Material Safety Data Sheet	化学物質等安全データシート
NAFTA	North American Free Trade Agreement	北米自由貿易協定
NPRI	National Pollutant Release Inventory	全国汚染物質排出目録 (カナダにおけるPRTR制度)
OECD	Organization of Economic Cooperation and Development	経済協力開発機構
OSH	Occupational Safety and Health	労働安全衛生
OSHA	Occupational Safety and Health Administration	職業安全衛生管理局
PMAC	The Pest Management Advisory Council	PMRA内の有害生物管理委員会
PMPRB	Patented Medicine Prices Review Board	特許権取得医薬品価格審査委員会
PMRA	Pest Management Regulatory Agency	有害生物管理規制庁
PRTR	Pollutant Release and Transfer Register	化学物質排出移動量届出制度
REACH	Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals	化学物質の登録・評価・許可
RTECS	Registry of the Toxic Effects of Chemical Substances	化学物質毒性データ総覧
SCHC	Society of Chemical Hazard Communication	危険有害性物質周知協会
TWG	Technical Working Group	技術ワーキンググループ
WHMIS	Workplace Hazardous Materials Information System	作業場危険有害性物質情報システム

## EU

略字	正式名	和名
ACEA	European Automobile Manufacturers Association	欧州自動車製造業者協会
APPE	Association of Petrochemicals Producers in Europe	欧州石油化学生産者協会
BEUC	The European's Consumers' Organization	ヨーロッパ消費者機構
Cefic	European Chemical Industry Council	欧州化学工業連盟
CEMBUREAU	European Cement Association	欧州セメント協会
CEPI	Confederation of European Paper Industries	欧州製紙産業連盟
CLEEN	Chemicals Legislation European Enforcement Network	ヨーロッパ化学物質立法強化ネットワーク
CONCAWE	the Oil Companies European Organisation for Environment	欧州石油環境保全連盟
CSR	Chemical Safety Report	化学物質安全性報告書
DG	Directorate-General	総局
DPD	Dangerous Preparations Directive	危険な調剤に関する指令
DSD	Dangerous Substances Directive	危険物質に関する指令
EATP	European Association for Textile Polyolefins	欧州繊維ポリオリフィン協会
EC	European Community	ヨーロッパ共同体
ECB	European Chemicals Bureau	欧州化学品局
ECETOC	European Centre for Ecotoxicology and Toxicology of Chemicals	欧州化学物質生態毒性および毒性センター
ECLIPS	European Classification and Labelling Inspections of Preparations	化学物質の分類とラベリングに関する規則遵守に関するプロ
ECPI	European Council for Plasticisers and Intermediates	欧州可塑剤・中間体協議会
EEC	European Economic Community	ヨーロッパ経済共同体
EINECS	European Inventory of Existing Commercial Chemical Substances	欧州既存商業化学物質インベントリー
EPER	European Pollutant Emission Register	欧州汚染物質排出登録簿
EU	European Union	ヨーロッパ連合
EUVIECHEM	European Voluntary Information Exchange System	欧州自主情報交換システム
FAQ	Frequently Asked Question	よくある質問
GHS	Globally Harmonized System	世界調和システム
IMPEL	Network for the Implementation and Enforcement of Environmental Law	新規加盟候補国のための環境法適用とエンフォースメント強化のためのネットワーク(東欧)
IUPAC	International Union of Pure and Applied Chemistry	国際純正応用化学連合
JETOC	Japan Chemical Industry Ecology-Toxicology & Information Center	(社)日本化学物質安全・情報センター
LCI	Life Cycle Inventory	ライフ・サイクル・インベントリー
MSDS	Material Safety Data Sheet	化学物質等安全データシート
PRTR	Pollutant Release and Transfer Registers	化学物質排出移動量届出制度
PVC		ポリ塩化ビニール
REACH	Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals	化学物質の登録・評価・許可
RIPs	REACH Implementation Project	REACH実施プロジェクト
SCHC	Society of Chemical Hazard Communication	危険有害性物質周知協会
SDS	Safety Data Sheet	安全データシート
SDSD	Safety Data Sheet Directive	安全データシート作成に関する指令
SDSs	Extended Safety Data Sheets	拡張安全データシート
SPORT	Strategic Partnership on REACH Testing	REACHにおける検証に関する戦略的パートナーシップ
VEEP	Voluntary Energy Efficiency Programme	自主エネルギー効率プログラム
WSSD	World Summit on Sustainable Development	持続可能な開発に関する世界首脳会議

英国

略字	正式名	和名
ACLG	Approved Classification and Labelling Guide	分類と表示に関する手引き
ASL	Approved Supply List	認可済み供給リスト
BOHS	British Occupational Hygiene Society	英国労働衛生協
CHCS	The Chemical Hazards Communication Society	化学危害情報伝達協
CHIP	Chemicals (Hazard Information and Packaging for Supply) Regulations	化学物質(表示及び梱包)取扱規則
CIA	Chemical Industries Association	化学産業協会
CRHF	UK Chemical Reaction Hazards Forum	英国化学物質反応の危険性に関するフォーラム
CSR	Chemical Safety Report	化学物質安全報告書
DEFRA	Department of Environment, Food, and Rural	環境食糧農村地域省
DPD	Dangerous Preparations Directive	危険な調剤に関する指令
DSD	Dangerous Substances Directive	危険物質に関する指令
DTI	Department of Trade and Industry	通商産業省
EU	European Union	ヨーロッパ連合
GHS	Globally Harmonized System	世界調和システム
HSE	Health and Safety Executive	英国安全衛生委員会事務局
IOSH	Institution of Occupational Safety and Health	安全衛生協会
MSDS	Material Safety Data Sheet	化学物質等安全データシート
PI	Pollution Inventory	汚染目録
REACH	Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals	化学物質の登録・評価・許可
SDS	Safety Data Sheet	安全データシート
SDSD	Safety Data Sheet Directive	安全データシート作成に関する指令
SDSs	Extended Safety Data Sheets	拡張安全データシート



ドイツ

略字	正式名	和名
AGS	Committee on Hazardous Substances : <i>Ausschuß für Gefahrstoffe</i>	危険物質委員会
BAuA	Federal Institute for Occupational Safety and	連邦労働安全衛生研究所
BMWA	<i>Bundesministerium für Wirtschaft und Arbeit</i>	連邦経済労働省
CHCS	The Chemical Hazards Communication Society	化学危害情報伝達協
DPD	Dangerous Preparations Directive	危険な調剤に関する指令
DSD	Dangerous Substances Directive	危険物質に関する指令
EC	European Community	欧州共同体
EEC	European Economic Community	欧州経済共同体
EPER	European Pollutant Emission Register	欧州汚染物質排出登録簿
EU	European Union	欧州連合
GDCh	Deutsche Chemische Gesellschaft/ German Chemical Society	ドイツ化学会
GefStoffV	Hazardous Substances Ordinance : <i>Gefahrstoffverordnung</i>	危険物質規則
GHS	Globally Harmonized System	世界調和システム
JETOC	Japan Chemical Industry Ecology-Toxicology & Information Center	(社)日本化学物質安全・情報センター
LASI	Länderausschuss für Arbeitsschutz und Sicherheitstechnik(State Committee for work Safety and Safe Technology)	労働安全・安全技術に関する州委員会
MSDS	Material Safety Data Sheet	化学物質等安全データシート
REACH	Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals	化学物質の登録・評価・許可
REACH	Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals	化学物質の登録・評価・許可
SDS	Safety Data Sheet	安全データシート
SDSD	Safety Data Sheet Directive	安全データシート作成に関する
TRGS	Technical Rules for Hazardous Substances: <i>Technische Regeln für Gefahrstoffe</i>	危険物質に関する技術規則
TRGS220	Technical Rules for Hazardous Substances: Safety Data Sheets: <i>Technische Regeln für Gefahrstoffe Sicherheitsdatenblatt</i>	安全性データシートに関する技術規則
UWG	Fair Competition Law	不正競争防止法
VCI	German Chemical Industry Association	ドイツ化学工業会

オランダ

略字	正式名	和名
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations	東南アジア諸国連合
CEP	Corporate Environmental Plans	企業環境計画
DPD	Dangerous Preparations Directive	危険な調剤に関する指令
DSD	Dangerous Substances Directive	危険物質に関する指令
EC	European Community	ヨーロッパ共同体
EPA	Environment Protection Agency	米環境保護庁
EPI	Environmental Performance Indicators	環境パフォーマンス指標
EU	European Union	ヨーロッパ連合
FBI	Federal Bureau of Investigation	米連邦捜査局
FDA	Food and Drug Administration	米食品医薬品局
FEMA	Federal Emergency Management Agency	米連邦緊急事態管理局
FME-CWM	Federatie Metaal- en Electrotechnische	和名は不明
GHS	Globally Harmonized System	世界調和システム
IEI	Individual Emission Inventory	個別排出目録システム
MAC	maximum allowable concentrations	最大許容濃度
MSDS	Material Safety Data Sheet	化学物質等安全データシート
NASA	National Aeronautics and Space Administration	航空宇宙局
NCV	Nederlandse Cosmetica Vereniging	和名は不明
NVZ	Nederlandse Vereniging van Zeepfabrikanten	オランダ病院協会
OSPAR	Oslo and Paris Convention; Convention for the Protection of the Marine Environment of the North-East Atlantic	オスロ・パリ条約; 北東大西洋の海洋環境保護に関する条約
PRTR	Pollutant Release and Transfer Registers	化学物質排出移動量届出制度
REACH	Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals	化学物質の登録・評価・許可
SDS	Safety Data Sheet	安全データシート
SDSD	Safety Data Sheet Directive	安全データシート作成に関する指令
SITO	Scheeps-, Industrie-, Milieu- en Technische Onderhoudsactiviteiten	和名は不明
SZW	Ministry of Social Affairs and Employment	社会・雇用省
VAS†	Versterking Arbeidsomstandighedenbeleid Stoffen	危険有害性物質がある労働環境の向上を目指すプログラム
VHCP	Verbond van Handelaren in Chemische	和名は不明
VNCI	Vereniging van de Nederlandse Chemische	和名は不明
VROM	Ministry of Spatial Planning and the Environment : Volkshuisvesting, Ruimtelijke Ordening en Milieubeheer	住宅・国土計画・環境省

< 第 3 章部分 >

略字	正式名	和名
ANSI	American National Standards Institute	米国規格協会
CBI	Confidential Business Information	秘密企業情報
CCOHS	Canadian Center for Occupational Health and Safety	カナダ労働安全衛生センター
CHCS	The Chemical Hazards Communication Society	化学危害情報伝達協
CLEEN	Chemicals Legislation European Enforcement Network	ヨーロッパ化学物質立法強化ネットワーク
DOT	Department of Transportation	運輸省
EPA	Environment Protection Agency	環境保護局
GHS	Globally Harmonized System	世界調和システム
HMIRA	Hazardous Materials Information Review Act	危険有害性物質情報審査法
HMIRC	Hazardous Materials Information Review Commission	危険有害性物質情報審査委員会
ICCA	International Council of Chemical Associations	国際化学工業協会協議会
OSHA	Occupational Safety and Health Administration	職業安全衛生管理局
REACH	Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals	化学物質の登録・評価・許可
RoHS	Restriction of the use of Hazardous Substances	危険物質の使用規制
SCHC	Society for Chemical Hazard Communication	危険有害性物質周知協会
SDS	Safety Data Sheet	安全データシート
SDSs	Extended Safety Data Sheets	拡張安全データシート
WHMIS	Workplace Hazardous Materials Information System	作業場危険有害性物質情報システム

< 第 4 章部分 >

略字	正式名	和名
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation	アジア太平洋経済協力会議
CBI	Confidential Business Information	秘密企業情報
CHCS	The Chemical Hazards Communication Society	化学危害情報伝達協
HCS	Hazard Communication Standard	危険有害性周知基準
InQa	Initiative Neue Qualitat der Arbeit	職場の質 (Quality of Work) に関する新しいイニシアチブ
REACH	Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals	化学物質の登録・評価・許可

## 参考資料2 各国のMSDS関連法律一覧

主要6カ国（米国、カナダ、EU、英国、ドイツ、オランダ）

法律名					概要	所管部署
略号	フルネーム	英語	日本語	HPアドレス		国名 部署
OSHAAct	Occupational Safety and Health Act	同左	労働安全衛生法	<a href="http://198.17.175.81/pls/oshaweb/owasrch.search_for_m?p_doc_type=OSHACT&amp;p_toc_level=0&amp;p_keyvalue=">http://198.17.175.81/pls/oshaweb/owasrch.search_for_m?p_doc_type=OSHACT&amp;p_toc_level=0&amp;p_keyvalue=</a>	OSHAActは、職場において安全かつ健康的な労働条件を保証するための法律である。	アメリカ DOL(労働省)
TSCA	Toxic Substances Control Act	同左	有毒物質規制法	<a href="http://www.epa.gov/Region5/defs/html/tsca.htm">http://www.epa.gov/Region5/defs/html/tsca.htm</a>	TSCAは、人への健康や環境への悪影響を防止を保証するための法律である。	アメリカ EPA(環境保護庁)
SARA	Superfund Amendments and Reauthorization Act	同左	スーパーファンド改正・再承認法	<a href="http://www.epa.gov/region5/defs/html/sara.htm">http://www.epa.gov/region5/defs/html/sara.htm</a>	SARAは、有害廃棄物の放棄や野放しの場所をきれいにするための基金を得るために化学・石油産業の企業に対して税金を徴収する法律である「包括的な環境への対応・補償・責任に関する法律(CERCLA)」を改正・承認をさせるための法律である。	アメリカ EPA(環境保護庁)
EPCRA	Emergency Planning and Community Right-to-know Act	同左	緊急対処計画および地域住民の知る権利法	<a href="http://www.epa.gov/Region5/defs/html/epcra.htm">http://www.epa.gov/Region5/defs/html/epcra.htm</a>	EPCRAは、地域住民に対して地域に存在する化学物質に関する情報を提供させたり、事故により有害物質が放出された際に地域住民を保護するための法律である。	アメリカ EPA(環境保護庁)
FIFRA	Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act	同左	連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠(はっも)剤法	<a href="http://www.epa.gov/region5/defs/html/fifra.htm">http://www.epa.gov/region5/defs/html/fifra.htm</a>	殺虫剤、殺菌剤及び殺鼠剤の販売と使用を規制するための法律である。	アメリカ EPA(環境保護庁)
HMTA	Hazardous Materials Transportation Act	同左	危険物輸送法	<a href="http://hazmat.dot.gov/regs/overhml.pdf">http://hazmat.dot.gov/regs/overhml.pdf</a>	危険物を輸送するリスクから人の生命および財産を保護するための法律である。	アメリカ DOT(運輸省)
HPA	Hazardous Products Act	同左	危険有害製品法	<a href="http://laws.justice.gc.ca/en/H-3/140959.html">http://laws.justice.gc.ca/en/H-3/140959.html</a>	家庭用品、火災製品、毒物など種々の危険製品の基準を規定している法律である。	カナダ Health Canada(カナダ保健省)
HMIRA	Hazardous Materials Information Review Act	同左	危険有害物質情報再調査法	<a href="http://laws.justice.gc.ca/en/H-2.7/index.html">http://laws.justice.gc.ca/en/H-2.7/index.html</a>	「企業の営業秘密を保護する権利」と「雇用主と労働者が取り扱う危険性物質のことを知る権利」との間の適切なバランスをとるための法律である。	カナダ Health Canada(カナダ保健省)
DPD	Dangerous Preparations Directive:1999/45/EC	同左	危険な調剤に関する指令	<a href="http://europa.eu.int/smartapi/cgi/sga_doc?smartapi!celexapi!prod!CELEXnumdoc&amp;lg=EN&amp;numdoc=31999L0045&amp;model=quicheti">http://europa.eu.int/smartapi/cgi/sga_doc?smartapi!celexapi!prod!CELEXnumdoc&amp;lg=EN&amp;numdoc=31999L0045&amp;model=quicheti</a>	人または環境に有害と見なされる調剤の分類、包装、表示を定めている指令である。	EU DG Enterprise and Industry, Chemicals Unit
DSD	Dangerous Substances Directive:67/548/EC	同左	危険物質に関する指令	<a href="http://europa.eu.int/smartapi/cgi/sga_doc?smartapi!celexapi!prod!CELEXnumdoc&amp;lg=EN&amp;numdoc=31967L0548&amp;model=quicheti">http://europa.eu.int/smartapi/cgi/sga_doc?smartapi!celexapi!prod!CELEXnumdoc&amp;lg=EN&amp;numdoc=31967L0548&amp;model=quicheti</a>	人または環境に有害と見なされる有害物質の分類、包装、表示を定めている指令である。	EU DG Enterprise and Industry, Chemicals Unit
SDSD	Safety Data Sheets Directive: 2001/58/EC	同左	SDS作成に関する指令	<a href="http://europa.eu.int/smartapi/cgi/sga_doc?smartapi!celexapi!prod!CELEXnumdoc&amp;lg=EN&amp;numdoc=32001L0058&amp;model=quicheti">http://europa.eu.int/smartapi/cgi/sga_doc?smartapi!celexapi!prod!CELEXnumdoc&amp;lg=EN&amp;numdoc=32001L0058&amp;model=quicheti</a>	EU加盟国にSDS作成を求める指令である。	EU DG Enterprise and Industry, Chemicals Unit (欧州連合・企業)
CHIP	Chemicals (Hazard Information and Packaging for Supply) Regulations 2002	同左	化学物質規則	<a href="http://www.hse.gov.uk/chip/appguide.htm">http://www.hse.gov.uk/chip/appguide.htm</a>	EU指令のうち、欧州委員会指令DPD(1999/45/EC)とDPD(67/548/EC)に基づく、SDSD(2001/58/EC)を実施するための国内法である。	英国 HSE(英国安全衛生庁)
GefStoffV	Gefahrstoffverordnung	Hazardous Substances Ordinance	危険物質規則	<a href="http://www.bmwi.de/BMWi/Navigation/root,did=59116.html">http://www.bmwi.de/BMWi/Navigation/root,did=59116.html</a>	EU指令のうち、欧州委員会指令DPD(1999/45/EC)とDPD(67/548/EC)に基づく、SDSD(2001/58/EC)を実施するための国内法である。	ドイツ BMWA(ドイツ連邦経済労働省)
不明	不明	Environmentally Hazardous Substances Act - Safety Data Sheet Decree	環境有害物質法の安全データシート布告	不明	EU指令のうち、欧州委員会指令DPD(1999/45/EC)とDPD(67/548/EC)に基づく、SDSD(2001/58/EC)を実施するための国内法である。	オランダ SZW(社会・雇用省) VROM(住宅・地域計画・環境省)

その他 OECD 諸国

略号	フルネーム	法律名		HPアドレス	概要	所管部署	
		英語	日本語			国名	部署
NOHSC1005 (Hazardous Substances)	National Model Regulations for the Control of Workplace Hazardous Substances	同左	職場に於ける有害物質の制御に関する規制	<a href="http://www.nohsc.gov.au/">http://www.nohsc.gov.au/</a>	有害物質にラベル・MSDSの添付を義務付ける規制である。	オーストラリア	労働安全衛生委員会
HSNO	Hazardous Substances and New Organism Act 1996	同左	1996年有害性物質および新生物法	<a href="http://www.ermanz.govt.nz/">http://www.ermanz.govt.nz/</a>	化学物質の適切な管理による環境保護を行う法律である。	ニュージーランド	環境リスク管理局
不明	産業安全保険法に基づく有害性調査制度	不明	産業安全保険法に基づく有害性調査制度	<a href="http://english.molab.go.kr/">http://english.molab.go.kr/</a>	MSDSの作成を義務づける労働安全法である。	韓国	韓国労働部
Real Decreto 374/2001	REAL DECRETO 374/2001, de 6 de abril sobre la protección de la salud y seguridad de los trabajadores contra los riesgos relacionados con los agentes químicos durante el trabajo.	REAL DECREE 374/2001, of 6 of April on the protection of the health and security of the workers against the risks related to the chemical agents during the work.	王立法令374/2001	<a href="http://www.mtas.es/insht/legislation/RD/riesg.quim.htm#">http://www.mtas.es/insht/legislation/RD/riesg.quim.htm#</a>	欧州指令DPD,DSD,SDSDに対応した、有害物質に対しMSDSを作成することを目的とした国内法である。	スペイン	社会雇用省
D.L.gs 65/13	Decreto Legislativo Nr.65	不明	立法府法令65号	<a href="http://www.iss.it/">http://www.iss.it/</a>	欧州指令DPD,DSD,SDSDに対応した、有害物質に対しMSDSを作成することを目的とした国内法である。	イタリア	健康衛生局
不明	不明	不明	不明	不明	不明	フランス	不明
不明	不明	不明	不明	<a href="http://www.iph.fgov.be/">http://www.iph.fgov.be/</a>	欧州指令DPD,DSD,SDSDに対応した、有害物質に対しMSDSを作成することを目的とした国内法である。	ベルギー	ベルギー公衆衛生研究所
ChemG Nov 2004	Chemikaliengesetz - Novelle	不明	化学物質法	<a href="http://www.bmwa.gv.at/EN/default.htm">http://www.bmwa.gv.at/EN/default.htm</a>	欧州指令DPD,DSD,SDSDに対応した、有害物質に対しMSDSを作成することを目的とした国内法である。	オーストリア	連邦経済・雇用省
Executive Order No.326	Order on Classification, Packaging, Labelling, Sale and Storage of Chemical Substances	同左	分類・梱包・表示・販売及び貯蔵に関する法令	<a href="http://www.mst.dk/homepage/">http://www.mst.dk/homepage/</a>	欧州指令DPD,DSD,SDSDに対応した、有害物質に対しMSDSを作成することを目的とした国内法である。	デンマーク	デンマーク環境保護局
KIFS 2005:7	the classification and labelling of chemical products regulations	同左	化学品の分類及び表示に関する規定	<a href="http://www.kemi.se/templates/Page.aspx?id=3031">http://www.kemi.se/templates/Page.aspx?id=3031</a>	欧州指令DPD,DSD,SDSDに対応した、有害物質に対しMSDSを作成することを目的とした国内法である。	スウェーデン	化学物質監査局
Royal Decree on 19 December 1997	Regulation relating to the compilation and distribution of safety data sheets for dangerous chemicals	同左	危険有害性物質に関するSDSの記入・配布に関する規定	<a href="http://www.arbeidstilsynet.no/regelverk/forskrifter/full548e.html">http://www.arbeidstilsynet.no/regelverk/forskrifter/full548e.html</a>	欧州指令DPD,DSD,SDSDに対応した、有害物質に対しMSDSを作成することを目的とした国内法である。	ノルウェー	雇用・政治管理省
不明	Ordinance relating to Safety Data Sheet for Toxic and Environmentally Dangerous Substances	同左	毒性・環境有害物質に関するSDSの規定	<a href="http://www.uvek.admin.ch/">http://www.uvek.admin.ch/</a>	毒性物質及び環境に有害な物質におけるSDSの内容、様式、適用除外を定める法律である。	スイス	連邦運輸・通信・エネルギー省

### 参考資料3 各国のMSDS 関連制度問い合わせ先一覧

主要6カ国（米国、カナダ、EU、英国、ドイツ、オランダ）

省庁名				部署名			HPアドレス	国名	問い合わせ先(代表)						備考欄
正式名	略語	英語	日本語	正式名	英語	日本語			日本国内から国際電話でかける場合			E-mail	該当国内でかける場合		
									国番	電話番号	FAX番号		電話番号	FAX番号	
Department of Labor	DOL	(正式名と同じ)	労働省	Occupational Safety and Health Administration (OSHA)	(正式名と同じ)	職業安全衛生管理局	http://www.osha.gov/	アメリカ	1	800-321 (内線:6742)	-	http://www.osha.gov/pls/edata/owae_data.osha_fm(メールフォーム)	800-321 (内線:6742)	-	MSDSに関連する法律であるOSHAを所管している。
Environmental Protection Agency	EPA	(正式名と同じ)	環境保護庁	不明	不明	不明	http://www.epa.gov/	アメリカ	1	202-272-0167	-	不明	202-272-0167	-	MSDSに関連する法律であるTSCA、SARA、EPCRA及びFIFRAを所管している。
Department of Transportation	DOT	(正式名と同じ)	運輸省	不明	不明	不明	http://www.dot.gov/	アメリカ	1	202-366-4000	不明	dot.comments@dot.gov	202-366-4000	不明	MSDSに関連する法律であるHMTAを所管している。
Health Canada	該当なし	(正式名と同じ)	カナダ保健省	不明	不明	不明	http://www.hc-sc.gc.ca/index_e.html	カナダ	1	613-957-2991	613-941-5366	info@hc-sc.gc.ca	613-957-2991	613-941-5366	MSDSに関連する法律であるHPA及びHMIRAを所管している。
European Union	EU	(正式名と同じ)	欧州委連合	DG Enterprise and Industry Chemicals Unit	(正式名と同じ)	企業局	http://europa.eu.int/comm/enterprise/chemicals/index_en.htm	EU	不明	不明	不明	entr-chemicals@cec.eu.int <entr-chemicals@cec.eu.int>	不明	不明	
Health & Safety Executive	HSE	(正式名と同じ)	英国安全衛生庁	International Chemicals Unit Health and Safety Executive	(正式名と同じ)	HSE国際課	http://www.hse.gov.uk/chip/index.htm	英国	44	0845 345 0055	不明	http://www.hse.gov.uk/contact/index.htm(メールフォーム)	0845 345 0055	不明	
Ministerie van Sociale Zaken en Werkgelegenheid	SZW	Ministry of Social Affairs and Employment	社会・雇用省	不明	不明	不明	http://home.szw.nl/index/dsp_index.cfm	オランダ	31	70-333-4444	70-333-4033	不明	070-333-4444	070-333-4033	SZWがMSDSに関連する法律を所管し、3省(SZW・VROM・VWI)で運用している。
Ministerie van Volkshuisvesting, Ruimtelijke Ordening en Milieubeheer	VROM	Ministry of Housing, Spatial Planning and the Environment	住宅・地域計画・環境省	不明	不明	不明	http://www.vrom.nl/pagina.html?id=1	オランダ	31	70-339-5050	不明	不明	070-339-5050	不明	SZWがMSDSに関連する法律を所管し、3省(SZW・VROM・VWI)で運用している。

省庁名				部署名			HPアドレス	国名	問い合わせ先(代表)						備考欄
正式名	略語	英語	日本語	正式名	英語	日本語			日本国内から国際電話でかける場合			E-mail	該当国内でかける場合		
									国番	電話番号	FAX番号		電話番号	FAX番号	
Ministerie van Verkeer en Waterstaat	VW	Ministry of Transport, Public Works and Water Management	運輸・公共事業・水利省	不明	不明	不明	<a href="http://www.verkeerenwaterstaat.nl/?lc=uk">http://www.verkeerenwaterstaat.nl/?lc=uk</a>	オランダ	31	70-351-7086	不明	venwinfo@postbus51.nl	070-351-7086	不明	SZWがMSDSに関連する法律を所管し、3章(SZW、VROM-VW)で運用している。
Bundesministerium für Wirtschaft und Arbeit	BMWA	Federal Ministry of Economics and Labour	ドイツ連邦経済労働省	不明	不明	不明	<a href="http://www.bmwi.de/English/Navigation/root.html">http://www.bmwi.de/English/Navigation/root.html</a>	ドイツ	不明	不明	不明	<a href="http://www.bmwi.de/English/Navigation/Service/contact.html">http://www.bmwi.de/English/Navigation/Service/contact.html</a> (メールフォーム)	不明	不明	

その他 OECD 諸国

省庁名				部署名			HPアドレス	国名	問い合わせ先(代表)						備考欄
正式名	略語	英語	日本語	正式名	英語	日本語			日本国内から国際電話でかける場合			E-mail	該当国内でかける場合		
									国番	電話番号	FAX番号		電話番号	FAX番号	
National Occupational Health and Safety Commission	NOHSC	(正式名と同じ)	労働安全衛生委員会	不明	不明	不明	http://www.nohsc.gov.au/	オーストラリア	61	02 6121 6000	02 6121 9299	info@asc.gov.au	02 6121 6000	02 6121 9299	
The Environmental Risk Management Authority	ERMA New Zealand	(正式名と同じ)	環境リスク管理局	不明	不明	不明	http://www.ermanz.govt.nz/	ニュージーランド	64	04 916 2426	04 914 0433	info@ermanz.govt.nz	04 916 2426	04 914 0433	
韓国労働部	不明	Ministry of Labor of Korea	韓国労働部	不明	不明	不明	http://www.molab.go.kr/	韓国	82	02-2110-2114	02-502-6855	epd01@chol.com	02-2110-2114	02-502-6855	
Ministerio de Trabajo y Asuntos Sociales	MTAS	不明	社会雇用省	不明	不明	不明	http://www.mtas.es/	スペイン	34	913 634 100	913 634 327	不明	913 634 100	913 634 327	
L'Istituto Superiore di Sanità	ISS	不明	健康衛生局	不明	不明	不明	http://www.iss.it/	イタリア	39	064990.1	064938 7118	web@iss.it	06 4990 1	064938 7118	
不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	フランス	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
The Belgian Scientific Institute of Public Health	IPH	The Belgian Scientific Institute of Public Health	ベルギー公衆衛生研究所	不明	不明	不明	http://www.iph.fgov.be/	ベルギー	32	2-642-511-11	2-642-5001	http://www.iph.fgov.be/writeus.asp?Lang=EN(メールフォーム)	2-642-511-11	2-642-5001	
BUNDESMINISTERIUM für WIRTSCHAFT und ARBEIT	BMWA	The Federal Ministry of Economics and Labour of the Republic of Austria	連邦経済・雇用省	不明	不明	不明	http://www.bmwa.gv.at/EN/default.htm	オーストラリア	43	1/711 00-0	不明	service@bmwa.gv.at	1/711 00-0	不明	
Miljøstyrelsen	EPA	Danish Environmental Protection Agency	デンマーク環境保護局	不明	不明	不明	http://www.mst.dk/homepage/	デンマーク	45	32 66 01 00	32 66 04 79	mst@mst.dk	32 66 01 00	32 66 04 79	
Kemikalieinspektionen	KEMI	Swedish Chemicals Inspectorate	化学物質監査局	不明	不明	不明	http://www.kemi.se/templates/Page.aspx?id=3031	スウェーデン	46	8 519 41 100	不明	jurister@kemi.se	8 519 41 100	不明	
Ministry of Labour and Government Administration	ODIN	Ministry of Labour and Government Administration	雇用・政治管理省	Arbeidstilsynet	Norwegian Labour Inspection Authority	ノルウェー労働検査局	http://www.arbeidstilsynet.no/regelverk/forskriter/full548e.html	ノルウェー	47	73 19 97 00	73 19 97 01	direktoratet@arbeidstilsynet.dep.no	73 19 97 00	73 19 97 01	
Eidg. Departement fuer Umwelt, Verkehr, Energie und Kommunikation	UVEK	不明	連邦運輸・通信・エネルギー省	不明	不明	不明	http://www.uvek.admin.ch/	スイス	41	31 322 41 11	31 324 26 92	不明	31 322 41 11	31 324 26 92	



## 参考資料4 海外インタビュー調査概要

### 1. 調査概要

#### 1.1 インタビュー目的

主なインタビューの目的は以下のとおり。

- 各国のMSDS制度の制度概況やMSDS作成の実態を把握し、各国においてMSDSの流通における普及にあたりどのような課題があるかを明らかにすること
- 各国のMSDS制度を取り巻く営業秘密保護の実態を把握すること
- 上記の状況をふまえ、今後、我が国のMSDSの普及の在り方及び制度の方向性について検討を行うこと

#### 1.2 インタビュー項目

主に以下の項目についてインタビューを行った（詳細のインタビュー項目については、インタビュー対象者によって異なる）。

- MSDS制度の概況
- MSDSの普及実態
- MSDS制度を取り巻く営業秘密保護の実態
- MSDS制度の普及支援に向けた取組
- MSDS制度を取り巻く国際動向に対する取組

### 1.3 インタビュースケジュール及びインタビュー先の概要

#### (1) 北米インタビュー調査

月日	曜日	時間	対象国	訪問先、移動内容	概要
11月1日	火	11:00 ~	アメリカ	OSHA	MSDS制度の実施・管理
11月2日	水	10:00 ~		AIHA(American Industrial Hygiene Association)	主に、労働安全衛生に関する研究調査を実施。MSDSに関しては、行政へのコンサルティングも実施。
				SCHC(Society for Chemical Hazard Communication)	主に、労働安全衛生に関する研究調査を実施。MSDSに関しては、行政へのコンサルティングも実施。
				ACC(American Chemistry Council)	アメリカの化学物質に関する主要な産業団体
		13:30 ~ 合同インタビュー		Chevron Oronite	石油添加剤会社
		WR & Grace & Company		総合化学会社	
		16:30 ~		Honeywell Specialty Materials	総合化学会社
11月3日	木	9:00 ~		Collier Shannon Scott, PLLC	法律事務所
		11:00 ~		McDermott Will Emery, PLLC	法律事務所
		14:00 ~		SOCMA(Synthetic Organic Chemical Manufacturers Organization)	中小企業を支援する産業団体
11月4日	金	10:00 ~		3M	日本では住友化学と提携している化学メーカー
	金	13:30 ~		Dupont	総合化学会社
その他				The Dow Chemical Company Cambrex Corporation Owens Corning Lonza, Inc. BASF P&G	-
11月7日	月	10:15 ~		カナダ	3M Canada
11月8日	火	10:00 ~ 合同インタビュー	Health Canada/WHIMS Division		労働者の知る権利の保護について所管
			HMIRC(Hazardous Material Information Review Commission)		営業秘密保護についての規定(HMIRA)を所管
11月9日	水	9:30 ~	CCOHS(Canadian Centre for Occupational Health and Safety)		企業向けのMSDSデータベース管理を行うなどの事業を実施。
11月10日	木	15:00 ~ 合同インタビュー	Osler		法律事務所
			CCPI(Canadian Petroleum Products Institute)		最近できた石油産業に関わる産業団体
			Imperial Oil		石油会社
11月11日	金	12:00 ~	Leger Robic Richard		法律事務所
		14:00 ~	CCPA(Canadian Chemical Producers' Association)		カナダの主要な化学物質に関する産業団体
その他			The Dow Chemical Company Shell Canada Owens Corning Bayer NOVA Chemical BASF L.V.Lomas Ltd. Cantox CIBA Speciality Chemicals Canada Inc.		-

( 2 ) 欧州インタビュー調査

月日	曜日	時間	対象国	訪問先、移動内容	概要
11月28日	月	10:30 ~ 12:00	オランダ	Ministry of Social Affairs and Employment (社会・雇用省)	MSDS制度の実施・管理
		14:00 ~		Pels Rijcken & Droogleeveer Fortuijn	営業機密契約などが専門
11月29日	火	13:00 ~	ドイツ	AGS(Committee on Hazardous Substances) 危険物質委員会	SDSに関する技術規則(ガイダンス TRGS 220)を作成
11月30日	水	11:30 ~ 13:00 合同	EU	EU Enterprise DG Directorate G Chemicals and Construction 1. REACH G1	REACHの管轄。欧州委員会におけるGHSの管轄も兼ねている。
				EU Enterprise DG Directorate G Chemicals and Construction 2. ChemicalsG2	SDSに関する全ての欧州委員会指令の管轄。化学品の市場規制に関する法令などを担当。
		15:00 ~		Covington & Burling	EU法規制が専門
12月1日	木	13:00 ~	英国	Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP	知的財産保護が専門
12月2日	金	14:30 ~		Health & Safety Executive (International Chemicals Unit)	CHIP制定およびSDSの管理

## 2. インタビュー調査結果

### 2.1 全体まとめ

ここでは、実施した海外インタビュー調査結果について、主な調査項目ごとにポイントをまとめた結果を示す。

#### 【MSDS 関連制度について】

##### MSDS 制度の政策的位置付け

- ・ 米国、カナダ、オランダでは複数の省庁が MSDS 制度の運営に関わっているが、英国及びドイツは単一の省庁が一括して MSDS 制度を運営している。
- ・ 各国とも、PRTR 制度は MSDS 制度とは全く別の枠組みの制度として位置付けられており、MSDS 制度との関連はない。
- ・ 各国とも、MSDS 制度の最終目的は労働安全と捉えているが、その手段として MSDS による情報伝達を向上させることも重視している。
- ・ 米国では他の情報伝達ツールとして、政府が主体となってデータベースを多数構築しているが、他の国では、MSDS が唯一のツールとなっている。
- ・ 今後の改正の方向性については、各国とも GHS の影響を受けることを挙げている。また、欧州では、さらに REACH の影響も大きいと捉えている（ただし、現行の MSDS 制度が大きくかわるとは考えていない）。

##### MSDS の規定内容

- ・ MSDS に記載すべき事項については、欧州各国は、EU 指令に基づきすべて同じ 16 項目となっているが、米国は 12 項目、カナダは 9 項目と異なっている。
- ・ 裾切り要件についても、欧州各国は、原則 EU 指令に基づいているが、オランダでは、EU の基準とは別に、オランダとしての基準も設けている。内容的には、EU 指令と米国、カナダでそれぞれ基準や数値が異なる。
- ・ 立ち入り検査については、全ての国（EU を除く）で実施しており、地方自治体はその業務を行っているケースが多い。また、英国では、検査（査察）官のトレーニングに力をいれているなど、検査が重要な位置付けを占めている。
- ・ 罰則については、罰金が多いが、各国とも実際に適用された例はほとんどない状況。（あくまでも指導にとどまっている模様）

#### 【MSDS の普及状況について】

##### 現在の普及状況

- ・ 各国とも既に「認知」及び「理解」の段階は問題がないと捉えており、現在は、MSDS の適切な「作成」や「活用」の段階にあると捉えている。特に、その中でも、

米国が最も進んでいると考えられる（欧州の国からの意見にもあった）。

#### 普及状況に関する調査の実施状況

- ・ 欧州では、EU の CLEEN による ECLIPS 調査が EU 域内の国を対象として実施されているほか、英国やドイツでは国内調査も実施されている。一方、米国及びカナダについては、そのような調査を実施したという情報は得られなかった。

#### 普及に関する今後の課題

- ・ 各国とも中小企業が MSDS を適切に作成のための知識や人材が不足していることを挙げている。また、ドイツでは MSDS 作成の専門家（コンサルタント）の育成の必要性についても言及していた。

### 【営業秘密保護について】

#### 営業秘密保護の位置付け

- ・ 「公益」と「企業の利益」のバランスをとることについては、各国とも重視しているが、「公益」をより優先させるべきとの見方が大きい。
- ・ MSDS における営業秘密保護については各国とも規定があり、化学物質のアイデンティティなどについて開示しなくてよいことになっている。

#### 営業秘密保護の手続き、仕組み

- ・ 具体的な手続きとしては、各国とも所管官庁に対する免除申請を行うことが必要であるが、その手間については、米国、カナダ、欧州各国で異なる。（カナダは手続きに時間や費用を要する。）また、欧州ではそのような手続きをとっている例はほとんどないのが実態。

#### その他

- ・ 欧州各国では、営業秘密保護に関する一般法はないため、問題がおきたときには、判例ベースで判断される。このため、企業は営業秘密保護を図りたい際には、原則、企業間での秘密保持契約を締結するのが一般的。
- ・ 欧州と北米を比較して考えると、北米の方が、不正競争防止に関わる一般法がある（米国）など、全般的に欧州よりも企業の営業秘密保護が進んでいると考えられる。

### 【MSDS の普及支援について】

#### 代表的な支援策

- ・ インターネットや CD-R などの媒体を通じた普及支援が中心で、特に特徴的な支援策はなかった。

#### 政府の役割

- ・ 上記の情報発信に加え、中小企業を中心に、政府が窓口となって、MSDS の作成方法などの相談を受けている国が多い。

#### 今後の課題など

- ・ オランダでは、IT を活用した情報発信（データベースのイメージ）を検討している。
- ・ ドイツでは、特に中小企業の課題を解決するため、民間の MSDS の代行を行うコンサルティング機関の質を高めるための資格制度を検討している。

#### 【国際動向への対応について】

##### REACH に対する見解

- ・ 米国及びカナダではあまり関係がないと捉えているが、欧州各国では、REACH により MSDS の情報の正確性が高まると考えられている。

##### GHS に対する見解

- ・ GHS については、全ての国が前向きに捉えている。

## 2.2 各国別まとめ

ここでは、調査を実施した国（米国、カナダ、オランダ、ドイツ、EU、英国）ごとに、インタビュー調査結果のまとめを示す（参考図表2.1～2.6参照）。

### < 政府機関 >

対象国： 6 各国すべて

### < 法律事務所 >

対象国： 6 各国すべて

### < 業界団体 >

対象国： 米国、カナダ

### < 企業 >

対象国： 米国、カナダ

参考図表 2 . 1 インタビュー調査結果まとめ一覧表 (米国)

インタビュー項目	主なインタビュー結果
MSDS関連制度について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HCSでは、化学物質そのものと物質的な性状及び健康有害性に関して、統計的に1つの文献・論文でも(有害性があると)証明し得るものがあれば、MSDSを記載する対象としなければならない。</li> </ul> <p>&lt; 業界団体 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・OSHAは、最も一般的なMSDS制度である。そのほかの法律も重要である。また、緊急時の規定を定めているものが、SARAのtitle3である。</li> <li>・OSHAに基づいたMSDSが作成されているかの監査を行い、その結果ペナルティを課すことがある。</li> <li>・米国におけるMSDS制度は、ハザードコミュニケーションのためのものである。この製品が安全であるという、提供するものでなく、あくまで、ハザードに関する情報のみを提供するものである。MSDSは、リスクコミュニケーションのために用いられるのではない。</li> <li>・消防員のために、さらにMSDSの内容を縮小し、MSDSの代わりに、Chemcardに電話番号他化学物質の情報を取得できるようにしている。</li> <li>・業界団体としては、MSDSを記入する者が、その役職につく前にトレーニングを受けるべきであると考えている。</li> </ul> <p>&lt; 企業 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MSDS関連制度の中心はOSHAになる。労働者の保護と知る権利のために存在しており、大切な位置付けである。会社としても、OSHAを第一に守ることが大切であると考えている。OSHAを守っていればよい。</li> <li>・TSCAにおいては、MSDSの提出は義務付けられていない。TSCAは、新規化学物質に関する規則である。</li> <li>・米国では製品に変更があった年の初回の発送時にMSDSを添付しなければならないが、一番厳しい州の知る権利法の有害化学物質基準を使うことで、各州どこでも統一されたMSDSを使うことができる。</li> </ul>
MSDSの普及状況について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大企業は「作成」と「活用」段階にあるが、中小企業に関しては「認知」と「理解」の間くらいだと思われる。</li> <li>・アメリカでは、サイドビジネスも含め個人事業者も多く、中小企業と考えられる事業者の数が多く、また、中小企業に課題が多いと考えている。人材面の不足と理解の不足が原因と考えている。技術的な面を理解するのは、難しいと思っている。</li> </ul> <p>&lt; 業界団体 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MSDSは、紙媒体から電子的にやり取りされるようになってきた。また、MSDS以上の情報を電子的にやり取りされるようになってきてもいる。</li> <li>・中小企業は、MSDSを取引上用いているが、作成は難しいと考えている。中小企業において作成が難しいのは、理解がないということと、技術的、人的リソースが不足しているからである。(企業も同じ意見)</li> </ul> <p>&lt; 企業 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国におけるMSDSの普及率は大変高い。MSDSを添付し忘れると納入先から請求されるし、製造物責任訴訟においても情報源として重要な役割を果たしているため、企業はMSDSのことをよく理解している。</li> <li>・化学物質情報伝達の取組としては、EPAのTSCAやTRI、IRIS (Integrated Risk Data Information System) など多数のデータベースがある。ニュージャージー州など、州によっては知る権利法に関連した有害化学物質の情報 (Right to Know Sheet) をウェブサイトで公開しているところもある。</li> </ul>



参考図表 2 . 1 インタビュー調査結果まとめ一覧表 (米国)

インタビュー項目	主なインタビュー結果
営業秘密保護について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まず、労働者の保護、それから企業の権利がくる。現在の営業秘密保護規定は利害関係者が議論した結果の結論であるため、バランスはよいと考えている。</li> <li>・営業秘密と主張できるのは、化学物質のidentityのみ。企業の判断により、営業秘密とできる。</li> <li>・緊急時と非緊急時でトレードシークレットの扱いは異なる。緊急時には、医者及び医療に携わるもの(たとえば看護師)から、事故があったときなどに、化学物質に関する情報が問い合わせられたときに、答える義務がある。</li> <li>・非緊急時には、あらかじめ、特定の医者あるいはhygienist(衛生学者、保健師)から、製造業者に対して、化学物質の名称に関することを教えてほしいという手紙を書き、confidential agreementを交わすことで、営業秘密を他に漏らさないということで保護している。ただし、企業側がconfidential agreementを交わすことができないと、医療関係者、MSDSを受け取っている事業者及び労働組合からOSHAへ問い合わせがある場合がある。</li> </ul> <p>&lt; 業界団体 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国においては、MSDSの営業秘密で議論になっていない。これは、化学物質のidentityに関する情報については、営業秘密だといって、開示しなくてもよいためである。(企業も同じ意見)</li> </ul> <p>&lt; 企業 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EPAによる有害化学物質情報伝達における営業秘密の保護はうまく機能していると思う。米国で販売する製品の有害化学物質はTSCAインベントリーに含まれていなければならない。含まれていない場合は新規化学物質として登録しPMN番号を取得するか、少量免除(low volume exemption: LVE)を受けなければならない。</li> <li>・OSHAのHCSによる営業秘密の保護もうまく機能していると思う。OSHA・HCSリストの有害化学物質が1%以上、または発がん性物質が0.1%以上含まれている場合はMSDSで秘密保持はできないし、HCS規定の有害化学物質以外にも、TSCAやTRIなどその他の有害化学物質関連の法規に関する情報もMSDS上で開示することが義務付けられている。</li> </ul> <p>&lt; 法律事務所 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質の製造業者が、%であるとか、製造方法を保護したい場合には、秘密情報というよりは、知的財産で保護することが一般的であり、一般に特許法の基で開示されることになる。</li> <li>・OSHAは営業秘密の情報を収集できるが、公開することはできない。FOIAは、政府の人が営業秘密に関する情報を公開することはできないと定めている。FOIAでは、商業的な内容、金融関係の事は、開示できない。</li> </ul>
MSDSの普及支援について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・OSHAとしては、大企業向けも中小企業向けも同じぐらいの力を割いている。ただし、問い合わせの多さから考えると、結果的に、中小企業に割く労力が増えていると思う。啓発活動も業界団体に協力を依頼するなど積極的に展開している。</li> </ul> <p>&lt; 業界団体 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・OSHAは無料で中小企業に対し資料を作成しているようだ。産業団体がパイプとなり、メンバーに資料を配布している。テンプレートや集計表(spreadsheet)などのツールや、ポケットガイドなどの情報も役立つと思われる。</li> </ul>
国際動向への対応について	<p>&lt; 業界団体 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・REACHが米国のMSDS制度に及ぼす影響はない。影響があるのは、グローバル市場である。</li> <li>・ACCとしては、ANSIスタンダードをGHSの取り込みたいと考えている。(実際には、GHSをいらんでANSIの改定を行っている)</li> </ul> <p>&lt; 企業 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GHSになれば、より標準化が進むため、企業にとってはやりやすくなるだろう。そのためには、ガイダンス等が必要になるため、業界団体及び政府等が支援する必要があると感じている。</li> <li>・GHSは、ハザードコミュニケーションのモデルとして、化学物質の情報をコントロールするもの。EUIは、「REACHが地域に情報を流すことができる」といって宣伝することがうまい。それに、アメリカがついていきたくないという状況にある。</li> </ul>

参考図表2.2 インタビュー調査結果まとめ一覧表(カナダ)

インタビュー項目	主なインタビュー結果
MSDS関連制度について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カナダにおけるMSDS制度は労働者の安全衛生の保護を最大の目的としている。</li> <li>・米国と同様に危険物質をトラック・鉄道などいかなる手段において輸送する場合には、MSDSを添付する必要がある。これは定期的に検査される。</li> <li>・カナダではレスポンスブルケアの取組みが活発である</li> </ul> <p>&lt; 企業 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MSDSの作成はすべてカナダ保健省のWHMIS 及びHMIRCの管轄だ。ほとんどの場合立ち入り検査は州の労働省が行う。連邦政府の行政官や企業のMSDS作成担当者と違って、州の検査官は化学的な知識を持った専門家ではない。立ち入り検査でMSDSに問題があった場合は連邦政府から専門家の行政官が連絡してくる。</li> <li>・米国からのMSDSはカナダのフォーマットに変換させなければならない。時間が長時間かかること、MSDS以外のラベル表示の義務があること、営業秘密の申請をカナダで行わなければならないこと等、苦勞する問題が多い。</li> <li>・MSDSの情報をNPRI(カナダのPRTR制度)の報告に利用することもあるが、MSDSのみを情報として使うのではない。</li> </ul>
MSDSの普及状況について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律が施行されてから20年程経っており、加えて罰則も厳しいため、十分浸透している。(ただし、中には罰則は関係なく、企業の倫理観からMSDSの遵守が守られているという考えもあった)</li> <li>・MSDSの遵守は大企業・中小企業を問わずレベルは高い。(行政・業界団体・企業とともに同じ意見)</li> <li>・MSDSの質については、大企業・中小企業で大きな差がある。(行政・業界団体・企業とともに同じ意見)</li> </ul> <p>&lt; 業界団体 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MSDSの記載情報を確認する人員が不足している。</li> </ul> <p>&lt; 企業 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の規模以外にも、分野によってMSDSの質が異なる。例えば、化学薬品会社は中規模であっても規制の内容をよく理解しているが、大規模な建築資材会社で、羽目板や屋根の資材にMSDSが必要だということを知らないところがあった。</li> <li>・取引相手の中小企業からのMSDSには情報が抜けている場合があり、問い合わせを行い内容を確認するという場合もある。非常に稀だが中には受理できない場合もある。一方大企業は規定で求められている以上の情報提供をMSDSを通じて行っている。</li> <li>・小企業はMSDSについては理解しているが、MSDS作成に必要なデータをどのように入手すればよいか分からない。MSDSに記載すべき情報が不足していたり、不正確であったりする。大企業はデータが社内にそろっているか、MSDS作成をアウトソーシングすることも可能である。</li> </ul>

参考図表 2.2 インタビュー調査結果まとめ一覧表(カナダ)

インタビュー項目	主なインタビュー結果
営業秘密保護について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者の知る権利と企業の営業秘密とのバランスを保つようにしている。</li> <li>・カナダでは開示したくない情報があれば、正当な理由を述べれば開示しなくても良い、という考え方である。</li> </ul> <p>&lt; 業界団体 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業秘密申請・登録のプロセスは時間とお金がかかりすぎる。</li> <li>・営業秘密申請を行っているのはほとんどが大きな企業であり、またその多くがアメリカの企業である。</li> </ul> <p>&lt; 企業 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引先から非常に詳細な情報の開示を求められることがあるが、情報の内容及び取引先との信頼関係に応じて、営業秘密保持契約を結ぶことがある。</li> <li>・ある企業ではカナダにおいて約4000のMSDSを取り扱っているが、その内、営業秘密申請を行っているのは約100程度である。また、営業秘密申請を行ったもので、申請が通らなかったものはこれまでにない。</li> <li>・営業秘密申請制度に問題を感じていない。</li> <li>・営業秘密である化学組成の成分が有害物質である場合は、「営業秘密ブレンド(proprietary blend)」もしくは「営業秘密混合物(proprietary mixture)」として%幅を記載する。</li> <li>・開発中の新製品が混合物の場合には、化学組成が競合相手に知られないようにするためすべての成分を「営業秘密」として記載することもある。MSDSの目的である労働安全の情報はすべて含まれているので問題にはならない。</li> <li>・カナダでは企業の規模にかかわらず多くの企業が違反で捕まらないことを願いながら登録せずに営業秘密を主張している。WHMIS規制を遵守している顧客が営業秘密違反のMSDSをHMIRCに報告すれば違反は発覚するはずだが、お互いに助け合う意味合いもありそのような告発もあまり聞かない。</li> <li>・営業秘密申請手続きが煩雑であり料金も高いため、営業秘密保護をあきらめて開示している企業もある。</li> </ul> <p>&lt; 法律事務所 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的にカナダで、営業秘密は、制定法に対していう基本法(コモンロー)において保護されている。また州と連邦での違いはない。</li> <li>・営業秘密保護のための全体的な法はなく、個別契約で守られる。</li> <li>・営業秘密として保護できるものは、顧客リスト、企業組織情報、リサーチの手続き、ソフトウェア、化学物質など。</li> </ul>
MSDSの普及支援について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CD-Rやインターネットを通じて、MSDS制度の概要やMSDSの作成方法などについて情報提供などを行っているが、新たな取組として普及支援について考えていることはない。</li> </ul>
国際動向への対応について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GHSの導入に伴い、MSDS制度の目的が労働安全だけでなく、環境保護などを含む包括的なものになると予想される。</li> <li>・GHSにより、必要記載項目が現在の9項目から、16項目に変更されることが予想される。</li> </ul> <p>&lt; 業界団体 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行制度では3年ごとにMSDSの更新が義務づけられているが、GHSが導入されても、この3年ごとの更新を維持しようと考えている。</li> <li>・GHSをアメリカが実施しないのであれば、カナダで実施するのは望ましくない。貿易の80%は米国が占めているので、EUよりもアメリカと足並みを合わせたいと考えている。</li> </ul> <p>&lt; 企業 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GHSの良い点は、全ての国が統一された用語を使うことになることだ。用語が統一されることによってMSDSの作成も容易になるし、従業員への訓練もやりやすくなる。</li> <li>・2008年にGHSを実施するのは難しいかもしれないが、数カ国がすでにGHSを実施することに踏み切っている。また、GHSの実施自体は実現すると思う。社内でもGHSに疑問を持っている職員がいるが、会社全体としては国際的に統一されたMSDS制度であるGHSを歓迎している。</li> <li>・REACHはMSDS自体にはあまり影響はない。EUへの製品の輸出入に影響がある。化学物質の登録をしなければEUへ輸出できなくなるし、これまでのように会社が独自で製品の健康安全テストをすることができなくなる。REACHが実施された時には相応に対処する。</li> </ul>

参考図表 2 . 3 インタビュー調査結果まとめ一覧表 (EU)

インタビュー項目	主なインタビュー結果
MSDS関連制度について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用主にSDSを義務付けることにより、労働安全衛生の改善、環境保護、消費者への情報公開を推進することをSDS制度の目的としている。</li> <li>・EUでは化学物質に関する情報 (Chemical Identity) 伝達は、労働安全衛生の改善のため、雇用主により最初になされるべき前提条件であるというスタンスをとっている。</li> <li>・EU指令の国内法の施行は加盟各国の裁量にゆだねられているので、各国にはある種の自由が存在していると認める。EUとして独自に加盟国の準拠状況をモニタリングしたり、監査するシステムはない。</li> <li>・違反に対する罰則も、EUとしては行わない。加盟国が、それぞれ施行した国内法に基づいて行う。各国の違反行為の事例についても、フィードバックはない。</li> <li>・SDSはあくまでも物質のみを対象としたシステムであり、製造工場における製造過程の事象 (公害物質排出など) は、別の指令で規定されている。重要なのは、SDSは純粋に作業員の安全確保を目的とした事業者対象のシステムであるのに対して、こうした別のシステムでは、ターゲットが異なる。従ってSDSとPRTRは、関連付けせず個別の課題として扱っている。</li> </ul> <p>(補足) MSDS、REACH、GHSの専門家の多くが、PRTR制度を知らなかったことが、MSDSとPRTRとの関係がほとんどないことを物語っている。</p>
MSDSの普及状況について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SDSはすでによく認知されたシステムであるが、作成するのは容易ではない。EUでは、すでに活用も行われている段階にあると認識している。</li> <li>・フィンランドの場合、SDS管轄機関による査察が徹底しており、準拠水準が高い。</li> <li>・CLEENのECLIPSが最新の調査であり、それ以降は特にプロジェクトを行っていない。</li> <li>・EUでは、加盟国の準拠状況をモニタリングするシステムはなく、あくまでもそれは、加盟国内所管機関の義務だとする。</li> </ul> <p>(注) CLEENのECLIPSは、モニタリングではなく、MSDS普及に向けたキャンペーン (含む調査) として捉えられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大企業はMSDSを実施するツールや人材を有するが、SMEはそれに欠いているため、実際には準拠していないと理解されているのも現状である。</li> </ul> <p>&lt; 法律事務所 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大手企業 (Siemensを例に挙げている) などは、自社内のSDS管理システムを構築している。</li> </ul>

参考図表 2.3 インタビュー調査結果まとめ一覧表 (EU)

インタビュー項目	主なインタビュー結果
営業秘密保護について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正当な理由があれば営業秘密は保護される。EU指令2001/58/EC内の組成及び合成の記述に言及している。</li> <li>・営業秘密保護違反のケーススタディはない(そのような問題を聞いたことはない)。</li> </ul> <p>(補足) バランスは重要と考えているようだが、労働安全のためにすべての情報を提供するのが大原則で、企業秘密保護にそこまで気を使うのはおかしいといった印象。</p> <p>&lt; 法律事務所 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業秘密保護に特化した一般法はない。</li> <li>・著作権法の適用に関しては、日本と同じように発行物が第三者に渡された時点で著作権を主張できるが、著作権を取得するための前提条件が一般に公開することであるため、SDSなどで営業秘密をはかるというケースには当てはまりづらい。あくまでも当事者間での契約が有効になる。EU Biocidal Products Directive 98/8/EC、リスクアセスメントに関するEU指令(Risk Assessment Directive 93/67/EEC)、作者(Author)に関する規定についても参照にすることについてアドバイスを受けた。</li> <li>・営業機密を保護する場合、欧州では原則的に当事者間で個別に契約を交わすことが一般的であり、当事者間の間に立つ弁護士など関係者も署名をし、契約を履行する義務を負う。</li> </ul>
MSDSの普及支援について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EUでは、加盟国内管轄機関、労組、産業連盟などが情報提供、プログラミング、トレーニングなどの支援を行っていると認識している。</li> <li>・欧州にトレーニングの提供を目的とした機関があるが具体名は不明(ECBの可能性あり)</li> </ul>
国際動向への対応について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、REACHとForum for Enforcementがあるため、さらにMSDS制度が強固なシステムとなりうる。</li> <li>・SDSは記載内容の質が良くなければ意味がないので、それを改善することが鍵である。なお、GHSやREACHがまだ実施されておらず、また、指令が出てから加盟国が実施する猶予期間が12-18ヶ月と長いので、現在のところEUに与える影響などは具体的に回答できない。</li> </ul> <p>&lt; 法律事務所 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すでに、REACHのFirst Reading(1回目の審議)が行われ、一部の業界(ティッシュペーパー製造業者を例に挙げている)からは改正案が出されている。</li> </ul>

参考図表 2 . 4 インタビュー調査結果まとめ一覧表（英国）

インタビュー項目	主なインタビュー結果
MSDS関連制度について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英国はEU加盟国であるため、原則的にEU指令に基づいた国内法で制度を定めている。</li> <li>・省庁間の役割分担としては、MSDS及び化学物質に関してはHSEが先導的機関となっている。</li> <li>・MSDS制度はEU指令にあるように、労働環境・安全の改善、環境保護、ならびに消費者への情報公開という観点から推し進められている。</li> <li>・現在、英国では消費者から更なる情報公開の必要性に関する要望やクレームがない上、事業者からもMSDS作成や法規制の内容に関してクレームが出ていない。</li> <li>・HSEでは、EU指令とCHIPの内容を肯定的に評価し、国内でもバランスがうまく維持されていると捉えている。</li> <li>・英国では、SDSに関しての査察を行っている。査察は2つのレベルに分かれている。1つ目は、明らかに危険物を扱っているとされる事業者（化学物質精製所、オフショア・採掘、鉄道、病院など）を対象に行うもので、2つ目は、小売業やオフィスなど比較的化学物質の扱い量が少なく危険度が低い事業者を対象にしたものである。英国では検査のガイドラインがあり、最低でも、ラベル表記、SDS記載内容、安全基準の準拠などCHIPにて規定されている項目は検査するが、実際の査察の内容を記載したチェックリストなどは存在せず、手順や内容は専門家一人一人の判断に任されている。検査にあたってチェックリストなどはなく、あくまでも検査官の感、経験、そして、現場の雰囲気など様々要素を合わせて包括的に検査する。</li> <li>・ペナルティはその重度に応じて「強制通知」「営業停止」「起訴」に分かれる。、実際は、警告後、追加の法的措置などを行うことはほとんどしない。この背景には、法的措置は手間がかかる作業であることと、実際には警告にとどめて、事業者の改善をまず促す方向で解決しようとするアプローチがある。事業者も、起訴されるほどの意図的な違法行為を行っていないのが現状であるため、法廷に持ち込まれたケースはほとんどない。</li> </ul>
MSDSの普及状況について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英国では、「認識」及び「理解」の段階を超え、米国とカナダと同じように「活用」の段階にある。これは、産業革命で未成年者が悪条件のもと労働を強いられていた事実などをふまえ、1833年以降、労働環境改善を求めた動きが活発となり、MSDSはその一部として早いうちに認識されていたという歴史的背景がある。よってMSDSは、英国ではすでに成熟した制度であり、事業者もMSDSを必ず作成するものであるという思想が社会に浸透しているのも事実である。</li> <li>・ただし、MSDSの記載情報の質に関しては、現在でも問題がある。5年前のHSE社内の調査では、全体の約66%が、記載内容で間違っていたり、内容が専門過ぎるために記載事項の正確性に欠いていたケースがあった。特に、自社で専門家を抱えたり、外部のコンサルタントに委託できるほど余力がある大手企業に比べて、SMEにこうした問題が見られる傾向にあった。SMEもMSDS作成を義務だと認識しているものの、現実的には大手企業よりもデメリットを被っている。従って、HSEでは、業界団体や化学物質を取り扱う企業と個別に直接話し合いを行ったりしている。</li> </ul>

参考図表 2 . 4 インタビュー調査結果まとめ一覧表（英国）

インタビュー項目	主なインタビュー結果
営業秘密保護について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公式の免除申請制度が存在し、HSEのウェブサイトに申請方法などが掲載されている。例えば、免除の理由などを提出し、それをHSEで評価し判断を下すというプロセスがとられる。ただし、件数はそれほどなく、免除を行うのは非常に稀である。</li> </ul> <p>&lt; 法律事務所 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英国で秘密保護を規定した法律はなく、裁判所では判例ベースで審議する。</li> <li>・営業機密を保護する場合、英国を含め欧州では、原則的に新入社員など就職の場合も含め、企業・被雇用者、あるいは企業間といった当事者間で個別に契約を交わす契約社会であり、日本の信頼に基づく関係維持という慣習とは異なる。</li> <li>・米国の場合は、不正競争法で、スパイ行為など悪意のある行為に対しては刑法も適用されるが、欧州や英国ではそうした事例は少ない。</li> <li>・SK&amp;F社がHSEに対して提出した営業秘密情報を、HSEが第3者となる他社に譲渡した事実が発覚した。他社は、このSK&amp;F社の情報を事業に活用し、その結果、SK&amp;F社に被害が出たが、高等法院はHSEの行為は違法とはいえないという判決を下している。これは、HSEがSK&amp;F社から提出を受けた情報を第3者に提出する必要性があったことを理由にあげている。</li> <li>・日本は知財値材国家を目指しているものの、知的財産は無形資産であること、また、企業が法律の扱い方に慣れていないため、政府が十分に支援を行うことが必要である。例えばMSDSシートの裏に、契約書の雛形を載せる等の支援を行うことが必要かもしれない。</li> </ul>
MSDSの普及支援について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HSEでは、業界団体や化学物質を取り扱う企業と個別に直接話し合いを行っている。</li> </ul>
国際動向への対応について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英国では、REACHが現状をさらに改善するためのシステムであると肯定的に受け止めている。実際に施行されていないために、マイナス面や影響などについて具体的には答えにくい段階であるが、EU指令では、今回の調査で触れている公益と情報伝達のバランスがよく規定されていると考えている。</li> <li>・HSEとしては、GHSとREACHが当座は並行に採用されるが、将来的には1つになるとみている。GHSはSDSの現状をさらに改善するシステムであると好意的に捉えており、EUとしても、現状に悪影響を与えるような採択方法は取らないと考えている。</li> </ul>

参考図表 2.5 インタビュー調査結果まとめ一覧表(ドイツ)

インタビュー項目	主なインタビュー結果
MSDS関連制度について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドイツのMSDS制度はEU指令に基づいて、ドイツ連邦経済労働省第6条で国内法として施行されている。</li> <li>・アメリカでは、MSDSを受け取った雇用主が直接労働者にMSDSを渡すのに対して、ドイツ(EU)では、MSDSを受け取った雇用主は、労働者にMSDSを渡す必要はない。ただし、雇用主自身がMSDSの内容をよく理解し、労働環境改善に必要な方策を講じる義務がある(結果として、雇用主はMSDSに関する口頭・文書での説明書などを作成し、労働者に渡している。)</li> <li>・MSDSの普及(「認知」及び「理解」)はすでに達成しているが、MSDSを正確に作成し、労働者などに対して正確に伝達する(「活用」)部分について課題が多いと考えている。特に、ドイツではMSDS作成を強制することは容易でないと思えている。具体的には、MSDSの記載項目の中で定義が不明確なものがあるため、企業側に解釈の余地があり、MSDSが間違っているという明確な証拠を作成するのに手間がかかるため、強制することが不可能に近いと認識している。</li> <li>・ラベル表記や16項目のうちの廃棄物規定など、まだ定義が曖昧なものもある。</li> <li>・法整備のための理論は構築できても、実際には運用面で強制できないなど課題あり。</li> <li>・「裾きり要件」では、非気体調剤と気体調剤の数値がそれぞれ分かれている。</li> <li>・実際に罰則が発生したケースがないので、違反の程度ごとの罰金の詳細はわからない。罰則を制定するという理論は立てやすいが、実際の運用面では、強制を行わないので、あいまいとなっている。</li> <li>・検査官による査察は各州の行政機関(enforcement agency)が管轄。具体的には、10年前に1州を対象とした査察で、もう一つは、2000年の全州対象の査察である。方法としては、実際に企業を訪問し、26項目を掲載した質問票を渡して、答えてもらった。26項目には、提出義務がある情報と、あれば有益という自主的な情報を含む。また、製品ラベルの表記が正確であるかどうかも検査する方法を採用。各社2-3枚ずつ提出した(2000年の査察)。2000年の査察による調査は、当時のMSDSに関するEU指令(91/155)への対応状況を調査したものである。ただし、調査そのものは当時EUで検討されていたMSDS指令の改正に向け実施されたもので、調査結果はEUに報告され、EU指令(SDSD2001/58/EC)の作成に役立てられた。</li> </ul>
MSDSの普及状況について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「認知」及び「理解」の段階はすでに達成している。</li> <li>・2000年の査察の結果、企業内でのMSDSへの認識が高まり、MSDSに関する情報入手や作成方法など企業からの問い合わせが増えた。</li> <li>・大手企業(例:Siemens)などは自社のデータベースを有している。</li> <li>・今、課題となっているのは、「作成」と「活用」の段階。すでに10年かけて、MSDSの質は向上しているため、今はMSDSのコンサルティングを行う人材の資格制度の検討を行うことが課題となっている。</li> </ul>



参考図表 2 . 5 インタビュー調査結果まとめ一覧表 (ドイツ)

インタビュー項目	主なインタビュー結果
営業秘密保護について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物質規則第6条において、EU指令の営業秘密保護の規定に準拠する旨、記載されている。</li> <li>・法律上は、原則及び記載すべき項目はすべて記載することになっている。ただし、成分枠を2-5%とし、固定値を記載しないことが許されている。構成比率も合計が100%となれば、具体的な比率を問わない。</li> <li>・また、Toxic, Sensotise, Collosion以外で、可燃性物質のみである場合は、具体的な化学物質名を記載しなくて良い。ただし、刺激性のあるもの、毒性のある物は加盟国の所管当局へ申請する必要がある。</li> <li>・MSDSに関して営業秘密保護の観点で問題となった事例(訴訟事例を含む)はない。</li> </ul>
MSDSの普及支援について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政では、パンフレットやウェブサイトを通じて、情報を提供している。</li> <li>・InQaというプロジェクトの中で、MSDSの正確な作成及び活用に向け、様々な取組が実施されている。 (MSDSサンプルの紹介、MSDS作成に必要な情報源の紹介、MSDSに関する情報を掲載したパンフレットの提供、MSDS作成のためのコンサルタントの紹介、MSDS作成のためのトレーニングの提供及びMSDSのプログラム開発を行ったサービスプロバイダーによるワークショップ等)</li> <li>・ドイツでは、MSDSの代行サービスを提供するコンサルタントが存在するが、彼らは資格を有さずに自由に開業できる。そのため、コンサルタントに委託しても、MSDSの質が高いとは限らない。現在は、この点を規制し、トレーニングを受けて、認可された者だけが、サービスを提供できるような体制作りを進めている。</li> </ul>
国際動向への対応について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EU指令に準拠することが基本。個別の活動としては、特にEUのCLEENにて提携している。</li> <li>・GHSについては、対応は必須であるが、ほぼ現行のドイツ国内の規定項目と同じであるので、変更は非常に小さいと考えている。</li> <li>・GHS同様、REACHの枠組み(拡大SDS)にも準拠する予定である。</li> </ul>

参考図表 2 . 6 インタビュー調査結果まとめ一覧表 (オランダ)

インタビュー項目	主なインタビュー結果
MSDS関連制度について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律そのものは住宅・国土・環境省が担当し、その運用は社会・雇用省及び経済省を含めた3省で担当。MSDSの管理に関わる体制については、3省あわせて10人～20人ぐらい(兼務を含む)。</li> <li>・オランダでは、他のEU加盟国と比べて、1999年にオランダ独自の戦略を検討していたが、政権交代に伴い、現在はREACHの採択が優先されている。この背景として、新政権が他のEU加盟国との協調を重視し、オランダが先走りしないというポリシーを掲げていたことを挙げられる。有害物質の管理に関して、加盟国内の事業者の義務が統一化される必要があることも背景にある。</li> <li>・MSDS制度の本来の目的としては、労働環境・安全の改善、環境保護、ならびに消費者への情報公開であるが、最近では、REACHの動きもあって、SDSによる「情報伝達」をより積極的に進める傾向にある。</li> <li>・記載項目については、EU各国で共通である(16項目)。</li> <li>・PRTR制度とMSDS制度は制度上関わりはほとんどない(担当者も知らなかった)。</li> <li>・査察は、定期的及び抜き打ちの両方がある。方法としては、実際に企業を訪問し、データファイルを検査する。検査官の数は明確ではないが、査察などMSDSに關与する人員は10ぐらいのグループだと思われる。</li> </ul>
MSDSの普及状況について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「認知」及び「理解」の段階においては、90-95%問題がないと思う。これは、取引企業間で、MSDS作成の圧力があるため(MSDSがないと取引が成立しない)。今、課題となっているのは、「作成」及び「活用」の段階である。</li> <li>・MSDSの普及状況に関して、EUとの合同で調査を実施している(CLEENによるECLIPS)。この結果、オランダ国内では、70%が正確なMSDSを作成できていないことがわかった。この中には、MSDSの作成者に関する情報が間違っているような軽微のものもあるが、化学物質の有害性情報が間違っているような場合もあり、問題視している。</li> <li>・大企業は、MSDSを実施するツールや人材を有するが、SMEはそれに欠いているため、実際にはMSDS作成が困難なのが現状である。その一方で、SMEは自社が使う化学物質について情報を開示するよう大手企業に圧力をかけている場合もある。</li> <li>・SMEでは、MSDSの記載項目について、どの情報をどの項目に記載すべきか、又化学物質の区分についての知識が十分でない。</li> <li>・企業間取引の情報交換ツールとして、他のツールについても検討を行っているが、現状では、SDSが唯一の情報交換ツールであると認識している。</li> </ul>

参考図表 2 . 6 インタビュー調査結果まとめ一覧表 (オランダ)

インタビュー項目	主なインタビュー結果
営業秘密保護について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MSDSの制度上は、原則、記載すべき項目はすべて記載することになっている。ただ、運用上、保護すべき情報に関しては、ケースバイケースで対応し、具体的には雇用省と事業主間の話し合いで決定することがある。具体的には、化学物質名(化学的アイデンティティ)についてはMSDSに記載しなくてもよい。なお、毒性データなどについては情報として極めて重要なため、一切、営業秘密とすることはできない。</li> <li>・営業秘密保護について、企業が行政に申請をして、行政が審査をした上で認可されるといったプロセスはない。(行政は企業の相談は受けるが、必須の行政手続きはない)。また、MSDS上の営業秘密の保護に関して、雇用省に相談にくる件数はほとんどない。</li> <li>・MSDSに関して営業秘密保護の観点で問題となった事例(訴訟事例を含む)はない。</li> </ul> <p>&lt; 法律事務所 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業秘密保護に特化した一般法はない。</li> <li>・オランダでは、企業間における秘密保持契約の締結が前提条件であり、これに反した場合には、アンチトラスト法などにより、刑法で罰せられることになる。</li> <li>・営業秘密保護を図る一つの手段として、MSDSを提供する際に、受取り側の誰がその情報にアクセスするかを、提供する側に通知することが考えられる。(MSDSの受け渡しの際に、営業秘密保護に関する契約を結び、その中でアクセス者に関する情報を記載することが理想的であるが、現実的ではないため、契約書がないにしても、双方で確認を行うことが重要である)</li> </ul>
MSDSの普及支援について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用省を初め、一部の企業連盟など民間組織が、中小企業などがSDS作成の際に直面する課題を解消するために対応しているほか、MSDS制度の改善のために、現在国内でのプロジェクトを進めている。そのプロジェクトでは、MSDSの質を向上することを目的としているほか、事業者がMSDSを管理する際に、ITを使うことで、費用の削減につながると提案している。その具体的なシステムや方法については現在模索中で、今回、日本のIMDSに関心を示していた。ただし、行政サイドの役割は、あくまでSDSの適切な作成、活用に向けた検討や助言を行うことであり、具体的な対応策(ITシステムの構築など)は民間ベースで進めるべき内容である。</li> </ul>
国際動向への対応について	<p>&lt; 政府機関 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オランダでは前述のように国内独自の戦略よりもREACHを優先している。</li> <li>・REACHにより、大幅に管理制度が改善されるというよりも、提供される情報がより正確になると見ている。</li> <li>・REACHにおける拡大SDSでは、従来の有害性情報ではなく、暴露情報を含めたりリスク評価につながる情報を盛り込むことが必要となる。</li> </ul>